



N978-4-87498-387-4

036 ¥1800E

本体価格 1,800円+税

イアブック 核軍縮・平和 2007

市民と自治体のために

NPO法人 ピースデポ

イアブック

核軍縮・平和

2007

市民と自治体
のために

NPO法人
ピースデポ

市民と自治体のために

平和

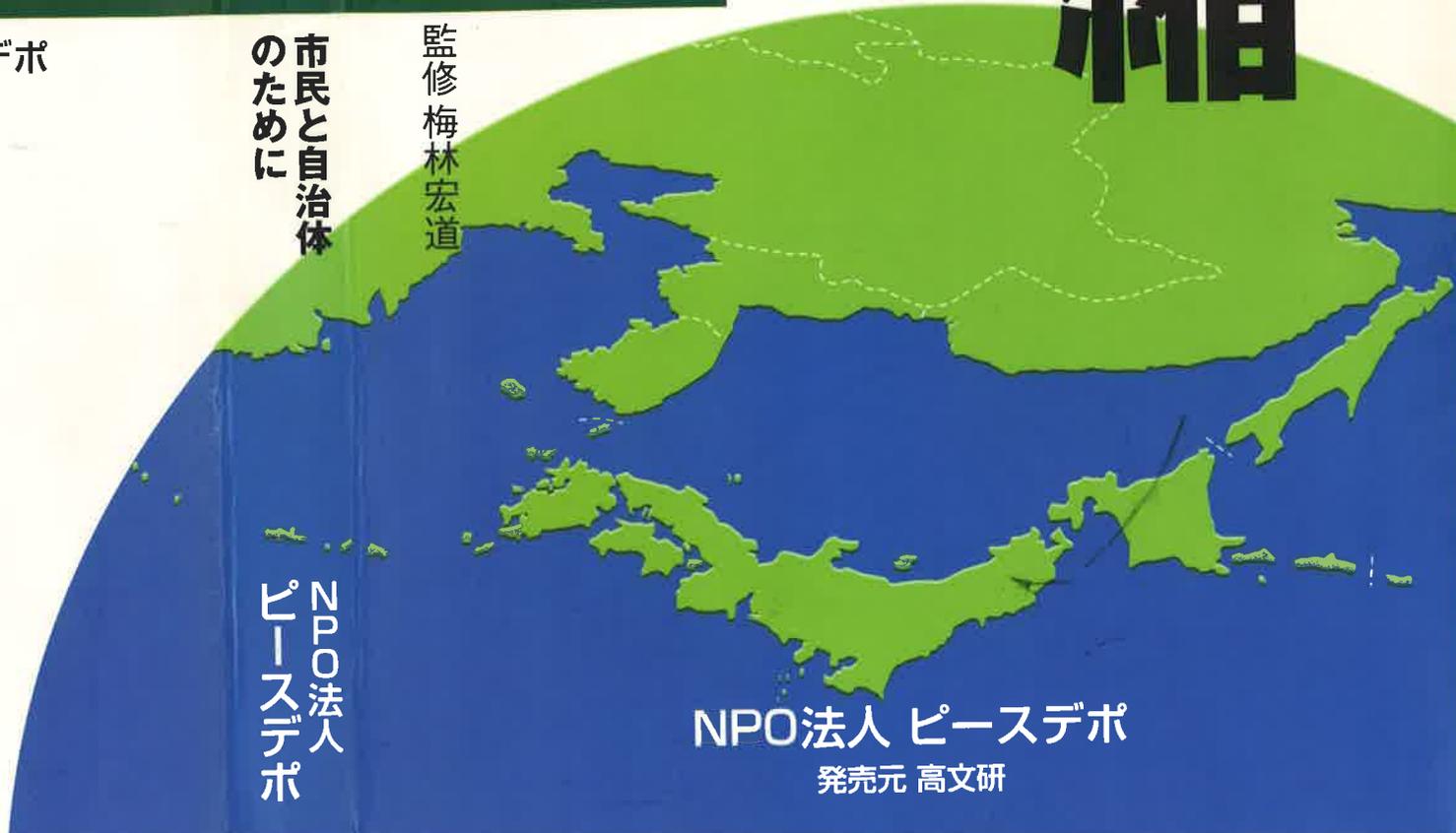
2007

監修 梅林宏道

事務所用

- 特集：北朝鮮の核・ミサイル実験
- 特別記事
〈対談〉被爆者運動の50年
米・インド核協力を問う
- 市民と自治体にできること
- 51のキーワード
核/ミサイル防衛/米軍基地ほか
- 48の一次資料

イアブック 核軍縮



NPO法人 ピースデポ

発売元 高文研

イアブツク

核軍縮 平和

2007

市民と自治体のために



06年6月23日から28日、「世界平和フォーラム」がカナダ・バンクーバーで市と市議会が協賛して開催された。24日には市の中心街でピースウォークが行われた。キーワードE3に記事。(写真：塚田晋一郎)

トライデント更新反対運動の人々（イギリス）

イギリスでは、核兵器トランデント・システムの更新に反対する運動がファスレーン海軍基地周辺をはじめ全国で繰り広げられている。キーワードC4とE5に記事。写真※印は豊島耕一さん提供。他は「ファスレーン365」のホームページから。



発刊にあたって

イアブック「核軍縮・平和2007——市民と自治体のために」は、前身となる「核軍縮と非核自治体・1998」（A4版91ページ）を初めて出版してから10年目の号となる。一昨年の2005年版から(株)高文研に「販売元」をお願いし、昨年からは本のスタイルや構成も定着する段階を迎えた。2007年版は、そのような流れの中で、昨年をほぼ踏襲して制作した。

本書は、内容的には、核軍縮問題に力点を置きながら、日本の平和と安全保障に関する過去一年の動向を、市民や自治体の視点から整理し解説することを目指している。動向を伝えるに当たって、過去一年を特徴づける「キーワード」を設定し、そのキーワード解説を柱とした。それらに関するデータや基礎知識を「データシート」「用語の説明」として説明した。また、核軍縮の過去一年の趨勢を理解していただくために「概観」を、冒頭に掲げた。さらに、2007年版は、北朝鮮の核実験という特筆すべき事件を記録するため、特集の章を設けた。

製作に当たっては、事実情報を正確に伝えることを心がけた。必要な出典を注記し、巻末に主要な資料とその原典URLを収録することによって、読者が原典に当たることが出来るようにした。他書では得られない貴重な資料が収められていると自負している。また、巻末に索引を設けた。

本書は、年鑑として2006年1月1日～2007年3月30日の15か月のできごとをカバーすることを基本としたが、可能な場合にはそれ以後のできごと、注釈などによって補足した。

奥付に列記した人々が構成する「ピースデポ・イアブック刊行委員会」が中心となって本書を企画・執筆し、ピースデポが編集（編集長：田巻一彦）・製版した。刊行委員会でカバーしきれない記事に関しては、その分野の専門家に執筆協力をお願いした。その他にも、多くのボランティアの方々に執筆・制作を助けて頂いた。関係したすべての方々に厚く御礼申し上げたい。

最後になったが、2000年版から毎年の巻頭に挨拶文を送っていただいた伊藤一長長崎市長が、4月に凶弾に倒れ無念の死を遂げられた。心から追悼するとともに、改めて感謝の気持ちを申し上げたい。

2007年8月

ピースデポ・イアブック刊行委員会代表
梅林宏道

イアブック「核軍縮・平和2007」発行に寄せて



「ピースデポ・イアブック 核軍縮・平和 2007」の発行にあたり、日本非核宣言自治体協議会を代表して心より喜び申し上げます。

最新の核軍縮問題をキーワードで解説した本書は、自治体の平和行政推進にあたっての必携の書としてすでに定着しており、本協議会におきましても、毎年、すべての会員自治体に本書を配布して、積極的な活用を図ってきたところです。全編にわたっての詳細な解説と最新の正確な資料への信頼は高く、ピースデポ・イアブック刊行委員会の毎年の編纂のご努力に心から敬意を表します。

最近の核を巡る情勢は、昨年10月世界を震撼させた北朝鮮の核実験をはじめとして、イランの核開発疑惑や米印の原子力協定など、核不拡散条約(NPT)体制の崩壊の危機が叫ばれ、複雑な様相を呈してきております。

平和への取り組みには情勢の正確の把握とともに、市民、NGO、自治体が情報を共有し連携を図っていく必要があり、共通の理解の基盤として本書の役割はますます重要になっていくものと考えております。

皆様ご承知のとおり、本年4月、本協議会会長であった伊藤一長前長崎市長が凶弾に倒れるという無念の事件が起きました。本協議会は、1984(昭和59)年に結成、2007(平成19)年4月現在、232自治体が本協議会に加入をいただいておりますが、1444の宣言自治体の存在を考えれば、全体の一部に過ぎず、伊藤前会長もできるだけ多くの自治体の加入のための努力を続けていたところです。

本書では「日本非核宣言自治体協議会」の活動もご紹介いただいております。読者の皆様方にはおかれましては、伊藤前会長の願いをご理解いただき、本書を通じて地域自治体の非核宣言の状況にも目を向けられ、宣言自治体への取り組みにご協力いただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本書が多くの皆様にご活用いただくことを期待しますとともに、特定非営利活動法人ピースデポの皆様方のますますのご発展を祈念いたします。

2007年5月

日本非核宣言自治体協議会会長
長崎市長

田上 富久

- 発行にあたって イアブック刊行委員会代表 梅林宏道
- イアブック「核軍縮・平和2007」発行に寄せて
日本非核宣言自治体協議会会長 田上富久

第1章 核軍縮：2006年の概観（2006年1月～2007年3月）	
一凍土に緑は育たない	13
第2章 特別記事	
■対談：被爆者運動に関わって—日本被団協50周年と原爆症訴訟	29
田中熙巳 内藤雅義	
■NPT体制を崩壊させる米印核協力	41
山口 馨	
第3章 特集：北朝鮮の核・ミサイル実験	
★データシート1：北朝鮮の主要な核・ミサイル関連施設と核実験実施場所（推定）	50
■特別寄稿：何が行われたのか—北朝鮮核実験の技術的検討	51
鈴木達治郎	
■特集キーワード	
A1. 北朝鮮、ミサイル連続発射実験	58
A2. 米イージス艦、北日本で米国土ミサイル防衛	60
A3. 国際社会は冷静に反応	62
A4. 核実験で立証されたCTBT検証システム	64
A5. 6か国協議、初期行動に合意	66
A6. 日本政府の過剰反応	68
A7. 噴き出した「敵基地攻撃論」と「核保有論」	70
第4章 核軍縮・平和：2006年のキーワード	
B. 核軍縮・不拡散外交	
B1. NPT準備委員会—2010年に向け、辛くも一歩	74
B2. 行き詰まり打開に向け、CD議長の努力が続く	76
B3. 米国、検証なきカットオフ条約を提案	78
B4. イラン核疑惑に国際社会の圧力	80
B5. 中央アジア非核兵器地帯が成立	82
★データシート2：世界の非核兵器地帯	84
★データシート3：CTBTの署名・批准状況	88
B6. 核廃絶へ、公正原則を貫くプリクス報告	90
B7. キッシンジャー、ゴルバチョフらが核廃絶提言	92
B8. 燃料サイクルの世界的管理への挑戦	94
B9. 切望される新「宇宙条約」—中国が衛星破壊実験	96
B10. 軍縮局を「格下げ」した国連機構改革	98
C. 各国の核・安保政策	
C1. 新型核弾頭RRW、米計画の中心に	100

2-12	日本被団協抗議声明 (06年10月10日)	242
3. その他の資料		
3-1	米国のFMCT草案と委託任務草案 (06年5月18日)	244
3-2	ブリクス報告 (06年6月11日)	246
3-3	アナン国連事務総長 (当時) の演説 (06年11月28日)	253
3-4	中央アジア非核兵器地帯条約 (06年9月8日)	257
3-5	第61回国連総会・日本決議 (06年12月6日)	262
3-6	第61回国連総会・新アジェンダ連合決議 (06年12月6日)	264
3-7	国連軍縮局改組に関する国連総会決議 (07年3月15日)	265
3-8	CD議長による暫定決定 (未採択) (07年3月23日)	266
3-9	未臨界核実験ユニコーンに関する米NNSAの発表 (06年8月30日)	267
3-10	核兵器複合体の将来 (米NNSA) (06年10月)	267
3-11	新しい戦略核削減交渉をブーチン・ロ大統領 (06年6月27日)	268
3-12	ミュンヘン会議におけるブーチン・ロ大統領の 安全保障政策に関する演説 (07年2月10日)	269
3-13	英国「核抑止力の未来」 (06年12月)	271
3-14	シラク仏大統領の演説・新核ドクトリン (06年1月19日)	274
3-15	米印共同声明 (06年3月2日)	275
3-16	インドの核施設軍民分離計画 (06年3月7日)	276
3-17	国連安保理・イラン決議1696 (06年7月31日)	278
3-18	国連安保理・イラン制裁決議1737 (06年12月23日)	280
3-19	国連安保理・イラン制裁決議1747 (07年3月24日)	282
3-20	米国・2007会計年度国防認可法 (06年10月17日)	284
3-21	米「国家安全保障戦略」一先制攻撃の部分 (06年3月16日)	285
3-22	米「国家宇宙政策」 (06年8月31日)	285
3-23	第2次アーミテージ報告 (07年2月16日)	288
3-24	広島・長崎の2006年平和宣言 (06年8月6日、9日)	291
3-25	核軍縮日誌 (06年1月1日~07年3月31日)	294
◇ 略語集		307
◇ 索引		310

データシート一覧

1. 北朝鮮の主要な核・ミサイル関連施設と核実験 実施場所 (推定)	50
2. 世界の非核兵器地帯	84
3. CTBTの署名・批准状況	88
4. 米国がこれまでに実施した未臨界核実験	103
5. 地球上の核弾頭全データ	110
6. 米軍の世界的再編	130
7. 横須賀母港米艦船の変遷	142
8. 【図説】再編実施のための日米ロードマップ	148
9. 原子力艦船の寄港状況	152
10. インド洋に派遣された自衛隊艦船	158
11. 民間港への米軍艦入港状況	178
12. 米軍機・艦船による事故	180
13. 米軍人による刑法犯検挙状況	181
14. 非核宣言自治体の現状	204
15. 平和市長会議「2020ビジョン」賛同自治体数	205
16. 非核宣言自治体の活動と事業	206
17. 大和市とタコマ・パーク市の平和条例	208

執筆者紹介 (五十音順)

梅林宏道	ピースデポ代表
大滝正明	ピースデポ・ボランティア
嘉指信雄	NO DU ヒロシマ・プロジェクト代表
勝田忠広	東京大学法学部政治学研究所研究員
黒崎 輝	大学非常勤講師
茂垣達也	原爆症認定集団訴訟を支援する全国ネットワーク事務局
鈴木達治郎	東京大学公共政策大学院客員教授
田巻一彦	ピースデポ理事
塚田晋一郎	ピースデポ・インターン (明治学院大学生)
豊島耕一	佐賀大学理工学部教授
中村桂子	ピースデポ事務局長
林 公則	一橋大学大学院経済学研究科博士課程
氷熊克哉	ピースデポ・スタッフ
山口 響	ピースデポ奨励研究員
湯浅一郎	ピースデポ副代表
横山美奈	ピースデポ・ボランティア (明治学院大学生)

第1章

核軍縮

2006年の概観

凍土に緑は育たない

●ここで述べられる個々の話題は、()に記したキーワードの項目に、出典も含め詳しく説明されている。

1. 病巣の拡大

(1) イラク戦争混迷のなかの軍縮不在

イラク戦争が国際法違反の形で始められた事実は、国際社会に深い亀裂を生み出したが、戦争が泥沼化する状況の中で、その亀裂は世界にさまざまな病巣の広がりを生みだしている。核兵器をめぐる状況においても、保有国と非保有国の間、保有国の中における米英と中ロの間に相互不信は拡大した。05年の核不拡散条約(NPT)再検討会議が成果なく終わったのみならず、05年秋の国連特別首脳会議の成果文書から軍縮項目が消えてしまったことに象徴されるように、このような状態においては、核軍縮だけが進むというような幸運は望めないということを強く印象づけた1年であった。凍土に緑は育たないのである。

形の上では、06年に新生「独立国家」イラクの民主主義体制が発足した。すなわち、05年12月15日に新憲法下における国民議会選挙が行われていたが、06年1月20日になってやっと開票結果が確定した。イスラム教シーア派中心の「統一イラク連合」が多数派となったが過半数には至らなかった。そして混乱の後に4月に指名されたマリキ首相の下で5月20日に正式政府が発足した。しかし、正統政府が発足してもイラクの治安は回復せず、とりわけイスラム教シーア派とスンニ派の対立は激化の一途をたどった。06年2月にシーア派聖地アスカリ廟が爆破されたことが両派の武装勢力の抗争激化のきっかけとなった。06年9月1日の米国防総省報告書は「内戦の危機」にあると述べ、07年2月2日、国家情報評価(NIE)は、「宗派間抗争の状況は内戦と表現することができる」旨を認めた。

米国内では米軍早期撤退の世論が勢いを増した（C7）。11月7日の中間選挙でブッシュ政権は敗北し、翌日ラムズフェルド国防長官が更迭された。米議会が06年3月に設置したペーカー元米國務長官ら超党派「イラク研究グループ」は、12月6日に報告書を発表して米軍の段階的撤退を求めた。しかし、07年1月10日、ブッシュ大統領が決定したのは2万5000人の兵力増派であり、さらに3月10日には4700人の追加派兵を決定した。

（2）北朝鮮の核実験

06年10月9日の朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）による核実験は、06年の核兵器状況を記録する際の最大の出来事であった。

北朝鮮による執拗な核兵器と弾道ミサイル保有の追求は、前述したイラク情勢と無関係ではないであろう。イラクのサダム・フセイン体制は、核兵器を持たないが故に米国によって打倒されたと北朝鮮は考えていると思われる。05年2月10日に北朝鮮が核保有を主張したとき、「米国は北朝鮮の政治システムを何があっても転覆しようとしている」と述べ、「北朝鮮人民のイデオロギー、システム、自由、民主主義を守るための核兵器が必要だ」*と述べたことにそのような論理がよく現れている。06年10月9日、北朝鮮は遂に核実験を強行したが、そのときの短い声明も「自衛的国防力を渴望してきた」人民に応えたものだと述べた。北朝鮮の核実験は人類の核兵器廃絶努力に逆行するものであり、許されざる暴挙であることは言うまでもない。しかし、これは決して世界で孤立した事象ではないのである。

北朝鮮による核実験に対して、国際社会から厳しい批判がわき起こった（A3）。国連安全保障理事会はすでに06年7月5日のミサイル発射実験（A1）、06年10月3日の核実験を示唆する北朝鮮外務省声明に対して行動を起こしていたが、核実験実施5日後の10月14日には非難・制裁の決議1718（2006年）を採択した（資料2-5）。日本でも直ちに国会決議が挙げられた。一部の議員は日本の核武装を示唆するなど冷静と思慮を欠いた発言をしたが、市民の反応は核実験を強く非難しながらも、総じて冷静であった。日本原水爆被害者団体協議会

*本イアブック05年版・資料13に全文

（日本被団協）が「いかなる理由があろうとも、核兵器を国の安全を保持する兵器として選択することを断じて許すことはできない」（資料2-12）と原点となるべき認識を述べ、核兵器保有国にも核兵器廃絶を訴えたのはそのような反応の典型であった。

北朝鮮が核実験を行った約2か月後、06年12月18日～22日に6か国協議が再開されることになった（A5）。05年11月11日に休会に入ったまま行き詰まっていた第5回協議が13か月振りに再開されたものであり、第5回協議第2セッションに相当する。再開の直接のきっかけは、北朝鮮の資金を扱っているマカオの銀行バンコ・デルタ・アジア（BDA）に対する米国の金融制裁について、米国が北朝鮮との2国間交渉に応じることとなり、行き詰まりの主因であったこの問題の解決の目途がたったことにあった。第2セッションは再び休会に入ったが、7週間後に第3セッション（07年2月8日～13日）が開催された。その最終日である07年2月13日、05年の9.19共同声明（資料2-11）を実施するための初期行動についての合意文書が採択された（資料2-6）。合意文書は、「朝鮮半島の検証可能な非核化」という共通目標を再確認するとともに、北朝鮮が寧辺（ヨンビョン）の核施設を停止、封印し、国際原子力機関（IAEA）要員を復帰させるなどの初期行動に合意した。また、初期行動実施のために5つの作業部会も設置した。しかし、BDA資金の送金問題が予想外の技術的困難に直面し、第6回6か国協議を07年3月19日に開催したものの、実質協議に入れないうまま3月22日に休会となった。

BDA問題など個々の問題に目を奪われがちであるが、北朝鮮の核実験予告以後の事態の推移には、注目すべき意味が隠されていることに注意したい。まず、核実験を行った既成事実という交渉カードを手にしたにもかかわらず、6か国協議における北朝鮮の外交戦術はほとんど以前と変わっていないのである。すなわち、北朝鮮は、非核化と引き替えに、当面のエネルギー支援を要求し、米国からの安全の保証を取り付け、米朝関係の正常化に向かって少しでも確かな約束をとりつける要求を、一貫して追求している。さらに、この一貫性は、過去において核実験を行った7つの国はすべて初めての核実験を事後に発表しており、事前に予告した国は、北朝鮮が初めてであるという事実にも現れている。すな

わち、北朝鮮にとって核実験は、核兵器保有による軍事的抑止力の誇示という一面的な位置づけではなく、計画的な外交カードの連続的なステップアップの一段階でもあったということである。その意味では、外交カードとして役立つと判断される限り、北朝鮮は現有の核兵器用物質を放棄しない可能性が高い。曲がりなりにも核実験を行った北朝鮮*が、そのまま非核化の道を歩むと考えるのは楽観的に過ぎるであろう。

このような局面においては、米口中の核兵器や日本と韓国の持つ米国の「核の傘」も含めて、東北アジアを非核兵器地帯にするという公正な大義に基づく交渉がますます必要とされる。

(3) イラン制裁と米印原子力協力

核開発に関する米国の対イランと対インドにおける著しい二重基準の政策は、イラク戦争における正義の喪失という状況の中で、核兵器問題に対する国際社会の取り組みをいっそう困難なものにした。

イランの核開発問題に関しては、本来、それがイランの主張する平和利用に徹した核計画であるか否かを検証する国際システムを機能させ、監視を継続することが国際社会の中心課題であるべきであろう。しかし、国際社会にとっての不幸は、検証システムの公正な運用が国連安保理主要国の二重基準によって信頼を失っていることである。ここにおいても、イラク戦争の発端が不信を決定的なものにした。

イランの核開発問題に関しては、06年、事態は急ピッチで推移した。イランのウラン濃縮活動の一時停止の継続を求め続けていたIAEAが、2月4日、ついに問題を国連安保理に付託することを決定したのが重要な転機であった(B4)。それ以後、国連安保理は、議長声明や決議を重ねながら、2度の非軍事的な制裁決議(国連憲章第41条に基づく措置)をあげるまでに緊張が高まった。

初めての制裁決議である決議1737(06年12月23日)においては、ウラン濃縮、使用済み核燃料の再処理、重水関連活動、核兵器運搬手段となるミサイル開発に限定した関連物資や技術の供給、移転などを禁じる制裁措置(資料3-18)が決定された。しかしイランは、安保理は政治的な意図の下に動いているとして、IAEAとの協力関係を

*北朝鮮の核実験の技術的評価については、特別寄稿(51ページ)参照。

維持しつつも安保理決議の要求は拒否するという態度選択を行った。その結果、安保理は3か月後に追加制裁決議1747(07年3月24日)を採択した。そこにおいては、制裁は通常兵器や金融関係などに拡大した(資料3-19)。

イランは、「平和目的」の原子力利用を特定の国に対してのみ制約しようとするとして反発を強めている。一方でIAEAは、申告された核活動については核兵器への転用はないと検証できるが、全体としてイランの核計画が「平和目的」であることを検証するには追加議定書を発効させるなど、さらなる透明化措置が必要であるとしている。

このようにイランの核開発を厳しく攻撃する一方で、米ブッシュ政権はNPT体制の外にあって核兵器保有をしたインドとの間で核協力を乗り出した。06年3月2日、インドを訪問したブッシュ大統領は、シン首相が提案した軍事用核施設と民生用核施設を分離して後者をIAEAの査察下におくという軍民分離計画に合意し、「この歴史的な成果により、米印両国間、および、インドと国際社会全体との間における完全なる民生用原子力協力という共通の目標に向けて、両国はともに前進することができる」という米印共同声明(資料3-15)に署名した。インドの軍民分離計画においては、22基ある現有(稼働と建設中)原子炉の14基を民生用としてIAEAの査察下に置くものの、今後建設する原子炉を含め、民生用・軍事の区分はインド自身が決める。

米印原子力協力に関する合意は、1974年にインドが平和目的と称する核実験を行って以来、30年以上にわたってインドと国際社会との間に作られていた核不拡散条約(NPT)を基礎とする関係を根本的に変えようとするものである。したがって、合意を実行するためには少なくとも大きなハードルが二つ存在する。一つは米原子力法の修正を含め核不拡散のために設けられている米国内法の諸条件をクリアしなければならない。もう一つは米国も加盟する原子力供給グループ(NSG)(用語の説明210ページ)の政策指針に特例を設けなければならない。米国内法の修正に関しては、強い反対意見もあったが、06年12月8日に「2006年米印平和的原子力協力法」として成立した。しかし、IAEAとインドの「分離」査察協定の内容と関係する、実際の米印原子力協定の内容についての議会の監視が強まった。一方、NSGは米印原

子力協力を容認しなかった。06年6月1、2日にブラジリアで開催された総会では、日本、ニュージーランド、スウェーデンなどの慎重意見によって合意できなかったからである*。

日本の中には慎重論と同時に、原子力産業のマーケットとしてインドとの原子力協力を推進すべきだとの強い意見もある。

米印原子力協力が打ち出された当初には、インドの核開発に関して「規制が弱い現状よりは改善される」としてエルバラダイ IAEA 事務局長が賛意を表明するなどの動きがあったが、全体としては国際的な反対が強まっている。それは、イラン問題で試練に立っている NPT 体制の原則を崩すという理由からのみならず、インドに核燃料供給が行われた場合、その燃料が「平和利用」されても、その分インド国産ウランの燃料が軍用に供され、インド核戦力強化につながることで、それは直ちにパキスタン、中国の核軍拡を促す要因となると考えられるからである。（詳しくは、41ページ「特別記事」参照）

2. 核兵器の永続化

(1) 米国の新型核兵器とミサイル防衛

06年3月16日に発表された米国の「国家安全保障戦略」（資料3-21）は、対テロ戦争における先制攻撃を再び正当化するものであった。イラク戦争という先制攻撃戦争を実行したブッシュ政権によるこのような開き直りは、戦略兵器部門における米国の意図への不信をいっそう拡大させている。その代表的なものが、核兵器の永続化と新型兵器開発能力の獲得を狙う信頼性代替弾頭（RRW）計画（C1）と弾道ミサイル防衛（BMD）計画（C8）であろう。

米国エネルギー省は、過去2年にわたって議会の拒絶にあっていた核バンカーバスターなどの新型核兵器に関する予算要求を、06年の要求（07会計年度の予算要求）においては取り下げた。その代わりに、エネルギー省はRRWを中心に提案の装いを一新した。なかでも注目すべきは、現有核兵器の維持コストを低減し、かつ核実験の再開なしに半永

*07年4月19、20日にケープタウン（南アフリカ）で開催されたNSG総会においても承認されなかった。

久的に保有できる新型弾頭を開発するという売り文句で、新しい核兵器複合体とそのための人材育成を目指す「コンプレックス2030」（資料3-10）という事業に乗り出したことである。これはRRWを軸として包括的な核兵器コンプレックスの将来構想を提示したものと言えるであろう。この計画に対しては、議会で賛否両論の意見が出されている。反対意見のなかで注目すべきものは、06年9月8日の議会調査サービス（CRS）報告「RL33640」や06年12月の国防科学委員会タスクフォース報告書が指摘しているように、将来の核兵器のあり方（目的、規模）について国家的合意が形成されないまま、技術論ばかりが先行している事への批判である。

ミサイル防衛に関する議会の懐疑心も強くなっている（C8）。核兵器の場合と違って、それは主として技術的な不安と必要投資の増大に起因している。この一年において、BMD推進派にとって一つの肯定的な進展があった。06年9月1日、米国防総省のミサイル防衛庁が太平洋でBMD計画の中心である地上配備中間飛行段階での迎撃実験に成功したのである。前2回の連続失敗の後の1年半ぶりの迎撃実験であったが、初めてのフル実験の成功となった。しかし、この実験結果への外部評価はほとんど慎重なものに留まった。07年3月15日に米会計検査院（GAO）が発行した報告書は、ブロック2004の反省を踏まえて計画自身が控えめになったにもかかわらず、計画の遅れが目立ち、その上コストは上昇していると述べ、BMDの信頼性はまだ評価できる段階にないと述べた。

(2) 節目にあるロシア

米国のミサイル防衛政策は、すでにロシアをそれに対抗するための新型弾道ミサイルの開発に走らせていたが、さらに大きなロシアの安保戦略の変化をもたらしつつある。

06年6月27日に行った外交演説において、プーチン大統領は、「2009年に失効するSTART（戦略兵器削減条約）に代わる条約に関する交渉を始めることを提案する」と米国に呼びかけた。そのときには、軍縮交渉によって米国との協調を維持しながら核戦力の縮小均衡を目指していたと思われる（C3）。

ところが07年1月25日、米ミサイル防衛庁(MDA)長官オベリング3世が、初めて国名を挙げて地上配備型の中間飛行段階BMDシステムをヨーロッパに配備するための交渉が進行していると発表したことを契機に、ロシアは米国の単独行動主義をこれまでになく厳しく批判し始めた。配備はイランの長距離ミサイルに対抗するものであるとの米国の説明に対して、それは口実であってロシアの戦略ミサイルの無力化を狙ったものだとロシアは激昂した。しかし、その後の行動をみると、ロシアの反発の本当の理由は、旧ワルシャワ条約機構が米軍基地を次々と受け入れ、ロシアの安全を脅かしつつある現状に歯止めをかけ、軍事・外交戦略の世界的な巻き返しを図る戦略的意図をもったものであると考えるべきであろう。

07年2月10日、ミュンヘンで開催された安全保障問題に関する高官会議において、プーチン大統領は、国連決議なしの武力行使を非難し、米国の軍事政策を激しく批判した(資料3-12)。モスクワ条約で削減した核弾頭を迅速対応戦力として隠していると述べ、BMDをヨーロッパに配備する試みを「誰がこれを必要としているのか。ヨーロッパには何の役にも立たない」と断じ、米国の意図を非難した。そして1988年の中距離核戦力(INF)全廃条約と1999年の適合修正欧州通常兵器(CFE)条約が、もはやロシアを不利に束縛するものであると主張し、これらの条約へのロシアの誓約の変更を示唆した。その後、2月15日、ロシア軍トップのバルエフスキー参謀総長は「米国の出方次第ではINF条約から一方的に撤退することもありうる」と述べた。

(3) トライデント更新を決めた英国

軍縮が後景に退いている戦争の時代にあって、英国の決定も例外ではなかった。英国の唯一の核兵器システムであるトライデント潜水艦発射弾道ミサイル・システムが耐用年限を迎えようとしており、その後も英国が核戦力を維持するか否かが英国のみならず国際的な関心事となっていた。ながらく方針をあいまいにしていたブレア政権は、06年12月4日、核戦力維持を訴える方針を提案し、一気呵成に議会の承認を取り付けた(C4)。

トライデント・ミサイルを搭載する英海軍のバンガード級原子力潜水

艦は、耐用年数を延長しても2025年までに年限を迎える。新型潜水艦を建造するには、基本設計から就役まで17年が必要であり、英政府は2007年には政策決定をする必要があった。ブレア政権は、06年12月4日、白書「連合王国の核抑止力の未来」を発表し、「われわれは、核兵器を保有し続けることによってのみ、これらの脅威を抑止しうる。通常戦力では、これと同じ抑止効果を得ることはできない」(資料3-13)として、トライデント・システムの維持を提案した。ストロー下院院内総務は、下院での議論期間を3か月とする意図を表明した。そんな中で、07年3月14日、英下院は「白書」の内容を承認する動議を賛成409、反対161で可決した。与党の労働党から88名の造反議員が出たが、遠く及ばなかった。しかし、原子力潜水艦基地ファスレーン(スコットランド)における市民の非暴力抵抗運動(E5)は続いており、スコットランド議会における反対は勢いを増している。

3. 開かない扉

(1) CDの行き詰まり

96年に包括的核実験禁止条約(CTBT)交渉を国連総会に送り出して以来、行き詰まったまま空転してきたジュネーブ軍縮会議は、06年また成果なく終了した(B2)。数年来、①核軍縮、②兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT、カットオフ条約)、③大気圏外での軍備競争の禁止(PAROS)、④消極的安全保証(NSA)(用語の説明211ページ)が当面の重要課題であると特定されながら、それぞれのテーマの優先度への認識の違いから、会議の冒頭に合意すべき作業プログラムに合意できないまま経過しているのである。

このままではCDの存在意義自体が危ぶまれるという危機意識から、06年には事態打開の新しい試みが行われた。CDは1年に3会期に分けて開かれ、1つの会期において前半と後半で議長が交代するため、1年に6人の議長が存在する。6人は参加国のアルファベット順に選ばれる。そこで、06年から、6議長が話し合って年間に一貫した議事運営をするという試みを開始したのである。作業プログラムについて合意を取り付ける努力を継続しながら、4テーマについての実質的な討論の

場を系統的に行うことができるよう会議を組織した。この新しい試みは、意見の違いについての理解を深めたり、新しい提案を生み出したしたりして、これまでにない成果を生んでいると評価されている。しかし、10年続いた行き詰まりを打開するには至らなかった。

作業プログラムとは、単に手続き問題ではなく、それ自身が以後の議論の実質的な方向を支配するものである。したがってその合意には、国益を超えた「人類の平和」に向かう共同の政治意志の形成が要求される。たとえば、人類にとって宇宙武装の問題は重要な転機を迎えており(B9)、新宇宙条約をめざすPAROSは、極めて重要なテーマである。しかし、06年8月31日、米国は、宇宙における米国の行動の自由を妨げるようないかなる国際規制も認めないと宣言する内容の国家宇宙政策(資料3-22)を発表した。NGOに門戸を開くなど、CDを国家の独占物にしないために大きな変化が必要であろう。

07年のCDの第1会期は3月30日に終了したが、やはり作業プログラムへの合意に成功しなかった。

(2) 核燃料サイクル国際管理

核軍縮・不拡散をめぐる困難な状況は、新しい大きな課題を顕在化させつつある。

イラン、北朝鮮、インドの例で明らかのように、核開発の「平和利用」と軍事利用を巡る困難な問題に直面しているにもかかわらず、国際社会での原子力発電への依存が強まっている。この背景を踏まえて、05年に「ウラン濃縮やプルトニウム抽出のための施設の5年間の建設モラトリアム」を含むエルバラダイの7項目提案などが行われた。06年においてもこの分野への関心は確実に広がった(B8)。

さまざまな思惑を秘めた提案が06年に登場した。米国は「グローバル原子力パートナーシップ(GNEP)」と呼ばれる野心的な構想を、06年の年頭教書(06年1月31日)において言及し、2月6日に詳細な構想を発表した。これにより、約30年間新規の原発建設を中止し、また、77年以来、商業的な使用済み核燃料の再処理を凍結してきた政策を変更して、米国は原子力産業の再活性化に乗り出した。この構想は、新技術の開発・導入をしながら、少数の核技術先進国が協力して濃

縮、再処理、核廃棄物処理の国際施設を建設ないし管理し、核技術途上国に原子炉や燃料を供給することによって途上国のエネルギー需要に応え、同時に核物質と技術の拡散を防止するという構想である。この構想は、NPTの不平等に加えて、核技術の不平等を国際社会にもたらすことになる。エネルギー需要を原子力で賄おうとすることの是非と同時に、国益のために単独行動や二重基準を平然と繰り返している米国がリードすることの是非が問題となるであろう。

ロシアは、イランのウラン濃縮問題の解決策として、05年すでにロシアにイランとの合弁会社を設立し濃縮工程をロシアで行う提案をしていた。06年1月26日、プーチン大統領は同様な構想を他の国も広げて、ウラン濃縮、プルトニウム抽出をビジネスとする国際センターを国内に設立し、IAEAの査察下に操業する構想を打ち出した。

06年6月に開かれたIAEA理事会においては、米、英、仏、ロ、ドイツ、オランダが濃縮・再処理を自国で行うことを放棄した国に対して、国際的に燃料供給を保証するという6か国イニシアチブを提案した。06年9月のIAEA総会では、日本も遅まきながら「核燃料供給IAEA待機制度」(登録制度)を提案した。国際管理のために各国が協力できる自国の施設や技術やサービスを事前にIAEAに登録しておく、核燃料の供給不安に陥った国に対してIAEAを介して支援を行うというものである。六ヶ所再処理工場で国際的な関心を集めている日本は、まさにこの問題の直接の当事国である(D2)。

さまざまな提案が出ているが、国家間に根本的な方向性の違いが顕在化しつつある。核燃料サイクルの国際管理の問題を、エネルギーに関わる人類共通の課題として真の多国間協議によって解決しようとする方向と、国益維持と勢力拡大のためにこの問題を利用しようとする方向である。現在の国際関係のなかで国益を無視した議論は望み得ないであろうが、地球市民の共生のための公正な富の分配に近づくことに強い意欲を持つかが、今後試金石として問われていくであろう。

4. それでも種は蒔かれる

(1) ブリクス報告

世界から軍縮というキーワードが忘れられるなかで、だからこそ希望となるべき努力の成果が06年にも存在した。真っ先にあげたいのは、06年6月1日に発表されたいわゆるブリクス報告である(B6)。正式にはハンス・ブリクス委員長が主宰した大量破壊兵器委員会が2年半に及ぶ研究と協議の結果作成した報告書「恐怖の兵器——世界を核・生物・化学兵器から解放する」である。委員会は、核兵器国、事実上の核兵器国、核技術保有国、緊張地域の国などから選ばれている14人の専門家構成されている。報告書は、核兵器、生物兵器、化学兵器、運搬手段・宇宙兵器を論じ、横断的問題として輸出管理、検証、国際機関などの問題を扱っているが、核兵器に関してもっとも多くのページを割いている。全体で60項目の勧告(資料3-2)を行っているが、その内の30項目が核兵器に関する勧告である。

この報告書の価値は、本記事で述べたような困難な諸問題を解決するために必要な外交的目配りを周到に行い、かつ現実的な解決策を提示しながらも、「大量破壊兵器は誰の手にあっても危険だ」「核兵器の非合法化は妥協できない目標である」という言葉に象徴されるように国際的公正の原則を堅持している点であろう。

(2) アナン、キッシンジャーらの警鐘

核軍縮が進まない状況に対して、影響力を持つ著名な人物から示唆に富み、熱のこもった訴えが出された。06年11月28日、任期の終わりに近いアナン国連事務総長が、プリンストン大学において核兵器問題についての包括的な演説を行った(資料3-3)。その中でアナン氏は、人類にとって「核兵器は、対処すべき共通戦略が完全に欠如している最大の脅威である」と述べ、核軍縮と核不拡散の両分野の努力の加速が必要であると強調した。そして、「核兵器を保有する全ての国に対し、核軍縮の誓約を履行する具体的なタイムテーブルを伴った実行計画を立案するよう呼びかける」と提案した。

この呼びかけを受けるタイミングで、07年1月4日、実際に米国の核兵器政策の責任者でもあったキッシンジャー氏ら超党派の4人の元高官が、「核兵器のない世界を」という意見を米紙「ウォールストリート・ジャーナル」に投稿した(B7)。そこで彼らは、とりわけ米国のリー

ダーシップが重要だとして「何よりもまず、核兵器を所持している国々の指導者たちが、核兵器なき世界を創造するという目標を、共同の事業に変えていく集中的な取り組みが必要である」と述べた。具体的な内容についても彼らは提案したが、彼らの訴えの眼目は「各国の共同事業にすると強力的ビジョンと行動」を呼びかけた点にある。

(3) 中央アジア非核兵器地帯

多国間交渉が成果を生まず、核兵器拡散のみが目立つなかで、中央アジア非核兵器地帯が成立したことは大きな救いであった。

06年9月8日、2002年秋に署名が期待されたまま足踏みした中央アジア非核兵器地帯条約が遂に署名され、世界で5番目の非核兵器地帯が実現した(B5)。中央アジア5か国(カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、トルクメニスタン、タジキスタン)によって構成される。旧ソ連の核実験場があったセミパラチンスク(カザフスタン)で署名されたので、条約はセミパラチンスク条約と呼ばれる。アフリカ非核兵器地帯の成立(96年4月11日)以来10年ぶりの非核地帯の誕生であり、21世紀初めての快挙となる。

中央アジア非核兵器地帯は、イラン、アフガニスタンと隣接する地域であるとともに、カスピ海などエネルギー資源を巡る戦略的位置を占める地域でもある。その意味で、この非核兵器地帯の誕生は、世界的な安全保障と安定化に重要な貢献をされると考えられる。同じ理由で、この地域に影響力を持つとする大陸の思惑がこの条約に影を落としている。もっとも論争を呼んでいるのは、セミパラチンスク条約第12条「その他の協定」が、既存の国際条約との関係について両義性のある表現を採択したことである。具体的には、ロシアを含むタシケント集団安全保障条約(1992年)と非核地帯条約との関係が問題となった。ロシアと中国は条約を支持したが、米、英、仏は条約に賛成できないとして署名式典をボイコットした。

(4) NGOの活力

困難な時代に活路を見出すためのNGO活動は精力的に続けられていく。英国トライデント更新に反対する運動についてはすでに紹介した

が、国際的な広がりをもつ非暴力抵抗運動「ファスレーン365」が06年10月1日を起点に連日行われている。日本でも、「ファスレーン365日本実行委員会」が結成され、現地参加も含めたキャンペーンが繰り広げられている（E5）。

06年、特筆すべき2つの集会があった。「世界平和フォーラム2006」（カナダ・バンクーバー）と「第3回地球市民集会ナガサキ」である。世界平和フォーラムは、バンクーバー市（カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州）とカナダ市議会の協賛を得て、06年23日～28日、バンクーバーのブリティッシュ・コロンビア大学を中心に開催された。（E3）広範なテーマが350個ものセッションで議論されたが、中でも核軍縮・不拡散に関するテーマが精力的に議論された。「核兵器に反対する国際法律家協会」（IALANA）が、核兵器問題に関して再び国際司法裁判所（ICJ）の判断を仰ぐ道が可能かどうかどうかについて、具体的な議論をするセッションを主催したことが注目された。セッションにはウィラマントリー元ICJ判事、ピーター・ワイズ、ジョン・バローズなど著名な国際法専門家が参加した。

「第3回 核兵器廃絶——地球市民集会ナガサキ」は06年10月21日～23日、長崎市で開かれた（E6）。長崎県、長崎市、長崎市民が参加した官民一体の実行委員会が主催したものである。会議にはニュージーランドのフィル・ゴフ軍縮大臣が出席し、日本からは麻生外務大臣のメッセージが読み上げられた。3日間を通じて延べ約4000人が参加した。集会で採択された長崎アピールにあるように、集会は05年NPT再検討会議の失敗から立ち直って、核兵器廃絶への新しい意志と方途を固めようという趣旨で開催された。10日前に北朝鮮の核実験が行われたばかりのタイミングでの集会であったために、そこから来る危機感も加わって充実した集会となった。今後の具体的な方針として、「北朝鮮の核実験が行われた今だからこそ、北東アジア非核兵器地帯の設立を求める。日本においては、非核宣言自治体を支援し、この目的に向かって市民と自治体が協力するよう訴える」と、市民と自治体の協力の必要性が述べられたことが注目される。（梅林宏道）

第2章

特別記事

●対談

被爆者運動に関わって—

日本被団協50周年と原爆症訴訟

田中熙巳／内藤雅義

●NPT体制を崩壊させる 米印核協力

山口 響

対談

被爆者運動に 関わって――

日本被団協五〇周年と 原爆症訴訟

田中熙巳 (たなか・てるみ)

(被爆者・日本被団協事務局長)

内藤雅義 (ないとう・まさよし)

(日本反核法律家協会)

<編集部>

中村桂子(ピースアポ)

山口 響(ピースアポ)

——日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)は昨年で結成50年を迎えました。また最近では、原爆症認定集団訴訟が大規模に展開されています。そこで本日は、日本被団協を長らく支えてこられた田中熙巳さんと、弁護士の立場から原爆症認定訴訟に関わっている内藤雅義さんをお招きして、被爆者への国家補償を目指す運動とその中での原爆症認定訴訟の位置づけ、今後の核廃絶運動の展開の2つについてお話をうかがいたいと思います。その前にまず、この運動に関わってこられたお2人の個人史をうかがいたいのですが。

田中 私は13才のときに長崎で被爆しました。爆心から3.2kmという少し離れたところでの被爆で、それほど大きな被害を受けずにすみました。投下から3日後には爆心地近くのお婆の家の近辺に入り、大やけどをしているおじいさんに会ったり、亡くなったお婆を焼いたり、黒こげになったもう1人のお婆の遺体を確認したりしました。今になって思えば、爆心地付近を一日中歩き



写真撮影：今井 明



田中 照巳さん

回っていたのですから、そのときに残留放射線をたくさん浴びたんだろうと思います。ただ、直接の体験はそれだけだったものですから、自分が被爆者であるという自覚はそれほどありませんでした。もっとひどい被害を受けた人たちこそが被爆者だろう、と。母子家庭だったということもあって、戦後は極貧の中にあっただので、どうやって食べていくかが最大の関心事でしたね。

■被爆者としての自覚

田中 東京の大学にいたときにちょうどビキニ環礁でのアメリカの水爆実験による死の灰による第5福竜丸の被災(1954年)がありました。これがきっかけで原水爆禁止運動が初めて全国的に広がり、翌55年に原水爆禁止世界大会があり、被爆者を掘り起こそうということになります。被爆者救援と原水爆禁止が運動の基本方針として確認されるのです。56年には、長崎で開かれた第2回世界大会に「発掘」された被爆者が集まって日本被団協が結成されます。その時期の私は原水爆禁止の署名集めなどは一生懸命にやりましたが、被爆者として行動していたかというところがそうじゃなかった。自分が被爆者だとは誰にも言っていないでし。唯一そのことを告白していたのが、第5福竜丸に乗っていて被災され、亡くなった久保山愛吉さんの遺族に送った励ましの寄せ書きの中にありました。「原爆にあい近親者を殺されたものとして遺族の方と同じ悲しみと憤りを感じます・・・」というような内容の文を寄せていたんです。第5福竜丸展示館に残されている、全国から寄せられた激励文や弔文の中にそれがあることが最近偶然にわかって読む機会がありました。

ちょうどその頃は、被爆者の中で白血病が広がっていた時代でもありました。私と同じような条件で被爆した同級生が白血病で亡くなったというニュースをたまたま週刊誌で見て、「あいつが死ぬんだったら俺も被爆者なのかな」と思ったわけです。57年に原爆医療法が制定され、被爆者健康手帳が発行されるようになります。私は、その友人のこともありましたから、

すぐに手帳をもらいました。60年に仙台に移り、その数年後に初めて宮城県の被爆者の集会に行くのですが、そこで、私もお手伝いをしたいということを行ったのです。中心的に活動していた被爆者も高齢化していました。それが私と被爆者運動の初めての関わりです。67年か68年でしたかね。

——その頃の活動について教えてください。

田中 その頃は、被爆者健康手帳による無料の健康診断は毎回受けていましたが、自分が被爆者として何かしてもらいたいというよりも、周りの被爆者のお手伝いができれば、という気持ちでした。1968年に原爆特別措置法が制定され健康管理手当が創設されるのですが、私のいた宮城県は手当て受給率がワースト3に入るくらいだったんですよ。核兵器廃絶運動は熱心にやっていたのですが、法律を活かして被爆者を救済していくことに関しては役員の頭が回らなかったようです。宮城県は被爆者も250~60人とそれほど多くなかったですし、被爆者の医療に熱心な医療機関がありましたので、地域ごとに医者や看護婦、ケースワーカーと一緒に健診活動をやってもらい、健康管理手当ての対象になっている被爆者にはそこですぐ申請してもらいました。おかげで、4年ほどで全国的に注目される受給率になりました。

——被爆者が「自分は被爆者だ」という意識を持つには、何が決め手なのでしょう。被害の程度ですか？

田中 それはあまり関係ないかもしれませんが。被害の程度が大きくてもいまだに黙している人もいますから。やはり何かの、道徳的、思想的といえますか、何かのきっかけがあって、何かをしなくてはいけないと思ったときでしょうね。

内藤 「人との出会い」というのも大きいんじゃないでしょうか。

田中 地方では、元兵士の被爆者が活動の中心にいることも多い。その人たちは、兵隊として被爆したり、原爆投下直後に救援に



内藤 雅義さん

入った人たちですが、市民の被爆者に何もしてやれなかったという気持ちを引きずっているのです。自分の被爆者意識というよりも、あんなことは絶対にあってはいけないんだということを言いたいという思いが強かったようです。仲間として何かやりたいという意識ですね。だから、一方では健康に対する不安がありましたが、手当ての申請などについては、それほど強い願望を持っているようには見えませんでした。自分の体験を話し合う場がほしかったということもあるでしょうね。

■高まる被爆者運動

——全国の各地方で活動の方向性に違いは？

田中 それはあまりありませんね。

内藤 傍でみてて思うのは、広島と長崎は被爆者の組織がいくつかに分かれているけれど、その他はおおよそ各県1団体でよくまとまっているという印象です。運動の分裂の中で見ると、被団協がひとつの団体としてやってきていることはたいしたことだと思う。

田中 広島・長崎は大変な時期がありましたけれど、今はまた一緒にやろう、となくなってきています。日本被団協の会議では、たとえ議論のなかで激しいやりとりがあっても、「あの日」のことを思えばこんな意見の対立なんかたいたことないではないかという発言があると、対立がさっとおさまる。

内藤 リーダーによって、何に重点を置くのかがだいぶ違いますよね。県によって、被爆者の救済の問題に熱心なところと、核兵器廃絶に熱心なところと。

——宮城県での活動から被団協で中心的な存在になるまでの経緯は？

田中 国の内外のNGOが主催をした「被爆者問題国際シンポジウム」が開かれた1977年は、まずは全国の被爆者の実態調査からはじまりました。私も宮城県で、被爆者約250人の全数調査を行いました。そのことは中央で注目されたようです。その翌年に第1回国連軍縮特別総会が開かれるのですが、「田中はいろいろできそうだ」とみられたのでしょうか—私は全国のことほとんど知らなかったのですが—代表団の事務局長として出かけていったのです。第2回国連軍縮特別総会(82年)にも頼まれて、また出席することになりました。78年に日本被団協東北ブロックの代表理事を

やるようになりました。職場が大学でしたから、時間が作れたというのが一番大きいですね。事務局長になったのは2000年からです。その前の仙台時代にも、1985年から3年間、事務局長をやりました。運動が分裂して一番大変な時期でしたね。原水禁と原水協が77年に一度統一したんですが、それがまた崩れる時でした。日本被団協としてはどちらにもつかずにやっていく、という姿勢を堅く守るのは大変でした。

——ちょうどその頃というのは、80年の「原爆被爆者対策基本問題懇談会」(基本懇)の答申提出から84年の被団協「基本要求」発表へという時期であって、被団協の運動がまたぐっとまとまった時期のように見えますが。

田中 77年がひとつのきっかけだったように思います。77年に原水禁運動の統一があって、「被爆者への国家補償」というそれ以前から掲げられていた目標への支持が強くなってくる。また、80年代に入ってから、世界的な反核運動も盛り上がってきました。それで厚生大臣だった橋本龍太郎氏が私的諮問機関である「基本懇」を作るわけです。しかし、その答申で、今でもよく問題になる「受忍論」、つまり、およそ戦争の被害は国民が等しく受忍しなければならぬという考え方が打ち出されます。私たちは、そんな考え方があるのか、ということをはじめて知りました。戦前の考え方と変わらないじゃないかと。それで批判運動を起こして、84年の「基本要求」を出すわけです。あの時期が、運動としては一番高揚していた。もうひとつ、76年に中央相談所ができ、78年には社団法人になりました。その相談所が、地方ごとに被爆者相談の講習会を開くわけです。そこで中央役員と各県の役員や被爆者が支援者も含めて、十分に議論できたことが、運動の強化につながりました。

——それでは、次に内藤さんと被爆者運動のかかわりについて教えてください。

内藤 私の両親はともに広島に住んでいまして、爆心地から3kmぐらいのところでは被爆しました。原爆投下の日、父親は、建物疎開という空襲の延焼防止のための建物の解体のため、隣組の仕事で本当は爆心地近くに行くことになっていたそうです。ところが、母親の体の調子がよくなく、その日は家にいたのです。そのために生き残ることができた。隣組で出かけた人たちは皆亡くなりました。母親は私が小さいときに亡くなり、再婚した母も広島

の人でした。両親のどちらに聞いたか忘れてましたが、被爆直後の夜に隣の火が燃えていたと聞いたことがあり、怖いという印象がのこっています。そういうことがあって、非常に広島には近いという思いがある。ただ、それがきっかけで被爆者の問題に取り組み始めたのではありません。1977年に法律家になったのですが、その後、青年法律家協会主催で「京都市民法廷」という法廷劇のようなものがあったんですね。被爆者が原告、日本政府とアメリカ政府が被告になって、79年ぐらいのことだったかな。そこで初めて被爆者の話を聞くんですね。そこでショックを受けたというか、何とかしたいと思ったんです。

その後、基本態に働きかけをする被団協の運動の中ですごいと思ったのは、「原爆が投下されたことで日本が平和になった、だから補償しよう」という議論を拒否したことです。原爆投下に国家的な意味づけをすることを拒否して、原爆投下自体が許せないという考え方をとったのです。そのあと、被団協中央相談所の法律相談や、日弁連の被爆者問題調査研究委員会の委員などもやりました。

田中 相談所の講習会をブロックごとに毎年やるのですが、内藤さんにはよく講師としてきてもらってましたね。

内藤 被爆者の相談のなかには、精神科医の中沢正夫先生の「記憶治療」という小説の元になった事件もありました。その後、松谷原爆訴訟のお手伝いをする事になり、いま、原爆症集団訴訟を担当しているわけです。

■切り捨てられてきた残留放射線問題

——95年の被爆者援護法（「援護に関する法律」と呼ぶ人もいる）制定と前後して、長崎の松谷訴訟、京都の小西訴訟など、いくつかの原爆症訴訟が出てきて、2003年から集団訴訟という流れになる。しかし、原爆症認定率は原爆医療法制定当初は高かったようですが、その後認定率が下がり、全被爆者の内にしめる認定被爆者の割合はずっと被爆者の1%未満でした。最近になって急に集団訴訟が出てきたように外からは見えるのですが、なぜいまこういう運動が起こってきたのですか。

田中 原爆症認定は難しい、と被団協の役員自体が思っていました。57年に原爆医療法ができたとき、原爆症認定された人の医療費を無

料で見ること、被爆者健康手帳発行の2つだけが内容としてあったのです。原爆症認定は厳しく、一般の被爆者への救済施策はまったくありませんでした。被爆者の補償要求が高まる中で国は「特別被爆者」制度を設けて、治療費の自己負担分を国が負担するという制度を作ってきました。また、68年に原爆特別措置法を制定して、健康管理手当などを支給するようになりました。だから、これらの対策の枠拡大に力が注がれ、原爆症認定の方には力を入れなかったということがあります。もちろん、以前にも、広島桑原訴訟や石田訴訟など、個人での取り組みはありました。松谷訴訟のときは全国的な支援運動が広がり、原水禁運動の方でもこれを支えてくれた。私たちも最初この訴訟に勝つのは大変なことだと思っていました。原爆症認定は放射線起因性が厳しく問われますが、松谷英子さんの場合は、主には外傷による障害でしたからね。2000年に最高裁で勝った段階で厚労省が審査基準を見直すことになり、これで前進すると私は思いました。ところが、2001年の厚労省の「審査の方針」はもっと厳しいものになってしまった。

内藤 それは、訴訟を通じて認識されてきたことでもありますね。これまで、原爆症の認定の基準は爆心地からの「距離」でした。2km以上は認められないと被爆者たちはみんな思ってきた。しかし、私たちの中に、「距離」だけが問題ではないのではないかということと、個別に訴訟をやっていたのでは制度そのものが改善できないという気持ちが出てきた。訴訟をやっていく中で私たちが気づいたことでもあるけれど、残留放射線の影響はかなりある。入市して体が悪くなったり、亡くなったりした方もいる。そういう問題が切り捨てられてきたことがはっきりしてきた。

——昨年5月の大阪地裁での判決を皮切りにいくつかの判決が出ていますが、それをどのように評価されますか。

内藤 隠されてきた問題がはっきりしてきたように私は思います。政府は基本的には放射性影響研究所（放影研）のデータを使って原爆症認定してきたのですが、それは初期放射線の線量だけを考慮した疫学調査に基づいたものでした。しかし、訴訟の中で残留放射線の影響の問題が明らかにされました。ただし、「国家補償」の面から言うと、被爆者の中には、死んだ人びとへの思いが強い。被爆者が「生き残ってしまった者の責任」としてこだわる死者に対する補償の問題はこの訴訟では解決できないという問題

もあります。

■制度改革に向かう動き

——国が控訴してしまっているので原爆症訴訟自体はこれからも続くんですが、それにしてもほとんどが原告勝訴という大きな成果が得られました。次は制度改革だ、という話にもう一度なるだろうと思うのですが。

田中 厚労省はこれまでの立場をまったく変えていません。私たちは、裁判をやる一方で、原爆症の制度のおかしさを政党に訴える運動も去年の秋ぐらいからやってきました。自民党の議員ですら、認定率が1%未満であることはおかしいと考え始めて、議員懇談会を立ち上げました。民主党や共産党にも懇談会や対策委員会ができていましたし、最近では、公明党にも被爆者対策委員会ができた。ただ、私の率直な感想としては、厚労省はなかなか変わりそうにない。彼らは、放射性降下物の残留放射線による体外被曝や内部被曝を絶対に認めないからです。裁判所は間違っている、議員たちも正しく事実を知らされていないと考えています。

内藤 (国は控訴しているが)判決自体は固まっていると私は評価しています。厚労省がいくらがんばっても、裁判で負け続ける。

——在外被爆者の場合は、裁判で勝って政府の施策の方針が変わりました。原爆症の場合もそれと同じようなことが起きればいいわけですよね。

田中 最終的にそうなっていこうと思います。5月中に与党プロジェクトチームを立ち上げることになるといわれています。ただ、自民党の中でそういうものを作っていくときの筋道があるんでしょうね。自民党の厚生労働部会の議を経るべきだということで、厚労部会の中に小委員会を作ることになりました。そう遠くない段階で、公明党を含めた与党プロジェクトチームにまとまっていこうと思います。

■「被爆者」から「Hibakusha」へ

——最後に、核廃絶に向けた運動というところに話を移したいと思います。被団協は結成50年を迎えたわけですが、被爆者運動が世界的な核兵器廃絶運動にどれだけの影響を与えてきたと評価されますか。

田中 難しい問題ですね。被団協の方針として核兵器廃絶を掲げて運動してきたのですが、いまだに何万発という核弾頭がある。私たちの力が足りないな、という思いが一方にあります。他方で、ものすごい運動をしてきましたから、広島・長崎以降、核兵器を使わせなかったのは、間違いなく私たちの運動の成果としてあると思います。核兵器を使うかもしれないという危機は何回もあったんですよ。朝鮮戦争にしても、ベトナム戦争にしても。それでも使わなかったのは、国際世論がそうさせたのです。

——カタカナの「ヒロシマ」「ナガサキ」という言い方の中にも明らかなように、世界の核廃絶運動の中で被爆者が象徴的な役割を果たしているということがあります。どの時点で、そういう役割について自覚されましたか？

田中 「ヒバクシャ」(hibakusha)と言いは、先ほど言った77年のNGO国際シンポのときに、国際平和ビューロー(IPB)の事務局長だったアーサー・ブースさんが初めて使ったのです。彼は、「地球の人民はすべてヒバクシャだ」という言い方をしました。核実験で地球上に放射線が広がっていったという意味でね。その辺りから、「ヒバクシャ」が国際語となり、今では、ウラン鉱山の労働者、精製工場の労働者を含む、核兵器の製造、実験の過程で放射線の被害を受けた世界中の被害者、グローバルヒバクシャのことを言う場合が多くなっています。日本の被爆者は世界の核廃絶運動の中心、核兵器の被害者の補償運動の中心だという自覚が出てきたと思います。

——被爆者に外から期待されている役割と自分たちの実際のあり方のなかにギャップを感じることはありますか。

田中 私は特にそういう感じはしないですけどね。ただ、それほど期待されているんだという責任の重さを感じることはあります。私が以前アメリカのバーモント州に行ったときに、ラジオトークに出たことがあるんです。それがきっかけになってバーモント州で多くのタウンミーティングで核兵器の廃絶が決議され、米国初だといわれる州議会での上院、下院での核兵器廃絶の決議が出ます。「そのきっかけになったのは田中だ」と言われるんですが、そういうことになることなどは自分ではぜんぜん考えていなかった。でも、そういうケースはいっぱいあるんですね。ただ、そうした期待があっても、「そういうことを言わなくちゃいけないんだ」という被爆者の気負いの

ようなものは特にありません。とにかく、核兵器の非人間性の真実を知ってもらいたい、どうしたら伝わるかを考えるのに一生懸命なだけなのです。

内藤 被爆者は、怒りも悲しみも、よさも悪さもいろいろある普通の人たちです。その普通の人たちに地獄から生き抜いてきた強さを感じます。その生き様みたいなもの、人間そのものの強さみたいなものが結局人を動かすのだと思うのです。被爆体験だけではなく、その後も生き方を含めてです。いま被爆者の人たちはどんどん高齢化していて、自分たちが死んだあとどうなるんだろうかという思いが強烈です。生き残った者の責任として、生きていく間に何とかしたい、それができないうちに被爆者がいなくなってしまうのではないかという思いがあるような気がしますね。その気持ちをどうやって被爆者でない私たちと共有できるのか、と。

■核兵器は使用される

——反核運動全体の中に被爆者運動を位置づけられるとすると、被爆者運動の側から見て、その外側にいる運動に何か期待することや不満な点はありますか。

田中 何が何でも核兵器は早くなくさなければという気持ちを持ってもらいたい。私は、持っている限りいつか核は使われると思っています。「早くなくしたい」という思い、強い意志を道徳的に持っていなければ、なくす方向には行かないし、使用を止めることはできません。2020年までの核兵器廃絶を提唱した平和市長会議の「2020ビジョン」というのがありますが、今は、私たちの目の黒いうちに核兵器廃絶を約束してほしい、という思いがつのっています。

内藤 田中さんがおっしゃる中に、「使われたらどうなるか本当にわかっているんだろうか」という意識がたぶんあって、それをどこまで共有できているのかという焦りがあるような気がします。

田中 「9・11」テロがあったとき、私はすぐ原爆を思い出しました。あれをひとつの都市に広げたのが原爆なのだと。神戸の震災があったときも、倒壊した家々、町がいつべんに燃え上がった原爆のことを思い出します。そういう連想をすぐしまうんですね。身近な大災害から核兵器の被害を想像してもらえるといいな。そういう想像力を持って核兵器のことを考えてもらえる

いいなと思うのです。

内藤 被爆者の方々は、戦争に対する不安感が強いのです。戦争が戦争のままで終わらずに、核兵器使用に結びつくという意識があります。

田中 単純なことなんですよ。「核兵器は使いません、抑止力として置いておくだけです」と言っただけで、使わないんだっいたらいいわけでしょう。いざというとき使うのが抑止力の前提なんです。使われた人間からすると、そういう矛盾したことを平気で言っているように思うわけですね。被爆者へのアンケートで「核兵器が使われると思いますか」と問うと、そう思うという回答が圧倒的に多いのです。

■核兵器の存在は、「人間のモラルの退廃」

内藤 今後の日本国内での運動としては、地域での活動をどうやっていくか、ということをきちんと考えていきたいですね。核兵器廃絶への期限を具体的に設けているのが、先ほど田中さんがおっしゃっていた「2020ビジョン」です。被団協はこの間、各地方自治体に「2020ビジョン」支持を働きかける運動を進めていました。日本非核宣言自治体協議会の動きなどと連動して、これを支援していくことが必要ではないかと思っています。それからもう一つ、被爆者と支援者の有志が、日本にある各国大使館を訪ねて、大使に直接会って被爆の実相を伝える「大使館ツアー」というプロジェクトが始まっています。被爆の実相というものを、彼ら・彼女らが自国の核政策を考える際のすべての出発点にしてほしい、そこからもの考えてほしい、という願いがそこにあります。

田中 やはり、若い人たちが核兵器について語り合う機会をどんどん作ってほしい。被爆の惨状は、私たちより上の世代でないとなかなか語れないですから、生きていくうちにぜひ聞いておいてほしいです。語弊がありますが、「核兵器の存在を許していることは、人としてのモラルが退廃している」と私は言ってきました。刀や拳銃を持ったら大騒ぎするのに、何万人も殺せる兵器があるなんてとんでもないことだ、と本当はみんなが言わなくてはいけないですよ。人間としての根源的なモラルが失われているように感じられてなりません。

——本日は長い時間どうもありがとうございました。

特別記事

山口 響

ピースデポ奨励研究員

米印核協力を崩壊させる

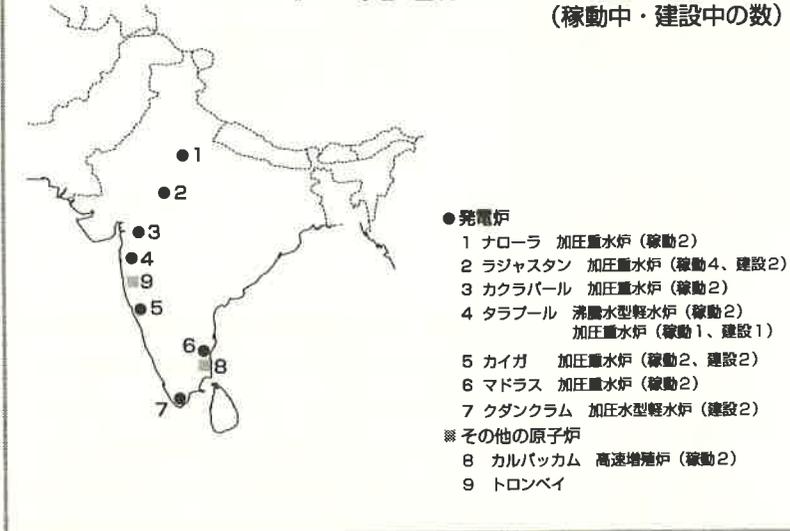
米国・インド両政府は、05年7月18日と06年3月2日の共同声明によって、民間原子力部門での各種協力を行っていくことを発表した。ここではまず、両声明の内容とその実施計画に当たるインドの「軍民分離計画」について解説し(第1節)、核協力が実際に行われるまでの5つのハードルについて検討する(第2節)。これらの検討を踏まえて、最後に、私たちがこの核協力を反対すべき論拠についてあげる(第3節)。

■米印核協力とは何か

05年の「7・18声明」¹において、米印両国首脳は、インドを「進んだ核兵器技術を有する責任ある国」と呼び、インドに対して米国が民生用原子力部門で協力を行っていくことを明らかにした。そのためにインドは、自国の核施設を民生用と軍用に分離し、前者をIAEA(国際原子力機関)の保障措置下に置くことも約束した。さらに、06年の「3・2声明」²でも、民生核協力の目標について再確認された。

米印両国が合意しているより詳細な内容については、インドのマンモハン・シン首相がイン

インドの発電炉とその他の原子炉 (稼働中・建設中の数)



ド議会に対して06年3月7日に提示した、「2005年7月18日の米印共同声明の実施——インドの分離計画」³⁾に示されている。「分離」とは核施設の民生・軍事分離のことである。

計画の第2節は、米国側の約束に関するものである。インドが海外から低濃縮ウランを確保する際の障害として分離計画が挙げるのが、「米国の国内法」と「国際的取り決め」であり、これらを変えることが要請されている。具体的には米国の「1954年原子力法」とNSG(原子力供給国グループ)ガイドラインが念頭にあるが、これらの障害については後段で検討する。

次に、インド側は自国の核施設を軍事用と民生用に分離することを義務とする(第2節)。具体的にどう分離するかは第14節に記述してある。簡単に言えば、現在稼働中・建設中の22基の熱中性子炉(上図の1~7)のうち、14基がIAEA保障措置下に置かれることになる(現在6基がすでに保障措置下にあるから、追加分は8基)⁴⁾。逆に言えば、残り8基は国際的な監視の目からは外れる。インドが受ける保障措置については、その恒久化(第15節)が一応予定されているものの、計画の言う「インドにのみ適用される」(India-specific)保障措置が具体的に何を意味するのかは、今後のIAEAとの交渉次第だ。

さらに注目すべき点は、カルパッカム(左図の8)にある2つの高速増殖炉やトロンベイ(左図の9)にある「バーバ原子研究センター」内にあるドゥルーバ(Dhruva)研究炉など、核分裂性物質を生産可能な施設の一部をインドが民生指定からはずしていることだ。

「分離計画」では、あくまで優先するのはインドの国家安全保障上の都合であり(第6節、第13節)、どの施設を民生用と指定するかはあくまでインドの専決事項であるという姿勢が貫かれている。そのため、「分離計画」の中には、インドの核兵器開発を止めたり減速させる要素がほとんど入っていない。インドのCTBT(包括的核実験禁止条約)加入は求められていないし、兵器用核分裂性物質の生産停止をインドが約束したわけでもない(第4節)⁵⁾。

■核協力実現までの5つのハードル

核協力が実現するまでに超えるべき政治的、法的ハードルは決して少なくない。それは次の5つのものである。

ハードル1:米国内法の改正

「1954年原子力法」第123条は、米国が他国と原子力協力するにあたって、その協定案を議会に提示しその審議に付さなければならない旨を定めている。同条(a)項は、その協定案が満たさなければならない要件を全部で9つ定めているが、これらはもっぱら、原子力協力する相手国への核兵器拡散を防ぐための要件となっている。たとえば、第(a)(2)項では、国内のすべての平和的原子力施設に関してIAEAの保障措置を受け入れていないかぎりその国と協力することができない、と規定している。

06年3月16日に米政府が提出した(手続き的には提出者は議員)同法改正案(下院の法案番号がH. R. 4974、上院がS. 2429)では、米印核協力に関して上記の第123条(a)(2)項に定められた条件を適用除外すると定めている。要するに、この改正案によって米政権が狙ったことは、IAEA保障措置をすべての原子力施設に関して受け入れるつもりのないインドとの原子力協力を、米議会の特別の承認なしにできるようにすることであった。

下院国際関係委員会では、H. R. 4974に対する修正案のH. R. 5682が、37-5の圧倒的多数で6月27日に可決され、上院外交委員会でも1個の修正案(S. 3709)が16-2の多数で6月29日に可決した。H. R. 5682は、原子力法第123条(a)(2)項を適用除外にしている点などで原案と同じである。しかし、原案と比べて、米印協定案を共同決議の形で議会が承認する手続が定められている点(第4条(e))、協定の実行状況等についての大統領の議会に対する報告義務を創設した点(第4条(o))など、議会の権限は相当程度に強化されている。この修正案に対しては、バーバラ・リー議員(民主党)が、インドをNPTに加盟させることを義務付ける修正条項を提出したが、4-36で否決されている⁶。

下院本会議は、委員会案を7月26日に359-68の多数で可決した。他方、上院本会議での審議・採決は11月の中間選挙以後にもつれ込み、11月16日に85-17で可決した。12月に入ってから、上下院それぞれの法案の違いを埋めるための両院協議会が行われ、12月7日に双方合意に達した。この直前には、コンドリーザ・ライス国務長官が、インドによるイラン封じ込め協力の確保を米印協力の条件として大統領に義務づける条項を批判したため、最終調整案では落とされた。12月8日に下院で、9日に上院で最終案がそれぞれ可決され、18日にブッシュ大統領がそれぞれに署名して、「2006年米印平和的原子力協力法」が成立の運びとなった。

ブッシュ大統領は、この法案署名に際して重大な意思表示を行っている。原子力協力法は、その第104条(d)(2)で、NSGガイドラインに反するような核協力をインドと行うことを大統領に禁じているが、ブッシュ大統領は、大統領権限を奪うようなこの条項には憲法上の疑義があるとして、あくまで「助言的」(advisory)なものとして理解するとの意向を示したのである⁷。

ハードル2:IAEA・インド間の保障措置協定締結

さて、第2のハードルは、民生指定されたインドの原子力施設に関する保障措置協定をIAEA・インド間で結ぶことである。しかし、この協定は現在のところほとんど進んでいない。06年7月7日から8日にかけて初めてIAEA代表団が訪印し、その後も何度か非公式の会合は続けられて

いるが、協定締結に向けた公式協議は今の段階でもまだ始まっていない。

ハードル3:米印政府間の核協力協定締結

「2006年米印平和的原子力協力法」の成立は、米議会による米印協力の実質的承認を意味しているが、問題は、その協定案自体がまだ出上来上がっていないことである。実は、この協議も大幅に遅れている。06年6月に初協議が行われ、今年5月2日にはインドのメノン外務次官がワシントンを訪れてバーンズ米国防務次官と協議を行い、5月中にも協議は終了すると米国防務省は自信を見せていたが、同月中のバーンズ次官の訪印が流れ、協議は再び暗礁に乗り上げている。その理由はもっぱら、核協力促進法によってインドに課される各種の制約をインドが嫌い、その制約をはずした協定案を米国に求めている点にある。

具体的に言えば、以下のような点が問題になっている。①インドが核実験を行った場合に核協力を停止するとの内容へのインドの反発。②米国が供給した核燃料を使用後、米国の許可なしにインドがそれを再処理することを米国は禁じたいが、インドが反発している。

インドの「軍民分離計画」にも明らかなように、インド側は、自らの核兵器計画を保持し続けることに強い意志を示している。そのため、国内・国際世論の要求で核不拡散の内容を一定程度は入れざるをえない米国防政府との間での対立が埋められないでいる。

ハードル4:NSGガイドラインの改訂

1975年に結成されたNSG(現在の加盟国は45か国)はもともと、前年のインド核実験をきっかけに作られたものであった。そのNSGでは現在、NPTに加盟していないインドへの核協力を例外として認めるかどうかをめぐって議論が進められている。1992年のNSGガイドラインは、IAEAのフルスコープ保障措置を受けていない国への核協力を禁じているため、直接にはこのガイドラインを変更することが米印の目的となる。

すでに、フランス・ロシア・イギリスなど、インドの原子力産業に食指を動かしている国々が、ガイドラインの変更を認める意思を表明している。逆に、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、デンマークなどの北欧諸国

北欧諸国や、アイルランド、オーストリア、オランダなどが、変更懸念を示している。他方、オーストラリアのように、以前は懸念を示していたが、後に翻意してガイドライン変更を認めるようになった国もある(07年3月)。

中国や日本のようにいまだ旗幟を鮮明にしていない国々もある。日本の安倍晋三首相は、インドのマンモハン・シン首相来日時に、米印協定の評価については検討中と述べている(06年12月15日)。中国は、NSGガイドライン変更は、インドを例外とすることだけを定めるのではなく、一般的な例外規定にしないとはならないと主張している。米印協定に乗じて、パキスタンとの核協力を進めたいとの意図が透けて見える。

このように、国際社会の意見はいまだに割れているため、今年4月に南アフリカで開催されたNSG総会でもガイドライン変更についての結論は出なかった。

ハードル5:米議会による協定承認

以上のすべてのプロセスが終わった後に、米印協定の米議会による承認という段階が来ることになる。しかし、それ以前のプロセスがかなり遅れているため、この最終段階がいつくることになるのかは不明である。

■なぜ米印核協力に反対すべきなのか

以上論述してきたことから一部明らかであるが、米印核協力には以下のような問題点がある⁸。

核不拡散体制を崩壊させる

推進派は、IAEA保障措置下に入るインドの原子力施設の数が増えるため、NPT未加盟のインドをNPTより広い意味での核不拡散体制に実質的に引き込むことができると主張する。これに対して反対派は、核不拡散体制は、核兵器の放棄と原子力民生利用がバーターとなっている基本的構造を指摘する。核兵器と原子力発電の両方の利益を同時に享受する特権をインドに認めることによって、現在はNPTを遵守している国々が核兵器保有に走ることを止める論理がなくなり、核不拡散体制が

骨抜きにされてしまう恐れがある。

推進派はこれに対して、インドは「進んだ核技術をもつ責任ある国」であり「世界最大の民主主義国」であるから核兵器国としての特別扱いが許されると弁明しているが、このような抽象的なレトリックは二重基準の温床となり、公正感を失わせるものであり、核不拡散体制を崩壊に導く危険なレトリックであるといえよう。

インドの核兵器開発を助ける

米印合意によって、インド自身の核開発は容易になってしまう。核協力によってインドはウラン燃料を輸入することが可能となるため、インド国内のウランに余裕ができ、その分が核兵器開発に回されることになる。ジア・ミアンらは、米印合意が成立すれば、インドは年間40~50発分の兵器級プルトニウムの生産能力を得ることになると論じている⁹。

イランなどへの核流出

反対派からは、インドがイランと比較的友好な関係を保っていることから、インドへ供与した核物質、技術、物資等がイランに流出するのではないか、との懸念が出されている。これに対して推進派は、インドはイランの封じ込めに協力してきているし、(パキスタンなどとは異なり)インドの輸出管理は厳格であると反論している。

しかし、D・オルブライトとS・バスは、インド国内における核技術、物資等の調達プロセスにおける管理や輸出入規制はきわめて甘く、それらがインドを通じて第3国に流出することは十分にありうると主張している¹⁰。

印パ、中印間の軍備競争を加速する

反対派は、インドを核兵器国として容認することによる印パ間軍拡競争の加速の可能性を指摘する。また、インドの民生原子力支援によって、核兵器開発により多くの資源を振り向けることができるようになり、それが中国の核軍拡を誘発するとの議論もある。

エネルギー源を原子力に頼る必要はない

現在、インドの総発電量における原子力の割合は約3%しかない。そ

るインド経済におけるエネルギー供給は安定することになると推進派は主張する。推進派はさらに、化石燃料使用の減少により環境保護も促進されると宣伝している。

他方で反対派は、エネルギー効率アップ、再生利用可能エネルギーの普及により、原子力の増加がなくてもインドのエネルギー需要はまかなえると反論している¹⁾。

このように、米印協定は非常に多くの問題を抱えており、インドを特別扱いすることでその他の国々がドミノ的に核兵器開発に走りうる素地を作ってしまうだろう。だが、第2節でも見たように、協定完成までの前途は多難である。日本に住む私たちとしては、NSGガイドライン問題について影響力を発揮できる日本政府に対して、米印協定の危険性を訴えていくことが重要だ。(一橋大学大学院生)

注

1. 『核兵器・核実験モニター』第242号(05年9月15日)に翻訳。
2. 資料3-15(275ページ)。
3. 資料3-16(276ページ)。
4. インドの主な原子力施設一覧については、「科学と国際安全保障研究所」作成の以下の資料を参照。www.isis-online.org/publications/southasia/indiannuclearfacilities.pdf
5. 詳しくは、『核兵器・核実験モニター』第257・8号(06年6月15日)。
6. 詳しくは、『核兵器・核実験モニター』第261号(06年8月1日)。
7. www.whitehouse.gov/news/releases/2006/12/20061218-12.html
8. 詳しくは、『核兵器・核実験モニター』第264号(06年9月15日)。
9. www.fissilematerials.org/ipfm/site_down/southasia.pdf
10. www.isis-online.org/publications/southasia/indianprocurement.pdf
11. レオナルド・ワイズ「パワー・ポイント」、『プレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスト』06年5・6月号。

第3章

特集

北朝鮮の 核・ミサイル実験

●特別寄稿

何が行われたのか—

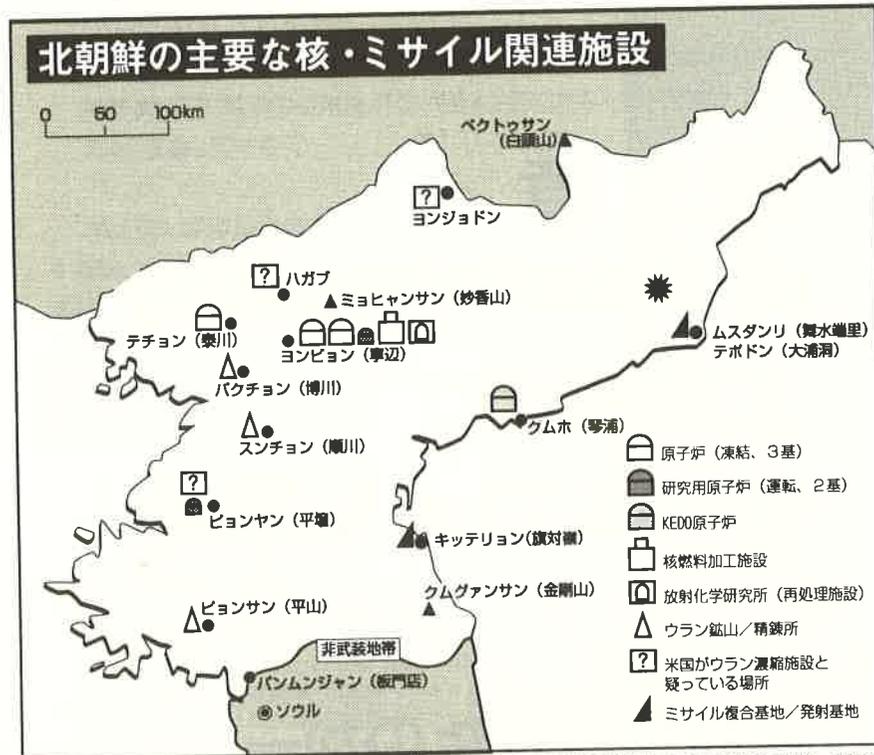
北朝鮮核実験の技術的検討

鈴木達治郎

●特集キーワード

A. 北朝鮮の核・ミサイル実験

1. 北朝鮮の主要な核・ミサイル関連施設と核実験実施場所(推定)



☀ 06年10月9日の核実験地点と推定された場所 (概略)
北緯41.294度、東経129.34度 (米国土地理院)



核実験後 (06年10月13日)
Image Credit: DigitalGlobe - ISIS
Image Date: October 13, 2006



核実験前 (06年9月17日)
Image Credit: DigitalGlobe - ISIS
Image Date: September 17, 2006

核実験前後の 衛星写真

特別寄稿

鈴木達治郎

東京大学公共政策大学院客員教授

何が行われたのか 北朝鮮核実験の技術的検討

2006年10月9日、朝鮮民主主義人民共和国(DPRK、北朝鮮)は、地下核実験を実施したと公表した。その後、近隣諸国はもちろん、世界の観測網で核実験が実施されたことを確認する声明が発表された。しかし、核実験場所や規模などの技術的内容については、各国で相違があり、実験そのものの成否を問う観測まで上った。ここでは、主に米国の専門家による分析をもとに、その技術的内容を簡潔にまとめた。

■爆発の規模と場所

核実験を実施する前、北朝鮮はロシアに対しては、「(TNT火薬換算)5キロトンから15キロトン規模」(注:広島原爆は15キロトン、長崎原爆は22キロトンと推定されている)、中国に対しては「4キロトン規模」との報告をしたと伝えられている。この規模であると、実験による地震規模はマグニチュード4.9程度になると推定される。しかし、核爆発直後の測定によると、韓国地理資源研究所はマグニチュード3.58~3.7、米国土地理院



(US Geological Service)の測定では4.2、包括核実験禁止条約事務局(C TBTO)は4.0との発表を行った。

過去の米・ロの核実験データなどから、地震規模から爆発規模は、次の数式によりある程度の推定が可能である²(右ページ図参照)。

$$M_b = A + B \log Y$$

M_b:地震規模(マグニチュード)、Y:爆発規模

A、B:実験場の構造、地質、測定地点と実験場までの伝播条件などで決定される係数

この、A、Bの数値は、統計的な誤差も含まれ、測定場所などにより変化する。Kangら³はA=4.262、B=0.973の数値を使って推定している。この数式に当てはめると、核爆発が4キロトン規模であるとマグニチュードは4.9程度となる。地震規模が4.0~4.2だと、爆発規模は0.9キロトン程度、3.7程度だと0.55キロトン程度と推定される。

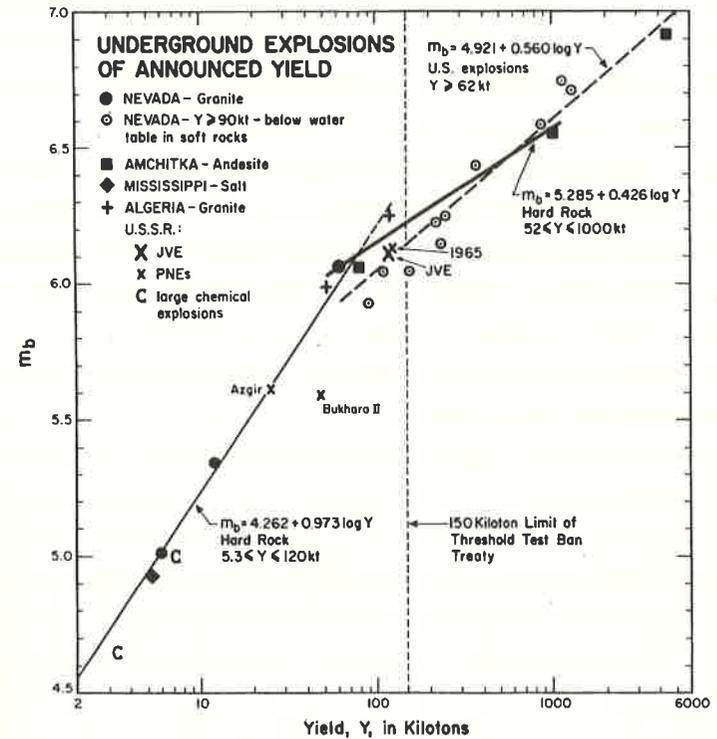
米国ロスアラモス国立研究所のウォレス博士の推定では、0.5~2キロトン(1キロトン以下の確率が90%)、コロンビア大学のサイクス博士は0.4キロトン(68%の確率で0.2キロトン~0.7キロトン、1キロトン以下の確率は95%)と推定している⁴。ある報道(ワシントンタイムズ誌、06年10月14日)では、米国情報局の推定値の一つとして0.2キロトンという数値も紹介されている。

最終的には、10月16日に、米国情報局が「1キロトン以下であった」と発表した数値が現在では引用される最も信頼できる推定値とされている。

これらの数値を、総合して判断すれば、今回の核実験規模は、1キロトン以下、おそらく0.2キロトンから1キロトンの間であろうと推定される。

核実験の場所については、地震の震源地を推定する方法で、ある程度の推定が可能であるが、爆発規模が小さかったことや、地形のデータが不足していたため、正確な実験場所の確定にもとまどった。最も信頼できる情報としては、米国地理院が震源地を北緯41.294度、東経129.134度と発表しており、おそらく吉州(キルチュ)郡の豊溪里(ブンゲリ)と推定されている。米NGOの科学と国際安全保障研究所(ISISは、核実験前後で様子に変化している同地域の衛星写真を公表している⁵(データシート1参照)。この写真を見る限り、今回の核実験場所は、パキスタンの核実験と同様、横穴方式で実施された可能性が高い。

地震規模と核爆発規模の相関関係推定図



出所:参考文献6

■核爆発であったことの確認

地震波による測定により、自然現象による地震と人工爆発による地震とを区別することが出来る。自然の地震の場合は、小さなP波(縦波)の後に大きなS波(横波)がくるが、人工爆発の場合は、P波、S波の時間的差がなく、波形を見ることによって自然の地震と区別ができる。今回の波形も、人工爆発であることは当初より確認されていた。(64ページに地震波の波形)

問題は、上記程度の規模であれば核爆発ではなく、通常の化学爆薬による巨大爆発である可能性も否定できないため、一部には「核実験ではなかった可能性もある」との観測も出された。

次に核実験を確認する方法は、核爆発により放出される放射性物質を検出することである。実験後、核実験場所から漏洩してくる放射性物質を検出することにより、核爆発装置の種類（プルトニウム型、ウラン型）も推定することが出来る。漏洩する物質の量は、核実験場の状況により異なるし、風力や風向きなどによって、サンプル採集に時間がかかることもある。

今回は、爆発の2日後、10月11日に米国情報局が「エアースンプルから放射性物質を確認し、分析の結果核実験のものであることが確認された」と発表したことで、化学爆発の可能性はなくなった。米国の発表では、詳細が明らかにされていないが、今回はプルトニウム爆弾であると推定されることから、ここで注目される核放射性物質は、キセノン133、キセノン135などではないか、と推測される。キセノンは、不活性ガスであるため、検出されやすく、また半減期は5.2日、9.1時間と短いため、他の原子力発電や再処理活動による影響も除去できるうえ、核爆発の日程も比較的正確に把握できる。1キロトンの核爆発規模を起こすには、プルトニウム60グラム程度が必要であり、その核反応によりそれぞれ2グラムのキセノンが生成される。当時の気候条件、推定核実験場所、核爆発規模などを考慮して、拡散モデルで推定すると、大気中のキセノン濃度は日本海上で検出限度の10倍から100倍程度になるため、おそらくキセノンを検出したことで、プルトニウム型核爆発が確認されたと思われる。

■小規模核爆発であったことの意味： 成功か失敗かの議論

核爆発であったことは確認されたものの、その規模が1キロトン以下であったため、今回の核実験の評価が分かれることになった。長崎型原爆の実験を意図したとすれば、1キロトン以下の爆発規模は小さすぎるため、「失敗ではないか」との見解も出された。

もし、報告されているとおり、4キロトンから10キロトン規模の核実験を意図していたとしたら、技術的に何らかの問題があったとすることができる。その可能性としては大きく次の3つが考えられる。

- (1) 爆縮技術の未熟：濃縮ウラン型と異なり、プルトニウム型原爆は構造も点火技術も複雑で高度な「爆縮技術」を必要としており、その技術が完

成していなかった可能性がある。設計上の問題や加工・製造技術上の不正確さなども上げられる。ただ、起爆装置の実験を繰り返していたとの報道もあるため、この可能性を否定する見方もある。

- (2) プルトニウムの品質・量：プルトニウムの節約を図り、できるだけ少量のプルトニウムで爆発装置を作成した可能性がある。また、再処理の過程やピット製造の過程で不純物が混入した可能性もありうる。
- (3) 最初から小型化を狙った：初回の核実験としては、比較的大型の核爆発装置を製造するのが普通だが、スカッド・ミサイルに搭載可能な重量にして500キロ～1トン程度の核兵器を最初から設計・製造しようとして失敗した可能性もありうる。これが成功すれば、日本や韓国に直接核ミサイル攻撃が可能となる。小型核爆発装置の設計図が闇貿易で入手された可能性もあり、「4キロトン」という比較的小型の核実験を意図していたとすれば、この可能性も否定できない。

いずれにせよ、想定していた爆発規模よりかなり小さかった可能性が高いため、技術的には問題があったという判断が妥当であろう。そのため、技術的にはおそらく2回目の核実験を試みるのではないかと、この指摘が専門家よりされている³。幸いなことに、07年4月現在まだ2回目は実施されていない。

しかし、1キロトンの爆発規模であったとしても、その威力は甚大である。95年のオクラハマ爆破事件で使用された化学爆弾はわずか数トンであった。1キロトン（その数百倍の規模）だと、1マイル（＝1.6キロメートル）四方のすべての人口を死亡させ、さらに広い地域のほとんどの建造物を破壊することが出来ると推定される。さらに、放射線や放射性物質の影響が加わることになるため、その被害は甚大なものとなる。1キロトン以下といえども、核兵器の脅威には変わらないのである。したがって、たとえ実験が技術的に失敗の可能性があったとしても、核の脅威は現実のものとして考えておかなければならない⁶。

■プルトニウム在庫量との関係

最後に、今回の核実験後、北朝鮮のプルトニウム在庫量がどの程度になっているのか、最新の情報を紹介しよう。米NGO科学と国際安全保障研究所（ISIS）所長のD. オルブライト氏が、07年2月に現地 で収集した情報に

基づく報告書を発表している⁷。

これによると、94年から02年の時期(米国との枠組み合意で核活動を凍結していた時期)をのぞき、86年からプルトニウムを蓄積してきていることが明らかになっている。07年2月現在、51キロ～69キログラムのプルトニウムを蓄積してきており、そのうち33～55キログラムを分離・回収していると推定されている。おそらくこの80～99%は上記凍結後、02年以降の核活動で回収したものと推定される。核爆発装置に必要なプルトニウムの量は、5キログラム程度と推定すると、10月の核実験実施後、その在庫量は46～64キログラム、そのうち28～50キログラムが分離されたプルトニウムと推定される。

すなわち、北朝鮮は5～12発の核兵器を製造することが出来るということができる。

■まとめ

以上の情報を整理すると以下のようにまとめられる。

- (1) 2006年10月9日に、北朝鮮はプルトニウム型原爆の核実験を実施したことが確認され、その規模は0.2～1キルトン程度と推定される。地震波の測定、ならびに大気での放射性物質サンプルの採取により、これらの事実は科学的に検証された。
- (2) 当初意図されていた規模(4～10キルトン)よりも、かなり小規模であった可能性が高く、その場合技術的に何らかの不備があった可能性は否定できない。おそらく、技術的観点から見ると2回目の核実験を試みる可能性がありうる。
- (3) しかし、1キルトン規模であっても、兵器としての威力は通常兵器をはるかに超える破壊力であり、その脅威は現実のものとして考える必要がある。
- (4) 過去の核活動と現地における最新の情報から、北朝鮮はプルトニウムにして28～64キロの在庫量を抱えており、5～12発の核兵器を製造することができるかと推測される。

参考文献

1. E. C. アベリイ、S. スカソーニ、米国議会調査局「北朝鮮の核実験：動機、意味と米国の選択肢」、06年10月24日。www.fas.org/sgp/crs/nuke/

RL33709.pdf

2. L. R. サイクス、G. エクストローム「1988年ソ連との共同検証実験のための地震と流体力学的出力の比較」、『全米科学アカデミー・プロシーディング』第86号、89年。
3. J. カン、P. ヘイズ「北朝鮮核実験の技術的分析」、ノーチラス研究所「ポリシー・フォーラム・オンライン」、06年10月20日。www.nautilus.org/fora/security/0689HayesKang.html
4. R. ガーウィン、F. フォン・セッペル「北朝鮮における10月9日の核実験の技術的分析」、『アームズ・コントロール・トゥデイ』、06年11月。www.armscontrol.org/act/2006_11/NKTestAnalysis.asp
5. 科学と国際安全保障研究所(ISIS)「推定される核実験サイト」、06年10月10日。www.isis-online.org/publications/dprk/dprktestbrief.pdf
6. 核情報ウェブサイト「北朝鮮核実験特集」、kakujoho.net/susp/ntest.html
7. D. オルブライト、P. ブラナン「北朝鮮のプルトニウム在庫量」(07年2月)。www.isis-online.org/publications/dprk/DPRKplutoniumFEB.pdf

すずき・たつじろう

1951年大阪生まれ。東京大学工学部原子力工学科、米マサチューセッツ工科大(MIT)「技術と政策」修士課程卒。工学博士。MITエネルギー環境政策センター、同国際問題研究センターなどを経て、96年より(財)電力中央研究所社会経済研究所上席研究員。2006年より東大公共政策大学院客員教授。専門は原子力政策。

A1. 北朝鮮、ミサイル連続 発射実験

06年7月5日、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)は7発の弾道ミサイルの発射実験を行った。99年以来続いていた北朝鮮の弾道ミサイル発射モラトリアムは、8年目にして破られた。5月初期から、咸鏡北道(ハムギョンプット)の舞水端里(ムスダンリ)ミサイル複合基地^{*}に長距離ミサイル・テポドンⅡの発射準備の動きが観測され、その後、米国、韓国、日本の情報当局が注視する中で実験が行われた。報道された諸情報を整理すると別表のようになる。

発射順に番号をふると、第1、4、5号のミサイルは、スカッドC型ミサイル(射程500km)であり、第2号ミサイルはノドン型ミサイル(射程1300km)であったとされる(新型ノドンと区別して、これをノドンAと呼ぶ専門家もいる)。第6号と第7号のミサイルは、射程が1000kmのスカッドERであるとされていたが、その後、射程2500~4000kmの1段式の新型ミサイルの可能性が指摘された^{*}。これをノドンBと呼ぶ専門家もいる。これら6発のミサイル発射は、すべて江原道(カンウォンド)南東部の元山(ウォンサン)に近い旗対嶺(キツテリョン)から発射された。

第3号ミサイルが、注視されていた長距離ミサイルテポドンⅡであった。しかし、北朝鮮以外の国はこの発射実験は失敗であったと結論づけた。発射30~35秒後に先端のシュラウド(覆い)あるいは他の物体がミサイルから剥離して落下し、それを契機に異常が連鎖し、42~52秒後の間にミサイルからのテレメーター信号が途絶えた。それ以後も発射から2分後まで

何らかの飛翔が観測されたが、その水平到達距離は長く見積もっても8.4km程度と考えら、陸地すれすれの海岸に落下した可能性がある^{*}。

^{*}チャールス・ビック。前掲。

この連続発射実験の目的に関して、次のような推測が行われている。

1. 技術的には、ノドンなど現役ミサイルの性能確認、ミサイル輸出がからむ新型ミサイルの実験発射、衛星発射、あるいはそれを装う長距離ミサイル発射実験、もしくは発射ブースター実験などが考えられる。
2. 政治的には、技術水準の誇示によって、米国を2国間交渉に引き出すこと、交渉における力関係を優位にすること、などが意図されたと思われる。
3. 同時発射を行った背景には、必要なことを一気に行うことによって、国際的インパクトを強める狙いのほかに、モラトリアムを破ることの政治的マイナス効果を1回にしたという配慮も考えられる。

ミサイル実験を受けて、7月15日、国連安保理決議による非難決議(安保理決議1695(2006))が採択された^{*}。日本が最初に提案した決議案は、国内の冷静さを欠いた状況を反映して^{*}、国連憲章第7章の下での北朝鮮制裁を目指すものであった。しかし、中国、ロシアの反対のもとに決議は抑制的なものになった。

^{*}資料2-1(230ページ)。

^{*}日本の反応についてはキーワードA6(68ページ)。

^{*}アータシート1(50ページ)の地図参照。

^{*}チャールス・ビック、06年7月20日。
www.globalsecurity.org/wmd/library/news/dprk/2006/060720-nkir2637.htm

表 7月5日のミサイル発射に関する情報(2006年8月1日現在)

順番	発射時間(諸報道)	飛行時間	飛行距離	種類(可能性を併記)
1	午前3:30, 32, 33	5分	500-510 km	スカッドC
2	午前4:00, 04, 11		600-620 km	ノドン
3	午前4:59, 5:00, 5:01	2分	0.5-8.4 km	テポドン2、テポドン3
4	午前7:10, 12, 13, 18	5分	420-550 km	スカッドC
5	午前7:30, 31, 32, 38	5分	420-500 km	スカッドC
6	午前8:17, 20, 22	7分	420-600 km	新型X、スカッドER
7	午後5:20, 22	7分	420-600 km	新型X、スカッドER

注1: 発射時間の下線のものは日本政府筋のもので諸情報の総合と考えられる。

注2: テポドン2やテポドン3と書いてあるものは便宜的な呼称であり、それぞれのミサイルの1段目、2段目、3段目の構成は分かっておらず、諸説がある。

注3: 新型Xは1段式でノドンBと呼ぶ専門家もいる。

A2. 米イージス艦、北日本で 米国土ミサイル防衛

06年7月5日に行われた朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)による長距離弾道ミサイル・テポドンⅡの発射実験は、5月初旬から米国などの偵察衛星により発射準備の状況が監視されていた。米国は批判の多いミサイル防衛を有利に推進するためにこの機会を最大限に利用した。NPO法人ピースデポはその実態を調べるために、横須賀を母港とするイージス艦のこのときの行動を米海軍公文書によって調査し、06年11月2日に記者発表した。結果は翌朝の各紙に報道された。

7月5日のために行動したのは、横須賀を母港とする3隻のイージス・システム※を搭載する駆逐艦※であった。これらの船は、その時点でミサイル迎撃能力をもたず、長距離監視追跡能力のみを備えていた。ピースデポの以前の調査※によれば、米軍はこの監視追跡情報を米本土の地上迎撃ミサイルとリンクさせて迎撃する体制※をとっていた。

公文書によると、6月14日※、まずフィッツジェラルドとカーチス・ウィルバーが、グアム近辺で参加していた演習バリエーション・シールドを離れて弾道ミサイル防衛(BMD)任務のために北上した。そして、津軽海峡を挟んでフィッツジェラルドは日本海に、カーチス・ウィルバーは太平洋に「BMD作戦区域」を設定した。やがて、6月24日、ジョン・S・マッケインが任務に加わり、カーチス・ウィルバーと交代して太平洋側の「BMD作戦区域」に入り、カーチス・ウィルバーは日本海側の作戦区域に移動してフィッツジェラルドと合流した※。

※用語の説明(210ページ)。
 ※カーチス・ウィルバー(DDG54)、フィッツジェラルド(DDG62)、ジョン・S・マッケイン(DDG56)の3隻。
 ※梅林宏道「特報:米海軍イージス艦のミサイル防衛任務」(『核兵器・核実験モニター』第239号、05年8月1日)。
 ※あくまでも開発途上の体制であり有効性は疑問視されている。
 ※報道で発射が間近という情報が流された時期である。
 ※詳しくは『核兵器・核実験モニター』第268-9号(06年12月1日)を参照。



06年7月5日の米イージス艦の配置

このようにして、7月5日には、図に示したように日本海作戦区域に2隻、太平洋作戦区域に1隻という布陣となった。一連の調査から、ピースデポは次の結論を導いた。

1. 米軍の関心はあくまでも米領土の防衛であり、そのための監視追跡体制をとった。
2. Xバンド・レーダー※の精密識別能力とイージス艦の連係が追求された。
3. 将来の日米共同のMD体制を想定して自衛隊との協力が実行された。

これらの結果は、米本土を直接防衛するための基地として日本の基地を使用するという、従来にはなかった日米安保体制の新事態を示している。法的観点からの議論が必要である。



発射地点からの大圏コース

斜線部分の海域は、防衛庁が発射した3番目のミサイル(テポドンⅡ)以外の推定落下地点。

※米軍再編の合意に従って06年6月に設置。

A3. 国際社会は冷静に反応

06年7月5日の北朝鮮のミサイル発射実験に対して、国連安保理の非常任理事国であった日本政府は、米英仏を味方につけて対北強硬論をリードした*。日本が即日起草した決議草案は、ミサイル発射を「国際の平和と安全への脅威」と認定し、経済制裁を加盟国に義務づけたり、国連憲章第7章*に言及することで憲章42条の軍事制裁の可能性を示唆したりするなどの内容が含まれていた。しかし、北朝鮮によるミサイル発射はモラトリアムの合意に一方向的に違反し、事前通告を欠くなどの国際的ルール・信義違反が確かにあったものの、それはたんなる「実験」であるのは明らかだった。そのため、日本の度をこえた強硬姿勢は、韓国、中国、ロシアの賛同を得ることができなかった。韓国の盧武鉉大統領は、日本の言い方によって「平和に脅威が与えられている」とまで述べて日本の過剰反応を批判した(7月12日)。

中口は、7月13日より穏健な内容の決議案を提出し、およそこの線に沿って決議1695*が採択された(7月15日)。決議は、北朝鮮に対し、弾道ミサイル計画の放棄を要求し、6か国協議、NPT、およびIAEA保障措置への復帰を要請した。他方で、制裁に関しては、国連憲章第41条(非軍事的制裁)への言及すら避け、大量破壊兵器(WMD)、弾道ミサイル関係の物品、資材、製品、技術を北朝鮮に移転したり北朝鮮から調達したりすることを国連加盟国に禁じるにとどめている。

10月9日の北朝鮮核実験発表を受けた国際対応において

も、強硬派の日米英仏と穏健派の韓中口という図式は変わらなかった。米国が10日に提出した安保理決議案には、兵器非関連の北朝鮮資産凍結、北朝鮮を通過した貨物検査の国連加盟国への義務づけ、北朝鮮籍船・飛行機の全面出入り禁止という厳しい内容が含まれていたが、これらは中口の批判を受けて落とされた。

こうして10月14日に採択された決議1718*は、北朝鮮が核計画を放棄し弾道ミサイル計画を停止する義務があることを決定すると同時に、6か国協議への復帰を要請した。他方、決議が憲章41条措置であることを明確にし、以下のような内容の制裁を定めた。

- ・WMD、弾道ミサイル関連の物品等や特定通常兵器、ぜいたく品を加盟国が北朝鮮に供給、販売、移転することの禁止。関連技術支援などの禁止。
- ・WMD、弾道ミサイル関連の物品等や特定通常兵器を北朝鮮が輸出することの禁止。
- ・WMD、弾道ミサイル関連の指定個人・団体の資産凍結、関連個人の移動制限。
- ・上記の関連品を運んでいると見られる、北朝鮮を出入りする貨物の検査を加盟国に要請。

これらの内容は、核実験を行ってしまった国に対するものとしては比較的穏健なものといえる*。また、とりわけ6か国協議再開の機運が06年11月以降に高まってからは、各国が北朝鮮を刺激しないように慎重に行動している。中国は、決議に定められた貨物検査を行わない意図をもともと明らかにしていたし、韓国は、米国からの度重なるPSI(拡散防止構想)*参加要請に関して、11月中旬に不参加を決定している。また韓国は、ミサイル実験に際して、北朝鮮へのコメ、肥料追加支援の停止と開城工業団地の規模拡大中断、核実験に際して、金剛山修学旅行への補助金停止を決めたが、それ以前からの包容政策の大枠は崩していない。突出した強行対応を行っているのは国際的には日本ぐらいだと言えよう。

*資料2-5(233ページ)。

*これに比べると、いまだ核保有にもっていないイランに対する安保理決議1747はもっと厳しい制裁を定めている。キーワードB4(80ページ)。

*用語の説明(210ページ)。

*日本独自の対応については、キーワードA6(68ページ)。

*資料1-2(215ページ)。

*資料2-1(230ページ)。

A4. 核実験で立証された CTBT 検証システム

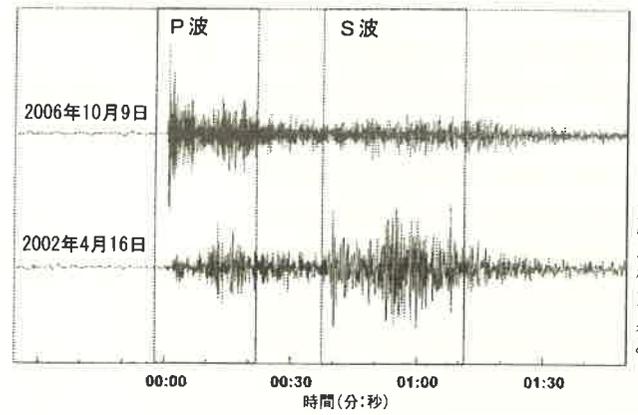
包括的核実験禁止条約(CTBT)は、96年の締結以来、発効できないまま足踏みが続いているが^{*}、その一方で条約遵守に関わる国際的な検証体制の整備が着実に進められてきた。そうした検証体制の信頼性や技術的能力に対する「現実世界におけるテストケース」となったのが、06年10月9日の北朝鮮による核爆発実験であった。CTBT機関(CTBTO)準備委員会は、「(検証体制が)期待に見合う能力を備えていることを証明した」とその働きを評価した^{*}。

CTBTO準備委員会(本部ウィーン)^{*}によれば、10月9日午前10時35分ごろ、人為的な爆発実験が行われたことを示す地震波が、10を超える国際監視制度(IMS)の主要地震学的監視観測所で探知された。核爆発実験が行われたか否かの判断は、地震波等の波形による診断および放射性物質の検出に

^{*}データシート3(88ページ)。

^{*}資料2-8(239ページ)。

^{*}CTBTOの公式ホームページ
www.ctbto.org



韓国にある主要地震観測所における地震計記録。上:06年10月9日の北朝鮮核爆発実験。下:02年4月16日の近隣の地震。出典:資料2-8(239ページ)と同じ。

よって行われる。自然現象による地震(左ページの図:下の波形)では、小さなP波(縦波)の後に大きなS波(横波)がくるが、人工爆発による地震であれば(上の波形)、P波とS波のあいだに時間差がない。地震波検出から2時間以内には実験の日時・場所・規模等を含むデータが各締約国に配布された。2日後の10月11日には国際データセンター(後述)の専門家による分析データが提供された。また、核爆発であるか否かの判断の決め手となる放射性核種の検出については、試験運用が行われていた10か所の観測所のうち1つで「北朝鮮の核実験による仮定放出量と一致」する計測結果が得られた^{*}。

CTBTは、発効時までには、①IMS、②協議と説明、③現地査察、④信頼醸成についての措置、の4つからなる検証体制を機能できるようにすることを義務付けている。96年にCTBTO準備委員会とその事務局「暫定技術事務局(PTS)」が設置され、準備にあたっている。

検証体制の中核であるIMSは、地球上のあらゆる場所における核爆発実験を24時間監視することを目的に、世界89か国、321か所の監視観測所および16か所の放射性核種研究所からなるネットワーク構築を目指している。07年3月現在、321か所の監視観測所のうち、およそ75%の設置が完了し、200を超える監視観測所がPTSの認証を受け、試験運用段階に入っている。08年には、ネットワーク全体の90%の設置完了が目指されている。

4つの技術(地震波、水中音波、微気圧振動、放射性核種)を用いて、各地の観測所から集められたデータは、ウィーン国際データセンター(IDC)に集約される。条約締約国は、データの国際的な交換に参加し、IDCのすべてのデータにアクセスする権利を持つ。各地で検知された情報は、まず2時間以内に未処理の生データの形で、次に分析処理を経て各締約国に発信される。ただし、「核実験であったか否か」の判断そのものを行う権限はIDCになく、提供されるデータをもとに、各締約国の責任で解析・評価が行われる。

^{*}資料2-8(239ページ)。

A 5. 6 か国協議、 初期行動に合意

※6か国協議の構成国は、韓国、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)、日本、米国、中国、ロシア。第1回協議：03年8月27日～29日、第2回協議：04年2月25～28日、第3回協議：04年6月23日～26日、第4回協議：05年7月26日～8月7日(第1次セッション)、05年9月13日～9月19日(第2次セッション)。場所はいずれも北京の釣魚台国賓館。

※「共同声明実施のための初期行動」。資料2-6(236ページ)。

※キーワードA1(58ページ)。

※特別寄稿(51ページ)。

※第5回協議会第3セッション(場所：北京・釣魚台)の各国首席代表は、中国：武大偉(ウー・ターウェイ)外交部副部長、北朝鮮：金柱寛(または桂冠)外務副相、日本：佐々江賢一郎・アジア大洋州局長、韓国：千英宇(チョン・ヨンウ)朝鮮半島平和交渉本部長、ロシア：アレクサンドル・ロシュコフ・外務次官、米国：クリストファー・ヒル国務次官補(東アジア太平洋問題担当)。

朝鮮半島の核問題を巡る6か国協議※は、05年9月19日に初めての共同声明をかち取ったものの、その実行について話し合うはずの第5回協議が05年11月11日に休会に入ったまま行き詰まっていた。13か月が経過してやっと再開に漕ぎつけ、06年12月18日～22日に第2セッションが開催されたが再び休会に入った。そして、7週間後に開かれた第3セッション(07年2月8日～13日)の最終日に、ようやく初期行動についての合意文書が採択された※。

共同声明以後の行き詰まりの重要な理由の一つは、北朝鮮の資金を扱っているマカオの銀行バンコ・デルタ・アジア(BDA)に対する米国の金融制裁であった。北朝鮮は、同銀行における北朝鮮資金の凍結解除のために米国との交渉を要求し米国はそれを拒否し続けた。その間に、北朝鮮はミサイル発射実験※、続いて核実験※を強行して米国を揺さぶり、米国を交渉に引き出そうとした。米国の政策転換によって、この問題の解決の見通しが立った結果、北朝鮮は第3セッション※開催に合意した。

第3セッションで達成された2.13合意文書のもっとも重要な意義は、9.19声明における誓約、つまり「6か国協議の目標は、平和的な方法による、朝鮮半島の検証可能な非核化である」ことを、6か国が一致して再確認したことであろう。その上で、次のような具体的な初期行動を60日以内に実施することに合意した。

◆北朝鮮

*寧辺(ヨンピョン)の核施設を最終的に放棄することを目的として、停止し封印する。*監視及び検証を行うために、国際原子力機関(IAEA)要員を復帰させる。

◆米国

*懸案事項を解決し、完全な外交関係へ向かうため米朝協議を開始する。*テロ支援国家指定を解除する作業を開始する。*対敵通商法の適用を終了する作業を進める。

◆日本

*平壤宣言にしたがって、不幸な過去の諸問題と懸案事項を解決して、国交正常化を目指して日朝協議を開始する。

◆北朝鮮以外の5か国

*緊急エネルギー支援として、5万トンの重油相当を60日以内に開始する。

初期段階の次の段階の措置もいくつか合意された。その中には北朝鮮がすべての核兵器計画のリストを提出すること、黒鉛減速炉、再処理工場など既存の核施設を無能力化すること、他の5か国は重油95万トン相当を上限とする支援を提供すること、などが含まれている。

合意の中でさらに注目すべきことは、初期行動の実施などのために5つの作業部会※を設置したことである。2.13合意では、第6回6か国協議を07年3月19日に開催することになっていたが、すべての作業部会がそれまでに会合もあった。

第6回6か国協議は、3月19日に予定通り北京の釣魚台迎賓館で開催されたが、実質協議が開かれないうまま3月22日に休会になった。2.13合意の前提となっていた、BDAの北朝鮮資金の返還問題が予想を超えた困難に直面したからである。その結果、60日以内(07年4月13日)期限に初期段階の行動をとるとした2.13合意は達成されなかった※。

※5つとは、1.朝鮮半島の非核化(議長：中国)、2.米朝国交正常化、3.日朝国交正常化、4.経済及びエネルギー協力(議長：韓国)、5.東北アジアの平和及び安全のメカニズム(議長：ロシア)。

※4月10日、マカオ当局は北朝鮮関連資金を全面凍結解除すると発表した。米国の全面譲歩を意味する。しかし、4月20日現在、送金問題が未解決。

A6. 日本政府の過剰反応

北朝鮮のミサイル発射実験(06年7月5日)と核実験(10月9日)に対して、日本政府が、国際社会の中でもきわめて突出した制裁をかけている。

まず、ミサイル実験に対しては、実験当日に以下のような制裁を発表した。

- ・万景峰92号の入港禁止(特定船舶入港特措法の初発動)。
- ・北朝鮮職員の入国の原則禁止。その他の北朝鮮からの入国も審査厳格化^{*}。北朝鮮籍船が入港した場合、乗員の上陸を原則認めない。
- ・日本の国家公務員の北朝鮮渡航を原則で見合わせる。
- ・北朝鮮からの航空便の日本乗り入れ禁止。

しかし、このような内容は、その後7月15日に国連安保理で採択された決議1695^{*}にはまったく含まれていない。9月19日には、決議1695を実施するための措置のひとつとして、大量破壊兵器およびミサイル開発に関連していると見られる15団体・1個人を指定し、それらに対する支払いや資本取引を許可制とすることが決められている^{*}。

10月9日核実験発表後も、日本政府による対応はすばやかった。10月11日にはおおよそ以下のような独自対応を発表している。

- ・すべての北朝鮮籍船の入港禁止^{*}。
- ・北朝鮮からのすべての品目の輸入禁止。

^{*}この措置によって、たとえば、旧日本軍による強制連行の実態を伝えるために日本に入国しようとした北朝鮮の遺族ら5人が、日本に入国することができなかった。『毎日新聞』06年7月25日。

^{*}資料2-1(230ページ)。

^{*}これらの15団体・1個人は、日本が独自に指定した3団体を除けば、米国が国際的緊急事態経済権限法などにのっとって05年6月以降指定していた12団体・1個人と共通である。

^{*}対北朝鮮輸出の97%は北朝鮮籍の船舶によって行われている。対北輸出は第3国籍船の北朝鮮立ち寄りによる他はなくなった。

・北朝鮮国籍保有者の入国の原則禁止。

これらの内容もまた、この直後の10月14日に国連安保理が採択した決議1718^{*}を大幅に超えるものであった。決議1718が制裁の対象を大量破壊兵器関連に絞っているのに対して、日本の措置は北朝鮮の経済活動全体に網をかけようとするものである。国会でも、衆議院(10月10日)と参議院(10月11日)のそれぞれが全会一致で非難決議を採択した^{*}。両者は、北朝鮮に6か国協議への復帰を促している点、国連憲章第7章^{*}措置の検討を示唆している点で共通している。両決議が単純に「第7章」に言及していることはきわめて重大である。第7章には、第41条(非軍事制裁)だけではなく、第42条(軍事制裁)も含まれているからだ。また、参院決議は、核実験問題には直接関係のない日本人拉致問題にも言及して北朝鮮を非難している。

一方、核実験直後から、「周辺事態法」(99年)^{*}による周辺事態認定を行って、自衛隊による臨検(同法では「船舶検査」)、および米軍の臨検への自衛隊による後方支援を行えるようにすべきだとの意見が出てきた^{*}。しかし、周辺事態法によれば、船舶の旗国の同意がなければ日本による臨検はできず、後方支援の対象も米国に限られることなどから、新たな特措法が必要との声も出てきた。その後、11月6日に行われた日米豪実務者会議で、貨物検査は洋上ではなく当面の間港湾で行うと決めたことから、周辺事態認定論は立ち消えになっている。

なお、日本政府は、決議1718に基づき、対北朝鮮禁輸対象となるぜいたく品24品目のリストを決定し(11月14日)、国連設置された制裁委員会に対して国別報告^{*}を提出している(11月30日)。

制裁を推進する側からは、「北朝鮮だけではなく、誰の核もよくない」との声はあまり聞かれなかった^{*}。衆議院決議には、核兵器廃絶の要求が入っていない。そのことが、日本の独自制裁の説得力をむしろ失わせてしまっている。

^{*}資料2-5(233ページ)。

^{*}資料2-3(231ページ)、2-4(232ページ)。

^{*}資料1-2(215ページ)。

^{*}「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」(平成11年5月28日法律第60号)

^{*}くわしくは、田巻一彦「『周辺事態認定』論は、法の支配を逸脱する」、「現代思想」07年2月号。

^{*}国連文書番号S/AC.49/2006/10。

^{*}民主党の鳩山由紀夫幹事長は、核保有国に核軍縮を促さなければ、「北朝鮮だけ一気に核を捨てろ」という話が論理性を持つかどうか」と語っている。『読売新聞』06年11月15日。

A7. 噴き出した「敵基地攻撃論」と「核保有論」

北朝鮮によるミサイル発射実験と核実験を引き金に、日本政府、与党の要職にある政治家の間から危険な考え方が噴出した。いわゆる「敵基地攻撃論」と「核保有論」である。

額賀福志郎防衛庁長官(当時)は、06年7月9日、「日米同盟によって(日本は防御中心、敵基地攻撃は米国)との役割分担があるが、国民を守るためなら限定的な攻撃能力を持つことは当然だ」と発言した。翌10日には安倍晋三官房長官(当時)もこれに理解を示し、自民党の武部勤幹事長(当時)も「黙ってミサイルを撃ち込まれるのに、なすすべがないのは許されない。整備すべき法整備があれば積極的に取り組む必要がある」と続いた。麻生太郎外務大臣も7月9日のテレビ番組で武部幹事長と同じ趣旨の発言をした*。

「敵基地攻撃」に関しては、旧くは、56年2月29日の衆議院内閣委員会における船田中防衛庁長官(当時)の次の答弁が「政府統一見解」として残されている。「(誘導弾等による攻撃が行われた場合には)そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限の措置をとること、(略)他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地を叩くことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるべきものと思います」。また最近では、03年から04年にかけてのミサイル防衛論議の中でも表面化した*。しかし、今回の論議は、ミサイル実験を非難する一方で「緊張を悪化させる如何なる行為も控える」ことを全加盟国に求めた、国連安保理決議1695*に違反するという

特別に重い意味を持つ。

与党内からも反対論は出た。自民党の山崎拓元副総裁は「専守防衛に反し、重大な憲法違反になる」と批判、公明党も「基地を攻撃するとすれば全面戦争になる」と否定的な見解を示した。

一方、「核保有論」の口火を切ったのは自民党の中川昭一政調会長だった。中川氏は10月15日のテレビ番組の中で「憲法でも核保有は禁止されていない。核があることで攻められる可能性が低くなる。やればやり返すという論理はあり得る。当然、議論があってもいい」と話し、番組終了後には記者団に「非核三原則*を見直す必要があるかどうか議論を尽くす必要がある。持つことのデメリットもある。核兵器をもつべしという前提で議論しているのではない」と付け加えた*。中川氏が拠り所としたのは、「核兵器は憲法によって禁じられていない」という78年の政府見解*である。麻生外相や安倍首相も「法制上の議論はあってよい」と中川氏に理解を示した。

これらの発言は、各界から強い反発と懸念で迎えられた。広島市の秋葉忠利市長は、中川氏らの発言を、NPT*や国際司法裁判所の勧告的意見*に謳われた「核軍縮のための誠実な交渉義務」への違反であると強く批判し、「核保有を議論する余地は全くない」として、国内外の懸念を払拭するために非核三原則の法制化等に努めるよう政府に要請した*。

安倍首相は06年10月の国会委員会審議の中で、非核三原則堅持の方針を再確認した*。07年5月のNPT再検討会議準備委員会でも日本代表はこの立場を表明している*。前記のような政治家たちの発言は、このように非核三原則が国民への公約であると同時に、国際社会に対する誓約であることを忘れた暴論というべきものである。

06年11月の世論調査では、日本国民の69%が核保有に反対している*。「核保有」を口にする政治家と国民の意識の乖離は、余りにも大きい。

*「朝日新聞」06年7月13日。

*「毎日新聞」06年7月12日。

*資料1-9(227ページ)。

*「共同通信」06年10月15日。

*78年3月6日衆議院予算委員会での内閣法制局長官の答弁。「自衛のための必要最小限度の範囲内にとどまるものである限り、核兵器であると通常兵器であるとを問わず、これを保有することは憲法9条2項の禁ずるところではない」。

*資料1-1(215ページ)。
*資料1-3(216ページ)。

*「非核武装の法制化等を求める要請書」(06年11月1日)。
www.city.hiroshima.jp/www/contents/0000000000000/1162359632057/index.html

*資料2-7(238ページ)。

*同上。

*「時事通信」06年11月18日。

*「時事通信」06年7月9日、「毎日新聞」7月10日、「朝日新聞」7月10日。

*本イアブック04年版・キーワードD9(212ページ)。

*資料2-1(230ページ)。

第4章

核軍縮・平和

2006年の キーワード

- B. 核軍縮・不拡散外交
- C. 各国の核・安保政策
- D. 日本の核・安保政策
- E. 自治体とNGO

B1. NPT準備委員会— 2010年に向け、辛くも一歩

07年4月30日から5月11日にかけて、2010年の第8回核不拡散条約(NPT)再検討会議に向けた第1回準備委員会が、ウィーンのオーストリア・センターで開催された。106か国の政府代表が参加し^{*}、在ウィーン国際機関日本代表部の天野之弥大使が議長を務めた。

準備委員会は、95年に「条約再検討過程の強化」が決定されたことに基づき、再検討会議に先立つ3年間に毎年開催される。第1回(07年)と第2回(08年)の準備委員会には条約の運用状況の点検、また、第3回(および開催される場合は第4回)には再検討会議に向けた実質的な問題に関する勧告を含む最終報告の作成、という任務が課されている。

今回の準備委員会は、手続き事項に多くの時間を費やし、実質的な成果が得られなかった05年の再検討会議^{*}後に初めて開かれる準備委員会であり、新たな再検討プロセスの一步として実質的な議論のスタートを切れるか否かに関心が集まった。会議に先立ち、天野議長は、日本政府らが主催した「NPT日本セミナー」(07年2月5日、6日、ウィーン)等を通じて主要国との議論を重ねるなど、さまざまな調整努力を続けていた。

しかし会議は初日からつまづいた。議長が提案した暫定議題^{*}に盛り込まれた「条約の完全なる遵守の必要性の再確認」という文言をめぐる、イラン一國が議題案の採択に異を唱えたのである。準備委員会は全会一致方式をとっているた

^{*}文書番号NPT/CONF.2010/PC.I/INF.6(07年5月8日)。

^{*}詳細は、本イアブック06年版・特別記事2「NPTと国連」。

^{*}文書番号NPT/CONF.2010/PC.I/1(07年4月28日)。

め、議論は頓挫し、初日に議題採択、3日目に実質討議に入るという当初の作業日程は大幅に遅れていった。

5月8日、イランは南アフリカの提案に基づき、「委員会は、議題に含まれる「条約の完全なる遵守の必要性の再確認」という言及が、条約のすべての条項についての遵守を議論することを意味すると理解する」との一文を注として付した上で、議長提案の議題を受け入れると表明した。これを受け、会期9日目にして準備委員会は議題を採択した^{*}。

実質的な討論は、クラスターと呼ばれる3つの問題群(①核軍縮関連、②保障措置・非核兵器地帯関連、③原子力の平和利用関連)に沿って進められ、核軍縮、地域問題、条約脱退などの特別議題を議論する時間が設けられた。「極めて前向きな雰囲気」のなか、実質課題について、委員会は建設的な議論を行った^{*}との評価でおおむね一致している。各国からは、多くの有効な提案を含む作業文書が多数提出された。しかし一方、過去のNPTプロセスにおける会議と同様、核軍縮と不拡散のバランスを重視する非核兵器国からは、自国の核軍縮義務を軽視する核兵器国に対する強い批判が継続して展開された。

報告書のとりまとめにおいて、議論は再び紛糾した。いくつかの問題に関する非同盟諸国(NAM)の見解が議長概要に十分に反映されていないと、イランらNAMが、「議長概要」が報告書に添付されることに難色を示したのである^{*}。協議の結果、議長概要は「議長作業文書」^{*}として報告書のなかで言及されることになった。そして最終日の5月11日、準備委員会は報告書を採択して閉会した。各国は、次回の準備委員会の開催(08年4月28日～5月9日、ジュネーブ)について合意し、議長にウクライナのイェルチェンコ大使を選出した。

今回の準備委員会においても、5月2日の本会議の3時間がNGOの意見発表に充てられ、被爆者の田中熙巳被団協事務局長、秋葉忠利広島市長ら、14名のNGO代表者が発言した^{*}。

^{*}文書番号NPT/CONF.2010/PC.I/15(07年5月8日)。

^{*}国連プレスリリース(DC/3070、07年5月11日)。

^{*}レベッカ・ジョンソン、5月11日。
www.acronym.org.uk/npt/07pc08.htm

^{*}www.acronym.org.uk/npt/chair.pdf

^{*}NGO意見発表の全文は、www.un.org/NPT2010/statements.htmlに掲載。今回の準備委員会には、世界各国から66のNGOが参加し、ワークショップをはじめ連日さまざまなイベントを開催した。

B2. 行き詰まり打開に向け、 CD議長が努力が続く

※用語の説明(211ページ)。
2006年の日程:
第1会期:1月23日-3月31日
第2会期:5月15日-6月30日
第3会期:7月31日-9月15日
2007年の日程:
第1会期:1月22日-3月30日
第2会期:5月14日-6月29日
第3会期:7月30日-9月14日

※03年6月26日に修正案が提示されている。CD/1693/Rev.1(03年9月5日)。

※6か国はブラジル、カナダ、ケニア、メキシコ、ニュージーランド、スウェーデン。詳細は本イアブック・06年版参照。

※CDは年間3回の会期で開催され、1会期の前後半で議長が交代するため、年間を通じて6人の議長がいる。議長は参加国がアルファベット順で持ちまわる。

※06年9月15日にノン・ペーパーの形で提出され、07年1月31日にCDに正式に提出された。CD/1809。

ジュネーブ軍縮会議(CD)※は、軍縮課題を扱う唯一の多国間交渉の場でありながら、過去10年にわたって事実上の機能停止に陥っている。4つの重要議題(「核軍縮」「兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT、カットオフ条約)」「大気圏外での軍備競争の禁止(PAROS)」「消極的安全保証」(NSA))の優先順位をめぐる各国の対立が続き、実質的議論に入るための作業計画に合意できないためである。

CDの正常化に向けては、過去に議長を務めた5人の大使による調停案(A5案)の提示※や、全会一致方式をとるCDではなく、多数決制をとる国連総会第1委員会の下に4つの重要議題を扱う特別委員会を設置することを提案した6か国のイニシアティブ※など、これまでにさまざまな努力が積み重ねられてきたものの、行き詰まりの打開には至っていない。しかし、06年から07年の第1会期においては、現状打開に向けての一定の前進がみられた。06年に新しい動きとして、6人のCD議長(P6と呼ばれる。06年は、ポーランド、韓国、ルーマニア、ロシア、セネガル、スロバキアの6か国の大使)※が密な連携のもと、各国政府が年間を通じて効果的に討論を進められるようタイムテーブルを調整し、「フレンズ・オブ・プレジデント」と呼ばれる議長を補佐する国々を任命するなど、これまでにない強いイニシアティブを発揮したのである。それらの実績や残された課題についての考察は「P6ビジョン・ペーパー」と名づけられた文書にまとめられて各国に提示された※。

この精神と方法論を受け継ぎ、07年のP6(南アフリカ、スリランカ、スペイン、スウェーデン、スイス、シリア)は、会期前から非公式セッションを開催するなど、CDで実質的な議論を開始するための精力的な活動を開始した。07年1月24日、CDは、06年と同様に「07年CDにおける構成枠組み」(CD/2007/CRP.1)に合意した。これは、CDの7つの議題※と議題ごとに任命されたコーディネーターがどのように07年度の計24週のあいだに協議を行っていくかの詳細なタイムテーブルを示したものである。

07年3月23日、P6は、4つの重要議題について、実質的な作業の開始を盛り込んだ議長提案を各国に示した。「議長による暫定決定」と名づけられたその文書は、核軍縮、PAROS、NSAの3つの議題において実質協議のコーディネーターの任命を定め、またFMCTについては、条約交渉のコーディネーターの任命を定めるものである。あわせて、それら4名のコーディネーターが、07年第2会期の終了時まで、作業の進捗状況をCDに報告することを義務付けた※。

暫定決定(案)のFMCTに関する記述からは、「検証可能な」という表現が消えている。これは、全会一致制のCDでの合意達成を最優先課題とし、検証可能なFMCTに反対する米国※に譲歩したものであろう。95年のシャノン報告※以降、「差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な」FMCTの締結を目指すという国際合意がこれまでの議論の前提であり、この点は米国を含むすべてのNPT締約国が合意した2000年の13項目の1つとしても確認されている。今回の暫定決定は、これら過去の合意から後退したものである。

P6提案に対する各国の反応は概ね好意的であったが、インド、中国などいくつかの国からは内容面、手続き面にわたって疑問が呈された。議長は各国の賛同を強く訴えたが、結論が出ないまま3月30日に第1会期は終了した。暫定決定については、07年4月内に開く特別委員会での継続協議に各国が基本合意したが、07年5月末現在、開催には至っていない。

※CDの7つの議題は以下の通り。
1. 核軍備競争の停止及び核軍縮
/2. 関連するすべての問題を含む核競争の防止
/3. 大気圏外における軍備競争の防止
/4. 核兵器の使用または使用の威嚇に対して非核兵器国の安全を保証する効果的な国際取り決め
/5. 放射核兵器を含む、新型の大量破壊兵器及びそのような兵器の新しいシステム
/6. 核軍縮の包括的計画
/7. 軍備における透明性

※資料3-8(266ページ)。

※キーワードB3(78ページ)。

※「差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な」条約締結を目的としたFMCT特別委員会の設置を勧告した。報告を行ったカナダ大使の名前から「シャノン報告」と呼ばれる(CD/1299, 95年3月24日)。本イアブック02年版・資料22(193ページ)に全訳。

B3. 米国、検証なき

カットオフ条約を提案

※用語の説明(211ページ)。

※用語の説明(210ページ)。

※資料3-1(244ページ)。委託任務草案とは、条約交渉におけるCD特別委員会の任務を記述した文書。

※キーワードB2(76ページ)。米国は、04年7月に、それ以前の政策を転換して、検証可能なFMCTを追求する姿勢がないことを表明していた。「核兵器・核実験モニター」第217号(04年9月1日)。

米国のラドメーカー国務次官補は、06年5月18日、ジュネーブ軍縮会議(CD)※に対して「兵器用核分裂性物質生産禁止条約」(FMCT、カットオフ条約)※の草案と委託任務草案を提示した※。

委託任務草案に掲げられた3項目は、条約の性格を規定する重要な一つの修飾句を除いて、すでに国際合意のあったシャノン報告※(95年)の文言をそのまま踏襲している。その相違点とは、「差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な」という文言が、米草案では除去されていることである。これは、以下に述べる条約草案における検証条項の欠如と関係している。

条約草案は、第一に、国際的な検証体制に関する条項を含んでいない。ラドメーカー氏は、検証の第一義的責任は各主権国家にあると主張している。これは前述したように、「差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な」条約の交渉をCD特別委員会の委託任務とする点で各国が一致したシャノン報告とは対立する。第二に、米草案は、生産禁止の対象を「将来の生産」にのみ限定し、既存の備蓄には手を付けまいとの立場である。この点についてシャノン報告は、既存の備蓄問題を特別委員会で提起することは、委託任務から可能であると述べているが、同じことが米国の「委託任務」草案からも言える。

米草案に対する日本政府の見方はどうであろうか。まず、

検証の問題については、このところ微妙に立場を変えてきている。04年には、FMCTは「効果的に検証可能」と明確に述べていた※が、05年には、いったんFMCT交渉が始まればその交渉の中で検証問題は解決されうるとするだけで、自らの立場は明確にしなかった※。06年5月16日に提出したワーキング・ペーパー(CD/1774)においては、「FMCTにおける『検証』の必要性に関する一般的な議論を行うよりも、それぞれの具体的なカテゴリーに関するより詳細な検討を行うことが重要だ」と述べるにとどまり、米案への態度は不明である。

「既存の備蓄」問題については、日本政府は明確な主張を行っていない。しかし、前述のワーキング・ペーパーにおいて、核兵器から出た余剰の核分裂性物質を核兵器用に「再利用」すること、および、非核兵器用途の既存および将来の核分裂性物質を核兵器用に「転用」することを禁止すべきなどの主張を行っている。既存の備蓄をこのような範囲内においてFMCTの規制対象にすることを志向しているとみられる。

最後に、日本政府は、米のFMCT先行論の提供した好機を利用しようとの立場である。06年10月には、「FMCTだけが特別委員会を設立して交渉を行う段階に達している」※と述べたが、07年3月のP6案※支持表明※からも明らかなように、FMCTに関してのみ特別委員会を設置するよう求めているのではない。

検証、「既存の備蓄」、4分野のパッケージ論のいずれにしてもCD加盟65か国間の意見の対立は大きく、FMCT交渉開始の条件をめぐる争いが絶えなかった。そこでカナダは、まずは無条件で条約交渉を始めることが必要だと考え、06年10月の国連第1委員会に、「国連総会は、(中略)CDに対して、核兵器またはその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する条約の交渉をすみやかに始めるよう奨励する。ただし、軍縮会議の議題におけるその他の問題に関してなされる作業に対して影響を与えてはならない」、という決議案※を提出した。しかしカナダは、程なくして決議案を撤回した。

※CDにおける美根慶樹軍縮大使(当時)の演説(04年8月5日)。
www.reachingcriticalwill.org/political/cd/speeches04/5AugustJapan.pdf

※CDにおける小野寺五典外務政務官(当時)の演説(05年3月17日)。
www.reachingcriticalwill.org/political/cd/speeches05/Mar17Japan.pdf

※国連総会第1委員会における美根慶樹軍縮大使(当時)の演説(06年10月10日)。
www.reachingcriticalwill.org/political/lcom/lcom06/statements/japanoct10.pdf

※キーワードB2(76ページ)。
www.reachingcriticalwill.org/political/cd/speeches07/1session/Mar23Japan.html

※文書番号A/C.1/61/L.23。

B4. イラン核疑惑に国際社会の圧力

06年の間、米国を中心とする国際社会は、ウラン濃縮を続けようとするイランに対して、安保理決議などを使いながら圧力をかけ続けた。

05年8月8日、イランはイスファハンの施設でウラン転換作業を再開[※]、さらに翌06年1月3日には「平和的な原子力計画に関する研究開発活動」を再開するとIAEAに通告した。これを受けて2月4日に開かれたIAEA緊急理事会は、決議GOV/2006/14を採択して、イラン問題の安保理付託を決定した[※]。しかし、安保理5大国の対応はまとまらず、イランにおける未申告の核物質・核活動について懸念を表明する国連安保理議長声明[※]が3月29日に出されることで当面の決着をみた。

その後、イランの核保有疑惑を唱え続ける米国・EU3(英独仏)とイランとの間で対話への機運が生まれ、6月1日には、米口中とEU3がイランへの包括的な妥協提案に合意した。この提案は、イランの平和目的での原子力開発の権利を再確認すると同時に、軽水炉共同建設などの原子力協力、イランのWTO(世界貿易機構)加盟促進などの提案が含まれていた[※]。イランは、8月22日を期限としてこの提案に回答をすると主張していたが、7月31日に国連安保理は決議1696を採択した[※]。決議は、イランに対してウラン濃縮活動、再処理活動を一時停止するよう要求し、8月31日を決議の遵守期限として設定した。その8月31日にIAEAのエルバラダイ事務局長が安保理に対して提出した報告書GOV/2006/53は、検証に

※05年の状況については、本イアブック06年版キーワードB7参照。

※本イアブック06年版・資料3-9(257ページ)。

※本イアブック06年版・資料3-10(258ページ)。

※「核兵器・核実験モニター」第264号(06年9月15日)。

※資料3-17(278ページ)。

必要なイランの協力が一部得られず、その核計画が平和目的のものであるかどうかを未だ確認できないとした。

5大国にドイツを加えた6か国はこの間もイランとの交渉を続けたが不調に終わり、11月ごろから次の安保理決議に関する論議が本格化した。12月23日、ついに国連安保理決議1737が採択された[※]。国連憲章第41条措置[※]である同決議は、イランによるウラン濃縮・再処理活動などを非難し、以下のような非軍事制裁について定めていた。

- ・上記の核活動[※]に関連する物品・資材・機器・製品・技術をイランに供給・販売・移転することの禁止、技術支援や金融支援などの禁止。
- ・上記の核活動に関連する個人の移動の制限、関連個人・団体の資産凍結。

5大国は、イランには未申告の核物質・核活動が存在しないことがいまだ証明されていないと結論づけた2月22日付のIAEA事務局長報告GOV/2007/8[※]を受けて新制裁決議を模索し、3月24日、国連安保理が決議1747を採択した[※]。

決議1737と1747はいずれも、ウラン濃縮活動、使用済み核燃料再処理、重水関連計画の一時停止をイランに義務づけている点で共通している。しかし、新決議1747は、決議1737の定めていた制裁に加えて、核開発とは関係ない以下のような行為にまで制裁の対象を広げている[※]。

- ・イランからの武器輸入禁止。
- ・イランに対して特定通常兵器を輸出することの禁止。
- ・国連加盟国政府や国際金融機関がイラン政府と金融取引することの自粛。

米英はこうした制裁にとどまらずイランへの武力攻撃を準備している、との報道も絶えない[※]。しかし、イランは依然としてウラン濃縮の一時停止を拒否しており、5大国を中心としたイランへの圧力政策は明らかに行き詰っている。やはり、核大国である米国などがいまだ核保有にも到っていないイランを一方向的に攻撃すること自体に無理があるといえるだろう。

※資料3-18(280ページ)。

※資料1-2(215ページ)。

※濃縮関連活動、再処理活動、重水関連活動、核兵器運搬システムを含む。

※報告書は同時に、イランはIAEAとの協力を全く拒否しているわけでもないし、少なくとも申告された物質に関してはそれが軍事転用されていないことは証明できている、としている。

※資料3-19(282ページ)。

※くわしくは、「核兵器・核実験モニター」第278号(07年4月15日)。

※たとえば、BBCは、イランの核兵器開発が明らかになった場合、あるいは、駐イラク米軍に対する大規模攻撃をイランが支援していると明らかになった場合に、ナタンズやイスファハンの核施設だけではなく、イラン全土の軍事施設を目標として攻撃するとした計画をすでに米軍が策定していると報じている(07年2月20日)。
news.bbc.co.uk/2/hi/middle_east/6376639.stm

B5. 中央アジア非核兵器地帯 が成立

06年9月8日、02年秋に署名が期待されたまま足踏みした中央アジア非核兵器地帯条約が遂に署名され、世界で5番目の非核兵器地帯*が実現した。署名したのは中央アジア5か国(カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、トルクメニスタン、タジキスタン。右ページ地図参照)であり、署名式典は、旧ソ連の核実験場があったセミパラチンスク(カザフスタン)で行われた。署名地の名前をとって条約はセミパラチンスク条約と呼ばれる。

アフリカ非核兵器地帯の成立(96年4月11日)以来10年ぶりの非核地帯の誕生であり、21世紀初めての快挙となる。また、地帯がすべて北半球に位置する初めての条約であり、モンゴルの一国非核地帯地位と結合すると実質6か国地帯となる。しかし、米国など西側核兵器国は条文の一部に賛成できないとして署名式典を欠席した*。

中央アジア非核兵器地帯は、ロシアと中国という二つの核兵器国、および核問題で国際的注目を浴びているイラン、戦争が続くアフガニスタンと隣接する地域に位置している。また、非国家集団が核兵器を入手する可能性が強く懸念されているなかで、核兵器取り引きの流通路になりうる地域であるとともに、カスピ海などエネルギー資源を巡る戦略的位置を占める地域でもある。このような意味で、この非核兵器地帯の誕生は、世界的な安全保障と安定化に重要な貢献をすると考えられる。

*データシート2(84ページ)。

*ロシアと中国は、条約への支持を表明している。

セミパラチンスク条約*には、注目すべきいくつかの特徴がある。

まず、加盟5か国は旧ソ連邦から独立した共和国であり、現在も米、ロ、中の覇権争いの渦中にあることから、核兵器国の消極的安全保証が条約の重要な関心となっている。また、核実験やウラン採掘など旧ソ連の核兵器活動による環境破壊や健康被害の後遺症を共通の問題としてとりあげている。さらに、セミパラチンスク条約は、国際原子力機関(IAEA)が追加議定書*のモデルを作成した1997年以降に成立した初めての非核地帯であり、それへの加盟を義務づけた最初の条約となっている。

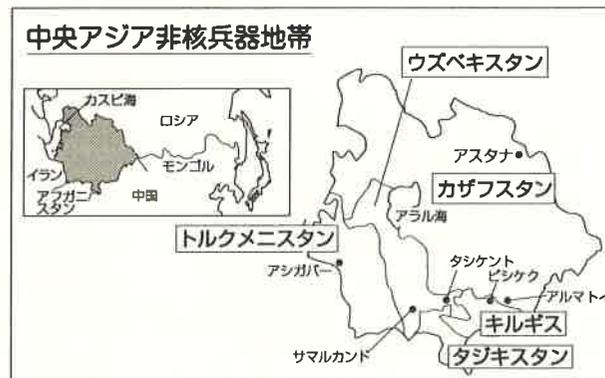
セミパラチンスク条約は、アラル海やカスピ海の港湾や飛行場における核兵器の一時通過問題について、他の非核兵器地帯条約と同じように、それぞれの国家主権の判断に委ねる方式を採用した。ところが、条約はさらに、陸路の一時通過についても許容の余地を残し、過去よりも後退したものとなった。

今後もっとも問題となるのは、第12条「その他の協定」に関してであろう。この条項は、ロシアを含むタシケント集団安全保障条約(1992年)と非核地帯条約との関係に関して、加盟国の間で妥協が図られた結果、両義性のある文章が成立した。この条文が主たる理由で、米、英、仏は条約の署名式典をボイコットした*。

*資料3-4(257ページ)。

*用語の説明(212ページ)。

*「核兵器・核実験モニター」第271-2号(07年1月15日)参照。交渉の経過は同265号(06年10月1日)に詳しい。



2. 世界の非核兵器地帯

【1】図説：世界の非核兵器地帯

東北アジア非核兵器地帯 (NGO提案)

モンゴル非核兵器地帯地位

中央アジア非核兵器地帯
(セミパラチンスク条約) 未発効

アフリカ非核兵器
地帯条約(ペリンダバ
条約) 未発効

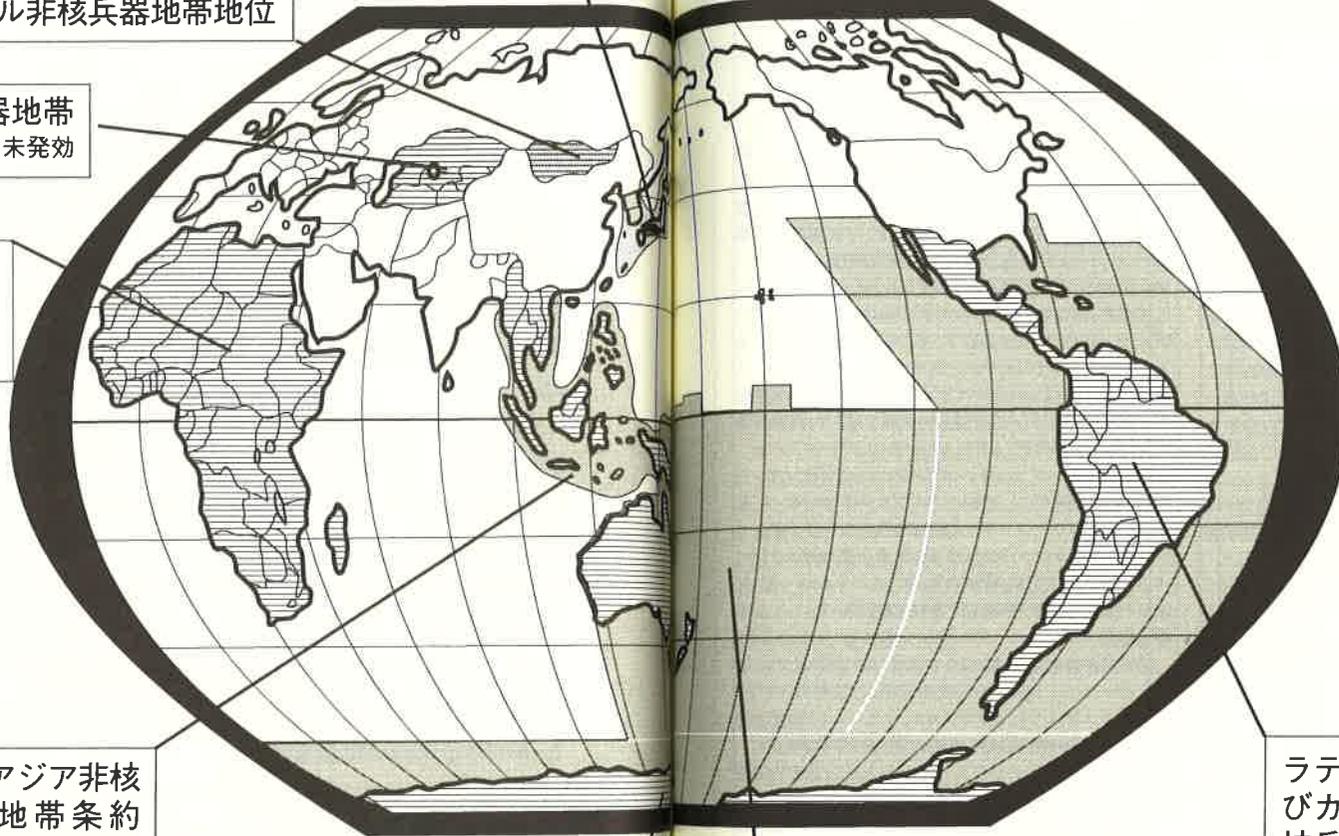
東南アジア非核
兵器地帯条約
(バンコク条約) 発効

南極条約 発効

南太平洋非核地帯条約
(ラロトンガ条約) 発効

ラテン・アメリカおよ
びカリブ地域における
核兵器禁止条約(トラテ
ロルコ条約) 発効

非核兵器地帯とは、地域内の国家間で結ばれた条約により、核兵器の開発、製造、取得などが禁止された地域を指す。さらに重要なことは、地帯内の国家に対する核兵器の使用や威嚇が禁止されているという点である。非核兵器地帯を広げることは、軍事力による「核の傘」ではなく、軍事力によらない「非核の傘」で私たちの安全と平和を守ろうという努力の一つである。中東、南アジア、東北アジアなど各地で、新たな非核兵器地帯を生み出す努力が続けられている。06年9月8日、中央アジアに世界で5番目、初めて地帯すべてが北半球に位置する非核兵器地帯が誕生した。一国非核兵器地帯の地位を獲得しているモンゴルとあわせ、北半球に「非核の傘」が大きくひろがった。北朝鮮の核実験を受けたいま、東北アジア非核兵器地帯の実現が緊急の課題である。



2007年3月31日現在。作成：ピースデポ

2. 世界の非核兵器地帯

【2】非核兵器地帯のデータ

中央アジア非核兵器地帯条約 (セミパラチンスク条約)(未発効)

●締結署名 2006年9月8日
●発効 5か国(カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン)による批准から30日目に発効。

●地帯の範囲

上記5か国の領土、全ての水域(港湾、湖、河川)、及びこれらの上空。

●核保有国の対応

核兵器国に署名が開放される議定書は、「核兵器あるいは他の核爆発装置の使用もしくは使用の威嚇を行わないこと」、条約及び議定書締約国によるいかなる違反行為行いにも寄与しないこと」を定めている。中、ロは好意的、米英仏は批判的。

モンゴル非核兵器地帯地位

●1998年12月4日:国連総会決議で一国の非核兵器地帯地位を認知

●2000年2月3日:国内法制定

●現在、非核兵器地帯地位に基づく二国間、あるいは多国間協定を模索中

東北アジア非核兵器地帯(非政府提案)

●1990年代半ば以来、さまざまな具体的な非政府提案が登場した。もともと現実的な案として、朝鮮半島非核化南北共同宣言と日本の非核三原則をつなげ、それを米・中・ロが支持し、核攻撃・威嚇をしない安全の保証を与える「スリー・プラス・スリー」案がある。

●2004年、モデル「東北アジア非核兵器地帯条約」をピースデポが発表。

南極条約

●締結署名:1959年12月1日(ワシントン)

●発効:1961年6月23日

●地帯の範囲

南緯60度以南の地域-ただし公海については他の国際法の権利を侵害しない。

●地帯内に位置する国・地域

なし。南極での領土権は凍結されている(第4条)。

●加盟国

5つの核兵器国を含む45カ国。

アフリカ非核兵器地帯条約(ペリンダバ条約)

●締結署名:1996年4月11日

●発効:28か国(当時のアフリカ統一機構(OAU*)の過半数)が批准をすませたときに発効。

●地帯の範囲

アフリカ大陸、OAU*のメンバーである島しょ国、およびOAU*の決議によってアフリカの一部とみなされた島々、の領土および領海。(地図は、付属書 I に基づいて作成した。小島は示されていない。)

【注】インド洋にあるチャゴス諸島に関しては、領有権問題があり、付属書にただし書きが加えられている。この中に米軍基地の島ディエゴ・ガルシアが含まれている。

●地帯内に位置する国・地域

アグレガ諸島、アルジェリア、バサス・ダ・インディア、アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、ブルンジ、カメルーン、カナリア諸島、カーボ・ベルデ、中央アフリカ、チャド、チャゴス諸島、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国(ザイール)、コートジボワール、ジブチ、エジプト、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ユーロパ島、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニア・ビサウ、ジアン・ド・ノバ、ケニア、レソト、リベリア、リビア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、マヨット、モロッコ(1985年にOAUを脱退)、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、プリンス・エドワード・マリオン諸島、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、レユニオン、ロドリゲス島、セネガル、セイシェル、シエラ・レオネ、ソマリア、南アフリカ、スーダン、スワジランド、タンザニア、トーゴ、チュニジア、トロメリン島、西サハラ、ウガンダ、ベルデ諸島、ザンビア、ザンジバル、ジンバブエ(一部国名の変更を除き、条約添付資料にもとづいた。)

●加盟国

50か国が署名、20か国(アルジェリア、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、コートジボワール、赤道ギニア、ガンビア、ギニア、ケニア、レソト、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モーリシャス、ナイジェリア、南アフリカ、スワジランド、タンザニア、トーゴ、ジンバブエ)が加盟。

●核保有国の対応

議定書 I では、条約締約国に対して、および地帯内で、核兵器を使用または使用の威嚇をしないことを定め、議定書 II は、地帯内での核実験の禁止を定め、すべての核保有国に参加を求めている。中、仏、英は、署名・批准、米、ロは署名済み。

※2002年7月、OAUはアフリカ連合(AU)へと移行した。

東南アジア非核兵器地帯条約(バンコク条約)

●締結署名:1995年12月15日

●発効:1997年3月27日

●地帯の範囲

東南アジアのすべての国家の領土とその大陸棚、排他的経済水域よりなる区域。(図は200カイリ排他的経済水域を含めて作成した。)

●地帯内に位置する国・地域

ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

【注】中国、台湾、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイが領有権を主張する南沙諸島の多くも地帯内にある)

●加盟国

上記「地帯内に位置する国・地域」の10か国。

●核保有国の対応

5つの核兵器国に対して「条約締約国に対して、および地帯内で核兵器の使用または使用の威嚇をしないこと」を定めた議定書(第2条)への参加を求めている。米は、一方的に核使用を禁じていること、経済専管水域までも地帯に含まれること、から議定書への署名を拒否している。中国は支持しているが未署名。

南太平洋非核兵器地帯条約(ラロトンガ条約)

●締結署名:1985年8月6日

●発効:1986年12月11日

●地帯の範囲

条約の付属書1に細かく緯度、経度で規定されている。付属書にはそれにしたがって地図が添付されている。図はその地図を再現した。インド洋に面した非核地帯は、オーストラリアの領海で区切られている。インド洋に浮かぶオーストラリア領の島々も非核地帯に属するが、図には示していない。

●地帯内に位置する国・地域

オーストラリア、フィジー、キリバス、ナウル、ニュージーランド(NZ)、ババア・ニューギニア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ、サモア、クック諸島(NZ自治領)、ニウエ(NZ自治領)

【注】その他に植民地下の仏領ポリネシア、米領サモア、ニューカレドニア(仏)などがある。条約は太平洋諸島フォーラム(2000年10月、「南太平洋フォーラム」より名称変更)参加国に加盟が開かれている。したがって、地帯外であるが、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦にも加盟の資格がある。

●加盟国

上記「地帯内に位置する国・地域」の13か国。

●核保有国の対応

条約締約国に対する核爆発装置の使用または使用の威嚇の禁止、非核地帯内における核爆発装置の実験の禁止を定めた議定書2,3があり、フランスの核実験終了を契機に米英仏が署名し、現在米国以外のすべての核兵器国は批准寄託している。

ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約*(トラテロコ条約)

●締結署名:1967年2月14日

●発効:1968年4月22日

●地帯の範囲

北緯35度西経75度の点から真南へ北緯30度西経75度の点まで、そこから真東へ北緯30度西経50度の点まで、そこから斜航線に沿って北緯5度西経20度の点まで、そこから真南へ南緯60度西経20度の点まで、そこから真西へ南緯60度西経115度の点まで、そこから真北へ緯度零度西経115度の点まで、そこから斜航線に沿って北緯35度西経150度の点まで、そこから真東へ北緯35度西経75度の点までの境界。ただし米国領土・領海は除く。(図は、この領域を示している。)

●地帯内に位置する国・地域

アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エル・サルバドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セントルシア、セント・クリストファー・ネイビス、セント・ビンセント、スリナム、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ

【注】その他にプエルトリコ(米自治領)やフォークランド諸島(英植民地)など植民地下の島々がある。

●加盟国

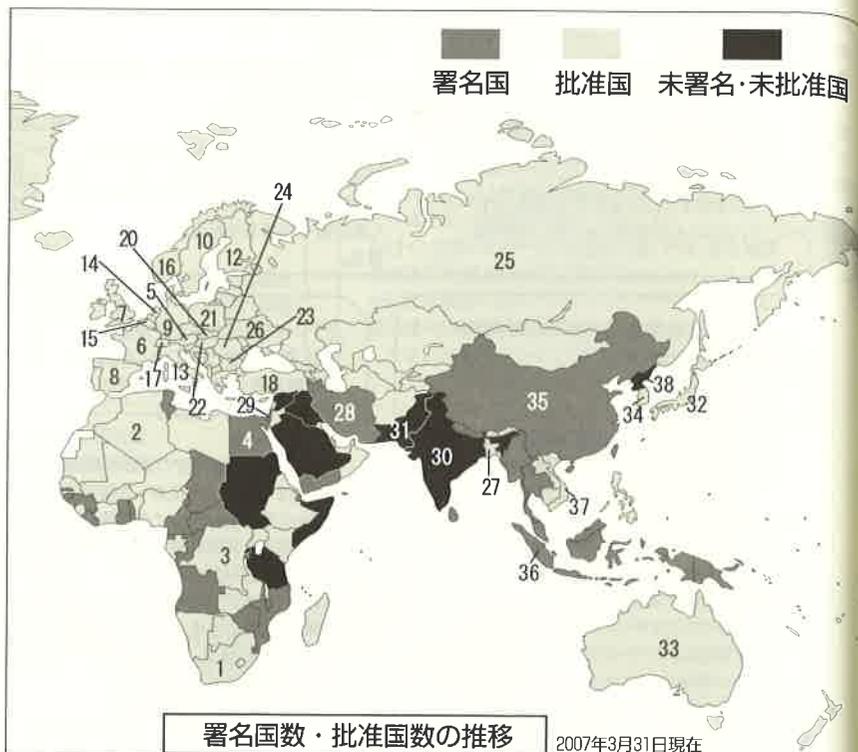
上記「地帯内に位置する国・地域」の33か国。

●核保有国の対応

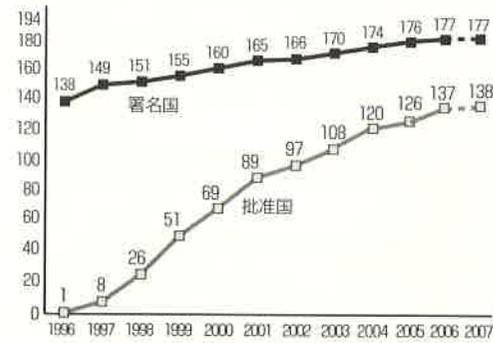
5核兵器国すべてが、条約締約国に対して核兵器を使用しないこと、または使用するとの威嚇を行わないことを定めた付属議定書IIに署名、批准寄託している。

※1990年に現在の名称に変更された。

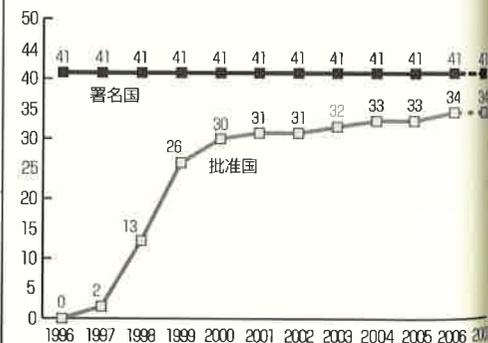
3. CTBTの署名・批准状況



(1) 全体



(2) 44発効要件国



CTBT発効要件国44カ国と署名・批准状況 (2007年3月31日現在)

地図番号	署名年月日	批准年月日
東南アジア、太平洋及び極東		
32: 日本	96.9.24	97.7.8
33: オーストラリア	96.9.24	98.7.9
34: 韓国	96.9.24	99.9.24
35: 中国	96.9.24	未批准
36: インドネシア	96.9.24	未批准
37: ベトナム	96.9.24	06.3.10
38: 北朝鮮	未署名	未批准
中東及び南アジア		
27: バングラデシュ	96.10.24	00.3.8
28: イラン	96.9.24	未批准
29: イスラエル	96.9.25	未批准
30: インド	未署名	未批准
31: パキスタン	未署名	未批准
北アメリカ及び西欧		
5: オーストリア	96.9.24	98.3.13
6: フランス	96.9.24	98.4.6
7: イギリス	96.9.24	98.4.6
8: スペイン	96.9.24	98.7.31
9: ドイツ	96.9.24	98.8.20
10: スウェーデン	96.9.24	98.12.2
11: カナダ	96.9.24	98.12.18
12: フィンランド	96.9.24	99.1.15
13: イタリア	96.9.24	99.2.1
14: オランダ	96.9.24	99.3.23
15: ベルギー	96.9.24	99.6.29
16: ノルウェー	96.9.24	99.7.15
17: スイス	96.9.24	99.10.1
18: トルコ	96.9.24	00.2.16
19: 米国	96.9.24	未批准
ラテン・アメリカ及びカリブ		
39: ベルギー	96.9.25	97.11.12
40: ブラジル	96.9.24	98.7.24
41: アルゼンチン	96.9.24	98.12.4
42: メキシコ	96.9.24	99.10.5
43: チリ	96.9.24	00.7.12
44: コロンビア	96.9.24	未批准
東欧		
20: スロバキア	96.9.30	98.3.3
21: ポーランド	96.9.24	99.5.25
22: ハンガリー	96.9.25	99.7.13
23: ブルガリア	96.9.24	99.9.29
24: ルーマニア	96.9.24	99.10.5
25: ロシア	96.9.24	00.6.30
26: ウクライナ	96.9.27	01.2.23
アフリカ地域		
1: 南アフリカ	96.9.24	99.3.30
2: アルジェリア	96.10.15	03.7.11
3: コンゴ民主主義共和国	96.10.4	04.9.28
4: エジプト	96.10.14	未批准

B6. 核廃絶へ、公正原則を貫く ブリクス報告

米ブッシュ政権が多国間の平和・軍縮努力に否定的な態度をとり続ける中で、スウェーデン政府のイニシャチブによって03年末に大量破壊兵器委員会(ハンス・ブリクス委員長)が設立された。06年6月1日、2年半に及ぶこの委員会による調査研究の成果として報告書「恐怖の兵器—世界を核・生物・化学兵器から解放する」*が発表された。報告書は、委員長の名前をとって、しばしばブリクス報告書と呼ばれる。

報告書は問題解決の国際的協力を促すために外交的目配りを周到に行い、かつ現実的な解決策を提示するという立場をとっている。にもかかわらず、「大量破壊兵器(WMD)は誰の手にあっても危険だ」という言葉に象徴されるように、国際的公正の原則を保持することなしにはWMDの廃絶はできないという厳格な立場を堅持しており、説得力のある報告書となっている。

報告書は、核兵器、生物兵器、化学兵器、運搬手段・宇宙兵器を論じ、横断的問題として輸出管理、検証、国際機関などの問題を扱っているが、核兵器に関してもっとも多くのページを割いている。全体で60項目の勧告*を行っているが、その内の第1から第30までの30項目が核兵器に関する勧告である。

大量破壊兵器委員会が形成された直接的な動機は、ブッシュ政権が国連イラク査察団(UNMOVIC)の活動を否定して侵略戦争という手段に走ってイラクのWMD計画を潰そう

*www.wmdcommission.orgに全文。

*資料3-2(246ページ)。

としたことへの批判と、批判するだけでなくWMDの危険除去への積極的な国際協力の方向を提案すべきだという認識であった。当時のダナバラ国連事務次長(軍縮担当)やスウェーデンの故リンド外相の熱意が、UNMOVIC委員長であったブリクスを起用した委員会の設立をもたらせた。委員は、核兵器国、事実上の核兵器国、核技術保有国、緊張地域の国などから選ばれている14人の専門家である。米国からはベリー元国防長官(現スタンフォード大学教授)が参加した。日本からは、西原正(ただし)元防衛大学校長(現平和・安全保障研究所理事)が委員となっている。

報告書は、勧告をまとめるに当たって次の5つの指針を掲げている。これが報告書を価値あるものにさせている。

◆バランス、公正、普遍—WMDは誰の手にあっても本来的に危険であると考え。追いつめられた政府やテロ集団の保有がとりわけ危険であるが、それに限らない。

◆削減と廃棄の追求—WMDの(生産、配備から処分、破壊に至るまで)ライフ・サイクルのあらゆる段階の手段を通して、WMDの削減と廃棄が追求されなければならない。

◆核兵器の非合法化は妥協できない目標—「核兵器を非合法化すると言う目標に妥協があってはならない」と委員会を断言する。

◆過去の成果の実行—化学兵器禁止条約の実現に20年、包括的核実験禁止条約(CTBT)の実現に40年を要した。これらを確実に実行することは今も重要な課題である。

◆全員の課題—WMD克服の課題は、政府や国際機関だけの問題ではなく、市民社会、企業、メディア、一般市民など全ての人々の共通課題であり、全て人々に役割と義務がある。

B7. キッシンジャー、ゴルバチョフらが 核廃絶提言

※「核兵器・核実験モニター」第273号(07年2月1日)。

07年1月4日、『ウォール・ストリート・ジャーナル』紙に「核兵器のない世界を」と題された署名記事が掲載された※。筆者は、ヘンリー・キッシンジャー元国務長官、ジョージ・シュルツ元国務長官、ウィリアム・ペリー元国防長官、サム・ナン前上院軍事委員会委員長の4人である。彼らは、「今日の核兵器はすさまじい危険を呈しているが、それは同時に歴史的な機会をもたらしている」と述べ、特に米国の指導者たちに対して、核廃絶に向けて第一歩を踏み出すように要求している。

彼らは、以下のような状況認識を示す。「冷戦時代においては、核兵器は、抑止の手段として、国家安全保障の維持に不可欠なものであった。しかし冷戦の終焉によって、ソビエト連邦とアメリカ合衆国のあいだの相互抑止という教義は時代遅れのものになった。抑止は、他の国家による脅威という文脈においては、多くの国家にとって依然として十分な考慮に値するものとされているが、このような目的のために核兵器に依存することは、ますます危険になっており、その有効性は低減する一方である。」というも、現代においては、「非国家のテロリスト集団が核兵器を手にする可能性が増大している」からである。「テロリストによって引き起こされる世界秩序に対する戦争においては、核兵器の使用は大規模な惨禍を招く究極的な手段である。そして、核兵器を手にした非国家のテロリスト集団は、概念上、抑止戦略の枠外にあり、そのことが解決困難な新しい安全保障上の課題を生み出している」。

このような状況認識を基にして、彼らは核兵器廃絶を訴える。その目的のために、「協調的脅威削減(CTR)プログラム」、「地球的規模脅威削減イニシャチブ(GTRI)」、「拡散防止構想(PSI)」、国際原子力機関(IAEA)追加議定書※などの取り決めを称揚する一方、核不拡散条約(NPT)の重要性を指摘している。しかし、核軍縮がなかなか進まないために、「非核兵器国は、核大国がどれほど条約の規定を誠実に遵守しているか、ますます懐疑的になってきた」と述べ、「何よりもまず、核兵器を所持している国々の指導者たちが、核兵器なき世界を創造するという目標を、共同の事業に変えていく集中的な取り組みが必要」だと訴えている。また、冷戦期の核兵器配備を変えること、包括的核実験禁止条約(CTBT)を批准すること、兵器用核分裂性物質の生産を地球規模で中止することなどの緊急措置も要請している。

とりわけ米国自身に対して「核兵器のない世界というビジョン、ならびにそのような目標の達成に向かう実際的な措置」を訴える「道徳的」立場を求めている点に注目したい。

こうした呼びかけに答え、1月31日付の同じく『ウォール・ストリート・ジャーナル』紙にミハエル・ゴルバチョフ元ソ連共産党書記長が「核の脅威」と題する署名記事を寄せた※。ゴルバチョフ氏は、インドやパキスタンといった核兵器国の出現、北朝鮮問題、イラン問題、テロリストによる核保有の懸念などを挙げつつ、「だが考え違いをしてはならない。最終的には、この問題が解決できるのは核兵器廃絶を通じてのみなのだ」と述べ、核不拡散と核廃絶の不可分なつながりについて明確にしている。また、「核兵器は年を重ねるごとに我々の安全保障を不安定にしている」という認識も示している。

冷戦期の核抑止論を肯定せざるをえないキッシンジャー氏らの立論に疑問がないわけではないが、かつて核兵器を使用しえる立場にいたこれらの世界的指導者から、核廃絶に向けた力強い提言が出てきたことは歓迎すべきことだ。

※用語の説明(212ページ)。

※「核兵器・核実験モニター」第275-6号(07年3月15日)。ゴルバチョフ氏は、98年2月2月に発表された「核兵器に関する世界の文民指導者の声明」においても、核兵器廃絶を提言していた。本イブック98年版・資料15(78ページ)。

B8. 燃料サイクルの 世界的管理への挑戦

イランや北朝鮮の核計画問題がきっかけとなるとともに、地球温暖化問題を契機とする原子力エネルギー依存への傾斜を反映して※、燃料サイクルのあり方を世界的規模で再考する機運が生まれた。05年、国際原子力機関 (IAEA) のエルバラダイ事務局長は、このために「ウラン濃縮やプルトニウム抽出のための施設の5年間の建設モラトリアム」を提案した※。また、同時期にIAEA専門家グループ報告書が5段階の国際管理提案を行った※。

この状況のなかで、06年1月25日、ロシアのプーチン大統領が他国のウラン濃縮とプルトニウム抽出をロシアで行う「国際センター」構想を打ち出した。

つづいて米国は「グローバル原子力パートナーシップ (GN EP※)」と呼ばれる野心的な構想を打ち出した。06年の年頭教書 (06年1月31日) において言及し、2月6日に詳細な構想を発表した。それは、世界的なエネルギー需要の増大を見通した、経済、外交、安全保障にまたがる世界戦略として打ち出されたものである。

米国は、約30年間新規の原発建設を中止してきた。また、77年以来、使用済み核燃料の商業的な再処理※を凍結してきた。GNEPは、これを変更して米国の原子力産業の再活性化に乗り出した。そして、新世代の技術開発を含む次のような事業に取り組む。①米国内において新世代原子力発電所の建設事業を奨励する制度を作る。②核燃料の総合的リサイク

ル能力を開発する。使用済み核燃料からウランを抽出するが、プルトニウムの抽出なしに特殊高速炉で燃やす新技術を開発する。③新リサイクル技術で減量した核廃棄物の管理に攻勢的に取り組む。④核技術先進国の合同事業によって、適正規模の原子力発電所を途上国に提供し核燃料を安定的にリースし、使用後に返還させる。リースを受ける国は自国での濃縮・再処理をしないことを約束する。よって核拡散を防止する。⑤途上国の小規模需要に適した原子力発電炉を開発、輸出する。⑥原子力発電の拡大過程を通して核物質の計量強化、保安強化、不拡散の監視強化を行う。

しかし、この構想は、NPTの不平等に加えて、核技術の不平等を国際社会にもたらすことになる。エネルギー需要を原子力で賄おうとすることは是非と同時に、国益のために単独行動、二重基準を平然と繰り返している米国がリードすることの是非が問われる。技術的にも未解決問題を含んでいる。

ブリクス報告※も、国際管理の重要性に言及した。国際核燃料バンク、使用済み燃料の問題も扱う地域的な核燃料サイクル・センター、GNEPのリース制度などの諸提案について、IAEAにおける時間をかけた議論が重要であると、報告は勧告している。

06年6月のIAEA理事会で、濃縮・再処理を放棄した国に核燃料供給を保証するという6か国構想が提案された※。六ヶ所村でプルトニウムの工業規模生産を始めようとしている※日本は、この問題の直接の当事国である。06年9月のIAEA総会で、日本も遅まきながら「核燃料供給IAEA待機制度」(登録制度)を提案した。さまざまな国が核燃料サイクルの国際管理のためにIAEAに協力できる事項を事前登録しておいて、核燃料の供給不安に陥った国に対して可能な協力をIAEAが仲介して行うという内容である。

いずれの提案も、先進国の既得権を守るための時間稼ぎと受け取られないためには、エルバラダイ提案のモラトリアムを推進する誠意を示すことが必要であろう。

※ウラン精鉱から使用済み燃料処理・原子炉解体までの全行程で消費される電力を考えたとき、原子力発電は必ずしも温暖化問題の解決にならない。

※イアブック06年版キーワードB5 (100ページ)。

※同上。

※GNEP=Global Nuclear Energy Partnership

※用語の説明「使用済み核燃料再処理」(211ページ)。

※キーワードB6 (90ページ)。勧告は資料3-2 (246ページ)。

※米、英、仏、ロ、ドイツ、オランダの6か国。

※キーワードD2 (136ページ)。

B9. 切望される新「宇宙条約」 —中国が衛星破壊実験

07年1月12日(中国現地時間)、中国が自国の人工衛星を弾道ミサイルで攻撃、破壊する実験を行って成功した。

第一報は、1月17日の「エイビエーション・ウィーク・アンド・スペース・テクノロジー」の次の記事であった。「米情報機関(複数)は、中国が、1月11日、弾道ミサイルに搭載された体当たり迎撃体(KKV)を使って、高度500マイル(約800km)において古くなった気象衛星を標的として破壊する対衛星(ASAT=アンチ・サテライト)兵器の実験を行い成功したと信じている」と書かれていた。1月18日には米ホワイトハウス報道官がこの事実を確認、1月23日になって中国もこれを認めた。

07年2月10日の宇宙標準・技術革新センターの報告※によれば、中国の実験で破壊された衛星の破片は、追跡可能な(長さ10cm以上)ものだけでも706個に達している。

この事件は、世界がASAT兵器による「宇宙武装」と呼ぶべき状況の入り口に立っていることを示した。米国もすでに85年と97年※にASAT兵器の実験を自国の衛星を標的にして行っている。

米国が推進する弾道ミサイル防衛(BMD)※のうち、地上配備の中間飛行段階迎撃ミサイルが、低軌道衛星に対する潜在的ASAT兵器であることは見落とせない。弾道ミサイルの軌道を予測し、打ち落とすMDシステムは、あらかじめ分かっている周回軌道上にある衛星を破壊するよりも、はるかに高度な技術を駆使したものである。

さらにブッシュ政権のMDには、周回軌道上にMD迎撃体をのせて、宇宙から敵ミサイルを初期噴射段階において撃ち落とす構想が含まれている※。

06年8月31日に大統領が認可した新「国家宇宙政策」※は、国家安全保障と宇宙利益のために、「宇宙へのアクセスや利用を禁止あるいは制限しようとする新たな法制化や他の規則を設けることに反対する」との原則を掲げている。このように米国が宇宙における攻撃能力を独占しようとしていることへの危機感が、中国の実験の背景にあることは間違いない。

「宇宙武装」の拡大再生産と連鎖を止める道はないのだろうか。現在、宇宙の軍事化を規制する唯一の国際条約は、67年に発効した「宇宙条約」※である。同条約は大量破壊兵器を宇宙空間に配置すること、そして天体上での軍事施設等の設置や兵器の実験・演習を禁じている(第4条)。だが、通信・偵察システムによる「宇宙の軍事化」どころか、兵器の宇宙空間への配備が検討・準備されている「宇宙武装」の今日の状況の前では、「宇宙条約」はほとんど無力である。

「宇宙条約」の限界を超え、「大気圏外における軍備競争の防止」(PAROS)を図ろうという国際社会の努力は、ジュネーブ軍縮会議※を主な舞台に行われてきた。そこで中国は熱心なPAROS推進者であった。中国とロシアが02年6月に共同提案したPAROSに関する「将来の国際条約の要素案」※は、地球周回軌道上に兵器も兵器運搬手段も乗せないこと、そして大気圏外の物体への武力による威嚇や行使を行わないことを提案している。この提案に照らせば、今回の中国の実験は、あからさまな「言行不一致」と言わねばならない。

PAROS提案は民間からもなされている。米NGO「宇宙協力研究所」が提案する「宇宙保護モデル条約案」※は、前記の中口の「要素案」とよく似た内容のものだ。06年の「大量破壊兵器委員会(プリクス委員会)」報告書※の勧告には、現在の「宇宙条約」を、あらゆる兵器の配備禁止をうたった議定書によって強化する提案が含まれている。

※「核兵器・核実験モニター」第178・9号(03年1月15日)に詳説。
※資料3-22(285ページ)。

※正式名称「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」(66年12月19日国連総会で採択、67年10月10日発効)。

※用語の説明(211ページ)。

※「核兵器・核実験モニター」第178・9号(03年1月15日)に抄訳。

※www.peaceinspace.com/sp_treaty.shtml

※資料3-2(246ページ)。

※www.centerforspace.com/asat/

※97年は化学レーザーによって衛星を破壊する実験。

※キーワードC8(124ページ)。

B10. 軍縮局を「格下げ」した 国連機構改革

07年1月に国連の新しい事務総長に就任した潘基文(パン・ギムン)氏は、就任後早々国連事務局の組織改編を提案した*。事務総長によるこの改編案は、現状の平和維持活動局(Department of Peacekeeping Operations)を2局に分轄し、現地活動支援局(Department of Field Support)をあらたに設けることと、さらに軍縮局(Department for Disarmament Affairs)を政治局(Department of Political Affairs)に吸収合併させることを含んでいた。

軍縮局を政治局に合併させる後者の改編案は、非同盟運動や各国のNGOからの反対にあった*。反対の最たる理由は、軍縮局が政治局に吸収されてしまうと、国連の事務局で軍縮問題を扱う独立した部局がなくなり、軍縮問題が軽視されてしまいかねないということだった*。潘事務総長は政治局吸収への反対の声をうけ、軍縮局を事務総長室の中に置く案を次に提示した。そして最後に、現状の機構を維持したまま、軍縮局を軍縮部(Office for Disarmament Affairs)*に改名するという案に帰着した。軍縮部のトップには事務次長と同格の役職地位の上級代表(High Representative)をおくという*。軍縮局をめぐる最終案は、3月に開かれた国連総会で投票なしに採択された*。

今日まで軍縮局が果たしてきた役割は以下のものがある。

①核兵器廃絶に向けて不可欠な核不拡散条約(NPT)の事実上の事務局として締約国を助ける。

- ②軍縮および安全保障問題について議論をする国連総会第1委員会を支援する。
- ③軍縮多国間交渉の唯一の場であるジュネーブ軍縮会議(CD)を事務局としてサポートする。
- ④国連軍備登録制度と軍事支出報告標準文書を管轄する。その後に事務総長、安全保障理事会、国連総会のいずれかに独立した評価を提供する。
- ⑤条約を批准して実行する過程で政府を技術的に援助する。

5つのうち①が特に重要である。NPTは5年ごとに再検討会議、その前にはほぼ毎年、再検討会議準備委員会を開催しているが、これらの会議と準備委員会の事務局をつとめ、議長をサポートするのは軍縮局なのだ。

軍縮部と改名することで何が違って、何が変わらないのかは、まだ十分に明らかになっていない。少なくとも現在の内部機構は変わらないようである。軍縮局が抱える5つの部署—ジュネーブ軍縮部、大量破壊兵器部、通常兵器部、地域軍縮部、監視・データベース・情報部—は軍縮部に引き継がれる。

国連事務局内での軍縮部の位置づけは必ずしも明確ではない。しかし、「局」から「部」になり、トップが事務次長から上級代表になるというのは、国連事務局内では、格下げといわざるをえないであろう。懸念されるのは、格下げによって将来的に予算と職員数が削減されやすくなるということである。潘事務総長は、軍縮を重視すると表明しており、この改革も上級代表を事務総長が直轄するもので、軍縮重視の意思の表れであると説明している。

*「核兵器・核実験モニター」第273号(07年2月1日)、第278号(07年4月15日)。

*「AP通信」07年1月19日。「朝日新聞」07年1月21日。

*「核兵器・核実験モニター」第273号(07年2月1日)を参照。

*「Office」を「室」と訳す意見もあるが、スタッフ体制は「局」のままであり、「室」が与えるイメージよりも大きいので、「部」と訳した。

* 国連プレス・リリース・07年3月15日。 www.un.org/News/Press/docs/2007/ga10579.doc.htm

*資料3-7(265ページ)。

C1. 新型核弾頭RRW、 米計画の中心に

近年の米国の核兵器政策においては、いわゆる核バンカーバスターが姿を消した代わりに、信頼性代替弾頭（以下RRW）※が登場し、06年はこのRRW計画を軸に保有核兵器の長期計画が推進された。06年2月の米国エネルギー省国家核安全保障管理局（NNSA）の07年度予算書でRRW予算は2470万ドルであったが、議会は要求どおりの満額を承認した。

RRWとは、2040年までに寿命を迎えると予想される米国の現有核弾頭を、より安価で頑丈なものに総入れ替えるために新設計される核弾頭である。現在の核弾頭は冷戦時代に設計された極めて精密なものであり、長期にこれを保有し続けるためには高額な維持費がかかる。のみならず、繊細なるがゆえに経年変化したときの信頼性に不安が残り、核実験再開を必要とする可能性が残る。それに対してRRWは、より単純で頑丈な設計を目指し、維持費が安価であり、核実験なしに信頼性、安全性が確保できるという謳い文句で議会を説得してきた※。

さらに06年、RRW計画は「コンプレックス2030」という核兵器複合体に関する長期計画の中心的事業に位置づけられた。06年10月にNNSAが発表した「核兵器複合体の将来」※によると、「コンプレックス2030」計画は以下の目標を掲げる。すなわち「2030年までに、NNSAは、長期にわたって信頼性が保証され、変化する技術的、地政学的、軍事的必要性に対

※「核兵器・核実験モニター」第249-50号（06年1月15日）、第253号（06年3月15日）、本イアブック06年版・キーワードC1。

※核実験再開が不要であるという主張には異論もある。

※資料3-10（267ページ）。

応することができるような、工業的能力、及び設計能力をもった、現在よりも小さく、効果的な核兵器複合体を確立する。」

すなわち、この複合体は、単にRRWのためではなく、RRWを説得材料にしながら、時代の変化に対応できる即応性のある核兵器インフラストラクチャーを作ることを狙っているのである。その意味で、米国の核兵器の半永久的保有を狙った計画として、RRWと「コンプレックス2030」に警戒する必要がある。

07年2月11日、08年度NNSA予算書※が公表され、RRWの08年度予算として8900万ドル（107億円）が計上された。同時に、2012年までの5年間に総計645,087千ドル（約770億円）もの巨額な予算計画が発表された。RRW予算は、05年度予算の一部計上されたが、06年度では2500万ドル、07年度予算では2770万ドル（約33億円）であった。この急増ぶりは、NNSAがRRW計画を基軸政策として立てていることを裏書している。

この背後には、核兵器評議会（NWC）※のお墨付きが作用している。NWCは、18ヶ月にわたって行われていたエネルギー省のRRWフィージビリティ研究を承認し、潜水艦発射弾道ミサイルのためのRRWが実行可能であり、段階2A※つまり設計定義とコスト研究を完了する段階に進むべきであること、更にRRWが長期にわたる安全、安心で、信頼できる核抑止力を維持する戦略として採用されるべきであることを決定した。RRWの最初の弾頭設計を巡っては、NNSAは、07年3月2日にリバモア国立研究所の設計案を採用する方針を発表した。

しかし、07年3月以降に行われた議会公聴会で、RRW計画は新たな核軍拡競争を導くという懸念を持つ議員や専門家からの強い抵抗に直面している。

※www.mbe.doe.gov/budget/08budget/Content/Volumes/Vol_1_NNSA.pdf

※国防総省とNNSAの高位の専門家グループで核兵器政策を監督する。

※米国核兵器のライフサイクルは、1.概念開発から始まり、2.実現可能性研究、2A.設計定義とコスト研究、3.開発エンジニアリング、4.生産エンジニアリング、5.初期生産、6.量産と貯蔵、7.退役までの7段階に分けられる。【核兵器・核実験モニター】第189号（03年6月15日）参照。



C2. 米国、縦穴式未臨界核実験

※「臨界前核実験」とも訳される。プルトニウムなど兵器用核物質を使った核兵器のための実験であるが、持続的な核分裂連鎖反応を伴わない。

※「核兵器・核実験モニター」第196号(03年10月1日号)にNNSA記者発表の全訳。

※インドネシアの火山の名前。前回の米英共同実験(02年2月14日)の名称は、「ビト」(別名エトナ-イタリアの火山の名前)であった。

※「ラスベガス・レビュー・ジャーナル」03年8月23日。

※「サイトラインズ」2005年6・7月号
www.nv.doe.gov/library/publications/sitelines/s1107.pdf

06年8月30日、米エネルギー省(DOE)国家核安全保障管理局(NNSA)は、通算23回目、ブッシュ政権下では10回目となる未臨界核実験※「ユニコーン」をネバダ核実験にて実施した。

ユニコーンについては、03年8月22日にNNSAにより「04年内の実施」が発表されていた※。そのなかで、ユニコーンがネバダ実験場内のU6cと呼ばれる施設の地下に設けられた縦穴で実施される、新しい形の未臨界核実験であることが明らかとなっていた。

06年2月23日の米英共同の未臨界核実験「クラカタウ」※をはじめ、ユニコーン以前に米国が行った未臨界核実験はすべて、U1施設の地下960フィートにある水平トンネルで行われている。しかし、今回のユニコーンは、こうした「横穴配置」ではなく、かつての地下核爆発実験と同じ、「縦穴配置」での実験であった。03年のNNSA発表は、「地下核爆発実験でとられた手法と、外見上は類似」とこれを説明していた。

実験の意義について、03年のNNSA発表は、「U1a施設における実験ではテストすることのできない、重要なネバダ実験場の能力をテストするもの」と説明していた。さらに、NNSAスポークスマンは、「(ユニコーンは)求められている実験準備態勢の能力の維持に役立つ」と地元新聞のインタビューに答えており※、また、NNSAネバダ現地事務所(NSO)発行のニュースレター※も、「地下核実験の実施に要求される重要な

データ
シート

4. 米国がこれまでに実施した未臨界核実験

- | | |
|------|----------------------------------|
| 第1回 | (97年7月2日)「リバウンド」(ロスアラモス国立研究所) |
| 第2回 | (97年9月18日)「ホログ」(ローレンス・リバモア国立研究所) |
| 第3回 | (98年3月25日)「ステージコーチ」(ロスアラモス) |
| 第4回 | (98年9月26日)「バグパイプ」(リバモア) |
| 第5回 | (98年12月11日)「シマロン」(ロスアラモス) |
| 第6回 | (99年2月9日)「クラリネット」(リバモア) |
| 第7回 | (99年9月30日)「オーボエI」(リバモア) |
| 第8回 | (99年11月9日)「オーボエII」(リバモア) |
| 第9回 | (00年2月3日)「オーボエIII」(リバモア) |
| 第10回 | (00年3月22日)「サラブレッド」(ロスアラモス) |
| 第11回 | (00年4月6日)「オーボエ4」(リバモア) |
| 第12回 | (00年8月18日)「オーボエ5」(リバモア) |
| 第13回 | (00年12月15日)「オーボエ6」(リバモア) |
| 第14回 | (01年9月26日)「オーボエ8」(リバモア)※ |
| 第15回 | (01年12月13日)「オーボエ7」(リバモア) |
| 第16回 | (02年2月14日)「ビト」(ロスアラモス、米英共同実験) |
| 第17回 | (02年6月7日)「オーボエ9」(リバモア) |
| 第18回 | (02年8月29日)「マリオ」(ロスアラモス) |
| 第19回 | (02年9月26日)「ロッコ」(ロスアラモス) |
| 第20回 | (03年9月19日)「ピアノ」(リバモア) |
| 第21回 | (04年5月25日)「アーマンド」(ロスアラモス) |
| 第22回 | (06年2月23日)「クラカタウ」(ロスアラモス、米英共同実験) |
| 第23回 | (06年8月30日)「ユニコーン」(ロスアラモス) |

※オーボエ8とオーボエ7は逆の順序で実施された。

()はそれぞれの実験を担当した国立研究所の名前。

能力を証明するのにうってつけの実験」とその意義を述べていた。しかし、今回の8月30日の発表※において、NNSAは、実験の目的が「備蓄核兵器の安全性と信頼性の維持」であるという従来通りの説明を繰り返し、「縦穴配置」の具体的理由に言及することはなかった。

国際NGOや多くの専門家からは、ユニコーンが米国の核爆発実験再開に向けた動きを示すものであると、非難の声が上がっている。

※資料3-9(267ページ)。

C3. ロシア、新「戦略核削減」提案 —米とミサイル防衛で緊張

06年を通じて、ロシアの軍事当局者は、核兵器の重要性を繰り返し強調し、ロシアと米国の核戦力規模を比較し対照した。米国が核の優位を達成したという報告、また、ロシアは将来はるかに少ない核兵器しか保有しないという主張に対して、ロシア国防軍参謀総長のユーリ・N・バルエフスキー大將は、06年7月、「これは真実ではない、2010年までに数千の核兵器を保有するだろう」と反論した*。

プーチン大統領は、06年5月10日のロシア連邦下院の年度スピーチにおいて、核抑止および「戦力の戦略的均衡」はロシアの核政策にとって重要であり続けると発言した*。プーチン大統領は、11月16日の軍の参謀たちの会議で「戦力の戦略的均衡」とは、単なる数量的な比較ではないことを明らかにした。「重要なのは兵器や核弾頭の数ではなく、兵器の質なのである」。また大統領は、「基本的に新しい戦略兵器システムを確立する計画を確実に実行に移す」には、統合された命令システムが必要であることを強調した。さらに米国との核バランスに関して、「われわれにとって、戦略的均衡を保持するという考え方は、たとえ攻撃側がいかなる近代的な兵器システムを保有していても、われわれの戦略的抑止戦力は、そういった潜在的な攻撃者を撃破するに違いないことを意味する」との考えを明らかにした*。

06年6月27日、プーチン大統領は、「軍縮の分野でわれわれが今日直面している停滞はとりわけ懸念すべき案件であ

*「インタファクス」06年7月7日。

*ロシア連邦下院における年次演説、06年5月10日。
www.kremlin.ru/eng

*国防軍参謀会議における閉会演説、06年11月16日。
www.kremlin.ru/eng

る」との警告を發し、「09年に失効するSTART*に代わる条約に関する交渉を始めることを提案する」と米国に呼びかけた*。しかし一方では、STARTの終結に対するロシアの対応を予測しながら、戦略ミサイル軍司令官ニコライ・ソロフツォフは、12月に、大陸間弾道ミサイル(ICBM)・トーパーMの単弾頭を複数弾頭化する可能性を明らかにした*。

また、6月にロシア政府は、不拡散に関する白書を發表し、その中で、テロリストによる大量破壊兵器の使用が「ロシアが直面する最大の脅威」と位置づけた。この結論は、米国、英国、フランス政府が自国の直面する危機について抱いている見解と軌を一にする*。

米国の弾道ミサイル防衛(BMD)プログラムはモスクワにとって懸念であり続けている。特に、チェコとポーランドにレーダーと迎撃ミサイルの配備を米国が計画していることは、ロシアを強く刺激した。07年1月25日、米ミサイル防衛庁(MDA)長官オベリング3世が、初めてこれらの国名を挙げて地上配備型の中間飛行段階BMDシステムを配備するための交渉が進行していると発表したことを契機に、ロシアは米国の単独行動主義をこれまでになく厳しく批判し始めた。

07年2月10日、ミュンヘンで開催された安全保障問題に関する高官会議*において、プーチン大統領は、米国はモスクワ条約で削減した核弾頭を迅速対応戦力として隠していると述べ、BMDをヨーロッパに配備する試みを「誰がこれを必要としているのか。ヨーロッパには何の役にも立たない」と非難した。そして1988年の中距離核戦力(INF)全廃条約と1999年の適合修正欧州通常兵器(CFE)条約が、もはやロシアを不利に束縛するものであると主張し、これらの条約へのロシアの誓約の変更を示唆した。その後、2月15日、バルエフスキー参謀総長は「米国の出方次第では、ロシアはINF条約から一方的に撤退することもありうる」と述べた。

*戦略兵器削減条約。

*資料3-11(268ページ)。

*「RIAノーボスチ」06年12月15日。

*この白書の全文は、次のウェブから入手できる。
cns.mis.edu/pubs/other/rusfed.htm

*資料3-12(269ページ)。

C4. 英国、トライデント・システム 更新を決定

英国が保有する核兵器は、現在、SLBM(潜水艦発射弾道ミサイル)「トライデント」システムのみであり、これを更新しなければ、核兵器国が1つなくなるという大きな意味がある。しかし、06年12月4日になって、英政府は白書「連合王国の核抑止力の未来」を発表し、トライデントをこれからも維持しつづけることを明らかにした*。その基本的理由は、これからの安全保障環境は依然として不透明であり、英国に対して攻撃を仕掛けてくる国や核テロリストが出現するかもしれないから、というものである。

白書が提示している結論は以下のとおりである*。(1)既存のトライデント・核システムの寿命が尽きる2020年代を超えて、英国の核抑止力を維持すること。(2)システム更新の際、現在と同じように潜水艦に弾道ミサイルを搭載する形式を採用すること。(3)既存のバンガード級の耐用年数を5年間延長して2025年頃まで持たせた後、次世代型の潜水艦を導入すること。そのためには07年にも基礎設計開始が必要となる*。(4)米国と共通に使用している「トライデントII D5ミサイル」の2040年代初頭までの耐用年数延長プログラムへの参加決断を07年中に下さねばならないこと。(5)代替型弾頭に関する決定はおそらく次政権下において必要となること。(6)核弾頭数を200発から160発に削減すること。

英国下院は、07年3月14日、この白書の内容を了承する動議*を、賛成409・反対161で可決した。与党・労働党、野党・

保守党が賛成、第3党の自由民主党などが反対に回った。労働党からは88名の造反議員が出たが、遠く及ばなかった。

審議の過程においては、核廃絶派からの原則的な議論が出る一方で、トライデント更新の決断をいま下すべきかどうか最も大きな論点となった。拙速な議論を批判する側からは、以下のような意見が出された*。

第一に、次世代型潜水艦への転換はもっと短い時間でできる。政府は、次世代型潜水艦の設計から建造、作戦開始までに17年かかると主張しており、そのためには07年中の決断が必要だと主張してきた。しかし、バンガード級を小幅に改造しただけの新型潜水艦でよいのなら、設計にそれほど時間はかからず、準備期間は8年で足りるとの意見もある*。

第二に、バンガード級潜水艦の耐用年数は政府の主張する30年を超えて延長することが不可能ではない。98年の「戦略的国防見直し」(SDR)*以来、潜水艦のパトロールの回数は減っており、船体の損傷は少ない。また、議論は分かれているものの、米国の戦略原潜であるオハイオ級の耐用年数を30年から45年程度に延ばす計画があるため、バンガード級に関しても同じことができる可能性があると言われている。

第三に、継続的航海による抑止(Continuous-at-Sea Deterrence=CASD)、すなわち常時1隻の潜水艦をパトロールにつかせる態勢を放棄しさえすれば、新しい潜水艦を急いで作ることはない。

下院でトライデント更新が承認されたことは確かに重い決断ではある。しかし、システム構成に関してはまだいくつか未確定な点があり、それに関する議論が始まったとき、システム更新の決定そのものの決定が再考される可能性が残っている。また、下院動議にNPT第6条*の擁護という柱が立てられていることにも注目しておかねばならない。この公約を守らせることが変化の引き金になりうる。

トライデント更新に反対して「ファスレーン365」などさまざまな運動が展開されている*。

*『核兵器・核実験モニター』第278号(07年4月15日)に詳細。

*英米安全保障情報評議会(BASIC)「イギリス核兵器の未来をめぐる決定」、06年12月。
www.basicint.org/nuclear/beyondtrident/greenpaper.pdf

*本イアブック1999年版に抜粋訳(資料13)。

*資料1-1(215ページ)。

*キーワードE5(170ページ)。

*資料3-13(271ページ)。

*『核兵器・核実験モニター』第270号(06年12月15日)に詳細。

*また、現在のところ潜水艦は4隻体制であるが、次世代型の詳細設計が明らかになった頃に、3隻体制への移行が可能かどうか判断するとしている。

*動議の全文は以下のとおり。「本院は、連合王国の最小限の核抑止力を既存システムの年限を越えて維持するための必要な措置をとることを目的とし、また、核不拡散条約第6条の下での連合王国の軍縮義務を満たすさらなる措置をとることを目的として、白書「連合王国の核抑止力の未来」(Cm6994)において提示された政府の決定を支持する」。

C5. フランス、潜水艦発射 新型弾道ミサイル試射に成功

06年1月19日、シラク仏大統領(当時)は、ランディビショー／リール・ロングの戦略空軍、戦略海洋軍の根拠地を訪問した際に、フランスの核抑止についての演説※を行った。

※資料3-14(274ページ)。

シラク大統領は、「絶えず変化して行く環境のなか」での核抑止任務について語った。冷戦終結によって、大国からの直接的な脅威はなくなったことを認めつつ、「文明、文化、宗教間の対決を主張する過激な思想が多くの国で広まっている」と新たな脅威の台頭を指摘した。続けてその文脈において「テロリズムと戦うことはわれわれの優先事項の1つである」と述べた。

にもかかわらず、大統領は議論を別の流れに導く。「われわれの世界はまた、核・生物・化学兵器の保有に起因する力の誇示が強まっているという特徴を持っている。それ故に、ある国々は核兵器を手に入れようとする誘惑に駆られ、条約を犯そうとしている。」フランスは、「常に初めに予防の道を選択」してきていると述べ、この予防の文脈で核抑止力が登場する。「これこそ、核抑止力に与えられている役割であり、それはわれわれの予防戦略から直接に発生し、予防戦略の究極の表現でもある。」

まず、「核抑止は狂信的なテロリストの抑止を目的としていない」と明確に述べる。テロリストに抑止論は効かないからである。そして、「テロリストを手段として使用する国」、「大量破壊兵器を使用することを考えている国」が核兵器による反撃

の対象になると、大統領は述べた。このようなドクトリンをフランス大統領が明言したのは初めてである。

また、適応性ドクトリンも明らかにした。「地域国家に対しては、我々の選択肢は、行動を起こさないか殲滅するかの二者択一ではない。我々の戦略的戦力が持つ柔軟性と反応力により、我々は、その権力中枢やその行動能力に対して直接的に反撃を加えることができる」。しかし、続くシラク大統領の説明は、フランスの抑止論が古典的な矛盾の中から出ることができないまままっていることを物語っている。つまり、「戦場で使わない」と明言しつつ「抑止として役立つ」というのである。

次に、「変化しつづける地政学的環境」下で抑止の信頼性を維持し続けるために、新世代戦略ミサイル原潜に搭載されるM51弾道ミサイルを開発中であること、またそれを補完する中距離空対地ミサイルも開発中であることに言及した。

この演説で言及されたM51潜水艦搭載弾道ミサイルは、06年11月9日、仏南西部のビスカロッセにあるミサイル試射センター(CELM)で最初の試射が行われた。弾頭を搭載しない試射であり、ミサイルは大西洋に着弾し、実験は成功したと発表された※。ミサイルは2010年に実戦配備される予定であり、戦略海洋軍(FOST)の新世代原潜(SNLE-NG)に搭載される。

M51は、前世代のミサイルM45に比較して、射程距離、精度、さまざまな対抗攻撃手段に対する堅牢性が著しく向上している。また、複数の熱核弾頭が搭載可能である。M51には、2010年の配備当初は、M45と共通する核弾頭TN75(爆発威力100キロトン)が搭載され、2015年には現在開発中の海洋核弾頭(詳細な仕様は公表されていない)に換装される。ミサイルの最大重量は、56トン、固形燃料推進式であり、3段型である。

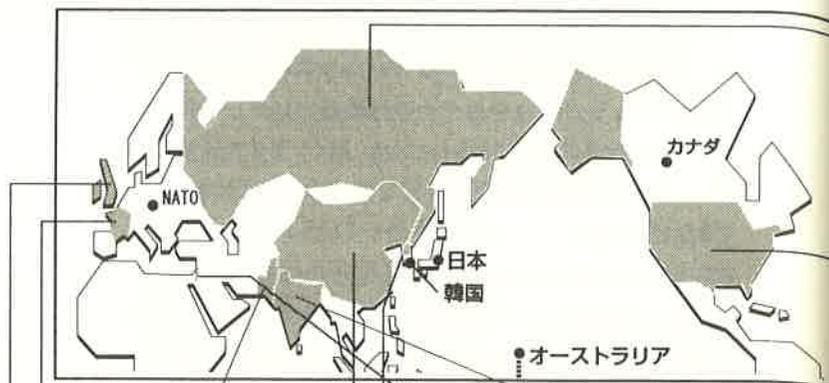
92年にM5として開発が開始されてから、14年目にして、初試射に成功した。フランスの核戦力の主力は、急ピッチではないにせよ、着実に近代化が進められている。

※フランス国防省発表による。出典は：
www.defense.gouv.fr/defense/base/breves/missile_m51_succes_du_premier_vol_experimental
以下の記述は、『戦略海洋軍の近代化—プレス向けのドキュメント資料』による。上記のURLからPDF版にリンクが与えられている。

5. 地球上の核弾頭全データ

(1) 図説：世界の核兵器保有国

2007年1月



パキスタン
1998年に核実験。事実上の核保有国。

インド
1974年と1998年に核実験。事実上の核保有国。

イスラエル
一般に100~300発の核弾頭と種々の運搬手段を持つと考えられている。事実上の核保有国。

北朝鮮 (DPRK)
2006年に核実験。核保有を主張している。「核保有主張国」。

仏

総計 350発

戦略核 338

非戦略核 10

うち戦略予備 40

288

50

10

英国

総計 200発

戦略核200

うち戦略予備 40

160



ABM=対弾道ミサイル/ACM=新型巡航ミサイル/ALCM=空中発射巡航ミサイル/ASM=空対地ミサイル/GLCM=地上発射巡航ミサイル/ICBM=大陸間弾道ミサイル/IRBM=中距離弾道ミサイル/MIRV=多弾頭個別誘導再突入体/SAM=地对空ミサイル/SLBM=潜水艦発射弾道ミサイル/SLCM=海洋発射巡航ミサイル/SRAM=短距離攻撃ミサイル

ロシア

総計 15,000発

作戦配備 5,670

迅速対応戦力及び不活性貯蔵 9,330

戦略核 3,339

非戦略核 2,330

1,843

624

872

655

975

ABM/SAM 700

米国

総計 9,962発

作戦配備 5,736

迅速対応戦力及び不活性貯蔵 4,226

うち戦略予備 215

戦略核 5,236

非戦略核 500

1,050

2,016

1,955

100

400

中国

総計 200発

戦略核200

うち戦略予備 70

79

12

40

核兵器依存国
公式政策として核兵器依存を謳っている。(118ページ参照)

作成：ピースデポ

5. 地球上の核弾頭全データ

【2】解説

どの核兵器保有国も、自国の核弾頭数を公表していない。以下のデータは、非政府組織(NGO)が、公的情報や議会証言、インタビュー記事などを継続的に収集、分析することによって得られたものである。

核弾頭数に関する情報を理解するに当たって、弾頭の保管状況に関連して次のような4分類があることを知っておく必要がある。米国における情報に基づくものであるが、他の国においても似たような事情があると考えられる。しかし、この分類に厳格に従いながら核弾頭の現状を分類することは困難である。本データでは、「核態勢見直し(NPR)」(02年1月)において導入された迅速対応戦力の弾頭と不活性貯蔵核弾頭を合わせて数を示すことにした。

- ①作戦配備された核弾頭 部隊に配備・貯蔵されている活性状態の弾頭。NPRは、オーバーホール中の原潜の核弾頭を作戦配備に含めないが、本図説では含めた。
- ②迅速対応戦力の弾頭 作戦配備からは外されたが、活性状態に置かれ迅速に作戦配備に復活できる。
- ③予備貯蔵 ルーチン整備・検査のために確保されている活性状態にあるスペアである。米国の戦略核兵器について比較的正確な情報がある。概ね①の5~10%と推定される。
- ④不活性貯蔵 退役した核弾頭で、時間が経過すると劣化するトリチウムや電池などを除いて貯蔵している弾頭。将来、再使用の可能性を残す。解体待ちのものも含まれる。

米国では、他に「戦略的予備」と呼ばれるものがある。これは弾頭の形ではなくて、一次爆発用プルトニウム・ピットと二次爆発部分に分離して、対として別々に貯蔵されている。約5,000対あるとされる。

2006年10月9日に北朝鮮(DPRK)が核実験を行った。同国は核保有国であると主張しているが、弾頭化/兵器化に関しては情報がないので、図説では「核保有主張国」と位置づけた。

核保有国の核弾頭数

2007年1月

弾頭の分類		米	口	英	仏	中	合計
戦略核	I C B M / I R B M	1,050	1,843	0	0	79	2,972
	S L B M	2,016	624	160	288	12	3,100
	爆撃機搭載核兵器	1,955	872	0	50	40	2,917
	戦略核予備	215	—	40	—	70	325
小計		5,236	3,339	200	338	200	9,314
非戦略核	A B M / S A M	0	700	0	0	0	700
	空軍航空機用	400	975	0	0	0	1,375
	海軍用	100	655	0	10	0	765
	小計	500	2,330	0	10	0	2,840
合計		5,736	5,670	200	350	200	12,154
迅速対応戦力及び不活性貯蔵		4,226	9,330	—	—	—	13,556
総計		9,962	15,000	200	350	200	25,710

※丸めのため計に不一致がある。

事実上の核兵器保有国と見なされるインド、パキスタン、イスラエルを含めると、地球上には今なお26,000発を超える核弾頭があり、オーバーキル状態は変わらない。

出典：天然資源保護評議会(NRDC。米国)のS. ノリス及びH・クリステンセン、及び、平和・紛争に関する資料・調査センター(CDRC。仏・リヨン)の資料をもとにした。

5. 地球上の核弾頭全データ

データシート

[3] 国別詳細

米国(計9,962)

核兵器の名称	爆発力キロトン	核弾頭数
戦略核(小計5,236)		
●ICBM(小計1,050) ¹		
ミニットマンⅢ		1,050
Mk-12型(弾頭:W62)	170	300 ²
Mk-12A型(弾頭:W78)	335	750 ³
●SLBM ⁴ (小計2,016)		
トライデントⅡ D5		2,016 ⁵
Mk-4型(弾頭:W76)	100	1,632
Mk-5型(弾頭:W88)	455	384
●爆撃機搭載核兵器 ⁶ (小計1,955)		
核爆弾 B61-7	可変<1~360	555
B61-11 ⁷	5	
B83-1	可変<1,200	
ALCM(弾頭:W80-1)	5~150	1,000
ACM(弾頭:W80-1)	5~150	400
●戦略核予備(小計215)		
非戦略核(小計500)⁸		
●SLCM		
トマホーク(弾頭:W80-0)	5~150	100 ⁹
●核爆弾 B61-3,4,10		
	0.3~170	400 ¹⁰
迅速対応戦力及び不活性貯蔵¹¹(小計4,226)		

- 1 作戦配備のもののみ。
- 2 単弾頭が150基、3MIRVが50基。W62は2009年に退役予定。
- 3 2~3MIRV×300基。
- 4 オハイオ級戦略原潜14隻に搭載。ミサイル数は336基(14×24)。作戦配備のもののみ。
- 5 14隻×24発射管×6MIRV。
- 6 ストラトフォートレスB-52H(94機のうちの56機)、スピリットB-2A(21機のうちの16機)、計72機が任務(核・非核両用)についている。B-2Aは爆弾のみ。警戒態勢は低い。
- 7 地中貫通型(1997年11月に導入)。貫通は6m。B-2Aにのみ搭載。
- 8 この他に約790個が迅速対応戦力/不活性貯蔵。
- 9 ワシントン州バンゴーに予備を含めて合計320個貯蔵。
- 10 迅速対応戦力も含めて400個がNATO軍用としてヨーロッパ6カ国の8カ所の空軍基地に配備。その他に米国内では、ファイティング・ファルコンF16C/D、およびストライク・イーグルF15Eに搭載。
- 11 トマホーク200発、B61(-3,-4,-10)600発、退役したW76トライデント弾頭1300発の多くが迅速対応戦力となっている。

ロシア(計15,000)

核兵器の名称	爆発力キロトン	核弾頭数
戦略核(小計3,339)		
●ICBM(小計1,843)		
SS-18 M4, M5, M6(サクン)	550~750	800 ¹
SS-19 M3(スチレトウ)	550~750	756 ²
SS-25(シックル)(トーポリ)	550	242 ³
SS-27(トーポリM)	550	42 ⁴
SS-27A(トーポリM1)	550?	3 ⁵
●SLBM(小計624)		
SS-N-18 M1(スチングレイ)	200	240 ⁶
SS-N-23(スキフ)	100	384 ⁷
●爆撃機搭載核兵器(小計872)		
核爆弾		872 ⁸
ALCM(弾頭:AS15A, B)	250	
SRAM(弾頭:AS16)		
非戦略核(小計2,330)		
●ABM/SAM(小計700)		
51T6/53T6(ユーゴン/ガゼル)	1000/10	100
SA-10(グランブル)	low	600
●空軍航空機(小計975)		
核爆弾/ASM(AS-4(キッチン)/SRAM(AS-16))		975 ⁹
●海軍用戦術核(小計655 ¹⁰)		
核爆弾		190 ¹¹
ASM AS-4(キッチン)	1,000	
SLCM		
SS-N-9(サイレン)	200	240
SS-N-12(サンドボックス)	350	
SS-N-19(シップレック)	500	
SS-N-21(サンブソン)	300	
SS-N-22(サンバーン)	200	
対潜核兵器		
ロケット爆雷SS-N-15(スターフィッシュ)		225
対潜ミサイルSS-N-16(スタリオン)		
その他核魚雷、爆雷		
迅速対応戦力及び不活性貯蔵(小計9,330)		

(兵器の名称は、NATO命名のもの。)

- 1 10MIRV×80基、STARTⅡが無効になり保持。しかし削減が続く。液体燃料。
- 2 6MIRV×126基。削減する計画。液体燃料。2006年11月9日に発射テスト。
- 3 単弾頭。ロシア名トーポリ。道路移動型で固体燃料。2006年8月3日に発射テスト。

- 4 単弾頭。ロシア名トーポリM。軌道を変更できる弾頭もある。
- 5 トーポリMの移動型。新しいカモフラージュ。
- 6 デルタⅢ級戦略原潜に搭載。5隻×16発射管×3MIRV。すべて北方艦隊に所属。
- 7 デルタⅣ級戦略原潜に搭載。6隻×16発射管×4MIRV。2隻が北方艦隊、4隻が太平洋艦隊に所属。
- 8 ベアH6(Tu-95MS6)32機、ベアH16(Tu-95MS16)32機、ブラックジャック(Tu-160)14機に搭載。ベアH6は1機あたりAS15Aまたは核爆弾を6個(計192個)、ベアH16は1機あたりAS15Aまたは核爆弾を16個(計152個)、ブラックジャックはAS15BまたはAS16、または核爆弾を12個(計168個)搭載する。
- 9 ブラックファイヤー(Tu-22M)やフェンサー(Su-24)約490機に搭載。各2個と推定。
- 10 内訳は昨年までのデータによるピースデポの推定。
- 11 ブラックファイヤー(Tu-22M)45機、フェンサー(Su-24)50機に搭載。各2個。

中国(計200)

核兵器の名称	爆発力キロトン	核弾頭数
戦略核(小計130)		
●ICBM/IRBM ¹ (小計79)		
ドンフォン(東風)-3A	3,300	16
ドンフォン(東風)-4	3,300	22
ドンフォン(東風)-5A ²	4~5,000	20
ドンフォン(東風)-21,21A	200~300	21
ドンフォン(東風)-31 ³	?	0
ドンフォン(東風)-31A	?	0
●SLBM(小計12)		
ジュイラン(巨浪)-1	200~300	12 ⁴
ジュイラン(巨浪)-2 ⁵	?	?
●爆撃機搭載核兵器(小計40)		
核爆弾		40 ⁶
予備貯蔵(小計70)		

東風-3Aは、NATOでの名称はCSS-2。以下、東風-4はCSS-3、東風-5AはCSS-4、東風-21AはCSS-5、巨浪-1はCSS-N-3。

- 1 東風-5A(射程13,000km)、東風-31(射程8,000km)、東風-31A(射程12,000km)はICBM。他はIRBM。全て単弾頭。
- 2 米大陸にどこも現有唯一のICBM。2005年に30発に増えると米国防総省は分析していたが不変。
- 3 移動式、固体燃料。1999年8月2日に初めて発射実験。06年9月4日に6回の実験。MIRVが否かについて確証はない。推定射程は7,250+km。
- 4 戦略原潜シャ(夏)級(中国名:大慶魚)に搭載。12発射管。2隻目の報道があったが、現状は不明。
- 5 新世代原潜(094型)に搭載する計画進行中。東風-31の変型と考えられるが、単弾頭らしい。
- 6 ホン(轟)-6(NATO表示:B-6)100~120機のうちの20機。キャン(強)-5のうちの20機程度が核任務を持つと推定。

2007年1月

フランス(計350)

核兵器の名称	爆発力キロトン	核弾頭数
戦略核(小計338)		
●SLBM ¹ (小計288)		
MSBS ² M45(弾頭:TN75) ³	100	288 ⁴
●爆撃機搭載核兵器(小計50)		
ASMP ⁵ (弾頭:TN81)	300	50 ⁶
非戦略核(小計10)		
●空母配備航空機搭載核兵器(小計10)		
ASMP(弾頭:TN81)	300	10 ⁷

- 1 ランフレキシブル戦略原潜1隻とルトリオンファン戦略原潜3隻に搭載。
- 2 フランス語で「艦対地戦略弾道ミサイル」の頭文字。
- 3 06年11月9日、新型ミサイルM51の初めての発射実験に成功。
- 4 3隻×16発射管×6MIRV。
- 5 フランス語で「空対地中距離ミサイル」の頭文字。
- 6 ミラージュ2000N(60機、3飛行隊)に搭載。1機あたり1弾頭。弾頭は50と見積もられる。
- 7 シュベル・エタングル24機(2飛行隊)に搭載。通常任務の航空機もある。唯一の空母ドゴール(原子力)に配備。

英国(計200)

核兵器の名称	爆発力キロトン	核弾頭数
戦略核(小計160)		
●SLBM ¹		
トライデントⅡ D5	100	160 ²
予備貯蔵(小計40)		

- 1 バンガード級戦略原潜4隻に搭載。4隻目ベンジャスは2001年2月にバトロール任務についた。当時1隻のみバトロール。
- 2 弾頭は、米国のW76に類似だが英国産。4隻×16発射管×3MIRVで計算すると192個。実際には、2~6発射管は単弾頭と推定され、平均して1隻あたり40の弾頭と推定される。40×4隻=160。別の推定として、06年12月発表の英政府「ファクトシート」は、バトロール中の原潜は最大48個の弾頭を持つと記述。3隻分として144個。4隻分として192個。実際にはこの中間と考えられる。

5. 地球上の核弾頭全データ

2007年1月

【3】国別詳細(続き)

インド(計40~50)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
組み立てられた弾頭	5~25 ¹	40~50
運搬手段 ²		
●航空機 ³		
●短・中距離ミサイル ⁴		

- 1998年5月の核実験の地震波からの推定値。インドは、最高43キロトンの爆発を主張している。
- いずれも通常任務を持つ。
- ミラージュ2000H(バジュラ)40機、ジャガー-IS/IB(シャムシャー)131機のいくつかが、核任務をもつと推定される。
- プリトビ(射程150km)、アグニ1(射程700km)、及びアグニ2(射程2,000km)が配備済み。アグニ3(射程3000km)、ダヌシュ(射程350km、プリトビ2の海軍版)及びサガリカ(射程300km)を開発中。

パキスタン(計24~48)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
兵器化の確認なし	4~12 ¹	24~48
運搬手段		
●航空機 ²		
●短・中距離ミサイル ³		

- 1998年5月の核実験における地震波からの推定値。
- 米国製F16A/B(ファイティング・ファルコン)32機のいくつかが核任務をもつと推定される。
- ガズナビ(ハトフ3、射程300km)、ガウリ(ハトフ5、射程1,300~1,500km)の配備が確認されている。シャヒーン2(ハトフ6、2,000km)を開発中。

イスラエル(計100~300)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
流布された推定 ¹		100~300
運搬手段		
●航空機 ²		
●中距離ミサイル ³		
●砲弾・地雷		

- 1979年9月22日、南アフリカ近海の南インド洋はるか上空で、秘密裏に核実験が行われたとの説がある。クリステンセンらは弾頭数を200と推定。
- 米国製F16A/B/C/D(ファイティング・ファルコン)260機、同F15E(ストライク・イーグル、イスラエルではF15I・ラムと呼ぶ。)25機の一部が核任務を持つと推定される。
- ジェリコ1(射程1,200km)、同2(射程1,800km)が配備されている。

北朝鮮(DPRK)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
弾頭化・兵器化の確認なし	<1 ¹	?
運搬手段		
●中距離ミサイル ²		

- 2006年10月9日の核実験における地震波からの推定値。プルトニウム保有量については40~50kg(核弾頭6~8個分)と推定されている(06年11月現在)。
- ポドン(射程1,480km)は核搭載可能。200基配備。テポドン1(射程2,300km)、テポドン2(射程6,200km)は未配備。テポドン2には3段式のものも開発されている。推定射程15,000km。

6. 地球上の核弾頭全データ

2007年1月

【4】国別詳細(核兵器依存国)

日本

◆平成17年度以降に係る防衛計画の大綱(04年12月10日)

「防衛計画の大綱」は、日本の防衛政策の基本となる文書である。その基本方針の冒頭の節に次の一文がある。

「核兵器の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存する。同時に、核兵器のない世界を目指した現実的・漸進的な核軍縮・不拡散の取組において積極的な役割を果たすものとする。また、その他の大量破壊兵器やミサイル等の運搬手段に関する軍縮及び拡散防止のための国際的な取組にも積極的な役割を果たしていく。」

◆「日米安全保障協議委員会合意文書」(05年10月29日)

米軍再編過程の日米協議で「日米同盟—未来のための変革と再編」と題する合意文書を発表した。その中の「役割・任務・能力についての基本的な考え方」の項目において、次のように再確認した。

「米国によって与えられる打撃能力及び核抑止力は、日本の防衛を確保する上において、引き続き日本の防衛能力の不可欠な補完要素であり、地域の平和と安全保障に貢献する。」

NATO非核兵器国

最新のNATO戦略文書は、99年4月24日、ワシントンDCにおけるNATO首脳会議で採択された「同盟の戦略概念」である。イラク戦争後、見直しの意見もあるが合意はない。

◆第62節

その第62節は米国、英国、フランスの核戦力がNATO全体の抑止力になると次のように述べている。

「同盟国の安全保障に関する最高の保証は、同盟国の戦略核戦力、とりわけ米国の戦略核戦力によって与えられる。また、英国及びフランスの独立核戦力は、それぞれ独自の抑止任務を持つものであるが、NATO同盟全体としての抑止と安全保障に貢献する。」

◆第63節

第63節には、同盟国が核抑止力の維持のために参加する必要性、いわゆる核分担(ニュークリア・シェアリング)の義務が記されている。

「核任務に関する集団的防衛計画の立案、平時における核戦力の領土内配備、及び指揮・統制・協議の取り決め、ヨーロッパの関係同盟国が広範に参加することが引き続き要求される。」

◆第64節

第64節には、NATOはヨーロッパに戦略以下(sub-strategic)の核兵器を配

6. 地球上の核弾頭全データ

2007年1月

データ
シート

【4】国別詳細(核兵器依存国)(続き)

備し続けることを言明している。米国のNRDC(天然資源保護評議会)の調査では、今でも480発の米国の核弾頭が6か国(ベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、トルコ、イギリス)の空軍基地に配備されている。

オーストラリア

◆「国防白書」

最新のオーストラリアの国防白書は2000年に出された「国防2000—未来の我が国防力」である。それを基礎に、アップデート2003、同2005が出されている。アップデートには核抑止力への言及はない。

「国防2000」は、ANZUS米豪同盟は相互依存ではなく自立を前提とした同盟であると強調した後、例外として米国の核抑止力への依存を次のように謳っている。

「5.15節 この自立の原則には唯一の重要な例外がある。オーストラリアは、オーストラリアに対する核攻撃という極めて少ない可能性を抑止するために、米核戦力によって与えられる拡大抑止力に依存する。」

カナダ

◆「北米航空宇宙防衛司令部

(NORAD)」協定

カナダと米国が58年5月12日に署名。06年5月12日に改定された。改訂されたNORADの役割は縮小されたが、米国の核抑止力の一部としての役割は続く。カナダはその抑止力の恩恵にあずかる。新協定の前文に次の認識が書かれている。

「軍備削減協定にもかかわらず、今なお保有核兵器は大量であり、北米大陸を攻撃できる戦略弾道ミサイル、巡航ミサイル、あるいは長距離爆撃機によって運搬できることを認識し、…」

韓国

◆米韓安保協議会議共同コミュニケ

1968年以来毎年開催される国防長官を長とする「米韓安保協議会議」の共同コミュニケで「核の傘」が確認されてきたが、最新の06年10月20日(ワシントン)のものは、北朝鮮の核実験を受けて文言が更新された。

「ラムズフェルド国防長官は、韓米相互防衛条約に合致して、米国の核の傘によって提供される拡大抑止力の継続を含めて、固い米国の誓約と韓国への迅速な支援を確約した。」

C6. 表面化し始めた イスラエルの核の脅威

米国のゲーツ国防長官が06年12月5日の上院公聴会で、表向きは秘密とされているイスラエルの核保有を認める発言をし、イスラエルで話題になった。ゲーツ長官はイランが核開発を進める理由について「核保有国に囲まれているからだ。東にパキスタン、北にロシア、西にイスラエル、ペルシャ湾には我々(米国)がいる」と述べた。従来は、米国もイスラエルの核の有無について口を閉ざす方針を維持してきた。イスラエルの各メディアは、ゲーツの発言を「口がすべった」程度に受け止め、米が方針を転換したとは見ていない*。さらに、フランス通信(AFP)などが伝えたところによれば、ドイツを訪問中であったイスラエルのオルメルト首相が06年12月11日、イスラエルが核を保有していることを示唆する発言をしたが、報道官はあわてて否定した。ドイツのテレビに出演したオルメルト首相は、「イランは公然と、明確に、公的に、『イスラエルを地図から抹殺する』と脅している。彼らが核兵器を持つと望むとき、フランスや米国、ロシアやイスラエルと同じ扱いにできるのか」と、イスラエルを核保有国と同列に論じた。首相の報道官は首相の発言を打ち消しに走った*。

07年1月7日の英紙『サンデー・タイムズ』の報道*によれば、イランが核開発を放棄しなければイスラエルはイランに対して戦術核兵器を使用することを同国軍事筋が明らかにした。2個攻撃飛行隊が既に攻撃訓練を行っているという。

第一の攻撃目標はイランのナタンツで、テヘラン南方に位

置し、地下深くに設けられ堅固に防護されたバンカー(壕)である。ここではウラン濃縮が行われている。攻撃が行われるとすれば、最初にレーザー誘導爆弾を投下して強化コンクリートの屋根に穴を開け、その後、1キロトンの低威力核兵器を投入するという。別な潜在的な攻撃目標はイスファハンのウラン転換施設で、人口450万人の都市の近郊に位置する。さらにアラクの重水炉型原子炉も対象となりうる。

現在では、イスラエルの国防専門家たちがイランに対する核兵器の使用を公然と議論している。『サンデー・タイムズ』紙によると、イスラエルの軍事専門家マルチン・ファン・クレベルド教授は、「もしイランの核施設を破壊するための方法があるとなれば」、戦術核兵器が「唯一の方法」だと発言している。また、ロンドンのキングス・カレッジの核物理学教授ピーター・ツインマーマンは取材に対して、「もしそのような5キロトン以下のバンカーバスター・ミサイルが、ナタンツ遠心分離機が隠されていると考えられる最低の深さである地下70フィートで爆発しても、一定量の放射性降下物の発生は予想される」と話した。

イスラエル政府は、核兵器の保有について肯定も否定もしないと言う曖昧な政策を続けており、配備の状況は秘密になったままである。しかしイスラエルの友好国も敵国も、「イスラエルは、数十年間、核兵器国である」と受け止めてきている。91年の米国戦略空軍の研究では、イスラエル、インド、パキスタンを事実上の核保有国に列挙し、イスラエルは核兵器を75~200発保有していると評価している*。本イアブックでは、これまでの情報を総合して「一般に100~300発の核弾頭と種々の運搬手段を持つと考えられている」と捉えている*。

NPT体制の中で、核保有国として公認されている5か国と比べても、イギリス、中国がそれぞれ200発なので、それに匹敵する核弾頭を持つことになる。イスラエルはNPTへの加盟を拒否し続けている。

*『朝日新聞』06年12月8日。

*『産経新聞』(電子版)06年12月12日、『朝日新聞』06年12月13日など。

*『サンデー・タイムズ』(電子版)07年1月7日。同紙は、1986年10月6日、イスラエルの元・核技術者モルデハイ・バヌヌのインタビューを掲載し、イスラエルの核計画の全貌を暴露したことがある。

*ロバート・S・ノリスら、NRDC核ノートブック「イスラエルの核戦力2002」、「プレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスト」02年9・10月号。

*データシート5(110ページ)。

C7. イラク早期撤退の声、 ブッシュ政権を包囲

※4年毎の大統領選挙の中間の年の11月の第1火曜日に行われる連邦議会選挙。上院議員の3分の1、下院議員の全員を改選する。

※米議会の新しい勢力は、上院：民主51(無所属2含む)/共和49、下院：民主233/共和202。

※「イラクの安定と治安に関する評価」。www.defenselink.mil/pubs/pdfs/9010Quarterly-Report-20061216.pdf

※ワシントン発「ロイター」06年12月20日。

※CNNが国防総省の発表を元に行っている集計によれば、07年3月28日までの死者は3340人である。www.cnn.com/SPECIALS/2003/iraq/forces/casualties/2007.03.html

※米NGO「イラク・ボディ・カウント」は、07年3月18日まででの死者を約6万5千人と推計している。www.iraqbodycount.net/

※イラクの現状を評価し今後の方針を勧告するために設置された超党派グループ。ブッシュ大統領の父の政権で国防長官を務めたジェームス・ペーカー氏とリー・ハミルトン元下院議員(民主党)の2人の共同議長を含む10人の委員からなる。www.usip.org/isg/index.html

06年11月7日に行われた米国中間選挙※の最大の争点はイラク問題であった。先行きも見えない泥沼化した状況の中で、米国の有権者はブッシュ政権のイラク政策に「ノー」を突きつけた。早期撤退を主張する民主党が、上下院両方で過半数を占めたのである※。

おりしも、イラクの治安は悪化の一途をたどっていた。国防総省が06年11月30日に発表した議会への報告書※によれば、8月中旬から11月までの米軍やイラク治安部隊、民間人への攻撃が6月～8月までの3ヶ月に比べて22%増加した。これはイラク政府が主権を回復した04年6月以来最悪レベルである。一方、07会計年(06年10月～07年9月)のイラク戦費は1100億ドルを超えた※。これは週に20億ドル(約2400億円)以上が費やされていることになる。米軍人の死者は中間選挙の頃には2800人を超えた※。イラクのシャンマリ保健相は、03年3月の開戦後にイラク人の死者が少なくとも15万人に上ると述べた※。

11月8日、ブッシュ大統領はイラク戦争と占領を主導したラムズフェルド国防長官と会談、直後に同長官の辞任を発表した。後任にはロバート・ゲーツ元CIA長官が指名された。さらに11月11日には、3月に設置された超党派の「イラク研究グループ(ISG)」※と会談し、イラク政策を見直す姿勢を示した。

12月6日、ISGは、「イラクの現状を解く魔法の方程式はない」と始まり、「前進の道筋—新たなアプローチ」と題された報

告書※を発表した。報告書はイラクの現状を「政府の崩壊と人道上の破局を引き起こしかねない」と深刻に分析し、79項目の勧告を行った。勧告には、(1)中東でイラン、シリアを含む包括的外交交渉を開始すること、(2)米軍の全戦闘部隊を08年3月末までに撤退させること、(3)米軍の任務を戦闘からイラク軍支援への転換すること、などが含まれている。ブッシュ大統領は勧告を真剣に受け止めると表明した。

しかし、ブッシュ大統領の「イラク新政策」は、この勧告とは大きくかけ離れたものだった。07年1月11日のホワイトハウスでの演説※で、大統領はイラクの治安悪化などの責任を認めた上で、2万2000人の米兵を増派すると発表するとともに、07年11月までに全ての治安権限をイラク軍に委譲するとの目標を示した。さらに大統領は、07年1月23日の一般教書演説※で、「テロとの戦いに勝利するためには、敵に戦いを挑んでいかなければならない」として、約2万人の増派は「成功への最善の機会だ」と強調し国民の協力を訴えた。さらに、イラク増派に伴って陸軍と海兵隊の規模を9万2000人増やす必要があるとも語った。

ラムズフェルド氏も大統領に劣らず、最後まで強硬な姿勢を示した。06年12月16日に国防総省で行われた送別式典の席上で、同氏は、「我々の任務は正しい選択をすることである」、「醜い戦闘から脱却して安息を得ようとする人々がいるが、それは敵を利するものだ」とイラク撤退論を批判した。さらに「同盟国が財政支出を減額した結果、米国の負担が増え、同盟が弱体化した」と同盟国への不満を強調した※。

一方、民主党が多数を占める議会と大統領の間では緊張がつづいている。07年2月16日には、下院でイラク増派反対の決議が246対182の賛成多数で採択されたが、上院では共和党の抵抗で採択にはいたらなかった。3月には、遅くとも08年3月末までに撤退することを条件に戦費追加を承認するという補正予算案が、下院(16日)と上院(30日)で相次いで成立したが、大統領は拒否権を行使すると言明した※。

※前記ISGウェブサイト。

※www.whitehouse.gov/news/releases/2007/01/20070110-7.html

※www.whitehouse.gov/news/releases/2007/01/20070123-2.html

※www.defenselink.mil/Speeches/Speech.aspx?SpeechID=1073

※5月1日に拒否権を行使。同予算案は廃案が決まった。

C8. 米ミサイル防衛計画、 遅れと不信

米国の弾道ミサイル防衛(BMD)は、2年ごとの開発、初期配備のサイクルで進行しているが、ブロック2004(04-05暦年)が終了し、現在ブロック2006(06-07暦年)の過程にある。

07年3月15日、会計検査院はBMDの現状に関する報告書^{*}を提出した。また、米議会調査サービス(CRS)は、07年1月5日、BMDの中心である「体当たり破壊」^{*}方式の現状を総括する報告書(RL33240)を提出した。GAO報告書は、ブロック2004の反省を踏まえてブロック2006では計画自体がより控えめになったにもかかわらず、計画の遅れが継続しており、その上コストは予算より上昇していると述べ、BMDの信頼性はまだ評価できる段階にないと述べた。

CRS報告は、BMD計画の中心である地上配備中間飛行段階迎撃(GMD)^{*}にとりわけ進歩が見られず、最終的に成功するかどうか、いまだに誰もが確信を持っていない状況が続いていると述べ、原理的な悲観論が払拭されていないことを示した。さらに、「論者の中には、国土ミサイル防衛(NMD)あるいは戦域ミサイル防衛(TMD)の考え方が失敗するかも知れないときに備えて、代案を追求すべきだと考えるものがあるかも知れない」とも述べた。

ブロック2008を前にして、米議会は膨れ上がるBMD計画予算に対して警戒感を強めている。全体を見直す議論の参考資料として、07年1月5日に出されたCRSの別の報告書(RS22120)は、レーガン大統領のSDI(戦略防衛構想)以来の技

^{*}GAO-07-387。www.gao.gov/から検索。

^{*}体当たり破壊=“hit-to-kill”の訳で爆薬を使わずにミサイルに衝突した衝撃で破壊する。“kinetic energy kill”(運動エネルギー破壊)とも言う。

^{*}GMD=Ground-based Midcourse Defense

術開発の歴史を振り返っている。そして、すでにこれまで1100億ドルの国費が投入され、06会計年には93億ドルを費やしたと指摘した。

ブロック2006計画において、米国防総省ミサイル防衛庁(MDA)は次の9つの要素について開発を行っている。1. 空中配備レーザー、2. イージス艦BMD、3. BMDセンサー、4. 指揮・統制・戦場管理、通信(C2BMC)^{*}、5. GMD、6. 運動エネルギー迎撃体、7. 多弾頭迎撃体、8. 宇宙配備追跡・監視システム、9. 最終段階高高度地域防衛。当初のBMD計画には、宇宙配備の迎撃体などさらに野心的な計画が含まれていたが、現段階ではそれらは背景に退けられている。

GMD計画は、直近の目的としては、北朝鮮とイランの弾道ミサイルから国土を防衛する目的のものであると宣伝されている。そのため、ブロック2004では18基の迎撃ミサイルの配備を予定したが10基^{*}しか達成できなかった。ブロック2006では下方修正して累計25基配備(15基追加)を目標としたが、06年末までに累計14基^{*}しか配備できず、06年3月にはブロック2006の目標を累計22基へとさらに下方修正した。一方、07年1月、米国内への配備の他に東ヨーロッパに10基のGMDミサイル配備を計画していることを、MDAが正式に認めた^{*}。この計画は、ロシアに強い拒否反応を引き起こしている^{*}。

06年9月1日、MDAは太平洋でGMDの迎撃実験に成功した。前2回の連続失敗^{*}の後の1年半ぶりの迎撃実験であったが、初めてのフル実験の成功となった。しかし、この実験結果への外部評価のほとんどは慎重なものに留まった。

イージス・システム^{*}の配備も予定より遅れながらも進行している。迎撃能力をもった船は巡洋艦3隻、駆逐艦3隻の計6隻^{*}、迎撃能力はないが長距離監視追跡能力をもった船は10隻に達しており、合計16隻にBMD任務が与えられている。このうち、横須賀には、迎撃能力をもった巡洋艦1隻と駆逐艦の少なくとも3隻が配備されており^{*}、日本が際立った米国土防衛BMDの拠点となっている^{*}。

^{*}C2BMC=Command, Control, Battle Management, and Communications

^{*}フォートグリーリー(アラスカ州)に8基、バンデンバーグ(カリフォルニア州)に2基。将来的には合計44基の配備を目指している。

^{*}フォートグリーリーに12基、バンデンバーグに2基。07年4月11日のオベリングⅢ世MDA長官の議会証言では4月末までにフォートグリーリーの迎撃ミサイル数は16基になり、GMDは計18基になる。

^{*}ポーランドに迎撃ミサイルを、チェコ(中央ボヘミアのジンス)にXバンド・レーダーを配備する。

^{*}キーワードC3(104ページ)。

^{*}04年12月と05年2月。

^{*}用語の説明(210ページ)。

^{*}マレン海軍作戦部長の議会証言(07年5月3日)。報道によれば6隻すべてが太平洋配備。「朝日新聞」06年8月18日。

^{*}巡洋艦シャイロー(CG67)、駆逐艦カーチス・ウィルバー(DDG54)、ステザム(DDG63)、ジョン・S・マッケイン(DDG56)。

^{*}キーワードA2(60ページ)。

C9. 在韓米軍、基地再編に遅れ

※第1段階:04年8月、イラク派遣部隊3600人を含む5000人。第2段階:05年~06年の5000人、第3段階:07~08年の2500人。

※在韓米軍司令部が置かれている。

※06年1月19日「同盟パートナーシップのための戦略協定の立ち上げに関する米韓共同声明」。「核兵器・核実験モニター」第257-8号(06年6月15日)に抜粋訳。

※「聯合ニュース」(日本語・電子版)japanese.yonhapnews.co.kr/06年7月31日。

※「朝鮮日報」(日本語・電子版)06年8月16日。

※「朝鮮日報」(日本語・電子版)06年12月14日。

在韓米軍再編には三つの柱がある。第1に、2000年には37,500人だった在韓米軍兵力を、04年から3段階で12,500人削減※すること、第2には、ソウル中心部にある竜山(ヨンサン)陸軍基地※を初めとする基地の返還。返還対象は再編協議以前の合意を含めれば59に上る。第3には韓国軍を朝鮮有事に対応する軍隊から、グローバルな軍隊へと変革する「戦略的柔軟性」※の合意である。さらにここに、韓国側から提起された戦時統制権問題が絡み、複雑な展開を見せている。

人員削減については、韓国内では、削減幅が拡大するのではないかとの見方が広がっている。「戦時統制権」返還による指揮系統の再編が米軍削減を加速する要因と考えられている※。また、05年8月12日に梅香里(メヒャンニ)射爆場が閉鎖されたことを契機に、烏山(オサン)、群山(クンサン)空軍基地の対地攻撃機部隊が削減されるのではないかとの観測も流れている※。

基地返還の最大の焦点は、竜山基地の平澤(ピョンテク)への移転である。しかし、地元住民を中心にした全国的な反対運動によって土地の取得が遅れたことに加え、最高5兆5000億ウォン(7000億円)と見積られる移転費用の米韓負担比率で両政府の意見が対立しているため基地造成のマスター・プランも公表できない状況であり、着工は当初計画の08年から4~5年延期されると見られている※。

基地返還にあたっての環境汚染調査・浄化責任を巡る対

立※も依然として解消されていない。

戦時統制権問題は解決に向けて前進した。07年2月23日の米韓国防相会談(ワシントン)において、戦時の米韓合同作戦の統制権を2012年までに韓国に返還することが合意された※。両国は07年7月までに返還のためのロードマップを作成、直ちに実行に移す。2010年から数次の検証演習を行い、12年3月に韓国軍主導の最終演習を行い返還は完結する。これに伴い米軍がトップを押さえる現在の「米韓合同司令部」は解体され、新しい相互支援型の組織に改組される。

韓国軍の戦時統制権は、朝鮮戦争時の1950年に国連軍(事実上は米軍)に委譲されたままになっている。05年10月の米韓安全保障年次協議(SCM)において「適切に加速化すること」が合意されたが、返還時期は明示されていない※。

盧武鉉(ノムヒョン)大統領が「自主国防路線」の要として重視していた戦時統制権返還は韓国世論を二分する論争の的となってきた。北朝鮮のミサイル、核兵器の脅威を前にして韓国の防衛体制が弱体化するのではないかという懸念に加え、「自主国防路線」によって過大な費用負担が国民の肩にのしかかることへの不安がある。事実、韓国政府が05年9月に発表した「国防計画2020」案は自主国防路線によって、国民一人当たりの国防費は07年の約51万ウォン(約4万円)から20年には約6倍の307万ウォン(約38万円)に跳ね上がるという推計を示していた※。

2月24日の記者会見で、金章洙(キム・ジャンス)国防長官は、統制権返還合意によって韓米同盟は未来志向の、より強固なものになると評価し、「核の傘」の提供や米軍の駐留継続など、米国の韓国防衛公約は不変であると強調した※。

在韓米軍と在日米軍の再編は互いに連動している。だが、二つは、韓国と日本の歴史と国民の政治意識を反映して、かなり違った道筋で今後も展開してゆくだらう。

※本イアブック06年版・キーワードA9(86ページ)。

※「米国防総省ニュースリリース」07年2月23日。
www.defenselink.mil/news/
Feb2007/d20070223sdrok.pdf

※「朝鮮日報」(日本語・電子版)06年8月30日。

※「聯合ニュース」(日本語・電子版)07年2月27日。

C10. グアムの米軍基地、 大戦略拠点に再編か

多くの日本人にとってグアムは最も近い米国の観光地である。面積は約549平方キロメートルで淡路島とほぼ同じ。人口は約16万人で、そのうち先住民であるチャモロがもっとも多く37%を占める*。16世紀からスペイン、米国、日本の植民地としての時代が続いた。1950年にアメリカの自治属領になったが、現在でも米国大統領選挙の選挙権はなく、半ば植民地のような状態が続いている。

グアムは、米軍の世界的再編のなかで最も強化されようとしている地域の一つである。06年5月の「再編実施のための日米ロードマップ」*において、「約8000名の第3海兵機動展開部隊の要員と、その家族約9000名は、部隊の一体性を維持するような形で2014年までに沖縄からグアムに移転する」と合意された。3500戸の家族住宅を建設し、岩国の大型ヘリ8機が移駐、空中給油機KC-130がローテーション展開する。建設費用の60%以上を日本が負担する。

今でも島面積の3分の1を米軍が占めるグアムの北部にはアンダーセン空軍基地があり、B-52戦略爆撃機やB-1爆撃機がローテーション配備されている。西部のアプラ軍港には、攻撃型原潜2隻が配備され、将来は改造されたミサイル原潜も配備される予定である。

06年7月11日、米太平洋軍は「グアム統合軍事開発計画」を公表した*。これによると、現在は空軍と海軍だけが駐留するグアムに4軍をそろえ、総兵力は約6500人から将来的には

約2万1千人に増強する。計画の中心は1万人規模の海兵旅団の新設で、沖縄と米本土から合わせて9700人が移転される(下記コラム参照)。陸・海・空軍でも大増強が計画され、空軍は4560人に倍増し、無人偵察機グローバルホーク3機や空中給油機12機の常駐、戦闘機や爆撃機をローテーション展開する。グアムは、まさに米戦略の中核拠点になろうとしている。

日本政府は、家族住宅や隊舎、学校、電力・上下水道などの建設費用を負担するが、米領土での基地増強計画への費用負担になりかねない。しかも、今回の再編計画は現地にはなんの相談もなく決められた。これにはチャモロ社会からの強い反発を招いている*。06年12月、沖縄を訪れたチャモロ団体「チャモロ・ネーション」の代表は「日本政府が国民の税金で米軍基地を強化することでわれわれの主権と人権回復が難しくなる。先住民の権利回復が優先されるべきだ」と訴え、国連にグアム移転反対を要請したことを明らかにした*。

※「核兵器・核実験モニター」第257・8号(06年6月15日)。

※「沖縄タイムス」06年12月12日。

グアムに新設される海兵旅団の編成
(カッコ内は家族同伴の軍人の内数)

司令部	2800人(1425人)
地上戦闘部隊	2900人(450人)
後方支援部隊	1550人(750人)
航空戦闘部隊	2400人(1000人)
合計	9650人(3625人)

米軍増強の全体像

兵力		内容
海兵隊	9700人	旅団新設、沖縄からの移転、MV22オスプレイ配備
空軍	4560人	無人偵察機グローバルホーク 空中給油機の配備
海軍	5600人	沿岸戦闘艦・高速輸送艦・戦域支援艦などの配備。空母・原潜・強襲揚陸艦の寄港能力の強化
陸軍	630人	旅団司令部、大隊の配備
その他	520人	特殊作戦部隊など
合計	21,010人	

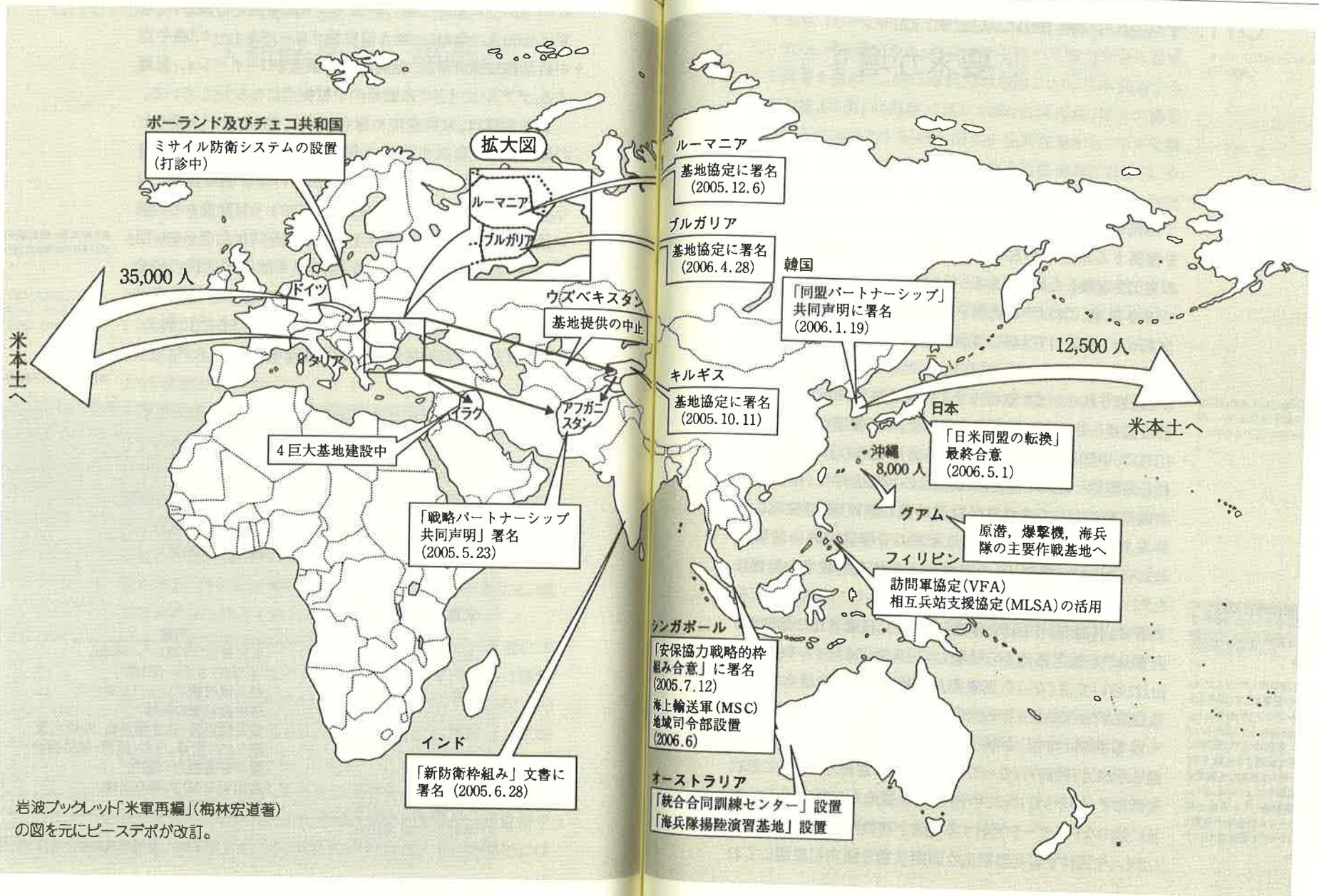
「グアム統合軍事開発計画」より

※次いでフィリピン人26%、アジアの国の人々が22%、ミクロネシアなどからの人々が8%、アメリカ人が7%。

※キーワードD5(144ページ)、アークシート8(148ページ)。

※米太平洋軍のHPから現在は消去されているが、全文を次のURLで読むことができる。
www.jca.apc.org/jhrk(沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック)

6. 米軍の世界的再編



岩波ブックレット「米軍再編」(梅林宏道著)の図を元にピースデポが改訂。

C11. 中国の軍備に透明性の 要求が増す

中国の軍事力に対する関心が高まっている。軍事力増強を強調する報告がある一方で、それが世論誘導を狙う米国の意図を反映したものであるという警戒感も根強い。

06年以来、このような状況を加速させるいくつかの出来事があった。06年11月14日、米太平洋軍ファロン総司令官は、10月末に沖縄近海で中国のディーゼル推進型宋級潜水艦が、探知されないまま空母キティホークに約8kmの距離に潜航近接していたことを明らかにした。この報道は、04年11月10日に、中国潜水艦が沖縄県先島諸島近海の日本領海を侵犯した事件と重ねて注目された。この状況の中で、中国の潜水艦活動に対して米海軍の対潜活動(ASW)が活発化している。潜水艦探知を任務とする米軍の音響測定艦の米軍基地ノースドック(横浜)への寄港が06年に過去最多を記録した*。

07年1月12日、中国が、弾道ミサイルに搭載された体当たり迎撃体*を地上基地から発射して、高度500マイル(約800km)において古くなった気象衛星を標的として破壊する対衛星(ASAT=アンチ・サテライト)兵器の実験を行い成功した。米情報機関(複数)が検知したもので、最初中国は沈黙を保ったが、1月23日になって中国もこれを認めた。また、これに先だって、06年9月には、中国の地上基地から米国の人工衛星に強力なレーザーを照射する実験が複数回行われていた*。しかし、中国は宇宙兵器禁止の国際活動を強力に展開してお

*「朝日新聞」06年11月25日。

※KKV(カインテック・キル・ビークル)の訳語。

※06年9月26日の「ディフェンス・ニュース」の記事として、06年9月27日、「テレグラフ」が紹介した。www.telegraph.co.uk/core/Content/ 米国はすでに85年に自国の衛星を破壊する実験、97年に化学レーザーを照射して衛星を破壊する実験を行っている。また、すでに初期配備している地上配備型弾道ミサイル防衛用の迎撃ミサイルは、いつでも低軌道ASAT兵器となる。

り、中国のこれらの軍事的示威の狙いは極めて不透明である。

米国は、06年5月23日、議会に対して報告書「中国の軍事力 2006」*を提出した。その中で中国の軍事力増強を警戒する論調を強めた。特に海軍力の増強により、日本列島から台湾を結ぶ「第1列島線」(東シナ海、台湾海峡、南シナ海を主たる活動海域とする)から出て小笠原諸島からマリアナ諸島を結ぶ「第2列島線」(フィリピン海を活動海域に含む)に中国の関心が拡大しているとの見方を示した。そのうえで、中国に対して軍事力、軍事費を含む防衛政策の透明性を求めている。

日本の防衛白書「平成18年・日本の防衛」(06年8月1日発表)も、当然のことながら中国の軍事力の近代化に関心を注いでいるが、一部の政治家と違って冷静さを保っていることに注目する必要があるだろう。「中国が国防に対する資源配分を急激に高める可能性は大きくないと考えられる*が、近年の国防費の増加傾向を踏まえると、引き続き今後も軍事力の近代化が推進されていくものと考えられる」と述べている。

06年3月5日の全国人民代表大会(全人代)への提案資料によると06年国防費は前年度実績比で14.7%増の2,838億元(約4兆1000億円)であり、07年同日発表の全人代提案資料における07年国防費は同比で17.8%増の3,509億元(約5兆3,300億円)であった*。

中国は、12月29日、国防白書「2006年・中国の国防」を発表した。2年ぶり5回目の白書である。しかし、透明性向上という面では前進がないと評価されている。

一方で、海難救助共同演習や高官相互訪問など米中間の軍事交流の機会が増加している。一例として、06年6月19～23日の米太平洋軍のバリエント・シールド演習(3空母が参加。グアム近海)に中国軍幹部がオブザーバーとして招待され参加した。

*www.defenselink.mil/pubs/から検索。

※同白書によると、06年の国家予算に占める国防予算の割合は約7.3%であり、近年徐々に低下している。

※軍事費の国際比較のためには、軍事費に含まれる範囲、貨幣の購買力、支出目的など、注意深い分析が必要である。

D1. 新味のない

核軍縮「国連日本決議」

※用語の説明(210ページ)。

※06年の共同提案国は34か国。

※資料3-5(262ページ)。

2006年秋の国連総会第1委員会(軍縮・安全保障)[※]で、日本政府は、47か国の共同提案国[※]とともに、日本提出の核軍縮決議案としては通算13回目となる決議案「核兵器完全廃棄に向けた新たな決意」を提出した[※]。簡潔なスタイルをとったこの決議案は、「究極的核廃絶に向けた核軍縮」(94年～)、「核兵器完全廃棄への道程」(2000年～)に続く3度目の大幅改訂として、被爆60周年にあたる05年に登場したものである。

決議案は、05年決議とほぼ変化のない形で、核兵器国を含む国際社会からの最大限の支持獲得を目指した。包括的核実験禁止条約(CTBT)早期発効や兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)交渉開始などの段階的措置の実施を優先する「実践的かつ現実的」アプローチは今回も踏襲された。この決議は国際NGOの間でも一定の評価を受けている。しかし、被爆国の政府として核兵器の非合法化を目指す意欲や、廃絶に向けた包括的プランの追及などの面が欠けており、また、米国をはじめ核兵器国への核軍縮義務の履行要求が曖昧な表現に留まっているという批判は免れない。

今回新たに追加された点としては、①北朝鮮の核実験宣言に対する非難(前文)、②2010年の再検討会議に向けた国際社会への協力要請(主文2)、③ジュネーブ軍縮会議(CD)での実質的な作業の即時再開を要請(主文10)、の3つがある。上記①に関して、新アジェンダ連合(NAC)[※]が提出した決議[※]は、日本と同じく北朝鮮への直接的な非難を盛り込ん

※用語の説明(211ページ)。

※資料3-6(264ページ)。

でいるが、「NPT未加盟国によるあらゆる核兵器実験」及び「今後いかなる国によっても核兵器実験が行われること」も併せて非難していることを付け加えたい。

日本政府の狙い通り、決議案は94年以来最多となる賛成票数の獲得に成功した。10月26日に、賛成169、反対3、棄権8で第1委員会を通過し[※]、12月6日の国連総会本会議で賛成167、反対3、棄権8の賛成多数をもって採択された(決議番号:61/74)。第1委員会、本会議ともに、米国、インド(以上、昨年同様)、北朝鮮の3か国が反対した[※]。米国以外の核兵器国は、第1委員会、本会議ともに、英国、フランス(以上、昨年同様)、ロシア(昨年は欠席)が賛成、中国が棄権(昨年同様)であった。

インドとともに反対を続ける米国は、「提案された核軍縮決議案のなかでもっともバランスが良く、かつ現実的」[※]との評価を日本決議に与える一方で、反対理由がCTBTへの言及であることを強調した。

名指し批判を受けた北朝鮮は、昨年の棄権から反対に転じた。日本決議を「一方的かつ偏見に満ちており」、「朝鮮半島の核問題の解決にとってまったく役に立たない」と強く非難する一方、朝鮮半島非核化や核兵器廃絶への努力が北朝鮮の基本方針であるとの主張を繰り返した[※]。

さらに注目すべきは、NACの一員であるエジプトが、他の6か国が賛成するなか、単独で棄権にまわったことにある[※]。05年国連総会で、それまで日本決議に棄権票を投じてきたNAC7か国は、日本との共同歩調を重視する姿勢をとり、初めて賛成側に転じていた。棄権理由についてエジプトは、日本決議がNPT2000年合意の13項目の核軍縮実際の措置[※]を反映していないこと、FMCT[※]への日本決議の言及の仕方が、CDにおける過去の合意に反すること(日本は検証可能性について言及していないためと思われる[※])、等をあげた。

※10月26日の投票では、赤道ギニアも反対票を投じたが、投票上の間違いと説明されている。

※12月6日の投票では、パキスタンも反対票を投じたが、日本政府に対し「棄権の間違い」と説明したという。国連の記録ではパキスタンは反対のままである。

※
www.reachingcriticalwill.org/political/lcom/lcom06/EOV/L_32US.pdf

※www.reachingcriticalwill.org/political/lcom/lcom06/EOV/L_32pakistan.doc

※www.reachingcriticalwill.org/political/lcom/lcom06/EOV/L_32dprk.pdf

※資料1-4(217ページ)。

※用語の説明「カットオフ条約」(210ページ)。

※キーワードB2(76ページ)。

D 2. 六ヶ所のアクティブ試験で プルトニウムの蓄積が進行

※www.jnfl.co.jp/jnfl/
index.html

日本原燃株式会社(日本原燃)^{*}の六ヶ所再処理工場では現在、06年3月31日以来、本格操業前の最終段階であるアクティブ試験が行われている。過去に行われた通水作動試験、化学試験、ウラン試験と大きく違う点は、実際に原子力発電所から搬出された使用済燃料を使用して工場全体の運転性能を確認することである。処理量は約430トンで(本格操業時の処理能力は800トン)、実際の操業時と同様に工場内が本格的に汚染され、再処理に伴う放射性廃棄物が環境中に放出される。なお07年2月末時点での総合進捗状況は57%である。また、本格操業開始時期は、幾つかの被曝事故等などが原因で当初予定の07年8月から11月に延期された。

工場では、高い放射能レベルと熱を持った物質を遠隔操作で取り扱うという作業が初めて行われるため、作業員への事故が数件おきている。06年5月と6月には作業員が体内にプルトニウム等を取り込む内部被曝事故が起きた(後者については、その後の検査で放射性物質は検知されなかったと発表があった)。そして07年3月11日には、ウラン・プルトニウム混合酸化物(MOX)燃料^{*}粉末に、さらにMOX燃料溶液を加えてしまう事故が起きた。これは臨界事故の危険性もある重大なものであった。なお2月には再処理工場の入門証や技術資料が遊技場内で盗難にあうという事件も起きている。

まだ一年分の放射能放出量は公表されておらず、工場も試験中の不定期な操業ではあるが、環境中に放出される放

※低核分裂性のウラン238にプルトニウムが4~9%混ざった混合酸化物。

射エネルギーに関しては、例えば気体の放射能であるクリプトン85は1万4,000兆ベクレル(年間管理目標値33万兆ベクレルの約20分の1)、液体の放射能であるトリチウムは3,900兆ベクレル(年間管理目標値1万8,000兆ベクレルの約40分の1)に至っている。

電気事業連合会が07年2月23日発表した六ヶ所再処理工場で回収されるプルトニウムに関する利用計画^{*}によれば、07年3月末までに2.9トン^{*}のプルトニウムを保有し、15年度以降、日本全体で5.5~6.5トンのプルトニウムを16~18基で使用する。しかし、例えば東京電力では3~4基を使うというものの、具体的な発電所は決定できていない。既に英国と仏国に37.8トンのプルトニウム、国内に5.9トン(合計43.7トン)を05年末までに所有しているが^{*}、この海外からのMOX燃料の具体的な利用計画も未定である。また幾つかの電力会社によるトラブル隠しが発覚しており^{*}、MOX計画にも影響が出ることで予想されている。具体的な需要が決まらないまま、プルトニウムの供給とその生産技術が蓄積されていく状況である。

六ヶ所再処理工場から出るMOX粉末は、再処理工場に隣接するMOX燃料加工工場^{*}で燃料にすることになっている。着工は07年10月予定で、またその他にも放射性廃棄物処理建屋の増設も行われる予定で、六ヶ所村の規模はさらに大きくなっていく。

国内だけでなく海外からの核拡散問題への懸念を案じ、06年末、日本原燃児島社長は「MOX燃料からプルトニウムだけを取り出すことは現実的に不可能だ」と発言した。しかしこれは、数種間以内で取り出すことは可能という国際原子力機関(IAEA)等の公式見解と矛盾するものであり^{*}、国内の複数の市民団体から批判を受けている。また06年9月にも、「過度の心配を招かないように」と、体内被ばくではなく「体内取り込み」という用語に今後は統一すると発表しており、表面的には情報公開に努めているが、実際にはその内容には不透明な部分も多い。

※「六ヶ所再処理工場^{*}で回収されるプルトニウムの利用計画」
www.fepc.or.jp/news/topics/
nuclear/20070223-a.html

※核分裂性プルトニウム換算。全体のプルトニウムの約70%に相当。

※第35回原子力委員会定例会議資料「我が国のプルトニウム管理状況」(06年9月5日)。
www.aec.go.jp/jicst/NC/
iinkai/teirei/siryu2006/
siryu35/siryu12.pdf

※北陸電力志賀原発で燃料棒が落下して臨界事故が99年に発生していたことが07年になって発覚。その後、東京電力その他でも制御棒落下事故の事実が隠されていたことが明るみになり社会問題となった。

※「朝日新聞」07年3月14日。

D3. PAC-3配備開始で本格化する 日本のミサイル防衛

日本のミサイル防衛(MD)計画が本格的に動き始めた。

※用語の説明(212ページ)。

まず、99年以来進められてきた海上配備迎撃ミサイルSM-3※の日米共同研究が、06年度から共同開発段階へと移行した。06年6月23日には、共同開発に関する交換公文が締結された※。これは、共同研究から共同開発への移行を確認した05年12月24日の閣議決定を日米合意文書としたものである。日本は約10億ドル(1200億円)の費用を負担するが、技術開発の全容は公開されていない。同時に「交換公文」は、MD共同開発を「武器輸出三原則」※の適用外とした04年12月10日の官房長官談話を再確認するとともに、対米武器・技術供与に関する手続を定めた。06年7月19日には、この合意に基づき、経済産業省はMD共同開発のための武器および武器技術の対米供与の承認を決定した※。

※06年6月23日外務省報道発表。

※用語の説明(212ページ)。

※06年7月19日経済産業省報道発表。

日米共同開発とは別に、米国製システムを導入してMDを実戦配備するのも日本の方針である。06年7月5日の北朝鮮のミサイル発射実験はこの計画を加速させた。07年3月30日、当初07年度末を予定していた入間(埼玉県狭山市)の航空自衛隊第1高射群第4高射隊へのPAC-3配備が行われた※。07年度には航空自衛隊第1高射群の第1(習志野)、第2(武山)、第3(霞ヶ浦)の3高射隊にPAC-3が配備される※。システムは、当面米ロッキード・マーチン社より購入するが、08年度以降は、三菱重工がライセンス生産したものが配備される予定である。入間に配備されたシステムは、他国のミサイル発射

※配備されたのはPAC3を16発搭載する発射装置5台、レーダー装置、射撃管制装置、情報調整装置、無線中継装置。

※08年度以降の配備計画は、06年度:浜松基地高射教導隊(静岡県)、09年度:第4高射群の豊庭野(滋賀県)、岐阜、白山(三重県)、10年度:第2高射群の福岡県の芦屋、築城、高良台の各基地(「東京新聞」3月30日)。

の兆候が見られた場合には、東京の練馬や市ヶ谷に展開するのが防衛省の方針である※。07年度には、海上自衛隊のイージス艦「こんごう」のMD対処機能も整備される。

※「朝日新聞」06年3月18日。

05年7月22日の法改正で新たに導入された自衛隊法第82条の2第3項によれば、緊急事態においては、防衛大臣が自衛隊の部隊に、あらかじめミサイル破壊命令を発しておき、個々の判断は現場に委ねることができる。このためには「緊急対処要領」を作成し首相の承認を受けおく必要がある。入間へのPAC-3配備に先立つ07年3月23日、その「緊急対処要領」が閣議決定された※。これは入間に配備されるシステムの能力を前提としたものであり、「今後、その能力の向上等により、必要に応じ変更」されるものである。同要領によれば、次の二つのケースでは、防衛大臣はあらかじめ迎撃命令を発することができる。①弾道ミサイルが日本に飛来するおそれがあるとまで認められないとき、②外国が打ち上げた人工衛星打上げ用ロケットが事故などで落下するおそれがあり、その時点では我が国に飛来するおそれがあるとまでは認められないとき。「人口衛星打ち上げロケット」が対象とされたのは、北朝鮮が06年7月のテポドン発射を「人口衛星打ち上げ」と声明したためである。この「要領」は、シビリアン・コントロールの形骸化をいっそう深めるものである。

※「弾道ミサイル等に関する破壊措置に関する緊急対処要領」(07年3月23日)。www.asagumonews.com/fdata.html

MDにおける日米協力の深化にともない、秘密保全の厳格化が必要であることは米軍再編協議の中でも強調された。日米政府は「軍事情報包括保護協定」(GSOMIA)の締結を急いだ※。また、MDと密接に関連する、集団的自衛権行使を禁止した憲法解釈の再検討作業も本格化している※。

※07年5月1日の日米安全保障協議委員会(2+2)で合意された。※07年4月25日、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の発足が正式発表された。

政府はMDは専守防衛のシステムであると主張する。しかし、1969年の「宇宙の平和利用に関する決議」と「追加説明」※は、侵略的であるとならざるに「宇宙に打上げられる物体及びその打ち上げ用ロケットの開発及び利用」の「軍事的」そのものを禁じている。日本のMD計画は平和憲法の下で積み重ねられてきた諸原則を踏みにじて進んでいる。

※資料1-10(227ページ)。

D4. 日本列島、 米軍のミサイル防衛の拠点に

※用語の説明「イージス・システム」(210ページ)。

※米軍再編の合意に従って06年6月に設置。9月26日に米軍車力通信所が公式に発足した。

※用語の説明「PAC-3」(212ページ)。

※【星条旗新聞・太平洋版】06年8月31日。

※用語の説明(212ページ)。

※衝突の運動エネルギーで弾頭を破壊する迎撃体。

※米ミサイル防衛局(MDA)報道発表・06年6月22日)。

※「産経新聞」06年12月21日。

※その後、ジョン・S・マッケイン(DG56)も加わり、4隻となった。

06年8月29日、イージス巡洋艦※「シャイロー」(CG67)が横須賀に配備された。弾道ミサイルの検知・追跡に加えて初めて迎撃能力を装備した「シャイロー」配備の意義を、在日米海軍は次のように強調した。「これは、日米のミサイル防衛における協力をより強固にするものである。(略)航空自衛隊車力基地へのXバンドレーダーの設置※、嘉手納空軍基地へのPAC-3※ミサイル大隊の配備などと相互に補完しあうものである」※。

「シャイロー」は、横須賀配備に先立つ06年6月22日、ハワイ沖で弾道ミサイル迎撃実験を行い、弾道ミサイルから切り離された弾頭を、高度100マイル以上の大気圏外でSM-3※の体当たり(hit-to-kill)迎撃体※で破壊するのに成功している※。この実験には海上自衛隊のイージス艦「きりしま」も参加、追尾・捕捉実験を行った。

06年12月には、横須賀にすでに配備されている2隻の駆逐艦、「ステザム」(DDG63)と「カーチスウィルバー」(DDG54)にミサイル迎撃能力を搭載する改修工事が終わったことが明らかになった※。これで横須賀に配備された艦船のうち3隻は、ミサイル迎撃能力を持つものとなった※。

データシート7(142ページ)に、1985年以降の横須賀配備の米艦の変遷を図示した。80年代後半の巡航ミサイル「トマホーク」の配備によってそれまでもっぱら空母に委ねられていた「対地攻撃能力」が、空母以外の随伴艦に広がった。07年3

月現在、随伴艦9隻のうち8隻はイージス艦であり、これらは将来、全てミサイル迎撃能力を持つことになるであろう。横須賀はトマホークという対地攻撃能力と、ミサイル防衛能力をあわせ持つ米戦略の拠点に変わろうとしているのである。

05年10月29日の米軍再編合意※で、弾道ミサイル防衛における日米協力は「弾道ミサイル攻撃を抑止し、これに対して防衛する上で決定的に重要な役割を果たすとともに、他者による弾道ミサイルの開発及び拡散を抑止する」という、グローバルな戦略的重要性を持つ「不可欠な措置」とされた。また情報収集・共有と相互運用性の向上などによって、米国のシステムと日本のシステム※を一体的に機能させることも合意された。06年6月の迎撃実験に海上自衛隊のイージス艦が参加したことは、その具体化である。

06年、イージス艦の民間港への入港は17回に及んだ※。行動区域の近くに利便性のよい寄港地を確保するのが目的と思われる。民間港の米軍使用も再編合意で「向上するべき活動例」とされた事項であった。

このように緊密な日米協力は、今後のヨーロッパ諸国との協議に「良き先行例」として活用されるであろう。

イージス艦のミサイル防衛システムの目的は日本防衛ではなく、米本土に向かう弾道ミサイルを迎撃することである。それは横須賀配備のイージス艦3隻が、06年7月の北朝鮮のミサイル発射実験時にミサイル監視作戦を行った時の航跡からも明らかである※。その意味で、イージス艦配備は、同じ米システムであっても、PAC-3の嘉手納配備※とはちがった意味での危険性を持つ。松沢成文神奈川県知事は「シャイロー」配備を、「日本の国民の安全を守るという観点からも、有意義な一つの措置である」と評価した※が、この見方は再検討される必要がある。トマホークと米本土防衛能力が共存する横須賀は、米国に敵対的な国からは「専守防衛」の拠点とは見なされず、市民が攻撃にさらされる可能性がむしろ高まるからである。

※資料1-8(222ページ)。

※キーワードD3(138ページ)。

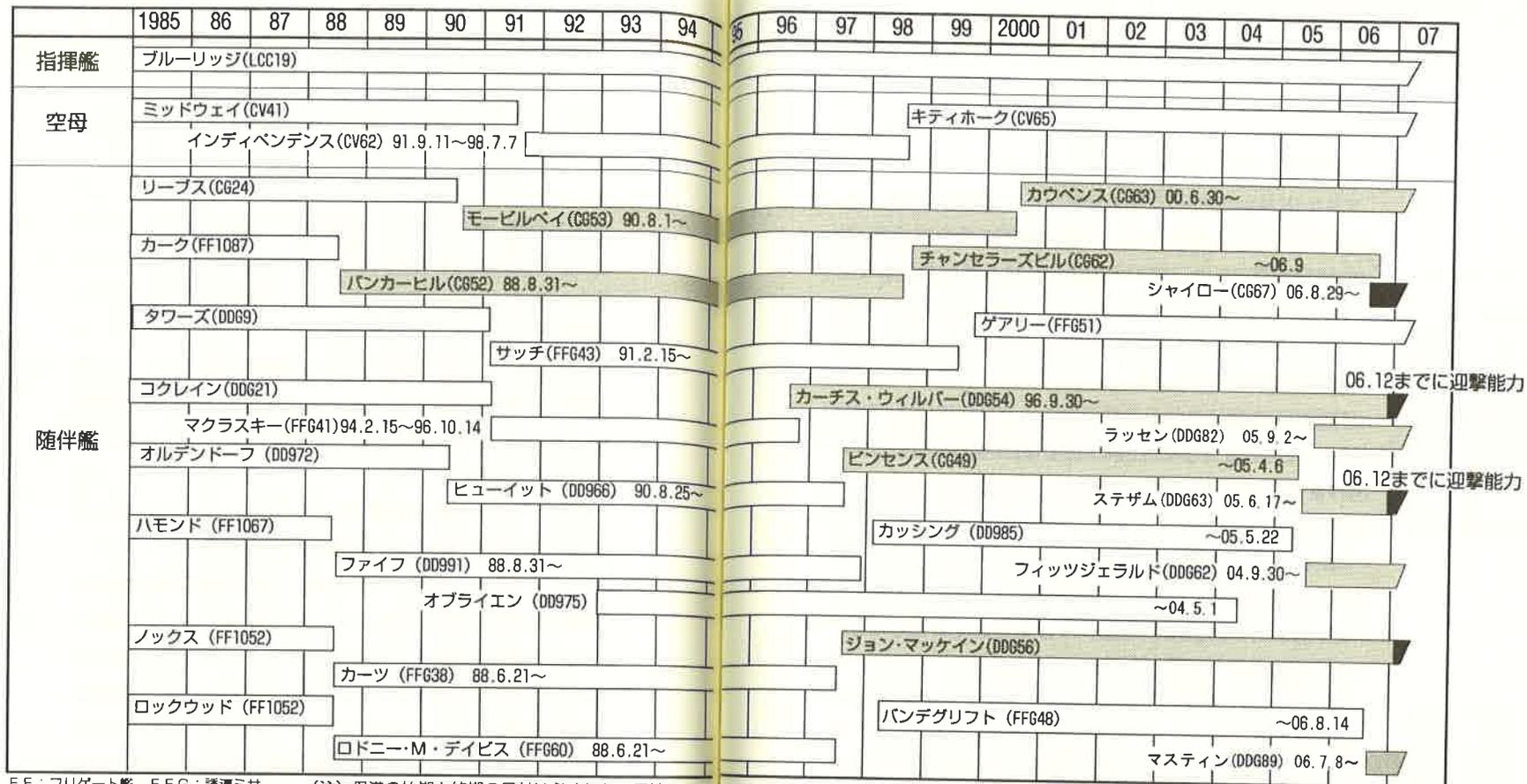
※データシート11(178ページ)。

※キーワードA2(60ページ)。

※キーワードE10(184ページ)。

※06年8月29日「定例記者会見」。

7. 横須賀母港米艦船の変遷



FF：フリゲート艦、FFG：誘導ミサイルフリゲート艦、DD：駆逐艦、DDG：誘導ミサイル駆逐艦、CG：誘導ミサイル巡洋艦

(注) 母港の始期と終期の日付は必ずしも一貫性がない。実際に横須賀に来た日と離れた日が基本であるが、海軍が発表した母港日の場合もある。

■ イージス艦・弾道ミサイル迎撃能力無し。
 ■ イージス艦・弾道ミサイル迎撃能力有り。

D5. 民意を無視して突き進む 「米軍再編」

※データシート8(148ページ)。

※資料1-7(220ページ)。

※資料1-8(222ページ)に抜粋。
全文は、www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_machimura/usa_anno05/index.html

※本イアブック06年版「特集・米軍再編」。

※キーワードD6(146ページ)。

※12月11日の就任記者会見。
www.pref.okinawa.jp/chiji/announce/rinji/2006/1211.html

※キーワードE9(182ページ)

※防衛施設庁ウェブサイト「米軍再編に主な地元説明状況」
www.mod.go.jp/dfaa/topics/zainichibeigun/pdf/jimoto_setsumei.pdf

06年5月1日、日米政府は「再編実施のための日米ロードマップ」※を発表した。05年2月19日の「日米共同発表」※、06年10月29日の「日米同盟—未来のための再編と変革」※に続くこの三つ目の日米合意文書は、足かけ3年に及ぶ再編協議の最終結論にあたるが、その内容は「地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持する」という再編の基本方針に反して、多くは地元の負担を増大させ、日本の安全保障のためではなく、米国の世界戦略が要求する「抑止力」を維持・強化するものであった※。

この「ロードマップ」に、再編の当事者である自治体は強く反発した。稲嶺恵一沖縄県知事(当時)は、在沖米海兵隊のグアム移転やF15訓練の本土への分散移転を評価したものの、普天間飛行場のキャンプシュワブ沿岸部への移転—いわゆる「新沿岸案」※を容認しないと明言した。この姿勢は06年11月19日に選出された仲井真弘多新知事にも引き継がれた※。米陸軍第1軍団司令部が移駐する座間市の星野勝司市長、厚木の艦載機部隊(57機)の移駐先とされた岩国市の井原勝介市長※も拒否の姿勢を示し、その後も堅持している。

「ロードマップ」合意の過程で、政府は自治体の声に一度も正面から向き合おうとはしなかった。政府が初めて現地に出向いて公式の説明をしたのは「ロードマップ」が発表された5月1日だった※。

自治体の批判にもかかわらず、5月30日の閣議決定は、「ロードマップ」をほぼ全面的に踏襲しながら「法制面及び経費面を含め、再編関連措置を的確かつ迅速に実施するための措置を講ずる」というものであった※。唯一、普天間代替基地については、「ロードマップ」の「新沿岸案」を明記せず「沖縄県及び関係地方公共団体と協議機関を設置して協議し、対応するものとする」との表現にとどめた。

「ロードマップ」のもう一つの重大な合意事項は、沖縄海兵隊を2014年までにグアムに移転するために、日本政府がグアムの施設及びインフラの整備のために60.9億ドル(約7000億円)を提供するというものであった。これは、米国領土であるグアムの基地整備を日本の予算で行うという前例のない合意であり、現行法では実行不可能である。

自治体の抵抗とグアムへの移転経費の負担という二つの問題に対処するため、政府は07年3月23日、「米軍再編促進特措法案」※を閣議決定し第166通常国会に上程した。法案の第1の柱は、米軍と自衛隊の再編による住民の生活への負担の増加する自治体に対して、「再編の実施に向けた措置の進捗状況」に応じて、「基地再編交付金」を交付する(第6条)ことである。これは自治体の協力を国が一方的に「評価」して基地交付金の金額や交付の可否に反映させることを可能とする。評価基準や方法はすべて政令に委ねられている。同法案の閣議決定に前後して、岩国市や「新沿岸湾」の修正※を求める名護市に対しては交付金を出さない、という政府首脳発言が流された※。

特措法案の第2の柱は、海兵隊グアム移転に要する費用を日本が負担するために、国際協力銀行(JBIC)※の業務等に特例を設ける(第16条)ことである。これは発展途上国への経済援助等を主たる業務とするJBICの設立趣旨を大きく捻じ曲げ、「目的外利用」を図るものである。

このように、「特措法案」は日本の安全保障政策における法治主義の土台を掘り崩すものである※。

※「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」
www.mod.go.jp/dfaa/topics/zainichibeigun/pdf/060530_kakugi.pdf

※正式名称は「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案」。内閣提出法案第27号。

※キーワードD6(146ページ)。

※「沖縄タイムス」07年2月10日など。

※www.jbic.jp/japanese/index.php

※同法案は06年5月23日、参議院で可決・成立した。

D6. 普天間基地の危険除去と 代替の行方

※アークシート8(148ページ)。

06年5月1日の「再編実施のための日米ロードマップ」※は海兵隊普天間飛行場の代替施設を「辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、V字型に配置される2本の滑走路はそれぞれ1600メートル」とした。いわゆる「キャンプシュワブ沿岸V字型案」(以下、「新沿岸案」)である。05年の「10.29合意」※には、滑走路1本の案が盛り込まれていたが、当時の岸本建夫名護市長も、06年2月8日に就任した島袋吉和市長もともに住民生活への影響が甚大なこの案には反対の立場であった。その後、島袋市長と額賀福志郎防衛庁長官(当時)との折衝の結果、4月8日に島袋市長が容認したのが「ロードマップ」の「新沿岸案」であった。しかし、稲嶺恵一沖縄県知事(当時)はこの「新沿岸案」を認めず、協議への不参加を表明した。

日米両政府はこの「新沿岸案」に基づいて、10月下旬にも施設配置などの計画内容を合意することを目指していたが、11月に予定されている知事選の結果をいったんは静観することになった。この案に反対する野党候補が当選した場合には、特措法を制定して公有水面埋立法の承認権限を県から国に移すことも検討された。

11月20日の県知事選では稲嶺県政を継承する仲井真弘多氏が当選した。氏は公約で、「3年を目途に普天間基地を閉鎖状態にする」ことを掲げており、その確証が取れない中では、「新沿岸案」は容認できないことをただちに表明した。

※「日米同盟—未来のための変革と再編」。資料1-8(222ページ)に抜粋。

07年1月に入り、防衛施設庁は6月上旬のサンゴの産卵時期の前に調査を着手しなければ、手続きが1年延ばしになることをおそれ、環境アセスメントの早期実施のために、政府がアセスメント手続きに入ることを認めるよう沖縄県に求めた。しかし県は、アセス手続きは「新沿岸案」を前提にしたものであるとして応じなかった。ただ、アセス前段の「事前調査」として海域調査をすることには理解を示した※。防衛施設庁はサンゴの産卵調査など海域での現況調査に着手するため、「公共用財産使用協議書」を県へ提出し、3月27日にそれへの同意申請を行った※。4月24日、県は同意書を交付し、事前調査が始まっている。

一方、島袋名護市長は07年2月、「新沿岸案」は周辺集落への騒音面で問題があるとして、滑走路を沖合側に約350メートル移動する試案を提示した※。これに対して、防衛省内からは07年度予算として予算化した51億円の再編交付金の交付を取りやめるという声が起こった。

このように代替基地を巡る綱引きが注目を集める一方で、普天間基地の危険除去の問題には明確な進展が見られていない。仲井真知事の「3年を目途とした普天間基地の閉鎖」要求に対しても政府は真剣に米国と交渉してはいない。

普天間基地を抱える宜野湾市の伊波洋一市長は、危険除去こそ最優先課題であるという認識のもと、「ロードマップ」を「日常的に宜野湾市民が被っている激しい騒音や墜落の危険性の除去について何一つ触れていない」と非難し、この危険と恐怖と隣り合わせの生活から「一日も早く市民を解放するよう日米両政府に強く求め続ける」、「多くの県民が望む海外分散による普天間飛行場の2008年までの閉鎖・全面返還の実現に向けて引き続き取り組んでいく」という方針を明確にしている※。

07年4月22日、伊波市長はこの方針を掲げて再選された。

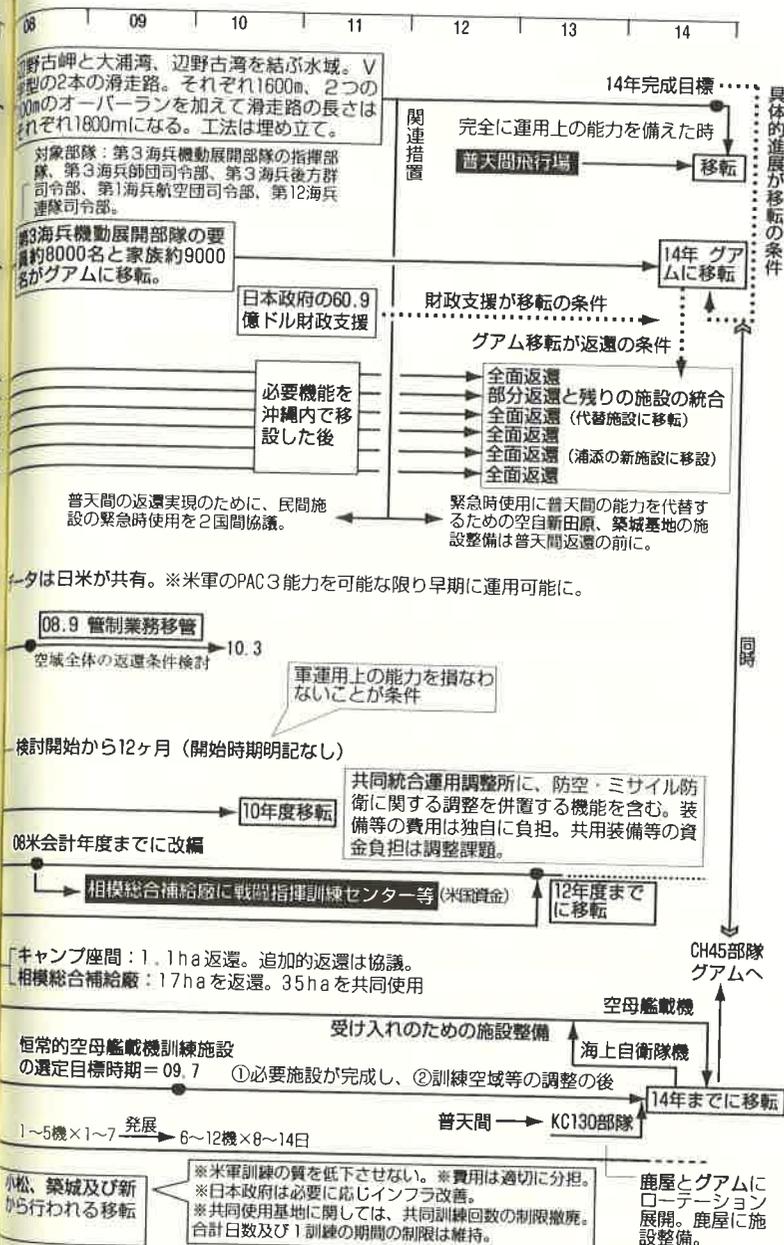
※07年1月15日。

※「沖縄タイムス」07年3月28日。

※「沖縄タイムス」07年2月10日。

※06年5月2日「市長コメント」。
[www.city.ginowan.okinawa.jp/
2556/2581/2582/13986.html](http://www.city.ginowan.okinawa.jp/2556/2581/2582/13986.html)

8. 【図説】再編実施のための日米ロードマップ



D7. 横須賀市、 「原子力空母容認」へ転換

現在の通常型空母「キティホーク」に代わるニミッツ級原子力空母「ジョージ・ワシントン」の08年横須賀母港化計画に対し、横須賀市の蒲谷亮一市長と市議会は一貫して「通常型空母の配備継続を」と計画撤回を訴えてきた*。市長と議会の最大の反対理由は海軍原子炉*の安全性への懸念であった。

06年4月17日、米海軍は「米海軍原子力艦の安全性に関するファクトシート」*を横須賀市に提供した。それに添付された文書の中で、シーファー大使は、通常型空母を横須賀に配備する可能性は「皆無である」と強調した。一方、麻生外務大臣は、「ファクトシート」によって原子力艦船の安全性に対する日本政府の確信が「よりいっそう裏付けられた」と評価した。

しかし、「ファクトシート」の内容は、原子炉の堅牢性、モニタリングの完璧さを強調し、停泊中は原子炉を停止する、停泊中に環境に放出される放射能は商業用原子炉の1%以下である、固体廃棄物は米国内で処理する、万が一トラブルが生じた場合には、艦船を港の外に移動させる等々、「マニュアル化」された説明の域を出るものではなかった。

これに対して、06年6月に日米のNGOが相次いで発表したシミュレーション結果は、原子炉事故の重大な影響を予測するものだった。まず、日本の「原子力情報資料室」は、仮に炉心溶融から格納容器の破裂にいたった場合には、少なくとも24万人から32万人がガンで死亡するとの予測を発表した*。米「資源安全保障研究所」のゴードン・トンプソン所長は、海

*本イアブック06年・キーワードA8 (78ページ)。

*ニミッツ級原子力空母は熱出力約600メガワットの加圧水型原子炉2基を搭載している。合計を電気出力に換算すれば400メガワット。大規模な商業用原子炉の約5分の2に相当する。

*横須賀市報道発表サイトから検索。
www.city.yokosuka.kanagawa.jp/nagekomi/200606/100001186.html

*「米軍原子力空母—原子炉事故の危険性と情報の非開示」(06年6月12日・上澤千尋、西尾狼)。
cnic.jp/modules/news/article.php?storyid=392

軍の説明では空母へのテロ攻撃や要員のサボタージュ、台風などによる衝突、座礁、陸上からの電力の途絶等、停泊中に放射性物質放出につながる事象が考慮されていなど指摘した。そして、炉心内の放射性物質の10%が大気中に放出した場合の風下住民の甲状腺被曝量は、空母から1kmの地点で140シーベルト、10kmの地点でも17シーベルトに達すると予測した*。これは横須賀市の放射能緊急対応計画*に照らせば、避難が必要となるレベルをはるかに超えるものである。

これらの反論にかかわらず、「ファクトシート」は、市長と市議会を「原子力空母容認」へと強く後押しした。

6月14日の市議会全員協議会で、蒲谷市長は原子力空母母港の容認を表明した。容認の理由として市長は、通常型空母の配置可能性がゼロになったこと、安全性や防災対策について国と米軍から前向きな回答が得られたことをあげた*。

その後市長と市議会は、「住民投票条例」に関する市民の請求を退け、空母係留場所近くの浚渫工事に同意の意向を示し*、07年3月16日には米軍との間で「原子力防災協定」を締結するなど、原子力空母受け入れの準備を行っている。

「通常型空母の可能性がゼロとなった」という市長の認識は正しくない。この順序は逆である。

たしかに、07年3月23日に、通常型空母「ジョン・F・ケネディ」が退役し、現役の通常型空母は「キティホーク」1隻になった。しかし、06年10月17日に米議会で成立した「国防認可法」は、空母を12隻から11隻体制に削減する一方、国家安全保障省とNATOがいずれも「ケネディ」を必要としない場合を除いては、同艦を退役させてはならないと定めた*。これは、横須賀市の原子力空母反対の強い意志が継続して表明されていれば、米海軍が「ケネディ」を引き続き保持することを選ぶ可能性が十分にあったことを示している。

退役した「ケネディ」は少なくとも08年までは海軍の管理下にあり、必要な場合に再活性化できる保管状態*に置かれている。ケネディ横須賀配備の可能性は、まだ残っている。

*「日本の横須賀の原子力空母母港化による放射能事故の危険性」(06年6月29日)。シミュレーションは日本の市民団体の依頼によって行われた。www.pasopit.co.jp/cvn/pdf/tom_rep_ja.pdf

*0.1シーベルト超で屋内に被害、0.5シーベルト超ではコンクリート建屋に避難もしくは避難：横須賀市地域防災計画・原子力災害対策編。
www.city.yokosuka.kanagawa.jp/plan_bousai/04atomu/index.html

*蒲谷市長オフィシャル・ウェブサイト www.kabayayokosuka.com/08kubo_shtml

*キーワードE13(190ページ)。

*資料3-20(284ページ)。

*構成制御、除湿、陰極保護、予備部品の維持を含む。「モスボール」と呼ばれる。

9. 原子力艦船の寄港状況

【1】通算記録 1964～2006の寄港回数と延べ滞在日数(入港から出港までの日数。同日入出港は1とカウント。)

()内は水上艦・内数。

年	64		65		66		67		68		69		70		71		72		73		74		75		76		77		78		79		80		81		82		83		84		85		86	
	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数
横須賀	0	0	0	0	2	10	5	55	3	26	8	83	9	99	18 (5)	186 (32)	21	150	18 (3)	186 (15)	6	42	52 (18)	8	61	4	26	7 (2)	60 (28)	8 (2)	48 (12)	8 (1)	45 (7)	6	32	20	132	23	178	25 (2)	181 (7)	30	172	32 (1)	169 (10)	
佐世保	1	3	6	36	4	35	1	14	4 (2)	24 (10)	1	3	1 (1)	6 (6)	0	0	3 (1)	17 (8)	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	6 (4)	33 (21)	1 (1)	3 (3)	5	24	7	39		
沖縄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	7	3	3	0	0	0	0	1	4	1	1	0	0	1	1	5 (2)	9 (4)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	6

年	87		88		89		90		91		92		93		94		95		96		97		98		99		00		01		02		03		04		05		06		累計	
	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数
横須賀	25	162	28	203	29 (1)	203 (1)	33	210	35	241	21	169	15	155	31 (6)	236 (36)	31	244	243 (12)	33 (1)	237 (3)	34	199	20	143	27	176	15	97	16	165	15 (1)	133 (1)	17	122	17	137	14	97	754 (30)	5565 (182)	
佐世保	7 (1)	45 (5)	6	35	2	2	1 (1)	3 (3)	6	15	11	23	10	29	15 (1)	52 (2)	6	32	49	23	161	13	90	8	41	14	51	17	44	21 (1)	78 (4)	23	51	18 (1)	36 (5)	15	48	17	63 (1)	63 (5)	282 (15)	1192 (72)
沖縄	10	10	11	17	3	6	9	15	4	4	7	14	17	34	18 (2)	27 (6)	7	13	33	9	11	8	12	12	24	10	21	12	32	17	34	12	28	16	17	16	20	16	26	254 (4)	430 (10)	

【2】2006年の記録

■横須賀(神奈川県)

回数	艦名	艦種	寄港期間	滞在日数
1	ツーン	潜水艦	3/30~4/1	3
2	ホノルル	潜水艦	5/22~5/26	5
3	ツーン	潜水艦	5/30~6/9	11
4	パッファロー	潜水艦	6/21~6/26	6
5	パッファロー	潜水艦	7/24~7/28	5
6	アッシュビル	潜水艦	8/15~8/21	7
7	パッファロー	潜水艦	8/18	1
8	シーウルフ	潜水艦	8/29~9/3	6
9	ホノルル	潜水艦	9/7~9/14	8
10	アッシュビル	潜水艦	10/19~10/26	8
11	ラ・ホヤ	潜水艦	10/30~11/6	8
12	シーウルフ	潜水艦	11/17~11/27	11
13	ボイシ	潜水艦	12/1~12/6	6
14	プロヴィデンス	潜水艦	12/22~07/1/2	12

■佐世保

回数	艦名	艦種	寄港期間	滞在日数
1	トピーカ	潜水艦	1/23~1/27	5
2	トピーカ	潜水艦	1/30	1
3	ジェファソン・シティ	潜水艦	2/17~2/28	12
4	シカゴ	潜水艦	3/2~3/7	6
5	シカゴ	潜水艦	3/10	1
6	シカゴ	潜水艦	4/21~4/25	5
7	ヒューストン	潜水艦	4/26	1
8	コーバスクリステイ	潜水艦	5/4~5/8	5
9	エイブラハム・リンカーン	航空母艦	5/25~5/29	5
10	ホノルル	潜水艦	6/13	1
11	ツーン	潜水艦	6/28~7/6	9
12	ツーン	潜水艦	7/12	1
13	ヒューストン	潜水艦	7/16	1
14	ラ・ホヤ	潜水艦	8/14	1
15	ラ・ホヤ	潜水艦	8/17	1
16	パッファロー	潜水艦	8/22~8/26	5
17	ラ・ホヤ	潜水艦	9/27~9/29	3

■沖縄・ホワイトビーチ(うるま市)

回数	艦名	艦種	寄港期間	滞在日数
1	サンタフェ	潜水艦	1/23	1
2	トピーカ	潜水艦	3/15~3/18	4
3	ルイヴィル	潜水艦	6/15~6/19	5
4	ホノルル	潜水艦	7/12	1
5	ホノルル	潜水艦	7/15~7/18	4
6	ツーン	潜水艦	7/27	1
7	ホノルル	潜水艦	8/19	1
8	アッシュビル	潜水艦	11/1	1
9	シーウルフ	潜水艦	11/2	1
10	アッシュビル	潜水艦	11/6	1
11	シーウルフ	潜水艦	11/8	1
12	アッシュビル	潜水艦	11/16	1
13	シーウルフ	潜水艦	12/6	1
14	ボイシ	潜水艦	12/18	1
15	プロヴィデンス	潜水艦	12/18	1
16	シーウルフ	潜水艦	12/21	1

D8. 陸上自衛隊イラクから撤退、 航空自衛隊は残留

※正式名称は、「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」(03年8月1日。法律第137号)。4年間の時限立法。

04年1月から始まったイラク特措法[※]に基づく自衛隊のイラク派遣は、06年7月で一つの節目を迎えた。

06年6月20日、政府はイラク南部のサマワに駐留していた陸上自衛隊(陸自)に撤退命令を出した。多国籍軍からイラク新政府へ治安・行政権限が委譲されることを機に撤退することを決めたということだが、実は同県の治安維持に携わる英豪軍が撤退するのにあわせて、というのが真相である。ともあれ、7月17日、第10次隊の撤収完了とともに、陸での復興支援活動は終了した。04年1月から派遣された陸自隊員は約5500人。幸い、陸自は一発の銃弾を撃つこともなく任務を終えたが、撤退を決めた後もサマワでは英軍宿営地を狙った迫撃砲の爆発事件などが相次いだ。

陸自派遣の総経費は730億円、1日当たり約8千万円である[※]。派遣は3ヶ月のローテーションで実施され、派遣部隊の駐屯地は北海道から始まり、順次南に移動、沖縄まで全国をくまなくカバーした[※]。任務は、イラク戦争による国土の破壊・荒廃や国民生活の困窮への「人道復興支援」であった。

陸自の撤退により、06年7月以降、イラクに残る自衛隊部隊は航空自衛隊(空自)のみとなった。

空自は04年3月3日以来、クウェートを拠点にイラク国内の飛行場との間で、約200人が3ヶ月のローテーションでC-130機3機による人道復興関連物資の輸送活動に従事し、06年6月時点で第10次隊に上った。06年7月には輸送先にバグダッ

ド空港やクルド人自治区の北部アルビル空港といった危険性の高い場所に拡大された。空輸の対象は06年7月19日までは、日本からの「人道復興関連の物資、陸上自衛隊の人員・生活物資その他の補給物資関係、各国・関係機関等の物資・人員」であったが、その後は国連支援活動関連の物資・人員が加わっている。輸送回数(輸送を実施した日数)は延べ509回、輸送物資量は52万3700トンに上る(07年5月17日まで)[※]。

空自のC130輸送機が初めてバグダッド空港に降り立ったのは06年7月31日である。その後はアリ・アルサレム―バグダッド―エルビル間を運航している。米軍、多国籍軍、国連の人員・物資の輸送を行っていると思われる。空自と防衛省は、輸送回数や物資の重量などの概略は公表しているが、詳細な実態は公表していない。「自衛隊イラク派兵差し止め訴訟」全国弁護団が防衛省への情報公開請求を行ったのに対して、防衛省は06年7月から11月までの空輸状況に関するデータを07年1月、部分公開した[※]。しかし、64回の空輸のうち、防衛省が明らかにしたのは7月17日に陸自、8月3日に外務省、9月6日に国連の各要請で行った3回だけで、残り61回は黒塗りのままという実質的には非公開とよぶべき情報公開だった。黒塗りされた部分に、米兵や米軍物資等が記録されているのではないかとの疑惑が残されている。米空軍のウェブ・ニュース[※]には、「1954年発足以来初めて、空自は戦闘地帯に配備されている」と書かれている。米軍は、空自のイラクでの輸送作戦は「戦闘地帯での」活動と評価しているのである。

さらに、07年1月にブッシュ政権が2万人余りのイラク駐留兵力の増強を含む新たなイラク政策を発表した[※]のに呼応するかのよう、イラク特措法の期限が切れる07年7月以降も空自の輸送活動を延長する動きが強まりはじめた。政府は3月30日、イラク特措法を2年延長する法案を閣議決定、国会に上程した[※]。

※航空自衛隊「イラク復興支援派遣輸送航空隊」ウェブサイト。
www.mod.go.jp/asdf/iraq/index.htm

※「東京新聞」07年1月12日。

※米空軍「ニュース・ストーリー」06年6月28日。
www.af.mil/news/story.asp?storyID=123022510

※キーワードC7(122ページ)。

※06年5月15日に衆議院を通過。

※「東京新聞」06年7月18日。

※本イアブック06年版・キーワードD5(151ページ)、データシート8(152ページ)。

D9. 7年目に入る 自衛艦のインド洋米艦支援

※正式名「平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議に基づく人道的措置に関する特別措置法」(01年11月2日・法律第113号)

06年10月27日、改正テロ対策特別措置法※(以下、「対テロ特措法」)が自民、公明両党の賛成で可決、成立し、同法は更に1年継続されることとなった。その最初の部隊派遣として、11月12日、呉から補給艦「とわだ」が派遣された。同艦にとっては実に6回目の派遣である。

9.11の衝撃と対テロ戦争という状況の中で、懸念や異論を押し切って成立した対テロ特措法は2年間の時限立法として01年11月2日に施行されたが、それから今日まで、海上自衛隊の補給作戦はいつ終了するのか全く明らかにならないまま、継続されている。同法は3回延長され※、施行後すでに5年半が経過、自衛艦派遣は7年目に入る。

01年11月から07年3月までに対テロ特措法によってインド洋、アラビア海に派遣された艦艇のリストをデータシート10(158ページ)に示す。前半は3隻、後半は「ましゅう」「おうみ」も加わった5隻の補給艦がフルに動き、それを護衛する名目で2、3隻の護衛艦が派遣されてきた。これらを総括すると、派遣艦船は延べ57隻になるが、その定係港※ごとの内訳は佐世保21隻、呉17隻、横須賀12隻、舞鶴6隻、大湊1隻である。補給艦の派遣回数では、「とわだ」(呉)6回、「はまな」(佐世保)6回、「ときわ」(横須賀)4回、「ましゅう」(舞鶴)2回、「おうみ」(佐世保)1回である。護衛艦のうち「ひえい」、「さみだれ」、「こんごう」、「ありあけ」、「きりしま」、「ゆうだち」、「いかづち」、「きりさめ」、「いなづま」の9隻は、それぞれ2回派遣されている。

※03年10月、05年10月、そして06年10月の3度。

※船舶関係法令で船が常時係留されている港のこと。自衛隊は「母港」の代わりに公式用語としている。

燃料補給回数は06年11月27日に700回に達し、07年2月24日までで727回を数えている※。補給艦ごとの回数は、「とわだ」204回、「ときわ」188回、「はまな」185回、「ましゅう」99回、「おうみ」51回である。補給相手国は、米国が中心(343回)ではあるが、それだけでなく、多い順にパキスタン(119回)、フランス(83回)、カナダ(43回)、イタリア(39回)、イギリス、ドイツ、ニュージーランド、オランダ、ギリシャ、スペインなど11か国にのぼる。補給量は、艦船用燃料:約47万キロリットル(約207億円相当)、水:約5480トン(97回)、艦艇搭載ヘリコプター用燃料:約880キロリットル(56回)である。

また対テロ特措法により航空自衛隊は、C-130H輸送機などで、主として米軍の航空機用エンジン、部品、整備器材などを在日米軍基地間の国内輸送(343回)、在日米軍とグアムなどとの国外輸送(15回)を行っている※。

しかし国民は、派遣された艦船が何をしており、「対テロ特措法」を逸脱する行動をとっていないかを、チェックすることができない。ピースボが、情報公開法に基づいて派遣された補給艦の航泊日誌の公開を請求したところ、防衛庁(当時)は「出港日など公知の情報以外の全情報を不開示と決定」し、大半が黒塗りされた文書を開示してきた※。

※海上自衛隊ウェブサイト「派遣部隊の活動」www.mod.go.jp/msdf/about/haken/index.html

※航空自衛隊HP「テロ対策特措法に基づく航空自衛隊の部隊による協力支援活動」www.mod.go.jp/asdf/info/newsbox/taibeisien.htm

※本イアブック06年版・153ページ。



米艦(右)に給油する日本の補給艦
出所:海上自衛隊ホームページ。

10. インド洋に派遣された自衛隊艦船

延数	艦艇名	定係港	出港日	帰港日	派遣日数	人員概数
1	くらま	佐世保	01.11.9	02.3.16	128	
2	きりさめ	佐世保	01.11.9	02.3.16	128	700
3	はまな	佐世保	01.11.9	02.3.16	128	
4	とわだ	呉	01.11.25	02.4.25	152	
5	さわぎり	佐世保	01.11.25	02.4.25	152	440
6	うらが	横須賀	01.11.25	01.12.31	37	
7	はるな	舞鶴	02.2.12	02.8.7	177	
8	ときわ	横須賀	02.2.12	02.8.7	177	700
9	さわかぜ	佐世保	02.2.13	02.7.5	143	
10	せとぎり	大湊	02.6.8	02.8.20	74	340
11	はまな (#2)	佐世保	02.6.8	02.11.26	172	
12	いなづま	呉	02.7.1	02.10.29	121	440
13	あさかぜ	佐世保	02.7.1	02.10.29	121	
14	ゆうだち	佐世保	02.7.24	02.11.26	126	320
15	とわだ (#2)	呉	02.7.24	03.1.3	164	
16	ひえい	呉	02.9.17	03.1.26	132	470
17	さみだれ	呉	02.9.17	03.1.3	109	
18	はるさめ	横須賀	04.11.25	03.5.20	177	350
19	ときわ (#2)	横須賀	02.11.25	03.5.20	177	
20	きりしま	横須賀	02.12.16	03.5.20	156	250
21	いかづち	横須賀	03.2.3	03.3.28	54	320
22	しもきた	呉	03.2.4	03.3.28	53	
23	ありあけ	佐世保	03.4.10	03.8.22	135	
24	こんごう	佐世保	03.4.10	03.8.22	135	580
25	はまな (#3)	佐世保	03.4.10	03.8.22	135	
26	はるな (#2)	舞鶴	03.7.15	03.11.19	128	
27	あさぎり	呉	03.7.15	03.11.19	128	650
28	とわだ (#3)	呉	03.7.15	03.11.19	128	
29	ひえい (#2)	呉	03.10.28	04.3.3	128	
30	あけぼの	呉	03.10.28	04.3.23	148	640
31	ときわ (#3)	横須賀	03.10.28	04.4.22	178	

延数	艦艇名	定係港	出港日	帰港日	派遣日数	人員概数
32	みょうこう	舞鶴	04.1.23	04.6.29	159	230
33	さみだれ (#3)	呉	04.2.15	04.6.29	136	160
34	とわだ (#4)	呉	04.3.14	04.9.19	190	130
35	こんごう (#2)	佐世保	04.5.17	04.9.19	126	290(30)
36	ありあけ (#2)	佐世保	04.5.17	04.9.19	126	170
37	きりしま (#2)	横須賀	04.8.9	05.1.11	156	260(20)
38	たかなみ	横須賀	04.8.9	05.1.11	156	170
39	はまな (#4)	佐世保	04.8.10	05.1.10	154	130
40	ちょうかい	佐世保	04.11.26	05.5.9	165	240(20)
41	おおなみ	横須賀	04.11.25	05.5.10	167	180
42	ましゅう	舞鶴	04.11.25	05.5.10	167	150
43	しまかぜ	舞鶴	05.3.30	05.9.8	163	220
44	ゆうだち (#2)	佐世保	05.3.31	05.9.7	161	170
45	とわだ (#5)	呉	05.3.31	05.9.7	161	130
46	いかづち (#2)	横須賀	05.7.27	05.12.28	155	180(30)
47	はまな (#5)	佐世保	05.7.28	05.12.27	153	130
48	ときわ (#4)	横須賀	05.11.15	06.4.23	158	130
49	きりさめ (#2)	佐世保	05.11.14	06.4.22	158	180(20)
50	いなづま (#2)	呉	06.3.14	06.8.6	147	180(20)
51	おうみ	佐世保	06.3.14	06.8.7	147	150
52	さざなみ	呉	06.6.26	06.12.21	179	180(20)
53	ましゅう	舞鶴	06.6.27	06.12.22	179	150
54	まきなみ	佐世保	06.11.12	07.4.26	166	180(20)
55	とわだ (#6)	呉	06.11.12	07.4.26	166	140
56	すずなみ	舞鶴	07.3.14	—	—	180
57	はまな (#6)	佐世保	07.3.15	—	—	130

※人員は、司令部を含む。()内：司令部要因外数
#は、派遣回数累計。
防衛省HPを基に作成。

D10. 安倍首相、改憲へ強い意欲 一焦点に「集団的自衛権」

05年11月22日に自民党が発表した改憲案は、「新憲法草案」*と名づけられていることから明らかなように、現行憲法の諸原理、諸価値観を広範に見直し、日本社会を作り変えるような内容を含んでいる。06年9月26日に就任した安倍晋三首相は明文改憲へ意欲を強くうちだした。07年の「年頭所感」で、首相は「新しい時代にふさわしい憲法を、今こそ私たちの手で書き上げてゆくべき」だと述べた。そして、改憲問題を07年夏の参議院選挙の争点にすることを再三明言している。

この改憲の最大の焦点が9条にあることは言うまでもない。前記の自民党新憲法草案は、9条第1項(戦争の放棄)はそのままだに、戦力の不所持を謳った第2項に代えて「自衛軍の保持」を中心とした新条項を加えるものである。

公明党は、9条改憲には慎重な姿勢を示し、自民党とは一線を画している。しかしながら、自民・公明両党は、改憲への第一歩となる改憲手続き法案(いわゆる国民投票法案)の制定については一貫して共同歩調をとった*。

07年2月の「第2次アミーテージ報告」*にも見られるように、米国から日本への防衛分担・協力要求は日増しに強まっている。米国の要求の核心の一つが「集団的自衛権*行使」の解禁である。06年12月22日に防衛省設置法とともに成立した自衛隊法の一部改正により、「国際社会の平和及び安全の維持に資する活動」が自衛隊の本来任務に加えられた。これにより、集団的自衛権行使へのハードルはより低いものとなった。

*本イアブック06年版・キーワードD9。

*国民投票法案は07年5月14日、参議院で可決、成立した。

*資料3-23(288ページ)。

*用語の説明(210ページ)。これまでの政府見解は、日本は主権国家として国際法上の集団的自衛権を保有しているが、憲法上それを行使することができないというもの(81年5月29日、稲葉誠一衆議院議員に対する政府答弁書)。

さらに政府は、07年4月25日、柳井俊二前駐米大使を座長とした「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(略称:安保法制懇)の設置を発表した。懇談会は、①公海上で自衛隊艦船と並走中の米艦船が攻撃された場合の自衛隊艦船による反撃、②米国を狙った弾道ミサイルの日本のミサイル防衛(MD)システムによる迎撃、③PKOなどの国際的平和活動における他国部隊・隊員への「駆けつけ警護」、④国際的平和活動における後方支援の4つの類型に限って、「集団的自衛権の問題を含めた、憲法との関係の整理」を行うことになっている*。

一方では、集団的自衛権は違憲との政府解釈を前提としながら、これまで集団的自衛権の行使だとみなされてきた一部の行為を個別的自衛権のカテゴリーに移し変えることによって、その合憲化を図るというアプローチもとられている。安倍首相は、06年9月29日の所信表明演説において、「いかなる場合が憲法で禁止されている集団的自衛権の行使に該当するのか、個別具体的な例に即し、よく研究してまいります」と述べている*。上記の安保法制懇が、この手法で4類型の合憲性を答申する可能性もある。また、こうした解釈改憲はすでにいくつか主張されている。たとえば、06年10月16日、久間章生防衛庁長官(当時)は、自衛艦と並走する米艦船への攻撃に対する反撃は「正当防衛」だから現憲法下でも可能との見解を示した(衆院テロ防止・イラク復興特委)。内閣法制局の山本庸幸長官も、この久間発言は憲法解釈を変更するものではないと答弁している(10月19日、衆院同委)。また、安倍首相は、ミサイル防衛は日本防衛に限るとした福田官房長官談話(03年12月)の見直しを示唆している(11月22日)。

このように、安倍政権は、明文改憲を目指しつつ、緊急避難的な憲法解釈変更によって事態を切り抜けるという二段構えで、米国の要求に応えようとしている。

*自民党もこれに呼応して、07年4月27日に、集団的自衛権に関する特命委員会の初会合を開いている。

*www.kantei.go.jp/jp/abespeech/2006/09/29syosin.html

E1. 平和市長会議の緊急行動、 第2段階へ

※広島市、長崎市が提案した「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」に賛同する世界の都市によって構成される。現在の会長は秋葉忠利広島市長、副会長は田上富久長崎市長、ハノーバー市長(独)、マラコフ市長(仏)、マンチェスター市長(英)、モンテネグロ市長(比)など10市長。07年5月11日現在、世界120か国・地域1,631都市が加盟。

事務局:〒730-0811 広島市中区中島町1番5号(広島国際会議場3階) (財)広島平和文化センター平和連帯推進課内
TEL:082-242-7821
FAX:082-242-7452
www.mayorsforpeace.org/jp/index.html

※資料1-3(216ページ)。

NGO「平和市長会議」※は、核兵器廃絶に向けた段階的行動計画「核兵器廃絶のための緊急行動—2020ビジョン」(注の平和市長会議HPに全文)を提唱し、各国の自治体・NGO・市民との連携のもと、国際的な運動を展開している。同ビジョンの掲げる4つの目標(①核兵器の臨戦態勢の解除、②核兵器禁止条約に向けた実質的交渉の即時開始、③2010年を目標とする核兵器禁止条約の発効、④2020年を目標とする全ての核兵器の解体)の実現に向け、04年4月から06年7月にかけて、05年のNPT再検討会議を焦点とする4区分のキャンペーン・プランが進められてきた。

06年7月、2020ビジョンは第2段階に入った。「核兵器の使用・威嚇は一般的に国際法違反」とした国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見(96年7月8日)※から10年が経過したことを受け、勧告的意見の意義や重要性を改めて確認するとともに、そこで述べられている「核軍縮に導く交渉を誠実におこないかつ完結させる義務」の遂行を各国政府に求める新たな活動を開始したのである。「Good Faith Challenge(誠実な交渉義務推進キャンペーン)」と名づけられたこのキャンペーンは、平和市長会議主催の「ICJ勧告的意見10周年記念行事」(7月5日、ハーグ)にて正式に発表された。ハーグには11か国15都市の代表で構成される市長代表団が参加し、各国NGO等とこのとり組みについて活発な協議が行われた。

キャンペーンの一環として、都市レベルでの具体的行動と

して立ち上げられたのが、都市※を核攻撃の目標にしないよう求める「Cities Are Not Targets(CANT)プロジェクト」である。「ひとたび核戦争が起これば、罪もない子供たちをはじめ多くの市民が暮らす都市が甚大な打撃を受ける」という明確な認識のもと、CANTプロジェクトは、「現在、都市が核兵器の攻撃目標となっていること、また国際司法裁判所によれば、こうした脅威さえも戦争犯罪であることを市民や市長、国政レベルの意思決定者に気づ」かせるとともに、「核保有国に核兵器廃絶に向けた「誠実な交渉義務」を果たすよう求め」ることを目指している。

より具体的には、次のような行動が計画されている:①核保有国に攻撃目標対象都市を確認、②当該核保有国政府に対し、現在及び将来にわたる攻撃目標の解除を要求、③核保有国政府への訪問団の結成及び派遣を通じ、全都市の攻撃目標及び目標となる可能性の解除を要請、④市長または市議会による都市を核兵器の攻撃目標から解除するよう求める宣言文への署名活動を展開。

07年2月22日、上記②の一環として、秋葉広島市長は、核保有国へ誠実な交渉開始を要請するよう求める要請文を安倍晋三首相、麻生太郎外相に送付した。また、5つの核兵器国(米・ロ・仏・英・中)及びインド・パキスタン・北朝鮮・イスラエルの各政府代表に対し、都市への攻撃目標解除及び核兵器廃絶を求める要請文を送付した。

さらに、平和市長会議は、核保有国に対し核兵器の攻撃目標の解除と核兵器の廃絶を求める要請書をホームページに掲載し、この趣旨に賛同する一般からの署名を募っている※。集められた署名は、平和市長会議によって核保有国や国連に届けられる。

こうした核兵器廃絶に向けたこれまでのとり組みが評価され、06年9月、平和市長会議に対し、ノーベル平和賞受賞団体である国際平和ビューロー(IPB)から「06年IPBシヨーン・マクブライド平和賞」が授与された。

※「都市」という用語について、平和市長会議は、「特定の地域を表わしているのではなく、子供たちをはじめ一般の市民が日常生活を営んでいる場所を総称したもの」と説明している。

※署名用紙は、次のURLでダウンロード可能。
www.mayorsforpeace.org/jp/ecbn/petitionform.pdf

E2. 非核自治体協議会、 拡大努力が実り始める

日本非核宣言自治体協議会(以下、協議会)は、「全国の自治体、さらには全世界のすべての自治体に核兵器廃絶、平和宣言を呼びかけるとともに、非核宣言を行った自治体間の協力体制を確立すること」を目的とした非核自治体*の協議組織である。84年8月に「非核都市宣言自治体連絡協議会」として結成され、90年に現在の名称に改称された。07年5月1日現在、全国の非核宣言自治体の約16%を占める235自治体が加盟している。現在の会長は長崎市の田上富久市長*副会長は神奈川県藤沢市の山本捷雄市長、大阪府枚方の中司宏市長、広島市の秋葉忠利市長、広島県廿日市市の山下三郎市長、那覇市の翁長雄志市長の5名である。長崎市平和推進室に事務局が置かれている*。

全国的な市町村合併の影響で、日本国内の非核宣言自治体数は、宣言の失効や自治体財政の逼迫などに伴い、02年のピーク時の2,654自治体から1,444自治体(07年5月現在)へと大幅に減少している。しかし、国内自治体の総数自体そのものが6割弱まで減少しているため、国内宣言率は80.9%から77.1%へと緩やかな減少に留まっている。一方、協議会会員自治体については、03年の327自治体をピークに05年の197自治体まで減少したが、その後06年、07年と再び増加傾向を示しており、全国の宣言自治体に占める割合では過去最高にまで上った。こうした状況は、全国的な宣言自治体数の減少に危機感を抱いた協議会が、未宣言自治体への活動の

※非核宣言自治体とは、核兵器廃絶や「非核三原則」の堅持を求める内容の自治体宣言や議会決議を行った自治体をいう。米ソ冷戦のさなか、80年に英マンチェスター市が最初に非核兵器地帯であることの宣言を行い、その後世界的に広がった。

※本イアブックのカバーする期間(06年1月~07年3月)の協議会会長は、伊藤一長長崎市長であったが、選挙活動中に銃撃され、07年4月18日に他界した。

※事務局
〒852-8117 長崎市平野町7番
8号(長崎原爆資料館内)
TEL:095-844-9923
FAX:095-846-5170
http://www.nucfreejapan.com/
info@nucfreejapan.com

周知、協議会未加入自治体への加入勧誘、合併自治体への宣言実施依頼など、非核宣言自治体の活動拡大を目指して行ったさまざまな努力が実を結んだものである*。

非核宣言呼びかけの活動に加え、協議会の主な活動には、毎年の非核自治体全国大会および年次総会の開催、非核自治体に関する調査や情報収集、ホームページにおける情報発信、平和事業担当自治体職員の研修会開催などがあげられる。06年には長崎市で国際会議「第3回核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ」(10月21日~23日)が開催されたことに伴い*、その分科会の一つである「非核宣言自治体フォーラム」を自治体職員の06年秋季研修会として設定し、国内外のNGO関係者との意見交換を図る場とした。また、03年の協議会結成20周年記念行事として開始された「巡回原爆展」や「被爆アオギリ2世と被爆クスノキ2世の希望自治体への贈呈」なども積極的に行っている。

また、協議会は、核保有国による核実験(未臨界核実験を含む)に対する抗議を継続して実施している。米国による未臨界核実験(06年2月23日、06年8月31日)*を受け、協議会は事前と事後に米大使に宛てて抗議を行い、10年前の国際司法裁判所における勧告的意見*を真摯に受け止めるとともに、「核兵器廃絶への明確な約束」を誠実に履行するよう要求した。さらに、06年10月9日の北朝鮮による核爆発実験についても、10月4日と10日に金正日総書記に宛てて抗議文を送付した。

06年7月28日、第23回協議会総会と第21回非核自治体全国大会が長崎で開催された。全国大会には64自治体から約85名が参加し、同日に決議文が採択された。決議文は、米印原子力協力の動きなどに言及しつつ現在の世界的な核不拡散体制の危機に強い懸念を示し、日本政府に「国際社会で核廃絶の動きに指導的役割を果たすとともに、非核三原則の法制化と東北アジア地域の非核地帯の創設に粘り強く取り組んでいくべき」と訴えた。

※第5章「市民と自治体にできること」(195ページ)。

※キーワードE6(172ページ)。

※キーワードC2(102ページ)。

※資料1-3(216ページ)。

E3. 初の「世界平和フォーラム」、 カナダで開催

※公式サイト：
www.worldpeaceforum.ca/
index.html

06年6月23日から28日にかけて、カナダ・バンクーバーで「世界平和フォーラム2006(World Peace Forum 2006)」*が開催された。カナダのNGOが中心となる世界平和フォーラム協会とバンクーバー市平和正義委員会が主催し、バンクーバー市、バンクーバー市議会などが協賛した。市民が伝統的に平和に向けた行動を行ってきた平和都市バンクーバーにおいて、「都市と地域社会：戦争を終わらせ、公正で持続可能な世界を作るために」というテーマの下に、様々なシンポジウムや分科会、映画上映などが、メイン会場のブリティッシュ・コロンビア大学や市内の会場で行われた。世界中からNGOや国会議員、政府関係者、一般市民約5,000人が参加した。

今回が初めての世界平和フォーラムということで、多岐にわたる問題について約350ものセッションが行われた。その結果、多くのテーマが乱立し、全体として焦点が明確にならなかった感は否めない。その中で核軍縮・不拡散に関する企画が数多く行われ、核軍縮運動にとっては有意義な場となった。国際NGOネットワーク「アボリション2000」や「平和市長会議」など、様々な場で活動しているNGOが数多くのセッションを展開した。

ピースデポは25日と26日に、「東北アジア非核兵器地帯」ワークショップを、韓国の「平和ネットワーク」や、カナダに事務所を置く「太平洋軍備撤廃運動(PCDS)」と共催し、「東北アジア非核兵器地帯条約」の締結に向けた交渉の重要性をア

ピールした。

また、ピースボートなど国際色豊かな9つのNGOによる「憲法9条ワークショップ」では、「憲法9条の世界化」という方向性での議論がなされ、フォーラムの最終文書にも9条への言及が盛り込まれた*。

24日には、ダウンタウンの中心街を通るピースウォークが行われ、フォーラムには直接参加していないバンクーバー市民も含め、数千人の参加があった。その他にも、3週間に渡り開催されていた「ヒロシマ・ナガサキ展」や、オノ・ヨーコ氏によるアート作品の展示などが行われていた。

最終日には、地球一周の船旅の終盤でバンクーバーに寄港したピースボートの船上にて、ダグラス・ロウチ・カナダ名誉上院議員(中堅国家構想(MPI)議長)などによるパネルディスカッションが行われ、多くの参加があった。

「バンクーバー平和アピール2006:平和を作ろう!」と題された世界平和フォーラム2006最終文書では「バンクーバー世界平和フォーラムでは、戦争のない世界を作ることは可能であるとの結論にいたった」と結論づけ、「イラク、アフガニスタンからの外国軍の撤退」、「イスラエル・パレスチナ問題の交渉による解決」、「地球温暖化と持続可能なエネルギー政策への取り組み」、「女性の完全で平等な社会参加」、「拷問の停止とグアタナモ刑務所の閉鎖」、「軍事費の削減と人間のニーズへの転換」、「各国政府による憲法上での戦争放棄(日本の9条のように)」、「国連総会のより強力な役割」、そして、「各国による検証可能で不可逆的な核軍縮の交渉」など広範な要求が盛り込まれた。



5月24日のピースウォーク(写真:塚田晋一郎)

*「バンクーバー平和アピール2006」の要求事項の第7項目。詳しくは前記公式ウェブサイト。

E 4. 議員が国際的核軍縮活動 —日本では民主党に議連

※国際NGO「中堅国家構想(MP1)」の提唱で01年に始まった。世界安全保障研究所(GSI)のプログラムの1つ。
www.gsainstitute.org/pnnd/about.html
国際コーディネーター:
アラン・ウェア: alyn@pnnd.org
東アジアコーディネーター:
梅林宏道: cxj15621@nifty.ne.jp

※キーワードE3(166ページ)。

※キーワードE1(162ページ)。

※幹事: 中川正春(衆、民主)、土肥隆一(衆、民主)、赤松正雄(衆、公明)、山本一太(参、自民)、江田五月(参、民主)、高野博師(参、公明)。事務局長: 河野太郎(衆、自民)。
事務局:
〒100-8982
千代田区永田町2-1-2 衆議院
第二議員会館206号室
TEL: 03-3508-7006

核軍縮議員ネットワーク(PNND)※は、65か国400人以上(06年6月現在)の議員が参加する超党派の国際ネットワークである。核問題に関する最新の情報・資料の提供等を通じ、核軍縮・不拡散に関する各国の議員活動の活性化を図っている。日常的な活動としては、核軍縮をめぐる世界の動向やPNNDの活動を紹介する「PNND Update」配信や「PNND Notes」の発行などがある。

06年6月23日、PNNDは、カナダ・バンクーバーでの「世界平和フォーラム」(06年6月23日～28日)※と並行して、「PNND国際総会」を開催した。総会においては、PNNDの活動促進を担う「PNNDグローバル評議会」(暫定議長:ダグラス・ロウチ・カナダ名誉上院議員)が結成された。PNND日本のメンバーである河野太郎氏(正)、末松義規氏(副)を含む18名が評議員に任命されている。また、6月27日には、国際NGO「平和市長会議」※とともに、「核軍縮のための市長と国会議員のラウンドテーブル」を共催した。

10月9日の北朝鮮による核実験宣言を受け、PNNDは、包括的核実験禁止条約(CTBT)の発効、北朝鮮の6か国協議復帰と東北アジア非核兵器地帯の実現、北朝鮮問題への平和的解決などを求める内容の共同声明を発表し、各国議員の賛同署名を募った。

一方、PNNDの日本支部である核軍縮議員ネットワーク・日本(超党派。代表:鈴木恒夫(自民))※は、06年9月現在47

名のメンバーで構成されており、国際ネットワークとの協力のもと、さまざまな活動を行っている。06年には主な支援業務を行う「PNND日本サポートセンター」※が立ち上げられ、活動のいっそうの円滑化が図られている。

北朝鮮の核実験を受けて、PNND日本も独自に非難声明を発表した。声明は、核実験に「断固たる抗議の意志を表明」とともに、北朝鮮に6か国協議復帰と核兵器・核計画の廃棄を求め、また、日本政府に対して外交的・平和的解決の一刻も早い実現を求めるものである。13名の議員が賛同の署名を行った。

10月24日には、ニュージーランド軍備管理軍縮大臣であり、PNNDのメンバーでもあるフィル・ゴフ氏を招いての講演会(主催:PNND日本)が東京で開催された。また、12月6日には、日・韓・米の議員が東北アジアの非核化について議論するラウンドテーブル「東北アジア非核化への選択と可能性」(共催:PNND、PNND日本)が計画されていたが、議員のスケジュールの都合で直前にキャンセルとなり、あらためて別の機会を模索することとなった。

こうした超党派の動きの一方、8月22日には、民主党においても核軍縮にとり組む新しい議員連盟「核軍縮促進議員連盟」(会長:岡田克也)が誕生した※。10名の発起人が呼びかけ、設立時点で39名の議員の参加が報告されている。設立趣意書によれば、核をめぐる現状が「極めて憂慮すべき状況にある」なか、「政府の核軍縮に対する取り組みは熱意を欠いている。その状況を変え、活性化するために、「民主党はその中心的役割を果たすべき」としている。

設立総会には、梅林宏道ピースデポ代表が「被爆国のモラル・オーソリティを政策に——ブリティッシュ報告書の活用」と題する講演を行った。また、これまで、朝日新聞論説委員の吉田文彦氏(9月19日、「核軍縮と安全保障」)、プリンストン大学のジア・ミアン氏(07年1月31日、「米印原子力協定の現状と課題」)を招いての勉強会が開催されている。

※PNND日本サポートセンター
〒223-0062
横浜市港北区日吉本町一丁目30
-27-4日吉グリーン1F ピース
デポ気付
電話:045-563-5101
ファックス:045-563-9907
www.pnnd.jp/index.html
contact@pnnd.jp

※事務局長:平岡秀夫
その他の参加議員、役員名簿、および設立趣意書の全文は
www.peacedepot.org/theme/net/
pnndtop1.htmを参照。

E5. ファスレーン365— イギリスから核廃絶のうねり

イギリス・スコットランドでは、「ファスレーン365」という名の運動が06年10月1日に始まった。これは、同国の唯一の核兵器トライデント・システムの基地であるファスレーン海軍基地の入り口に1年間、英国だけでなく各国の市民が交替で座り込み、非暴力の抗議をすることで基地の機能を麻痺させることを狙う。この行動によって英国の核が国際法に違反し、かつ国際問題であることを際立たせ、更新反対の世論を強め、更新の中止すなわち英国の非核化を実現しようという野心的なプロジェクトである。トライデント・ブラウシェアズ(TP)※のアンジー・ゼルター氏が提唱した。

英国の現在の核兵器システム＝トライデント搭載原潜は2025年頃に耐用年数を迎えるため、この数年はその更新の是非をめぐる議論の時期となる※。この機会を生かして反核世論を盛り上げ、政府に圧力をかけようというのである。

ファスレーン基地の大小合わせて4つのゲート全てを中断することなく封鎖することを意図している。このため各団体は100人でチームを組んで48時間を受け持ち、しかも両日とも前後のチームとオーバーラップさせる。

実際にはそのもくろみ通りとはいかず、3月15日までの時点で封鎖の総日数は87日と、全体の52%強で、また各回の人数も100人よりかなり少ない。とはいえ、この基地の封鎖は、これまでTPが年に数回実施していただけなので、飛躍的な発展と言える※。

※トライデント・ブラウシェアズは、英国のトライデントミサイルの撤廃を目的に1998年に設立。基地封鎖や核兵器関連施設等の「非武器化」を行っている。99年の原潜研究施設「メイタイム」非武器化とその無罪判決は有名。01年にライブライブリード賞を受賞。

※キーワードC4(106ページ)。

※歌やダンス、ユーモアなどさまざまな文化的要素を盛り込むだけでなく、警察による排除までの時間を稼ぐためのさまざまな工夫がなされる。数人が、互いの腕をプラスチックのチューブの中でカラビナなどで繋いで道路に横たわることを「ロック・オン」と称している。警察がこれを切り離すのに20分から2時間を要する。

10月1日の開始から3月15日現在まで、61のグループが登録、延べ逮捕者数は579名にのぼるが、起訴は22件に過ぎない。逮捕者はすべて一晩だけの留置で釈放され、活動家に対する警察の対応もきわめて紳士的である。

このように直接行動であるにもかかわらず警察と良好な関係にあるのは、これまでのTPの運動の徹底した非暴力主義と、警察との対話を重視する姿勢とによるところが大きい。ファスレーン365においてもTPの場合と同じく、参加者は、誰に対しても、言葉の暴力も含め一切の暴力を行使しないなど5項目の非暴力の誓約をし、かつ事前に非暴力研修を受けなければならない。また、警察に対しても事前に行動の内容を知らせ、取り締まるべきは大量破壊兵器であるという手紙(メール)を地元の警察署長に送っている。そのやり取りでは、警察側の責任者と運動団体代表とが互いにファーストネームで呼び合い、内容もお互いの安全の配慮のことなど極めて実務的である。

この一環として1月7日に実施された、基地ゲート前の討論集会で封鎖をする「大学人によるセミナーと封鎖」と称するイベントには日本からの参加もあった。セミナーの間警察は全く介入しなかった。夜まで封鎖を続けた教員と学生が逮捕されたが、翌日昼過ぎには罪に問われることもなく釈放されている。その翌日にはスコットランドや英国議会の議員による封鎖も行われるなど運動は広がりを見せている。日本からの参加も予定されており、当番日は7月25—26日の予定※。



大学人による封鎖に参加し討論する学生たち。

※ファスレーン365日本実行委員会のウェブサイトは、faslane365.blog86.fc2.com/

E6. 第3回地球市民集会ナガサキ、 開催される

06年10月21日から23日にかけて、国内外のNGO・自治体関係者・市民が被爆地・長崎に結集し、核兵器廃絶と恒久平和に向けた具体的方途について意見を交わす「核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ」が開催された*。2000年11月、03年11月に続く3度目の開催であり、今回も過去2回の集会と同様、市民と長崎県、長崎市、財団法人長崎推進協会で構成される「核兵器廃絶地球市民集會長崎集会実行委員会」(委員長:土山秀夫)が企画と運営を担った。

プログラムには国内外の軍縮専門家、政府関係者による講演、地元の小中学生による合唱やオペラ、さまざまな自主企画やピースウォークなど多彩な企画が盛り込まれた。また、来賓として出席したニュージーランドのフィル・ゴフ軍備管理軍縮大臣からは、集会に先立って彫刻「平和のマント」が長崎平和公園に贈呈された。

開会集会では、長年国際NGOの活動の中心を担ってきたレベッカ・ジョンソン氏(英・アクロニム軍縮外交研究所所長)とジョン・バローズ氏(米・核政策法律家委員会事務局長)が基調講演を行った。3日間の開催期間を通じて世界8か国、延べ3,782人が参加したと伝えられる。

今回の集会の背景には、世界的な核不拡散体制が直面する危機、とりわけ遅々として進まない核兵器廃絶への歩みに対する被爆地・長崎からの強い憤懣と危機感があった。集会の直前に北朝鮮の核実験があったことで、危機感はいっそう

※集会の詳細や「長崎アピール」は公式ホームページ参照。
www.ngo-nagasaki.org/appeal.html

高まっていた。こうした状況のなか、いかに「地球市民」が手を取り合い、核兵器廃絶への実践の方策を提示できるかが集会の焦点であり、6つの分科会において具体的な議論が展開された。(分科会の詳細は、注のホームページを参照)

10月23日の閉会集会にて、核兵器廃絶への国際的運動を力強く呼びかける「長崎アピール」が採択された。アピールには、「東北アジア非核地帯」の設立に向けた市民と自治体の協力、米印原子力協力見直しの訴え、平和教育推進に向けた国連勧告*をとり入れた公教育システムの確立など15項目が盛り込まれた。アピールは英訳され、国連をはじめ、各国在日大使館や国内外の諸団体に広く送付されている。

※02年、国連総会は、政府専門家グループによる「軍縮・不拡散教育に関する国連報告」を採択した(57/124)。

6つの分科会

◎分科会1 非核宣言自治体フォーラム

コーディネーター:田崎昇(元長崎市平和推進室)、フェリシティー・ヒル(豪・戦争防止医師会協会・核兵器廃絶国際キャンペーン・コーディネーター)

◎分科会2 非核兵器地帯と核の傘

コーディネーター:ジャルカルサイハン・エンフサイハン(モンゴル・ブルーバナー所長、元国連全権大使)、梅林宏道(ピースデポ代表)

◎分科会3 核兵器廃絶と多国間交渉

コーディネーター:黒澤潤(大阪大学大学院教授)、ジャクリーン・カバッソー(米・西部諸州法律財団事務局長)

◎分科会4 平和教育フォーラム

コーディネーター:溝田勉(長崎大学大学院教授)、ケイト・デュース(ニュージーランド・元国際平和ビューロー副会長)

◎分科会5 青少年フォーラム

コーディネーター:河野晋也(長崎大学大学院生)、茅野龍馬、増永智子、坂田祥文(以上、長崎大学生)

◎分科会6 被爆者フォーラム

コーディネーター:芝野由和(長崎総合科学大学助教授)、舟橋喜恵(広島大学名誉教授)

E7. 原爆症訴訟、在外被爆者訴訟、 それぞれ一歩前進

※厚生労働省の被爆者医療分科会によって原爆症と認定されると、被爆に起因し(起因性の要件)、現に治療の必要性がある(要治療性の要件)と認定された疾病に関してのみ無料で医療の給付を受けたり、月額137,430円の医療特別手当などを受けたりすることができる。現在原爆症と認定されている被爆者は2200名あまりで、被爆者健康手帳保有者のわずかに0.8%程度に過ぎない。

※本イアブック05年版・キーワードF1参照。

被爆者の高齢化が進行する中、原爆症[※]認定申請の却下処分を取り消すよう求める集団訴訟が各地で取り組まれている。03年4月に札幌、名古屋、長崎で計7人が提訴したのを皮切りに提訴が相次ぎ、07年4月5日現在、全国22都道府県241人の被爆者が裁判を起こしている。集団訴訟は、2000年7月の松谷訴訟最高裁判決、同年11月の小西訴訟最高裁判決においていずれも原告である被爆者が勝利したにもかかわらず、01年5月に厚生労働省が策定した「審査の方針」において、原爆症認定の基準が以前よりも厳しくなったことを受けて始められたものであった[※]。

06年5月12日、大阪地裁において、集団訴訟関連の判決第一弾となる判決が出され、原告9人全員が勝訴した。この判決は、爆心地から3.3km離れたところで被爆した被爆者や、いわゆる「入市被爆者」に対しても原爆症と認定した点で画期的であった。それまでは、「DS86」という方式で求めた被曝線量に加えて被爆者の年齢や性別を考慮したうえで「原因確率」が計算され、原因確率が50%以上であれば、ある疾病が被爆に起因しているとみなし原爆症認定する仕組みだった。しかし、DS86は、原爆の爆発1分以内の初期放射線のみを念頭にし残留放射線については完全に無視していたため、爆心地から2.0km以遠の被爆だと被曝線量がほぼゼロになるとみなす大きな欠陥があった。したがって、いわゆる「黒い雨」などの放射性降下物による被曝、放射能の体内取り込みによ

る「内部被曝」が考慮の埒外に置かれ、2.0km以遠の被爆者や入市被爆者が原爆症認定される余地がまったくなくなっていったのである。しかし、大阪地裁判決は、DS86の機械的適用を批判し、被爆者の被爆前と被爆後の生活・健康状況を総合的に考慮して原爆症認定を行うべきだと判断した。

この判決に続いて、06年8月4日、広島地裁で原告41人が全員勝訴した。原爆投下後13日目の入市被爆者も原告には含まれていた。その後、07年1月31日に名古屋地裁で原告4名中2名が勝訴、3月20日に仙台地裁で原告2名がともに勝訴、3月22日に東京地裁で原告30名中21名勝訴と、一部敗訴はあったものの、原告有利の流れは定着しつつあると見てよい。にもかかわらず厚生労働省は控訴を繰り返し、現行援護策に固執し続けている。政府・与党は、被爆者などの要請を受けて、プロジェクトチームを作ってこの問題に取り組む姿勢を07年4月現在明らかにしている[※]。

他方、朝鮮半島、北米、南米など世界各地に暮らす在外被爆者[※]に関しては、05年11月30日より国外からの手当・葬祭料の申請手続ができるようになったが、被爆者健康手帳の交付申請は相変わらず日本にこないといけないという不合理さが残されたままになっている。手帳申請を却下された在ブラジル・韓国被爆者が処分取り消しを求めて広島県などを相手に訴訟を起こしており、07年4月現在、3地裁と広島高裁で係争中である。

また、時効を理由に被爆者援護法の健康管理手当を国が一部支払わない問題に関して在ブラジル被爆者が提起していた訴訟において、07年2月6日に最高裁判所は原告勝訴の判断を下した。これを受けて厚労省は、支給してこなかった手当を、対象となるすべての在外被爆者に支給することになった。この間の政府の姿勢は、司法判断に迫られてやむなく施策の変更をおこなうという、相変わらず消極的な被爆者援護策に留まっている[※]。

※本イアブック特別記事・対談(29ページ)。他に、原爆症認定近畿訴訟弁護団「全員勝ったで！原爆症近畿訴訟の全面勝訴を全国に！」(かもがわブックレット、2006年)、伊藤直子・田部知江子・中川重徳「被爆者はなぜ原爆症認定を求めているのか」(岩波ブックレット、2006年)も参照。

※当時被爆地にいた外国人のうち、もっとも人数が多かったと見られる朝鮮民族の被爆者が1万人以上、この他に戦後海外に移住した日本人被爆者が2000人以上いる。

※この他に、06年6月13日、最高裁判所は、韓国人の李康寧氏と一時中国に居住していた広瀬方人氏を原告とする2件の訴訟において、在外被爆者の手当の支給義務は国ではなく自治体にあるとする判決をなした。本イアブック06年版キーワードD3参照。

E8. 劣化ウラン兵器禁止運動の前進 —広島で世界大会、ベルギーで禁止法

※International Coalition to Ban Uranium Weapons(ウラン兵器禁止を求める国際連合)。03年10月創設、現在、22か国88団体が参加している。本部事務局は、イギリス・マンチェスター。
www.icbuw.org/。

※広島大会に関する詳しい情報は、「NO DU ヒロシマ・プロジェクト」ホームページ www.nodu-hiroshima.org/を参照。

06年8月3日から6日、第3回ICBUW*世界大会が、「ヒロシマから世界へ届けよう“劣化ウランヒバクシャ”の声を！」のテーマの下に広島で開催された。海外からも12か国40名の医師、科学者、帰還兵、ジャーナリスト、活動家などが参加し、参加者延べ人数は1000人に上った。被害や環境汚染の実態、最新の科学的研究、禁止条約制定のための戦略など、50を超える報告がなされた。閉会セッションにおいて、「ウラン兵器禁止を求めるヒロシマ・アピール」が採択された*。

広島大会後も、ICBUWは世界各地で様々な取り組みを展開した。06年9月、IPPNW(核戦争防止国際医師会議)ヘルシンキ大会で分科会を開くとともに、フィンランド国防省、外務省などを訪れ、ロビー活動をした。11月6日の「国際行動デー」前後には、イタリア各地(ジェノヴァ、フィレンツェ、ローマなど)で集会を開き、またイギリス下院でもワークショップを開催した。07年3月には、ジュネーブ国連欧州本部でセミナーを開くとともに、各国代表部などに対するロビー活動を行った。また3月下旬コスタリカでも、広島大会に参加した米国のイラク戦争帰還兵のハーバート・リード氏などが現地の活動家と協力して、ノーベル平和賞を受賞したアリアス大統領などに面会し、禁止キャンペーンへの協力を要請した。

米国では、イラク戦争帰還兵9名とその家族の計16名が、05年9月、陸軍省を相手取って劣化ウラン被害賠償請求裁判を起こしていたが、06年9月26日、ニューヨークの連邦裁判所

は、原告たちの訴えを一部認める「予審判決」を出し、本格的に審理に入ることとなった。

EU議会では、06年11月6日、白燐弾などとともに、劣化ウラン兵器のモラトリアム(使用一時停止)を求める決議が採択された。こうした決議がEU議会で採択されるのは4回目である。

07年3月22日、ベルギー議会において「劣化ウラン弾禁止法案」が全会一致で可決された。今回の法律は、劣化ウラン弾、および劣化ウランを用いた装甲の、ベルギーの領土内における製造、使用、貯蔵、売買、入手、供給、移送を、「予防原則*に基づき」禁止するものであり、ベルギーは、対人地雷、クラスター爆弾に続いて、劣化ウラン弾に関しても、世界に先駆けて禁止法案を可決した国となった。ただし、この法律には、「ベルギー制定法令書に記載後2年してから発効する」という条件が付されている。これは、2年後に国際世論を見定め、ベルギーが国際的禁止を先導するかどうかは改めて検討することを議員の一部が求めたためである。

06年7-8月のイスラエルによるレバノン攻撃に関し、国連人権理事会によって設置された「レバノン調査委員会」は、その報告書(11月11日付)の中で、クラスター爆弾を早急に違法化することに加えて、劣化ウラン兵器など、一般市民にも無差別的被害を及ぼす兵器の「合法性」を問題にするよう関連国際機関に対し要請した。ICBUWでは、地雷禁止に続いて、クラスター爆弾の禁止条約作りが始まった勢いも活かしつつ、国際的禁止に向けた様々な取り組みを計画している。

メディアでも画期的な報道が各国でみられた。ICBUW広島大会最後の日にあつた06年8月6日夜、NHKスペシャル「調査報告・劣化ウラン弾—米軍関係者の告発」が放送された。米国では、07年2月、CNNの朝の番組「アメリカン・モーニング」が2日間にわたり、イラク帰還兵による訴えについて特集した。イラク戦争後、全米ネットテレビが劣化ウラン問題を本格的に取り上げたのは、これが初めてである。

※無害であるとの説得力のある証拠がない限りリスクを想定しなければならないという原則。

11. 民間港への米軍艦入港状況

06年1月～07年3月(民間チャーター船含む)

出典:海上保安庁データ

◆06年1月～12月

寄港地	艦名	入港年月日	出港年月日
小樽	キティホーク	06.7.1	06.7.5
小樽	カウベンス	06.7.1	06.7.5
函館	セコイア	06.6.2	06.6.3
室蘭	チャンセラースビル	06.2.3	06.2.7
室蘭	ブルーリッジ	06.2.6	06.2.10
仙台	フィッツジェラルド	06.8.19	06.8.23
青森	ジョン・S・マッケイン	06.8.3	06.8.7
八戸	モンタウク	06.2.3	06.2.3
八戸	モンタウク	06.3.18	06.3.18
八戸	モンタウク	06.4.8	06.4.8
八戸	モンタウク	06.5.8	06.5.8
八戸	モンタウク	06.6.11	06.6.11
八戸	モンタウク	06.8.31	06.8.31
八戸	モンタウク	06.9.9	06.9.9
八戸	第11東丸	06.11.19	06.11.19
八戸	トランスパシフィック	06.12.1	06.12.1
秋田	ステザム	06.4.4	06.4.8
東京	ゲアリー	06.9.1	06.9.1
東京	ブルーリッジ	06.11.18	06.11.20
横浜	ラッシュ	06.5.22	06.5.29
清水	シャウブ	06.5.26	06.5.30
下田	チャンセラースビル	06.5.18	06.5.22
名古屋	ブルーリッジ	06.1.30	06.2.3
大阪	カーチスウィルバー	06.4.3	06.4.6
姫路	ジョン・S・マッケイン	06.8.24	06.8.28
和歌山	カウベンス	06.5.11	06.5.14
宿毛	ラッセル	06.5.24	06.5.27
呉	ガーディアン	06.2.12	06.2.14
呉	パトリオット	06.2.12	06.2.14
呉	ガーディアン	06.2.25	06.2.27
呉	パトリオット	06.2.25	06.2.27
呉	ラッセン	06.7.11	06.7.13
呉	ケイブ・ジェイコブ	06.4.15	06.5.10
福岡	フィッツジェラルド	06.11.6	06.11.9
長崎	ステザム	06.2.10	06.2.13
境	ジョン・S・マッケイン	06.7.18	06.7.21
新潟	ゲアリー	06.3.16	06.3.21
新潟	ガーディアン	06.7.27	06.7.31
鹿児島	ジョン・S・マッケイン	06.2.24	06.2.28
鹿児島	ハルゼー	06.11.2	06.11.6
延べ寄港回数		40回	

太字:イージス艦

◆07年1月～3月

寄港地	艦名	入港年月日	出港年月日
室蘭	オブザベーション・アイランド	07.3.28	07.3.20
石狩	ステザム	07.2.5	07.2.9
八戸	カーチスウィルバー	07.1.25	07.1.29
八戸	トランスパシフィック	07.1.23	07.1.23
八戸	トランスパシフィック	07.1.28	07.1.28
八戸	トランスパシフィック	07.2.28	07.2.28
八戸	トランスパシフィック	07.3.2	07.3.2
清水	ラッセル	07.2.24	07.2.28
大阪	ステザム	07.3.1	07.3.5
和歌山	ボールハミルトン	07.2.25	07.2.27
呉	ガーディアン	07.2.13	07.2.15
呉	パトリオット	07.2.13	07.2.15
下関	ガーディアン	07.2.8	07.2.12
長崎	マスティン	07.3.1	07.3.5
鹿児島	セーフガード	07.2.9	07.2.13
延べ寄港回数		15回	

太字:イージス艦

12. 米軍機・艦船による事故 (06年～07年)

■米軍機による事故 (06年1月～07年3月)

(1) 予防着陸 (不時着)等

発生日	発生場所	概要
06.2.8	仙台空港	米軍ヘリ(UH-60)3機が、陸自岩沼訓練場に着陸予定であったが積雪のため、仙台空港管制の指示により、目的地を変更し着陸
06.4.3	大分空港	米軍ヘリ(CH-46)1機の警告灯が点滅したため、僚機とともに計4機が予防着陸
06.11.17	函館空港	米軍機(F-16)1機がコクピット内に煙が出たため、僚機とともに計2機が予防着陸
06.12.16	那覇空港	米軍機(C-5)1機が嘉手納基地上空の天候理由のため、那覇空港に着陸
07.2.14	沖縄県金武町(船揚げ場)	米軍ヘリ(AH-1、UH-1)2機が、気象状況の悪化により、船揚げ場に予防着陸
07.3.22	函館空港	米軍機(F-16)1機が燃料漏れにより、僚機とともに計2機が函館空港へ緊急着陸
計		6件

(2) 部品の落下等

発生日	発生場所	概要
06.3.30	嘉手納基地上空	米軍機(F-15)からパイロットのミスにより訓練用フレアを射出
06.5.22	神奈川県丹沢山地	米軍機(C-2)からエスケープハッチ(緊急脱出用扉)が丹沢山地に落下
06.8.25	陸軍貯油施設	米軍機(F-15C)からパイロットのミスにより訓練用フレアを射出
06.10.12	神奈川県小田原市	米軍ヘリ(H-60)から搭乗員のフライトベストにつけていた懐中電灯が落下
06.11.15	青森県三沢市沖合(約19km)の海上	米軍機(F-16)から模擬弾が海上に落下
06.12.6	三沢基地滑走路上	米軍機(F-16)から模擬弾が滑走路上に落下
06.12.13	トリイ通信施設沖海上	米軍ヘリ(CH-53E)が車両をつり下げ輸送中、乱気流を受け安全のため、車両を海上に投下
計		7件

(3) 部品の遺失

発生日	発生場所	概要
07.2.27	不明	米軍機(F/A-1BF)が厚木基地を離陸後、訓練飛行を終え、同基地に帰還するまでの間に、左エルロン(補助翼)の保護カバーを遺失
計		1件

■米軍艦船による事故 (06年1月～07年3月)

発生日	発生場所	概要
06.2.27	鹿児島県鹿児島市 鹿児島港	岸壁に着岸中の米海軍艦船付近海上に油漏れが発生
06.5.26	神奈川県横浜市 横浜港	係留中の米巡視船が民間油槽船から給油中、燃料タンクの空気抜き管から軽油が甲板に流れ出し、うち約5リットルが横浜港内に流出
06.7.26	長崎県佐世保市 佐世保港	米警備艇が停泊中の米軍艦船に近づいた漁船を排除しようとした際、同警備艇の支柱が漁船の曳き網漁の網を切断
計		3件

(防衛施設庁調べ)

13. 米軍人による刑法犯検挙状況 (06年～07年)

		総数	犯罪別の検挙状況(件数)					
			凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
全国 総数	2005年	93	5	23	25	8	1	31
	2006年	76	4	19	21	3	4	25
米軍基地 が存在す る都県の 06年～ 07年の 合計	青森	4	0	1	1	1	1	0
	東京	6	0	2	1	0	0	3
	神奈川	45	5	17	5	1	3	14
	静岡	1	0	0	1	0	0	0
	広島	1	0	1	0	0	0	0
	山口	10	1	3	3	0	0	3
長崎	20	1	7	5	1	0	6	
沖縄	81	2	11	29	8	1	30	

注) 米軍人のみ。軍属と家族は含まれない。

(警察庁刑事局捜査第1課調べ)

E9. 「V字型滑走路」めぐり、 辺野古の海に緊張高まる

※データシート8(148ページ)。

※本イアブック06年版・キーワードE10(186ページ)、同05年版・キーワードE3(134ページ)。

06年5月1日、日米政府は「再編実施のための日米ロードマップ」※で、普天間代替基地を名護市の沖合いにつくる「沖合案」に代えて、キャンプシュワブの沿岸部にV字型滑走路を建設する「新沿岸案」に合意した。埋め立て建設のためのボーリング調査に反対して、住民と全国から駆けつけた市民が座り込み※を始めてから丸2年強を経たときであった。新計画は、辺野古岬や大浦湾など海面も含まれるが、キャンプシュワブ基地の中に相当シフトしており、この方針転換で反対運動は新しい課題に直面することになった。

キャンプシュワブ内の兵舎の移転を伴うため、沖縄ではしばしば遭遇する、埋蔵文化財問題が出てきた。兵舎第一工区には沖縄貝塚時代後期と見られる未調査の遺跡が4か所あり、うち3か所は建設予定地にかかると思われる。そのため埋蔵文化財について、那覇防衛施設局が8月、名護市教育委員会に文化財の有無について現場確認を依頼し、それを受け文化財試掘調査を実施する方針を固めた。06年9月6日から基地内の事前調査を始めた。

9月14日、15日と名護市教育委員会が埋蔵文化財の現地踏査を試みた。防衛施設局は、試掘前の現地踏査で、具体的な事業計画を前提としないものと説明したが、住民らは「実質的な着工に当たる調査だ」とゲート前で車の進入を阻止した※。そして、9月25日、ゲート前で調査に反対し、話し合いを求めている住民運動のリーダーが逮捕されるという事件もおきている※。

※「琉球新報」06年9月14日(夕刊)。

※「沖縄タイムス」06年9月26日。

他方、住民団体「ヘリ基地反対協議会」※は9月20日、文化財保護法に基づき市民・県民の貴重な歴史的、文化的財産である埋蔵物文化財を科学的、実証的に徹底調査することが求められるとする声明※を發した。調査は、防衛庁(当時)主導でなく文化庁予算に基づいて、名護市独自の発掘計画・調査・遺跡保存を進めるために行われるべきだとし、調査の透明性・公開性を高めるため、発掘現場の研究者やマスコミへの公開を求めた。当初は機材などを防衛施設局から借りるとしていた名護市教育委員会は、住民団体との交渉を経て、客観的な立場を保持すべく、文化庁からの予算を確保して、遺跡調査を継続した※。その中で2月27日には水田跡と見られる遺構が2か所新たに発見された※。

07年1月に入り、政府は海域の環境アセスメントに関わる手続きに政府が入ることを承認するよう沖縄県に求めた。県は、政府案を前提とした環境アセスメントには応じられないとの立場を変えなかった。そこで、那覇防衛施設局は、環境アセスメントとは別枠で、一方的に環境事前調査の入札を公示した。これに対し沖縄ジュゴン環境アセスメント監視団※は2月9日、防衛施設局に環境アセスメントの手続きがなされていない段階での環境事前調査はアセス法違反であると申し入れた。その直後、2月12日、上空ヘリから建設予定地の大浦湾近くの海でウミガメとたわむれるジュゴンが確認されている※。

事業を急ぎたい防衛施設局は、3月27日、サンゴの産卵調査など海域での現況調査のための「公共用財産使用協議書」を県へ提出した。

(補注:4月24日、県はいくつかの配慮事項を記載した同意書を防衛施設局に交付した。その後、激しい反対派の阻止行動の中で、5月18日、事前調査ための器材が辺野古沖海底に設置された。その際、海上自衛隊の掃海母艦が動員され、問題となった。)

※diary5.cgiboy.com/2/henokonikki/URL

※www10.ocn.ne.jp/~yuntaku/futenma/futenma2.ht

※「沖縄タイムス」07年1月11日。

※「沖縄タイムス」07年2月27日。

※www.asahi-net.or.jp/~qg2n-tir/jugon/jugon.html

※ヘリ基地いらない二見以北10区の会HP
kichi-iranai.jp/
d_10kumovement/a_news/
osirase.html

E10. 嘉手納基地へのPAC3配備に 自治体・市民が強い抵抗

06年5月1日に日米安全保障協議委員会が発表した「再編実施のための日米ロードマップ」*において、米軍のPAC-3*が「日本における既存の米軍施設・区域に展開されることが示された。ロードマップでは展開場所については特定されていない。しかし、米国は、6月17日に米ハワイで開かれた日米ミサイル防衛事務レベル協議において、米軍嘉手納基地に配備したい意向を日本に伝え*、7月19日、嘉手納基地および嘉手納弾薬庫地区へのPAC-3配備を日米両政府が正式決定した。また、7月4日には、額賀福志郎防衛庁長官(当時)が、嘉手納への配備は日米安保条約第6条*の実施に関する交換公文に基づく事前協議の対象ではないと発言している。

こうした動きに対して地元沖縄の自治体はすぐに反応した。「嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会」(嘉手納町、沖縄市、北谷町)はPAC-3配備に反対する共同声明を出し(6月28日)、嘉手納町議会も配備撤回を求める抗議決議を全会一致で採択した(6月30日)。ただし、沖縄市議会では、保守系議員からの疑問が出て、抗議決議案が廃案になった(7月5日)。

日米両政府はこうした地元の反対の声を押し切って着々と準備を進め、9月30日には、PAC-3運用にあたる大型車両300数十台などが那覇軍港埠頭に陸揚げされ、これらは10月2日から5日にかけて嘉手納基地に搬送された。10月9日に

*データシート8(148ページ)。

*用語の説明(212ページ)。

*「沖縄タイムス」06年6月21日。

*資料1-6(220ページ)。

は、ミサイル本体を乗せた船が天願棧橋(うるま市)に入港したが、ミサイル配備に反対する市民グループが棧橋前に座り込んで嘉手納への搬出を阻止しようとしたため、沖縄県警は、11日早朝になって機動隊を動員して反対派を強制排除するという暴挙に出た。こうして、11日にはミサイル本体が天願棧橋から嘉手納へ、13日にはミサイル発射台が那覇軍港から嘉手納へそれぞれ陸送され、関連装備品の搬入が完了した。

これにたいして、沖縄市の東門美津子市長は、10月2日に那覇防衛施設局を訪ね、装備品の陸送に関して沖縄市に事前連絡がなかったことに強く抗議した。また、10月21日には、PAC-3配備に反対する県民大会が沖縄市で開かれ、1200人が集った。東門市長、野国昌春・北谷町長、伊波洋一・宜野湾市長らも出席した。

こうした中で、久間章生防衛庁長官(当時)は次のように発言して物議をかもした。「幸いなことに、沖縄については米軍がPAC3を置いてくれました。だから、沖縄の方までは我が国の今の予算の中で追い付かない点を先にやってくれたわけでございますから、むしろ沖縄の人は喜んでもらいたいとは思っているわけであります」(06年10月26日、参院外交防衛委員会)。これは妄言ともいべきものである。わずか水平数10kmの防衛範囲しかないPAC-3で沖縄県民を守るというのであれば、緊急時に沖縄のどこどこに展開するのか。防衛大臣は米軍を指揮しなければならない。

11月30日、嘉手納のPAC-3部隊(米陸軍第1防空砲兵連隊第1大隊)は発足式を行った。米テキサス州・フォートブリス基地から600人が移転配属された。発射台は全部で24基持ち込まれているが、10月の搬入の時点でPAC-3とPAC-2(航空機に対する防空能力しか持たない)が混在しており、両者の比率は明らかになっていない。

E11. 厚木・第4次爆音訴訟で 原告が勝訴

※第1次訴訟(76年8月26日提訴)の控訴審判決では、軍事公共性論によって過去分損害賠償が認められなかったが、93年2月25日の最高裁判決では、この判断は覆された。第2次訴訟は99年7月23日に判決が確定している。第3次訴訟は、97年12月8日に提訴。飛行差し止めが争点から外された。騒音被害の違法判断は、第1次訴訟第2次訴訟での各2度、第3次訴訟の一番に次いで今回で6度目。

※www.asahi-net.or.jp/~uj7m-my/bakudou.htm

※.Wは、WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level; 加重等価継続感覚騒音レベル)の略。航空機騒音の「うるささ」を表す単位で、1日の平均騒音ピークレベルに時間帯別発生回数等を加味したものである。

※原告は、一人1ヶ月につき一律に2万3000円の賠償を要求したが判決では、W値75以上80未満が3000円、80以上85未満が6000円、85以上90未満が9000円、90以上が1万2000円とされた。

※「神奈川新聞」06年7月14日。
※同じ騒音レベルの地点を結んだ等高線のようなもの。

※旧コンターは、86年9月告示。

06年7月13日、東京高裁は、厚木基地周辺の騒音被害について、6度目の違法判断を下した*。厚木基地爆音第3次訴訟における控訴審判決が言い渡され、原告4854名に対し、約40億4000万円の損害賠償が認められた。この額は、05年11月の新横田基地訴訟高裁判決の損害賠償額約32億5000万円を上回り、基地・空港騒音訴訟で最高となった。原告・被告とも上告しなかったため、06年7月27日、厚木基地爆音第3次訴訟は確定することとなった。

訴訟で中心的な役割を担ってきた厚木基地爆音防止期成同盟(以下、爆同)*は、厚木基地爆音第2次訴訟で認められていた「危険への接近」論が適用されなかった点、国が騒音被害の軽減についての真剣な努力をしていないと司法が指摘している点、75W*以上80W未満の原告に厚木基地爆音訴訟で初めて損害賠償が認められた点では評価できるが、準工業地域の原告11名が損害賠償の対象外となった点、結審後一年間分の損害賠償の請求が認められなかった点、賠償額が要求金額を大きく下回っている点では評価できないとしている*。また、小川勇夫相模原市長(当時)は、「金銭的補償は、騒音問題の根本的な解決にはならない」と述べた*。

厚木基地の騒音問題をめぐる動きとして、コンター*の引きなおしがある。厚木基地周辺ではコンターの引きなおしは03年10月から開始され、06年1月7日に新しいコンターが告示されることとなった*。これにより、これまでの約7000haに加えて

新たに約3500haが「騒音区域」に指定された。これは厚木基地周辺で騒音を被る市民が増加していることを意味する。一方で、基地西側の620haの「騒音区域」は指定解除された。指定解除された地域の一つである海老名市の内野優市長は、「市民の意向を踏まえた要望の内容が全くといっていいほどくみ取られておらず残念だ」とのコメントを出している*。

在日米軍再編*も、基地周辺の騒音に重大な影響を及ぼす。「日米ロードマップ」*が公表された直後の06年5月23日、爆同、第3次厚木爆音訴訟団、神奈川平和運動センター、基地撤去をめざす県央共闘会議が連名で、横浜防衛施設局に「在日米軍再編・最終合意に対する要請」を行った。そこでは厚木基地の米艦載機59機が岩国基地に移駐しても、訓練や整備の関係で騒音が軽減される保証がないこと、岩国基地から移駐してくる自衛隊機によって騒音が増大する可能性があることが指摘されている。爆同らは、それらの事項について十分な説明を求めているが、十分な回答を得られていない。

一方、06年1月下旬から2月中旬の深夜から早朝に、海上自衛隊の対潜哨戒機P3Cが飛行していたことが明らかになった。当初、厚木基地第四航空群司令部は「米軍機に適用される軽減措置は自衛隊機には関係ない。運用は内部規定に従っている」との見解を示していたが、翌日には「騒音軽減措置を遵守する」と謝罪をした*。厚木基地周辺では、自衛隊機の騒音被害も深刻な問題となっている。

騒音被害がなおも続くことから、第4次訴訟が準備されている。第4次訴訟では、損害賠償請求のほかに、差し止め要求、行政訴訟も検討されている。また、第3次の2倍を超える1万人規模の原告団結成が目指されている*。07年中には訴訟を起す構えである。

※「朝日新聞」06年1月17日。

※キーワードD5(144ページ)。

※データシート8(148ページ)。

※「神奈川新聞」06年3月4日。

※「東京新聞」07年3月3日。

E12. 艦載機部隊の受け入れを一 国が岩国市に圧力

在日米軍再編の一環である海兵隊岩国航空基地への厚木の空母艦載機部隊移駐計画に対して、岩国市民は06年3月12日の住民投票で全有資格者の過半数*が移駐拒否の意思を示し、4月16日の市長選でも移駐反対の井原勝介市長を選んだ。市民の「NO」の意思は二度にわたって明確に示されたのである。

にもかかわらず、日米政府は、移駐計画を含む米軍再編「ロードマップ」*を5月1日に合意、5月30日には、これを「着実に実施していく」との方針が閣議決定された*。この閣議決定に対し、井原市長は「地元との協議が尽くされていない中で決定」として遺憾の意を表明、重ねて反対の意思を示したが、二井関成山口県知事は、「現実的な対応を」と岩国市の姿勢を批判。受け入れを促した*。

そして、政府による岩国市に対する露骨な圧力が表面化する。12月半ば、防衛施設庁は、岩国市新庁舎工事の07年度分の補助金35億円をゼロ査定とした*。新庁舎は、96年のSA CO*最終合意により普天間の空中給油機の岩国移駐受け入れと引き換えの補助金を受けて、05年から建設が始まっている。防衛施設庁は、「空中給油機移駐がSACO事業から米軍再編事業へ変更されたので、米軍再編事業に反対の限り補助金は出せない」としたのである。これを機に補助金カットは市長の反対姿勢に責任があるとして、市議会が市長の問責決議案を採択する事態となった。

※投票率58.68%。うち移駐反対は89%これは有権者の51%にあたる。

※データシート8(148ページ)。

※「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」
www.mod.go.jp/dfaa/topics/zainichibeigun/pdf/060530_kakugi.pdf

※「中国新聞」06年6月29日。

※「中国新聞」06年12月19日。

※沖縄に関する特別行動委員会。95年に日米合同機関として設置され、96年12月2日に沖縄米軍基地の再編、統合、県外移転を含む最終合意をまとめた。

このような中、岩国では、愛宕山開発事業の赤字を解消すべく「米軍住宅の建設」へ衣替えする計画が浮上した。この事業は、94年、山口県住宅供給公社が、市内にある愛宕山の上半分を削り取り、岩国基地の沖合移設事業の埋め立て用土砂にするとともに、残った約102haの平地に約1500戸の宅地を建設するというものである。計画では、97年着工、13年計画で教育・福祉などの機能を備えた住宅市街地が創設されるはずだったが、土砂の採取費用がかさみ、宅地の販売見込みほとんど無く、大幅赤字となっている。開発公社の試算によれば、今、中止しても約250億円の赤字が見込まれる。これを受けて県は、愛宕山開発を中止し、移転してくる艦載機要員のための米軍住宅への転用を国に打診、これを受けた防衛施設庁が約1500戸の住宅建設計画を検討していることが明らかになった*。これに対して地元住民は強い反対の声をあげている。

07年2月、広島防衛施設局は、岩国市内で説明会を開催し、空母艦載機の移駐に関して騒音予測コンター*の説明などをして理解を求めた。その中で、近く米軍再編合意に対応した基地使用のマスタープランを公表することを明らかにした。そして、3月の岩国市議会で波乱が起った。3月23日、07年度一般会計予算案が、「新庁舎補助金打ち切りは市長の責任」として賛成15、反対17で否決され、さらに「空母艦載機の岩国移転に現実的対応を求める決議案」が、賛成22、反対11人で可決された*。

議会が自ら方針転換し、岩国市行政を孤立化させようとしている。これは、協力の度合いに応じて関係自治体に交付金を支給することを柱とした米軍再編促進特措法*を先取りする国による品位を欠いた「アメとムチ」によって招かれた事態である。

市民と自治体の踏ん張りが求められる予断を許さない状況が続いている。

※「中国新聞」06年1月4日。

※同じ騒音レベルの地点を結んだ等高線のようなもの。

※「中国新聞」07年3月24日

※キーワードD5(144ページ)。

E13. 原子力空母母港化で 住民投票請求—横須賀

原子力空母配備問題で揺れる横須賀市。06年6月にはそれまで配備反対の姿勢をとっていた市長が、「容認」に転換した*。市民団体「原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会」*が7年をかけて集めた反対署名は、06年6月末には50万人に達したが、その声も聞き入れられなかった。

これに対して、米軍再編による空母艦載機部隊の移転に反対の意志を示した岩国市民*のように、原子力空母反対の市民の意志を住民投票*によって明らかにしようという運動が、06年秋に始まった。市長に配備容認の撤回と、原子力空母受け入れのための浚渫工事を許可しない*ことを求める住民投票である。

すでに「住民投票条例」があった岩国市とちがいが、横須賀には条例がない。したがって、まず地方自治法第74条に基づく直接請求*によって「住民投票条例」を成立させる必要がある。この困難な課題に挑戦するため、06年10月1日には「原子力空母の是非を問う住民投票を成功させる会」*が発足、運動がスタートした。

「成功させる会」には、各界各層から多数の市民が手弁当で参加し、目覚しい行動力を発揮した。署名期間は11月10日から12月20日、署名の最低目標は7,120人(有権者の50分の1)。待ったなしの運動である。署名を集め、提出する署名簿に押印をする「受任者」の数は2000人以上に達し、連日、多くの出会いとエピソードを生みながら街頭、職場、小集会などで

署名集めが行われた。全国から多数のカンパや激励も届いた。

06年12月15日、「成功させる会」は、横須賀市選挙管理委員会に41,591人分の署名を提出した。選挙管理委員会が署名簿を審査・縦覧したが異議の申し立てはなく、07年1月12日には有効得票数が37,858人と確定した。これは条例制定請求に必要な7,120人(市の有権者数の50分の1)の5倍を超える数であった。「成功させる会」はこの署名を添えて、1月17日、市長に対して条例制定の請求を行った。条例制定は、2月5~8日の臨時市議会で審議されることになった。

しかし、蒲谷亮一市長は2月2日に市議全員に配布した「意見書」で、「直接請求の制度は有意義で、尊重すべきだ」としつつも、次の理由から今回の住民投票は必要ないと考えを明らかにした。(1)外交関係の処理は国の役割。地方公共団体が関与し制限することは地方公共団体の機能として認められない、(2)この問題については横須賀市は最終的な決定権を持たないので住民投票にはなじまない、(3)通常型空母配備の可能性がゼロである以上、空母の配備もやむをえないと考えている*。市議会多数派もこれに同調、条例制定案は2月8日賛成10対反対31で否決された。

母港化反対ではなく、住民投票で民意を問おうという請求さえも退けた市長と議会の見識は、一般市民の感覚とは大きくかけ離れたものだった。3月7日~10日、「成功させる会」がNPO「まちづくり情報センター」に委託して行った、16歳以上の市民1055人に対する駅頭アンケートでは、原子力空母配備について、「反対」「どちらかといえば反対」が合わせて65%、住民投票の実施について、「必要だと思う」が74%に上った*。

「市民の風は止められない」。市議会での否決を受けて、「成功させる会」が配布したチラシにはこう書かれていた。敗れはしたが、この運動が「基地のある町・横須賀」の市民運動に新しいページを開いたことは間違いのない。

※「神奈川新聞」06年2月2日。

※「原子力空母の横須賀母港を
考える市民の会」ウェブサイト。

※キーワードD7(150ページ)

※www.pasopit.co.jp/cvn/

※キーワードE12(188ページ)

※基地を巡る住民投票は過去に、沖縄県(96年9月8日)、名護市(97年12月21日)、岩国市(06年3月12日)の3度行われている。

※港湾法第37条によれば、浚渫工事等を行う場合には港湾管理者(横須賀市長)の許可が必要である。

※地方自治法第74条(略)「選挙権を有する者」は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(略)の制定又は改廃の請求をすることができる。

※横須賀市若松町2-31平坂第1ビル2F
TEL046-828-4331 FAX828-4335
郵便振替口座00200-6-80423「住民投票を成功させる会」

第5章

市民と自治体に できること

市民と自治体にできる 9つのこと

◆考え方:市民の安全保障◆

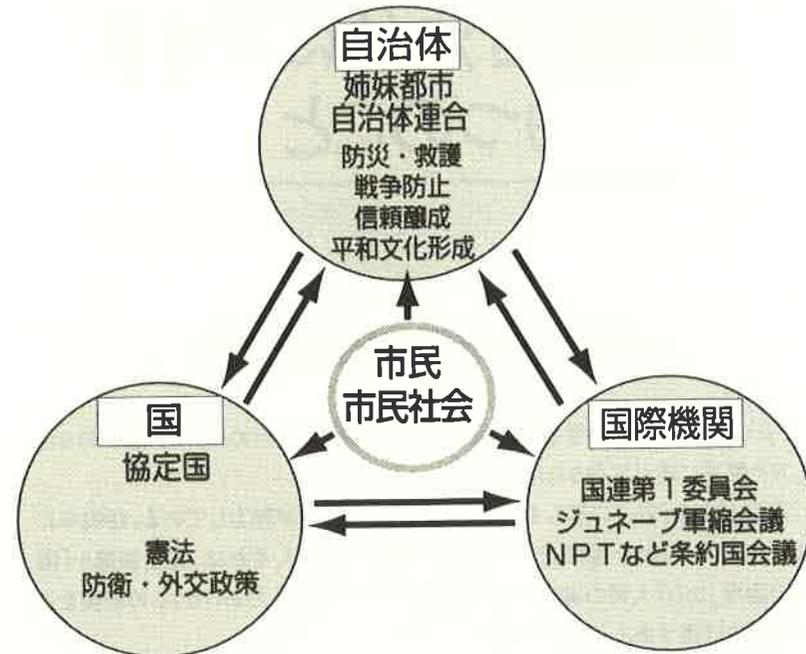
「安全保障は国の専管事項である」という誤解をとくために、まず基本的な考え方を簡単に述べておきたい。

市民が安全、安心に暮らすために、世界中の市民が努力している。1994年に国連は「人間の安全保障」という考え方を導入したが、それは、安全保障を「国家の論理」から「人間の論理」へと転換しようとする試みであった。この転換を遂げる主体は誰であろうか。

地球上の人間は、国際社会を構成している。国際社会に公正を高めなければ安全や安心を高めることはできないということが、いま常識になっている。したがって、安全保障は国際社会全体を視野に入れて取り組むべき課題であり、それを構成している人間、つまり「地球市民」が「人間の安全保障」を実現する主人公にならないといけない。「人間の安全保障」とは「市民の安全保障」なのである。

地球市民は、居住地域では自治体の主権者であり、国の中では国家の主権者であり、さまざまな国際機関に非政府組織(NGO)としてますます強い発言権を獲得している。いま市民は、安全、安心の向上を求める主権者として、少なくとも「自治体」「国」「国際機関」の3つの機関に仕事を託している。そして、これら3つの機関はそれぞれ影響を及ぼしあうチャンネルをもっている。図に示すと196ページの三角形のようになる。図で明らかのように、自治体は安全保障を実現するために不可欠な当事者である。

市民主体と安全保障



国は普遍的な国際機関（通常「多国間」機関と呼ぶ）とは別に、少数の有志国家と公的協定を結んで行動をともにすることがあるので、図では国レベルに「協定国」を加えた。日米安保条約下における米国が例。

◆9つの提案◆

このような構図を頭に描きながら、市民と自治体ができる具体的な9つのアプローチを提案したい。

1. 非核宣言自治体を広げていく

もし、あなたの住む都市がまだ「非核宣言」を行っていないならば、地域からの取り組みをそこからスタートさせよう。07年5月1日現在、全自治体数(1,874)の約77%にのぼる1,444の自治体が「非核宣言」を行っている。都道府県別で見れば、神奈川、石川、山梨、大阪、鳥取、広島、長崎の1府6県で、宣言率100%が達成されている(データシート14【1】)。

いわゆる「平成の大合併」で、国内の非核自治体をめぐる状況は大きく変化した。1958年に愛知県半田市が日本で初めての宣言を行って以来、非核自治体数は増加の一途にあったが、02年の2,654自治体をピークに(宣言率のピークは03年の82.1%)、05年には1,268自治体(同67.1%)へと、その数は激減した(データシート14【2】)。非核自治体数の減少は、合併による自治体数の減少に起因するのみならず、新設合併による旧市町村の宣言失効が大きく影響している。

一方、勇気づけられる結果にも注目したい。05年以降、「非核宣言」を「復元」しようとする市民・自治体の努力は確実に実を結んでいる。05年から07年にかけて、非核自治体数は再び増加傾向にあり、07年5月1日現在の宣言率は99年を上回っている。地域での努力を継続し、すべての都道府県での宣言率100%を目指したい。

また、合併による宣言のしなおしを、市民参画の平和活動の一つとして「活用」することもできる。たとえば広島県三次市は、合併にともなって「非核自治体宣言草稿検討委員会」を発足させ、委員の女子高校生の原案をもとに市民の共感を呼ぶ新しい宣言文を作成し、採択した。「これまでの堅苦しい文面に比べ、若い女性らしい感性での呼びかけ」が共感を呼んだという(『毎日新聞』05年6月10日)。

所属する自治体に市民が働きかける方法には、申し入れ、署名、請願などによる地方議員、地方議会、首長への働きかけ、議員選挙のテーマとすること、メディアの活用などが考えられる。

2. 日本非核宣言自治体協議会に加盟する

非核宣言を行った自治体は、「日本非核宣言自治体協議会」(以下、「協議会」)。キーワードE2)に参加することで、相互学習と協力を強め、各地の平和活動をより魅力あるものにできるだろう。

協議会は、国内非核自治体の拡大を追求するとともに、自治体間の「横の連携」を強化し、多様な支援を行うことで自治体の平和活動の発展に寄与することをめざして84年に設立された。07年5月1日現在、全国の非核自治体の16.3%を占める235の自治体が加盟している。市町村合併の影響により、協議会の加盟自治体数も03年から05年にかけて減少したが、その後ふたたび増加し、07年の全国の非核自治体総数に占める割合は過去最高にまで伸びている(データシート14【2】)。

協議会を通じ、自治体がそれぞれに培ってきた平和事業の経験やノウハウを共有することで、新たなアイデアが生まれ、各地での動きを活発化することができる。協議会は、加盟自治体が行った平和事業の詳細なデータを例年収集し、加盟自治体に配布している(昨年のデータはホームページでも公開している)。データシート16に、非核宣言自治体の活動と事業を分類整理して紹介する。

協議会参加を市民が働きかけるためには、担当課への直接の申し入れや議員、議会を通じての申し入れが有効である。その際、協議会が行う自治体担当者研修会(キーワードE2)など、協議会参加によって受けるメリットを具体的に説明できることが大切であろう。

3. 「緊急行動・2020ビジョン」の活動を支持する

国際組織「平和市長会議」(会長:秋葉忠利広島市長)が提唱している「核兵器廃絶のための緊急行動—2020ビジョン」(以下「2020ビジョン」。キーワードE1)への、あなたの自治体の賛同を働きかけよう。「2020ビジョン」には、すでに

欧州議会(04年2月26日)、全米市長会議(04年6月28日)、全米黒人市長会議(05年4月30日)等、核保有国においても支持決議が行われている。

日本国内では、地域で広がりには差があるものの、全自治体数の2割強を占める420の自治体が「2020ビジョン」への賛同を表明している(データシート15)。また、「日本非核宣言自治体全国大会」(04年7月30日)、国内の782市、23区が参加する(07年3月12日現在)「全国市長会」(05年1月26日)でも支持決議が採択された。

現在、平和市長会議は、「2020ビジョン」の一環として、人々が日常生活を営む場所を核攻撃の目標にしないよう求めるプロジェクト(キーワードE1)を進めている。このプロジェクトによって、市民は、日本政府や核兵器保有国政府に対して核兵器廃絶に向けた誠実な交渉開始と都市への核攻撃目標解除を要請するよう、自治体を促すことができる。

4. 「非核(平和)委員会」を各地につくる

「非核宣言」の理念を実現していくためには、市民と自治体が協力して、自治体の非核平和施策を協議していく継続的な「制度」をつくることが重要だ。具体的には、市民、自治体職員が参加する「非核(平和)委員会」や有識者委員会の設置があげられる。非核宣言自治体の担当課が事務局となることも考えられる。市民の自主性が最大限重視されること、市民の側も説明責任を果たすこと、議会も支援することが大切だ。

「非核(平和)委員会」の主な役割としては、次のようなことが含まれる。

- ①核軍縮・平和問題に関する幅広い市民教育の実施
- ②核をめぐる国内や国際動向に関する継続的な情報収集
- ③条例、議会決議、意見書、首長宣言など、自治体としての施策の協議や提案
- ④自治体の平和事業の継続的なフォローアップ

「非核(平和)委員会」の活動にとって大事なことは継続性と専門的蓄積である。そのため、自治体職員や囑託による人的支援が欲しい。自治体自身が相応の財政負担をすることが前提だが、市民の拠金を呼びかけ、市民の参加意識を促進する方法もある。

実績のある先進例として、たとえば西東京市(東京都)では、広く開かれた

「非核・平和西東京市民の会」が、自治体の担当課を事務局とし、定期的な協議を重ねつつ、さまざまな平和事業を市との共催で実施している。

5. 「条例づくり」にとり組む

「非核宣言」を活用し、継続的、具体的に発展させる方法の一つは、宣言に基づいた条例をつくることである。例として神奈川県藤沢市がある。「藤沢市核兵器廃絶平和都市宣言」(82年6月22日)に基づき、「藤沢市平和基金条例」(89年3月31日)を制定することで継続的、安定的な平和事業の推進のための財源確保をめざし、さらに、「藤沢市核兵器廃絶平和推進の基本に関する条例」(95年3月30日)によって、自治体と市民との協力のもと平和事業を行っていくことを条例で義務づけている。

また、神奈川県大和市は、「平和都市宣言」(85年9月19日)に基づき、「次世代に戦争の記憶をつなげる条例」(02年9月27日。データシート17)というユニークな条例を制定した。条例は、戦争を知らない世代に戦時体験を伝え、それをきっかけとして平和問題を考える機会を作るという事業の実施を市長に求めるものである。市民と市民団体で構成される大和市平和都市推進事業と市が協力し、戦争体験の語り部の発掘、小・中学校、高校への語り部の派遣、戦争体験者の語りのビデオ保存などが行われている。

自治体条例の活用の例としても一つ、米メリーランド市にあるタコマ・パーク市による先駆的な「非核地帯条例」を紹介したい(データシート17)。23年前に制定されたこの条例は、市内における核関連活動を禁止するだけでなく、核兵器の生産者に対する市の財源の支出や、それらとの契約・物品購入等の取り引きを禁じている。(「核兵器・核実験モニター」第264号(06年9月15日)に詳しい。)

条例作りには、前項で述べた「非核(平和)委員会」が、大きな役割を果たさるだろう。

6. 市民参加型で啓発活動を広げる

市民や自治体は、協力してさまざまな啓発活動に取り組もう。前述の「非核(平和)委員会」があれば、それが極めて有効に役立つことになるが、そうでなく

でも催しごとに市民参加型を追求することが大切だ。それによって、コアとなる市民と職員との信頼関係を育てることができる。

啓発活動の企画には、時局の市民の関心を的確に把握することが大切であり、その意味でも市民参加が必要である。また、核・平和に精通したNGOとの日頃の情報交換が必要であろう。

参加型啓発活動には、たとえば次のような機会が活用できる。

1. 広島、長崎の原爆資料館への訪問。とりわけ、8月6日(広島)、8月9日(長崎)の原爆慰霊祭への参加や、そこで開催される諸行事への参加と組み合わせる。
2. 地元に住む被爆者の証言、原爆写真展、原爆を題材にした映画の上映などの機会を作り、被爆体験の次世代への継承に取り組む。
3. ほぼ毎年春に開かれる核不拡散条約(NPT)に関する政府会議、毎年10月頃に開催される国連総会第1委員会(軍縮)の活用。それらと並行して開催される平和市長会議、その他のNGO行事への参加。このような機会に開かれるNGOの会議には「若者フォーラム」といったプログラムが含まれているものが多いので、高校生・大学生を派遣するチャンスともなる。

7. 核実験や日本の核武装論など内外の事件に反応していく

多くの自治体が行ってきた核実験や未臨界核実験への抗議文の送付は、重要であるとともに有効である。また、政治家の核武装発言などがあつたときに非核自治体として批判することも世論形成に大切である。

抗議や批判だけではなく、軍縮に前向きな貢献をした政府に激励のメッセージを送ることも大事だ。タイムリーかつ説得力をもってそうしたアクションをとるためには、背景にある事実情報を理解し、常に情報をアップデートしておくことが必要である。「非核(平和)委員会」がそのような役割を担うことができるだろう。また、自治体の担当部署と事情に精通したNGOとの連絡体制を日頃から緊密にしておくことを勧めたい。

8. 国際的発信を強める

地方自治体として非核化や平和のための取り組みをしたとき、それを当該自治体の市民に知らせるだけではなくて、海外の自治体や市民に知らせるようにしましょう。地方議会が決議をあげたとき、首長が声明文や抗議文を出したとき、どんな小さな取り組みでも、それを海外発信することが大切だ。選挙で選ばれた議会や首長の取り組みは、それを支える多くの市民を代表している重みがあり、その重みは私たちが考える以上に海外で高く評価される。海外の自治体や市民に賛同を広げるだけではなくて、日本との国際的信頼関係を高める役割を果たしてくれる。その意味では、海外発信そのものが具体的な自治体の平和外交になる。

発信には、さまざまな道筋が考えられる。姉妹都市がある場合には、まず姉妹都市に知らせよう。平和市長会議に参加している自治体のリストも利用可能だ。また、核兵器廃絶に関心がある世界中の市民団体が見ている電子メール・リストサービスの「アボリション・コーカス」(下記囲みに加入方法)に流すと、市民団体を通して広がって行くだらう。

多くの場合、英語での発信が必要となるが、海外発信の作業を市民団体と自治体が協力を強める契機とすることも可能であろう。

★アボリション・コーカス(英語)の登録方法

リストへの登録は自動になっています。メールを受け取りたいアドレスから何も書いていないメールを次のアドレスに送るだけで登録できます。

abolition-caucus-subscribe@yahoogroups.com

9. 「東北アジア非核兵器地帯」設立を 共通のテーマとする

「東北アジア非核兵器地帯の早期設立を求める」という簡潔な要求を掲げた決議、意見書、宣言を出す非核自治体運動を起こそう。

東北アジアにおける緊張緩和が、この地に住むすべての人々の平和と安全

に資することは間違いない。こうした「共通の安全保障の枠組み」をつくっていく現実的な第一歩として、「東北アジア非核兵器地帯」の設立は、極めて実現性のある構想だ(データシート2)。北朝鮮による核爆発実験という局面をむかえて、その緊急性と重要性は高まっている。

「東北アジア非核兵器地帯」については、広島市、長崎市をはじめ各地の自治体からすでに要求が示されている。日本非核宣言自治体協議会も、日本政府に対し東北アジア非核兵器地帯設立に粘り強くとり組むよう求める内容の決議を採択した(06年7月28日)。また、埼玉県新座市、奈良県、岩手県などいくつかの自治体で東北アジア非核兵器地帯の実現を求める意見書が採択されている。

東北アジアに姉妹都市があるときには、その制度の活用など自治体外交の推進が考えられる。中国または韓国の自治体(あるいは両方)と姉妹提携を結んでいる日本の自治体は411自治体(中国:320自治体、韓国:115自治体)にもほる(財団法人自治体国際化協会調べ)。東北アジア非核兵器地帯を推進していくためには、中国や韓国の自治体との相互理解の促進がカギとなる。これらの姉妹自治体が、共同事業として両国の戦争体験・被爆体験を聞く会を持ったり、両自治体の若者どうしが現実の国際社会の課題について議論するフォーラムを開催したりすることも重要だ。

市民や自治体から日本政府への働きかけには、超党派の「核軍縮議員ネットワーク」(PNND)や民主党の「核軍縮促進議連」など、議員との協力も必要であろう(キーワードE4)。

14. 非核宣言自治体の現状

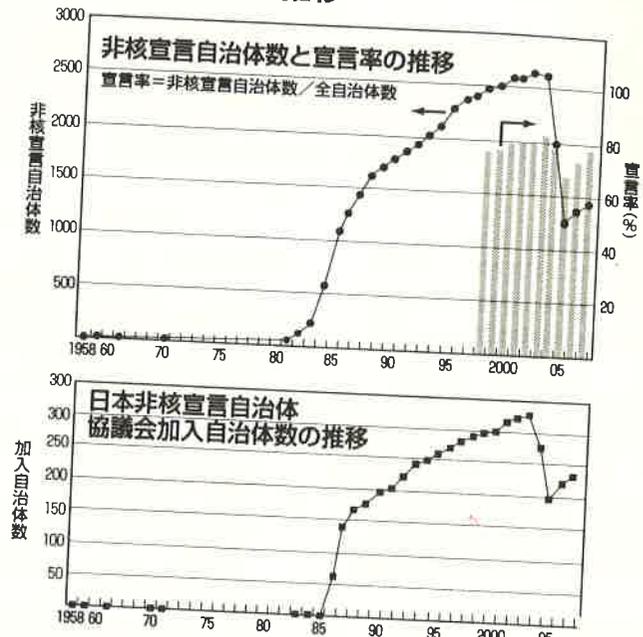
【1】都道府県別データ

(07年5月1日現在。出典：日本非核宣言自治体協議会ホームページ)

都道府県	全自治体数 A	非核宣言自治体数 B	宣言率 B/A	「協議会」会員数 C	会員率 C/B
北海道	181	96	53%	16	17%
青森県	41	20	49%	0	0%
岩手県	36	33	92%	3	9%
宮城県	37	25	68%	2	8%
秋田県	26	18	69%	3	17%
山形県	36	33	92%	5	15%
福島県	61	41	67%	2	5%
茨城県	45	33	73%	8	24%
栃木県	32	31	97%	2	6%
群馬県	39	34	87%	6	18%
埼玉県	71	52	73%	3	6%
千葉県	57	51	89%	9	18%
東京都	63	51	81%	13	25%
神奈川県	34	34	100%	9	26%
新潟県	36	23	64%	5	22%
富山県	16	15	94%	2	13%
石川県	20	20	100%	2	10%
福井県	18	8	44%	0	0%
山梨県	29	29	100%	9	31%
長野県	82	76	93%	6	8%
岐阜県	43	21	49%	2	10%
静岡県	43	26	60%	3	12%
愛知県	64	33	52%	11	33%
三重県	30	27	90%	6	22%
滋賀県	27	26	96%	3	12%
京都府	27	23	85%	3	13%
大阪府	44	44	100%	19	43%
兵庫県	42	28	67%	4	14%
奈良県	40	38	95%	2	5%
和歌山県	31	23	74%	3	13%
鳥取県	20	20	100%	3	15%
島根県	22	11	50%	3	27%
岡山県	28	18	64%	2	11%
広島県	24	24	100%	14	58%
山口県	23	15	65%	0	0%
徳島県	25	21	84%	3	14%
香川県	18	15	83%	1	7%
愛媛県	21	15	71%	1	7%
高知県	36	28	78%	3	11%
福岡県	67	55	82%	10	18%
佐賀県	24	21	88%	0	0%
長崎県	24	24	100%	11	46%
熊本県	49	42	86%	2	5%
大分県	19	16	84%	3	19%
宮崎県	31	30	97%	4	13%
鹿児島県	50	39	78%	1	3%
沖縄県	42	38	90%	13	34%
合計	1,874	1,444	77%	235	16%

市民と自治体にできること

【2】非核宣言自治体数の推移



15. 平和市長会議「2020ビジョン」賛同自治体数

都道府県	賛同自治体数	都道府県	賛同自治体数	都道府県	賛同自治体数
北海道	14 (181)	岐阜県	1 (43)	愛媛県	4 (21)
岩手県	1 (36)	静岡県	19 (43)	香川県	1 (18)
秋田県	23 (26)	愛知県	27 (64)	高知県	1 (36)
山形県	1 (36)	三重県	27 (30)	福岡県	3 (67)
茨城県	3 (45)	滋賀県	13 (27)	大分県	3 (19)
埼玉県	18 (71)	京都府	1 (27)	熊本県	14 (49)
千葉県	12 (57)	大阪府	7 (44)	長崎県	21 (24)
東京都	14 (63)	兵庫県	1 (42)	宮崎県	16 (31)
神奈川県	18 (34)	和歌山県	11 (31)	鹿児島県	45 (50)
新潟県	11 (36)	鳥取県	1 (20)	沖縄県	31 (42)
富山県	1 (16)	島根県	1 (22)	計	420 (1,452)
石川県	12 (20)	岡山県	21 (28)		
山梨県	17 (29)	広島県	6 (24)		

(括弧内は全自治体数)
平和市長会議のデータをもとにピースデポが集計した。賛同自治体の一覧は、平和市長会議のウェブサイトにある。

16. 非核宣言自治体の活動と事業

以下のものは、日本の非核宣言自治体がこれまでとり組んだ主要な活動や事業を分類整理したものである。すべてが網羅されているわけではない。他にユニークな取り組みがあれば、編集部にご一報いただくと幸いである。

1. 宣言や条例の制定

●宣言(手続きにより3種類のものがある)

- ①首長提案、議会決議のもの、
- ②市民または議員提案・議会決議のもの、
- ③再度の宣言を議会が決議したもの(内容)核兵器の廃絶と恒久平和を訴える、非核港湾を訴える、放射性物質等の持ち込みや原子力関連施設の立地を拒否する、など。

●条例(内容によりほぼ3種類に分類できる)

- ・非核平和条例(核兵器の通過などを具体的に禁止している。市民や市長の不断の努力を規定し、企画の段階からの市民参加を明文化している)
- ・平和条例(平和行政、予算化などを明記)
- ・平和基金条例(億単位の基金を制定し、利息による平和事業の実施、募金の拡大をめざす)

2. 首長・議長の抗議や要請行動

- ・核爆発実験に対する抗議文の持参・送付
- ・未臨界核実験に対する中止要請文、抗議の持参・送付
- ・NPT再検討会議への参加と要請。

3. 議会の決議など

- ・非核三原則の堅持を求める意見書

- ・ミサイル発射実験、核爆発実験に抗議する決議
- ・包括的核実験禁止条約(CTBT)の制定を求める意見書
- ・非核法の制定を求める意見書
- ・核兵器禁止の国際条約の制定を求める決議
- ・核兵器搭載艦船の入港を認めない港湾条例を求める決議
- ・プルトニウム輸送の情報公開を求める意見書
- ・高速増殖炉「もんじゅ」の安全管理に関する意見書
- ・核燃料再処理事故に関する意見書

4. 市民への情報発信

- ・宣言文の掲示(プレート、垂幕、碑など)
- ・図書館での平和関連図書コーナーの設置
- ・ホームページ、広報誌、ローカル誌、ケーブルテレビを使った情報発信
- ・市民キャンペーン(祭りなど市民の集まるところで広報活動)
- ・平和の映画ビデオや図書の貸出

5. 啓発プログラムの強化

- ・平和に関する各種講演会・セミナー、被爆体験・戦争体験を聞く会、原爆パネル・資料展(海外含む)、映画会、朗読劇、コンサート、書道展、

- ミュージカルなど
- ・平和啓発ステッカーの公用車への貼り付け
- ・無料電車「平和号」の運行
- ・啓発用品の市民・公共施設への配布(パンフレット、カレンダー、花の種、文具、カードなど)
- ・平和副読本の作成、マンガの発行、日本国憲法の冊子作成と配布
- ・戦争体験の証言集・ビデオ・絵の作成

6. 情報収集・管理

- ・平和資料館、展示室、資料コーナーの運営。企画展などの実施
- ・平和関連資料(海外のものも含む)の収集・貸出

7. フィールドワーク

- ・市民(子ども、若者、留学生を含む)、自治体職員、議員の広島・長崎・沖縄への派遣
- ・戦跡、米軍基地、平和資料館・美術館・博物館などの見学ツアー
- ・他の非核自治体協議会や海外の姉妹都市との市民交流

8. 市民参加

- ・平和標語・作文コンクール、平和の絵募集
- ・折り鶴コーナーの設置、千羽鶴の作成
- ・平和基金の募金活動
- ・スポーツ大会の開催
- ・平和ボランティアの募集、育成、派遣

9. 市民との協力事業、および支援

- ・市民団体・文化団体との共催事業(国際会議、平和のつどい、講演会、映画会、コンサート、原爆展、スポーツなど)
- ・市民団体への補助金の交付、事業費の一部負担
- ・市民団体への事業委託

10. 被爆者支援

- ・見舞金、助成金等の支給
- ・栄養食品の支給
- ・被爆者団体への育成補助

11. 記念式典

- ・黙祷の実施、半旗の掲揚
- ・平和記念式、戦没者追悼式、慰霊祭
- ・平和の鐘の打鐘

17. 大和市とタコマ・パーク市の平和条例

大和市次世代に戦争の記憶をつなげる条例

2003年4月1日 施行

(目的)

第1条 この条例は、「大和市平和都市宣言」の理念のもとに、市民の平和に対する意識の高揚、平和の意義の啓発を推進するため、次世代に戦争の記憶をつなげていくことを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例で、「語り部」とは、戦時体験及び追体験を有する者のうち、その体験を次世代に語りつぐ意欲のある者をいう。

(推進内容)

第3条 市長は、平和教育の推進に関す

る次の事業を実施する。

(1) 語り部による市民を対象とした講話会
(2) 市内の小学校及び中学校その他規則で定める学校からの求めに応じた語り部の派遣

2 市長は、戦時体験の継承に関する次の事業を実施する。

(1) 語り部の発掘
(2) 語り部による講話の記録及び保存(委任)

第4条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則(略)

タコマ・パーク非核地帯条例(抜粋)

(前略)

14.04.020節「目的」

本条例の目的は、メリーランド州タコマ・パーク市を非核地帯として確立することにある。市内における核兵器に関連した活動は禁止される。市民及び代表者は、これまで核兵器に費やしてきた資源を、保育、住宅、学校、健康保険、緊急サービス、公共交通、公的扶助、職業等の人的サービスといった、生活を向上させ、より豊かにするための努力に転換していきよう求められる。

14.04.030節「基本的な考え方」

メリーランド州タコマ・パーク市長及び市議会による基本的な考え方は次の通り。

(a) 核軍備競争は、世界の資源を浪費させ、かつてないほどの核ホロコーストの脅威を人類に呈しながら、3分の1世

紀以上にわたり悪化の一途を辿っている。

(b) 万一核戦争が起こった場合、タコマ・パークの住民を防護するに十分な手段は存在しない。

(c) 核戦争は、この地球上における最も高度な生命体を破壊へと向かわせるものである。

(略)

(e) 核兵器の最大の生産者である米国は、世界的規模で軍備競争に反対を唱え、切迫したホロコーストの脅威を除去していく過程において、主導的な役割を担うべきである。

(f) 一般市民や地方自治体による強い意思表示は、米国及び他の核大国にそのような一歩を踏み出させることに役立つものである。

(略)

(j) 原子力エネルギーの生産は、高レベル放射性廃棄物を生み出すものであり、市内におけるその運搬は、市の公共の安全及び福祉に対する重大な危険をもたらすものである

14.04.040節「核施設の禁止」

(a) タコマ・パーク市において、核兵器の生産は認められない。核兵器の生産に使用される、いかなる施設、設備、部品、供給、物資等もタコマ・パーク市では認められない。(後略)

14.04.050節「市財源の投資」(略)

14.04.060節「市との契約における適格要件」

(a) タコマ・パーク市およびその職員、従業員、代理人は、いかなる核兵器生産者に対しても、直接的、間接的を問わず、故意及び意図的に、褒賞の授与、契約、購入申込を行わない。

(略)

(f) 免除について

(1) 14.04.060節(a)および(b)の条項は、次の条件の下で市長及び議会の過半数の投票で可決される決議によって免除される。

(A) 市長と議会は、慎重かつ誠実な検討を経て、必要とされる商品あるいはサービスが核兵器の生産者以外からは入手不可能であるという決定を下すものとする。

(略)

14.04.070節「例外」(略)

14.04.080節「違反と罰則、その他の法的救済」(略)

14.04.090節「定義」(略)

14.04.100節「公布」

(a) 本章の採択に際し、およびその後毎年、市長と議会は、米国大統領、ソビ

エト社会主義連邦共和国大統領、その時点で核兵器を保有しているすべての国の大使、国連事務総長、国際原子力機関(IAEA)事務局長に対し、本条例の写しを提示する。

(b) (略)

(c) メリーランド州タコマ・パークの市長及び議会は、モスクワから20マイル四方にある人口17,000人程度の適切な自治体、あるいはソ連邦のその他の自治体を選び、その自治体に対し、タコマ・パークと同様の行動をとるよう要請する手紙とともに、本条例の写しを送付する。

14.04.110節「タコマ・パーク非核委員会」

(a) 本章の効力発生から60日以内に、市長は市議会の承認のもと、本条例の履行及び遵守の監視を行う中立的な「タコマ・パーク非核委員会」を任命する。委員会は、タコマ・パーク在住の7名の市民及び市行政官によって派遣されるスタッフによって構成される。委員会のメンバーは、科学、研究、財政、法、平和、倫理等の分野において蓄積された経験を持つものとする。

(略)

(c) 委員会は以下の任務及び責任を持つものとする。

(略)

(4) 委員会は、資料の収集、公報記事、ケーブルテレビ番組、公開講演会、その他の手段をもって、本条例の趣旨及び目的に関連するテーマについて、公共教育や情報の提供を行う。この任務を遂行する際に、委員会は、市職員、核凍結タスク・フォース、その他の関連する地域グループ・個人と協力を行う。

(後略)

www.takomaparkmd.gov/code/Takoma_Park_Municipal_Code/Title_14/04/index.html

用語の説明

●イージス・システム

洋上防空能力など艦船防御能力を備えた艦上戦闘システム。レーダーやソナーを利用して複数の目標に関する情報を同時に処理し、誘導ミサイルなどを用いてそれらを同時攻撃できる。近年では、弾道ミサイルに対する迎撃能力を備えたミサイルSM-3が組み込まれるようになってきている。「イージス」はギリシャ神話の神の盾。

●イラク特措法

正式名称は、「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」。2003年8月1日施行。4年間の時限立法である。政府は、人道復興支援・安全確保支援などの対応措置に関して「基本計画」を国会に提出しその承認を得なくてはならない。また、戦闘地域において対応措置を行ってはならないとされる。

●核軍縮議員ネットワーク

(PNND, Parliamentary Network for Nuclear Disarmament)

国際NGO「中堅国家構想」(MPI)の提唱で2001年に創設された、核軍縮を目指す国際的な議員集団。06年6月現在、65か国から400人以上の議員が参加している。なかでも日本、ニュージーランド、ベルギー、カナダ、ドイツは多数の議員を送り出している。PNND日本は02年7月に結成され、現在は47人が参加。

●拡散防止構想

(PSI, Proliferation Security Initiative)

2003年5月にブッシュ米大統領がクラコフ(ポーランド)で発表した構想。大量破壊兵器・ミサイル・その関連部品などを搭載している船舶・航空機を臨検し、積荷を押収することを目指したもの。03年9月の第3回PSI総会(パリ)では、「阻止原則宣言」が採択されている。現在、15か国がコアグループとして参加し、計60数か国が支持を

表明している。04年10月には、相模湾沖で日本主催のPSI合同演習も行われている。

●核燃料サイクル

ウラン鉱石の採掘から核燃料の製造までの過程、原子炉で核燃料を燃焼する過程、使用済み核燃料を再処理したり、処分したりする過程の全過程をさす。再処理過程を含むかどうかでサイクルの様相は大きく異なる。⇒使用済み核燃料再処理。

●カットオフ条約

兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)のこと。核兵器の材料となる高濃縮ウランやプルトニウムの生産を禁止することが目的。

●原子力供給国グループ(NSG)

核兵器に転用可能な物資、燃料、技術などの輸出規制を目的とする国際グループ。74年のインドによる核実験を受けて翌75年にできた。現在45か国が加盟。92年のNSGガイドラインでは、国際原子力機関(IAEA)のフルスコープ保障措置を受けていない国への核関連輸出を禁じている。

●国連総会第1委員会

国連総会に付属する6つの委員会のうちのひとつで、主に、軍縮・国際安全保障問題を取り扱う。通常は、10月から4~5週間にわたって開催される。

●集団的自衛権

自国が攻撃を受けていなくても、同盟国が攻撃された場合にその同盟国に対して援助をし、共同で防衛する権利。国連憲章第51条は、国連加盟国に対して武力攻撃が行われた際、安全保障理事会が必要な措置をとるまでの間、加盟国が個別的・集団的自衛権を行使する権利を認めている。しかし、日本政府は、集団的自衛権の行使は憲法上認められないとの立場をとっている。

●ジュネーブ軍縮会議(あるいは単に軍縮会議。CD, Conference on Disarmament)

現在65か国で構成される、唯一の多国間の軍縮問題交渉機関。事務局長は国連総会によって指名されるが、厳密には国連の付属組織ではない。1960年の「10か国軍縮委員会」(東西5か国ずつで構成)を起源とし、CDの名前になったのは1984年である。日本の加盟は1969年。前身も含めると、NPTやCTBTなどがCDで作成・採択された。全会一致の決定方式をとっていることもあり、1996年に包括的核実験禁止条約(CTBT)の交渉を行って以来、実質的な活動を行っていない。

●消極的安全保証(NSA, Negative Security Assurance)

非核兵器国に対して核兵器を使用しないと約束することによって、安全の保証を提供すること。核保有5か国(米・ロ・英・仏・中)は、国連安保理決議984(95年4月11日採択)によって一方的にNSAを宣言しているが、非核兵器国側は、法的拘束力のあるNSAを求めている。非核地帯条約のNSA議定書に核保有国が署名・批准している場合には、地帯内の非核国に対してNSAは法的拘束力を持つ。

●使用済み核燃料再処理

原子炉で燃やした後の使用済み核燃料から、ウランやプルトニウムを分離、回収する作業のこと。使用価値のない核分裂生成物等が出てくるため、これらを高レベル放射性廃棄物、低レベル放射性廃棄物に分離した上で処分・埋設する。

●新アジェンダ連合(NAC, New Agenda Coalition)

ブラジル・エジプト・アイルランド・メキシコ・ニュージーランド・スロベニア・南アフリカ・スウェーデンの8か国から成る核軍縮推進派の国家連合(後にスロベニアが脱退)。1998年に「核兵器のない世界へ;

新アジェンダの必要性」という共同宣言を発したことから、この名で呼ばれている。

●弾道ミサイル防衛(BMD)システム

敵国などからの弾道ミサイルを迎撃するシステム。迎撃の起点(陸上、海上、空中、大気圏外)、迎撃対象の飛行段階(初期の噴射、中間、終末)、迎撃の手段(運動エネルギー、指向性エネルギー)などの組み合わせによって、様々な種類がある。

●日米安全保障協議委員会

(SCC, Security Consultative Committee)

日米安保条約第4条を根拠とし、1960年に設置された。当初、日本側の構成員が外務大臣と防衛庁長官、米国側の構成員が駐日米大使と太平洋軍司令官であった。しかし、1990年に米側の構成員が國務長官と国防長官格上げされ、しばしば「2+2」(ツープラスツー)と呼ばれるようになった。

●濃縮ウランと劣化ウラン

天然ウランにはウラン238が約99.3%、ウラン235が約0.7%含まれている。ウラン235は核分裂性であり、核燃料や兵器に用いられる。ウラン235の割合を0.7%以上に高めたものを濃縮ウランという。ウラン235の含有量が20%より低いものを低濃縮ウラン(LEU)、高いものを高濃縮ウラン(HEU)、90%を超えるものを兵器級ウランと呼ぶ。軽水型発電炉の燃料は3~5%の低濃縮ウランである。一方、濃縮の結果、ウラン235含有量が天然ウランより減った残余を劣化ウランという。劣化ウランは、密度と硬度が高く、安価であることを利用して「ウラン弾」に用いられる。劣化ウランの放射能は天然ウランの約60%に減っているにすぎない。

●非核兵器地帯

一定の地理的範囲内において核兵器が排除された状態を創り出すことを目的と

用語の説明

した、国際法上の制度のことをいう。地帯内において、核兵器の開発・実験・製造・生産・取得・所有・貯蔵・輸送・配備などが禁止される。これに加え、地帯内において核兵器による攻撃やその威嚇を行わないとの核兵器国による約束(すなわち、消極的安全保証)を議定書の形で定めるのが通例である。

●武器輸出三原則

佐藤榮作内閣が1967年4月に打ち出した政策。①共産圏向けの場合、②国連決議により武器輸出が禁じられている場合、③国際紛争の当事国(あるいはそのおそれがある国)の場合、武器輸出を禁じるというもの。1976年2月、三木武夫内閣はこれを拡大し、上記の対象国以外に対しても武器輸出を慎むこと、武器製造関連設備も武器に準ずる取り扱いにすることとした。しかし、1983年1月、対米武器技術供与を例外とする後退を示した。近年では、ミサイル防衛に関して米国との共同開発・生産を見込み、例外措置をさらに拡大しようとしている。

●未臨界核実験

核分裂物質は、ある一定の条件が満たされると連鎖的な核分裂反応を起こす。この限界のことを「臨界」と呼び、臨界に達しない状態で行われる核実験のことを未臨界核実験という。

●IAEA追加議定書

国際原子力機関(IAEA)と保障措置協定締結国との間で追加的に締結される議定書のことであり、既存の保障措置よりも強化された措置が盛り込まれている。原子力施設内の全ての建物や活動がIAEAに対する申告の対象になり、さらに、未申告の施設や活動に対しても、直前の通告による追加的な査察(いわゆる「抜き打ち」査察)が認められている。1997年5月のIAEA特別理事会でモデル追加議定書が採択されている。

●NPT再検討会議

核不拡散条約(NPT)第8条3項に従って、NPTの運用状況を点検するために5年に一度NPT加盟国が開く会議。1975年から2005年までの計7回開かれている。再検討会議は、本会議に加えて、第1主要委員会(核軍縮関連)、第2主要委員会(保障措置・非核兵器地帯関連)、第3主要委員会(原子力平和利用関連)に分かれる。なお、最近では、再検討会議に先立つ3年の間、準備委員会が毎年開催されている。

●PAC-3

(Patriot Advanced Capability 3)

改良型パトリオットミサイル。短・中距離弾道ミサイルを陸上から迎撃するシステムで、弾道ミサイルのターミナル(終末)段階において撃ち落とす。PAC-3が防御できるのは、それが配備された地点の半径数10キロ程度とされる。

●SM-3(Standard Missile 3)

イージス艦に搭載され、短・中距離弾道ミサイルを迎撃するミサイル。弾道ミサイルのミッドコース(中間飛行)段階において撃ち落とす。

資料

1. 基礎資料
2. 特集資料
 - 北朝鮮の核・ミサイル実験
3. その他の資料

1. 基礎資料

1-1	核不拡散条約(NPT)第6条	215
1-2	国連憲章第7章第39~42条	215
1-3	国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見(96年7月8日)	216
1-4	2000年NPT再検討会議最終文書・(13+2)項目(00年5月19日)	217
1-5	日本国憲法前文・第9条	219
1-6	日米安全保障条約第5条・第6条	220
1-7	日米共同発表(05年2月19日)	220
1-8	日米同盟—未来のための変革と再編(05年10月29日)	222
1-9	日本の核基本政策(68年1月30日)	227
1-10	宇宙の平和利用に関する決議(69年5月9日)	227
1-11	核兵器・核軍縮年表(1945年~2007年3月)	228

2. 特集資料

核・ミサイル実験

2-1	国連安保理決議1695(06年7月15日)	230
2-2	北朝鮮による核実験実施声明(06年10月9日)	231
2-3	核実験非難衆議院決議(06年10月10日)	231
2-4	核実験非難参議院決議(06年10月11日)	232
2-5	国連安保理決議1718(06年10月14日)	233
2-6	6か国協議「初期行動」合意文書(07年2月13日)	236
2-7	日本政府の非核三原則堅持表明	238
2-8	CTBT Oの報告書	239
2-9	南北非核化共同宣言(92年1月20日)	240
2-10	日朝平壌宣言(02年9月17日)	240
2-11	6か国協議共同声明(05年9月19日)	241
2-12	日本被団協抗議声明(06年10月10日)	242

3. その他の資料

3-1	米国のFMCT草案と委託任務草案(06年5月18日)	244
3-2	ブリクス報告(06年6月11日)	246
3-3	アナン国連事務総長(当時)の演説(06年11月28日)	253
3-4	中央アジア非核兵器地帯条約(06年9月8日)	257
3-5	第61回国連総会・日本決議(06年12月6日)	262
3-6	第61回国連総会・新アジェンダ連合決議(06年12月6日)	264
3-7	国連軍縮局改組に関する国連総会決議(07年3月15日)	265
3-8	CD議長による暫定決定(未採択)(07年3月23日)	266
3-9	未臨界核実験ユニコーンに関する米NNSAの発表(06年8月30日)	267
3-10	核兵器複合体の将来(米NNSA)(06年10月)	267
3-11	新しい戦略核削減交渉をブーチン・ロ大統領(06年6月27日)	268
3-12	ミュンヘン会議におけるブーチン・ロ大統領の安全保障政策に関する演説 (07年2月10日)	269
3-13	英国「核抑止力の未来」(06年12月)	271
3-14	シラク仏大統領の演説・新核ドクトリン(06年1月19日)	274
3-15	米印共同声明(06年3月2日)	275
3-16	インドの核施設軍民分離計画(06年3月7日)	276
3-17	国連安保理・イラン決議1696(06年7月31日)	278
3-18	国連安保理・イラン制裁決議1737(06年12月23日)	280
3-19	国連安保理・イラン制裁決議1747(07年3月24日)	282
3-20	米連邦・2007会計年度国防認可法(06年10月17日)	284
3-21	米「国家安全保障戦略」—先制攻撃の部分(06年3月16日)	285
3-22	米「国家宇宙政策」(06年8月31日)	285
3-23	第2次アーミテージ報告(07年2月16日)	288
3-24	広島・長崎の2006年平和宣言(06年8月6日、9日)	291
3-25	核軍縮日誌(06年1月1日~07年3月31日)	294

2007年版に掲載されていない旧版の資料一覧は、ピースデポのホームページに掲載。www.peacedepot.org/

1. 基礎資料

資料1-1 核不拡散条約(NPT)第6条

採択 1968年7月1日
発効 1970年3月5日

各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。

資料1-2 国連憲章第7章 第39~42条

(国連広報センター訳)

第7章 平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動(抜粋)

第39条

安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し、並びに、国際の平和及び安全を維持し又は回復するために、勧告をし、又は第41条及び第42条に従っていかなる措置をとるかを決定する。

第40条

事態の悪化を防ぐため、第39条の規定により勧告をし、又は措置を決定する前に、安全保障理事会は、必要又は望ましいと認める暫定措置に従うように関係当事者に要請することができる。この暫定措置は、関係当事者の権利、請求権又は地位を害するものではない。安全保障理事会は、関係当事者がこの暫定措置に従わなかったときは、そのことに妥当な考慮を払わなければならない。

第41条

安全保障理事会は、その決定を実施するために、兵力の使用を伴わないいかなる措置を使用すべきかを決定することができ、且つ、この措置を適用するように国際連合加盟国に要請することができる。この措置は、経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部又は一部の中断並びに外交関係の断絶を含むことができる。

第42条

安全保障理事会は、第41条に定める措置では不十分であると認め、又は不十分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍または陸軍の行動をとることができる。この行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動を含むことができる。

核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の
勧告的意見(抜粋)

1996年7月8日

99. このような状況のもとで、核不拡散条約第6条の「誠実に核軍縮交渉をおこなう義務」という認識がきわめて重要であると、本法廷は考える。この条項は以下のように述べている。

「各締約国は、核軍備競争の早期の停止および核軍縮に関する効果的な措置につき、ならびに厳格かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍縮に関する条約について、誠実に交渉をおこなうことを約束する。」

この義務の法的重要性は、単なる行為の義務という重要性をこえたものである。すなわちここで問題となる義務とは、あらゆる分野における核軍縮という正確な結果を、誠実な交渉の追求という特定の行為をとることによって達成する義務である。

100. 交渉を追求しかつ公式に達成するというこの二重の義務は、核不拡散条約に参加する182カ国、いい換えれば国際社会の圧倒的多数にかかわるものである。

さらに、核軍縮に関する国連総会議がくり返し全会一致で採択されてきたとき、事実上国際社会全体がそれに関与してきたのである。実際、全面的かつ完全な軍縮、とくに核軍縮の現実的な追求には、すべての国家の協力が必要である。

105. これらの理由により、裁判所は、(1) 勧告的意見の要請に従うことを決定する。(2) 総会の諮問に次の方法で答える。(13票対1票)

- A 核兵器の威嚇または使用のいかなる特別の権限も、慣習国際法上も条約国際法上も存在しない。(全会一致)
- B 核兵器それ自体の威嚇または使用のいかなる包括的または普遍的禁止も、慣習国際法上も条約国際法上も、存在しない。(11票対3票)
- C 国連憲章2条4項に違反し、かつ、その51条のすべての要請を満たしていない、核兵器による武力の威嚇または武力の行使は、違法である。(全会一致)
- D 核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の要請とくに国際人道法の原則および規制の要請、ならびに、核兵器を明示的にとり扱う条約および他の約束の特別の義務と、両立するものでなければならない。(全会一致)
- E 上述の要請から、核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の諸規則、そしてとくに人道法の原則および規則に、一般に違反するであろう。しかしながら、国際法の現状および裁判所の有する事実の諸要素を勘案して、裁判所は、核兵器の威嚇または使用が、国家の存亡そのものがかった自衛の極端な事情のもとで、合法

であるか違法であるかをはっきりと結論しえない。(7票対7票、裁判所長のキャストイング・ボート)

- F 厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実におこないかつ完結させる義務が存在する。(全会一致)

www.icj-cij.org/docket/files/93/7407.pdf

資料1-4 2000年NPT再検討会議最終文書・(13+2)項目

2000年5月19日、NPT/CONF.2000/28

<第I巻>

第1部

「1995年のNPT再検討延長会議で採択された決定と決議を考慮に入れた、NPTの運用の再検討/強化されたNPT再検討過程の有効性の改善」

第2部

「会議の組織と作業」

<第II巻>

第3部

「会議で出された文書」

<第III巻>

第4部「概略の記録」

第1部の内容

(条文ごとに、過去5年間の評価と将来の課題とが混在して記載されている。)

■「1995年NPT再検討・延長会議における決定と決議を考慮に入れた、条約運用の再検討」

- 第1、2条および前文第1節から3節 — (全11節)
- 第3条および前文第4、5節。とりわけ第4条および前文第6、7節との関係で。 — (全56節)
- 第4条および前文第6、7節
 - ・NPTと核エネルギーの平和利用 — (全11節)
 - ・核と放射線の安全性/放射性物質の安全な輸送/放射性廃棄物と責任 — (全16節)
 - ・技術協力 — (全11節)
 - ・核物質の平和利用への転換 — (全4節)
- 第5条 — (全1節)
- 第6条および前文第8~12節 — (全15節)

(核軍縮を論じた部分。第1~14節が過去5年間の評価。最後の第15節が将来の核軍縮措置を全13項目にわたってあげている。以下に、第15節全体を訳出する。)
- 第7条および非核兵器国の安全保障 — (全16節)

(このうち、第2節(消極的安全保証)と第6節(非核地帯)の2つを訳出する。第16節「地域的課題」の中に、「中東問題」として全10項目、「南アジア問題その他」(北朝鮮を含む)として全16項目含む。)
- 第9条 — (全10節)

■「強化されたNPT再検討過程の有効性の改善」 — (全9節)

第6条

第15節

会議は、核不拡散条約(NPT)第6条、および、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」第3節と第4節(c)の履行のための体系的かつ前進的な努力に向けた、以下の実質的な諸措置について合意する。

1. 包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効を達成するために、遅滞なく、無条件に、憲法上の過程にしたがって、署名し批准することの重要性と緊急性。
2. CTBTが発効するまでの、核兵器の爆発実験またはその他のあらゆる核爆発の一時停止。

3. ジュネーブ軍縮会議(CD)において、1995年の専門コーディネーターの声明とそこに含まれる任務に従って、核兵器用およびその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、条約のための交渉、核軍縮および核不拡散という両方の目的を考慮して、行うことの必要性。CDは、5年以内に妥結する見通しをもって、このような条約の交渉を即時に開始することを含んだ作業プログラムに合意することが求められる。
4. CDにおいて核軍縮を扱う任務をもった適切な下部機関が設置されることの必要性。CDは、このような機関の即時設置を含んだ作業プログラムに合意することが求められる。
5. 核軍縮、核およびその他の軍備管理と削減措置に適用されるべき、不可逆性の原則。
6. すべての締約国が第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、核兵器国は保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束をおこなうこと。
7. 戦略的安定の基礎として、また、戦略的攻撃兵器のさらなる削減の基盤として、条約の規定に従いつつABM条約を維持し強化しながら、START IIを早期に発効させ完全に履行し、START IIIを可能な限り早期に妥結すること。
8. アメリカ合衆国、ロシア連邦および国際原子力機関(IAEA)の三者構想の完成と履行。
9. 国際的安定を促進するような方法で、また、すべてにとって安全保障が減じないとの原則に則って、すべての核兵器国が核軍縮へつがる諸措置をとること：
 - 核兵器国による、保有核兵器の一方的な削減のさらなる努力。
 - 核兵器能力について、また、第6条にもとづく合意事項の履行について、核軍縮のさらなる前進を支えるための自発的な信頼醸成措置として、核兵器国が透明性を増大させること。
 - 一方的な発議にもとづいて、また、核軍備削減と軍縮過程の重要な一部分として、非戦略核兵器をさらに削減すること。
 - 核兵器システムの作戦上の地位をさらに低めるような具体的な合意された諸措置。
 - 核兵器が使用される危険を最小限に押さえるとともに、核兵器の完全廃棄の過程を促進するために、安全保障政策における核兵器の役割を縮小すること。
 - すべての核兵器国を、適切な早い時期において、核兵器の完全廃棄につながる過程に組みこむこと。
10. すべての核兵器国が、もはや軍事目的に必要でないと各核兵器国が認めた核分裂性物質を、そのような物質が永久に軍事プログラムの外に置かれることを保証するために、実際可能な早期において、IAEAまたは関連する国際的検証の下に置くという制度。および、そのような物質を平和目的に移譲するという制度。
11. 軍縮過程における国の努力の究極的な目標は、効果的な国際的管理の下で全面かつ完全な軍縮であることの再確認。
12. 強化されたNPT再検討過程の枠組みの中で、すべての締約国が、第6条、および、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」の第4節(c)の履行について、1996年7月8日の国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見を想起しつつ、定期報告をおこなうこと。
13. 核兵器のない世界を達成し維持するための核軍縮協定の遵守を保証するために必要な、検証能力のさらなる開発。

第7条

第2節

本(再検討)会議は、核兵器の完全廃棄が、核兵器の使用または威嚇を防止する唯一の絶対的な保証であることを再確認する。会議は、5核兵器国による、NPT締約国である非核兵器国への法的拘束力を持った安全の保証が、核不拡散体制を強化することに同意する。会議は、準備委員会に対して、この問題についての勧告を2005年再検討会議に提出することを要請する。

第6節

本(再検討)会議は、さらなる非核地帯条約を締結しようとして1995年以来とられてきた措置を歓迎した支持し、地域の関係諸国間で自由意思によって達成された制度に基づいて、国際的に認知された非核地帯を設立することが、世界の、また地域の平和と安全を強化し、核不拡散体制を強化し、核軍縮の目的の実現に貢献するとの確信を再確認する。

disarmament.un.org/wmd/npt/nptrevdocuments.html

資料1-5 日本国憲法前文・第9条

公布 1946年11月3日

施行 1947年5月3日

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

資料1-6 日米安保条約第5条・第6条

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

署名 1960年1月19日

発効 1960年6月23日

第5条(共同防衛)

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執った全ての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従って直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執ったときは、終止しなければならない。

第6条(基地許与)

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定(改正を含む。)に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

資料1-7 日米共同発表

(外務省仮訳・抜粋)

日米安全保障協議委員会

2005年2月19日

1. (前文、略)

今日の世界が直面する課題に対する共同の取組

2. 閣僚は、日米両国間の協力関係が、安全保障、政治、経済といった幅広い分野で極めて良好であることに留意した。閣僚は、日米安全保障体制を中核とする日米同盟関係が日米両国の安全と繁栄を確保し、また、地域及び世界の平和と安定を高める上で死活的に重要な役

割を果たし続けることを認識し、この協力関係を拡大することを確認した。

3. (アフガニスタン、イラク、インド洋における津波災害などに関する協力の成果、略)

4. (不拡散に関する協力の成果、略)

5. 閣僚は、弾道ミサイル防衛(BMD)が弾道ミサイル攻撃に対する日米の防衛と抑止の能力を向上させるとともに、他者による弾道ミサイルへの投資を抑制することについての確信を表明した。閣僚は、日本による弾道ミサイル防衛システムの導入決定や武器輸出三原則等に関する最近の立場表明といったミサイル防衛協力における成果に留意しつつ、政策面及び運用面での緊密な協力や、弾道ミサイル防衛に係る日米共同技術研究を共同開発の可能性を視野に入れて前進させるとのコミットメントを再確認した。

共通の戦略目標

6. 閣僚は、国際テロや大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散といった新たに発生している脅威が共通の課題として浮かび上がってきた新たな安全保障環境について討議した。閣僚は、グローバル化した世界において諸国間の相互依存が深まっていることは、このような脅威が日本及び米国を含む世界中の国々の安全に影響を及ぼし得ることを認識した。

7. (地域における脅威と課題、略)

8. (北朝鮮に六者協議復帰と核計画廃棄を求める、略)

9. (共通の戦略目標についての協議の必要性を確認、略)

10. 地域における共通の戦略目標には、以下が含まれる。

* 日本の安全を確保し、アジア太平洋地域における平和と安定を強化するとともに、日米両国に影響を与える事態に対処するための能力を維持する。

* 朝鮮半島の平和的な統一を支持する。

* 核計画、弾道ミサイルに係る活動、不法活動、北朝鮮による日本人拉致といった人道問題を含む、北朝鮮に関連する諸懸案の平和的解決を追求する。

* 中国が地域及び世界において責任ある建設的な役割を果たすことを歓迎し、中国との協力関係を発展させる。

* 台湾海峡を巡る問題の対話を通じた平和的解決を促す。

* 中国が軍事分野における透明性を高めるよう促す。

* アジア太平洋地域におけるロシアの建設的な関与を促す。

* 北方領土問題の解決を通じて日露関係を完全に正常化する。

* 平和で、安定し、活力のある東南アジアを支援する。

* 地域メカニズムの開放性、包含性及び透明性の重要性を強調しつつ、様々な形態の地域協力の発展を歓迎する。

* 不安定を招くような武器及び軍事技術の売却及び移転をしないように促す。

* 海上交通の安全を維持する。

11. 世界における共通の戦略目標には、以下が含まれる。

* 国際社会における基本的人権、民主主義、法の支配といった基本的な価値を推進する。

* 世界的な平和、安定及び繁栄を推進するために、国際平和協力活動や開発支援における日米のパートナーシップを更に強化する。

- * NPT、IAEAその他のレジーム及びPSI等のイニシアティブの信頼性及び実効性を向上させること等を通じて、大量破壊兵器及びその運搬手段の削減と不拡散を推進する。
- * テロを防止し、根絶する。
- * 現在の機運を最大限に活用して日本の常任理事国入りへの希望を実現することにより、国連安全保障理事会の実効性を向上させるための努力を連携させる。
- * 世界のエネルギー供給の安定性を維持・向上させる。

日米の安全保障及び防衛協力の強化

12. (日米双方の努力を評価、略)

13. この文脈で、閣僚は、自衛隊及び米軍が多様な課題に対して十分に調整しつつ実効的に対処するための役割、任務、能力について、検討を継続する必要性を強調した。この検討は、日本の新たな防衛計画の大綱や有事法制、及び改正ACSAや弾道ミサイル防衛における協力の進展といった最近の成果と発展を考慮して行われる。閣僚は、また、自衛隊と米軍との間の相互運用性を向上させることの重要性を強調した。

14. 閣僚は、この検討が在日米軍の兵力構成見直しに関する協議に資するべきものであるとの点で一致した。閣僚は、日本の安全の基盤及び地域の安定の礎石としての日米同盟を強化するために行われる包括的な努力の一環として、在日米軍の兵力構成見直しに関する協議を強化することを決定した。この文脈で、双方は、沖縄を含む地元の負担を軽減しつつ在日米軍の抑止力を維持するとのコミットメントを確認した。閣僚は、事務当局に対して、これらの協議の結果について速やかに報告するよう指示した。

15. 閣僚は、また、地域社会と米軍との間の良好な関係を推進するための継続的な努力の重要性を強調した。閣僚は、環境への適切な配慮を含む日米地位協定の運用改善や沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告の着実な実施が、在日米軍の安定的なプレゼンスにとって重要であることを強調した。

16. 閣僚は、現行の特別措置協定が2006年3月に終了することに留意しつつ、特別措置協定が在日米軍のプレゼンスを支援する上で果たす重要な役割にかんがみて、接受国支援を適切な水準で提供するための今後の措置について協議を開始することを決定した。

www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/2+2_05_02.html

資料1-8 日米同盟—未来のための変革と再編

(外務省仮訳)

日米同盟—未来のための変革と再編(抜粋)

日米安全保障協議委員会
2005年10月29日

I. 概観

(略。2005年2月19日の日米共同発表における「共通戦略」の重要性を強調)

II. 役割・任務・能力

テロとの闘い、拡散に対する安全保障構想(PSI)、イラクへの支援、インド洋における津波や南アジアにおける地震後の災害支援をはじめとする国際的活動における二国間協力や、2004年12月の日本の防衛計画の大綱、弾道ミサイル防衛(BMD)における協力の進展、日本の有事法制、自衛隊の新たな統合運用体制への移行計画、米軍の変革と世界的な態勢の見直しといった、日米の役割・任務・能力に関連する安全保障及び防衛政策における最近の成果と発展を、双方は認識した。

1. 重点分野

この文脈で、日本及び米国は、以下の二つの分野に重点を置いて、今日の安全保障環境における多様な課題に対応するための二国間、特に自衛隊と米軍の役割・任務・能力を検討した。

- 日本の防衛及び周辺事態への対応(新たな脅威や多様な事態への対応を含む)
- 国際平和協力活動への参加をはじめとする国際的な安全保障環境の改善のための取組

2. 役割・任務・能力についての基本的考え方

双方は、二国間の防衛協力に関連するいくつかの基本的考え方を確認した。日本の防衛及び周辺事態への対応に関連するこれらの考え方には以下が含まれる。

*二国間の防衛協力は、日本の安全と地域の平和と安定にとって引き続き死活的に重要である。

*日本は、弾道ミサイル攻撃やゲリラ、特殊部隊による攻撃、島嶼部への侵略といった、新たな脅威や多様な事態への対処を含めて、自らを防衛し、周辺事態に対応する。これらの目的のために、日本の防衛態勢は、2004年の防衛計画の大綱に従って強化される。

*米国は、日本の防衛のため、及び、周辺事態を抑止し、これに対応するため、前方展開兵力を維持し、必要に応じて兵力を増強する。米国は、日本の防衛のために必要なあらゆる支援を提供する。

*周辺事態が日本に対する武力攻撃に波及する可能性のある場合、又は、両者が同時に生起する場合に適切に対応し得るよう、日本の防衛及び周辺事態への対応に際しての日米の活動は整合を図るものとする。

*日本は、米軍のための施設・区域(以下、「米軍施設・区域」)を含めた接受国支援を引き続き提供する。また、日本は、日本の有事法制に基づく支援を含め、米軍の活動に対して、事態の進展に応じて切れ目のない支援を提供するための適切な措置をとる。双方は、在日米軍のプレゼンス及び活動に対する安定的な支持を確保するために地元と協力する。

*米国の打撃力及び米国によって提供される核抑止力は、日本の防衛を確保する上で、引き続き日本の防衛力を補完する不可欠のものであり、地域の平和と安全に寄与する。

また、双方は、国際的な安全保障環境の改善の分野における役割・任務・能力に関連する

いくつかの基本的考え方を以下のとおり確認した。

*地域及び世界における共通の戦略目標を達成するため、国際的な安全保障環境を改善する上での二国間協力は、同盟の重要な要素となった。この目的のため、日本及び米国は、それぞれの能力に基づいて適切な貢献を行うとともに、実効的な態勢を確立するための必要な措置をとる。

*迅速かつ実効的な対応のためには柔軟な能力が必要である。緊密な日米の二国間協力及び政策調整は、これに資する。第三国との間で行われるものを含む定期的な演習によって、このような能力を向上し得る。

*自衛隊及び米軍は、国際的な安全保障環境を改善するための国際的な活動に寄与するため、他国との協力を強化する。

加えて、双方は、新たな脅威や多様な事態に対処すること、及び、国際的な安全保障環境を改善することの重要性が増していることにより、双方がそれぞれの防衛力を向上し、かつ、技術革新の成果を最大限に活用することが求められていることを強調した。

3. 二国間の安全保障・防衛協力において向上すべき活動の例

双方は、あらゆる側面での二国間協力が、関連の安全保障政策及び法律並びに日米間の取極に従って強化されなければならないことを再確認した。役割・任務・能力の検討を通じ、双方は、いくつかの個別分野において協力を向上させることの重要性を強調した。

* 防空

*弾道ミサイル防衛

*拡散に対する安全保障構想(PSI)といった拡散阻止活動

*テロ対策

*海上交通の安全を維持するための機雷掃海、海上阻止行動その他の活動

*捜索・救難活動

*無人機(UAV)や哨戒機により活動の能力と実効性を増大することを含めた、情報、監視、偵察(ISR)活動

*人道救援活動

*復興支援活動

*平和維持活動及び平和維持のための他国の取組の能力構築

*在日米軍施設・区域を含む重要インフラの警護

*大量破壊兵器(WMD)の廃棄及び除染を含む、大量破壊兵器による攻撃への対応

*補給、整備、輸送といった相互の後方支援活動。補給協力には空中及び海上における給油を相互に行うことが含まれる。輸送協力には航空輸送及び高速輸送艦(HSV)の能力によるものを含めた海上輸送を拡大し、共に実施することが含まれる。

*非戦闘員退避活動(NEO)のための輸送、施設の使用、医療支援その他関連する活動

*港湾・空港、道路、水域・空域及び周波数帯の使用

双方は、以上に明記されていない他の活動分野も同盟の能力にとって引き続き重要であることを強調した。上述の項目は、更なる向上のための鍵となる分野を強調したものであり、可能な協力分野を包括的に列挙することを意図したものではない。

4. 二国間の安全保障・防衛協力の態勢を強化するための不可欠な措置

上述の役割・任務・能力に関する検討に基づき、双方は、更に、新たな安全保障環境において多様な課題に対処するため、二国間の安全保障・防衛協力の態勢を強化する目的で平時からとり得る不可欠な措置を以下のとおり特定した。また、双方は、実効的な二国間の協力を確保するため、これまでの進捗に基づき、役割・任務・能力を引き続き検討することの重要性を強調した。

*緊密かつ継続的な政策及び運用面の調整

双方は、定期的な政策及び運用面の調整が、戦略環境の将来の変化や緊急事態に対する同盟の適時かつ実効的な対応を向上させることを認識した。部隊戦術レベルから戦略的な協議まで、政府のあらゆるレベルで緊密かつ継続的な政策及び運用面の調整を行うことは、不安定化をもたらす軍事力増強を抑制し、侵略を抑止し、多様な安全保障上の課題に対応する上で不可欠である。米軍及び自衛隊の間で共通の運用画面を共有することは、運用面での調整を強化するものであり、可能な場合に追求されるべきである。防衛当局と他の関係当局との間のより緊密な協力もますます必要となっている。この文脈で、双方は、1997年の日米防衛協力のための指針の下での包括的メカニズムと調整メカニズムの実効性を、両者の機能を整理することを通じて向上させる必要性を再確認した。

*計画検討作業の進展

1997年の日米防衛協力のための指針が共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討の基礎となっていることを想起しつつ、双方は、安全保障環境の変化を十分に踏まえた上で、これらの検討作業が引き続き必要であることを確認した。この検討作業は、空港及び港湾を含む日本の施設を自衛隊及び米軍が緊急時に使用するための基礎が強化された日本の有事法制を反映するものとなる。双方は、この検討作業を拡大することとし、そのために、検討作業により具体性を持たせ、関連政府機関及び地方当局と緊密に調整し、二国間の枠組みや計画手法を向上させ、一般及び自衛隊の飛行場及び港湾の詳細な調査を実施し、二国間演習プログラムを強化することを通じて検討作業を確認する。

*情報共有及び情報協力の向上

双方は、良く連携がとれた協力のためには共通の情勢認識が鍵であることを認識しつつ、部隊戦術レベルから国家戦略レベルに至るまで情報共有及び情報協力をあらゆる範囲で向上させる。この相互活動を円滑化するため、双方は、関連当局の間でより幅広い情報共有が促進されるよう、共有された秘密情報を保護するために必要な追加的措置をとる。

*相互運用性の向上

自衛隊が統合運用体制に移行するに際して円滑な協力を確保するため、自衛隊及び米軍は、相互運用性を維持・強化するため定期的な協議を維持する。共同の運用のた

めの計画作業や演習における継続的な協力は、自衛隊と米軍の司令部間の接続性を強化するものであり、安全な通信能力の向上はこのような協力で資する。

***日本及び米国における訓練機会の拡大**

双方は、相互運用性の向上、能力の向上、即応性の向上、地元の間での訓練の影響のより公平な分散及び共同の活動の実効性の増大のため、共同訓練及び演習の機会を拡大する。これらの措置には、日本における自衛隊及び米軍の訓練施設・区域の相互使用を増大することが含まれる。また、自衛隊要員及び部隊のグアム、アラスカ、ハワイ及び米本土における訓練も拡大される。

○特に、グアムにおける訓練施設を拡張すると米国の計画は、グアムにおける自衛隊の訓練機会の増大をもたらす。

○また、双方は、多国間の訓練及び演習への自衛隊及び米軍の参加により、国際的な安全保障環境の改善に対する貢献が高まるものであることを認識した。

***自衛隊及び米軍による施設の共同使用**

双方は、自衛隊及び米軍による施設の共同使用が、共同の活動におけるより緊密な連携や相互運用性の向上に寄与することを認識した。施設の共同使用のための具体的な機会については、兵力態勢の再編に関する勧告の中で述べられる(下記参照)。

***弾道ミサイル防衛(BMD)**

BMDが、弾道ミサイル攻撃を抑止し、これに対して防御する上で決定的に重要な役割を果たすとともに、他者による弾道ミサイルの開発及び拡散を抑制することができることを強調しつつ、双方は、それぞれのBMD能力の向上を緊密に連携させることの意義を強調した。これらのBMDシステムを支援するため、弾道ミサイルの脅威に対応するための時間が限りなく短くにかんがみ、双方は、不断の情報収集及び共有並びに高い即応性及び相互運用性の維持が決定的に重要であることを強調した。米国は、適切な場合に、日本及びその周辺に補完的な能力を追加的に展開し、日本のミサイル防衛を支援するためにその運用につき調整する。それぞれのBMD指揮・統制システムの間での緊密な連携は、実効的なミサイル防衛にとって決定的に重要となる。

双方は、1997年の日米防衛協力のための指針の下での二国間協力及び、適切な場合には、現在指針で取り上げられていない追加的な分野における二国間協力の実効性を強化し、改善することを確約した。

(以下略)

www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/henkaku_saihen.html

資料1-9 日本の核基本政策

1968年1月30日、佐藤榮作首相は、日本の核政策の柱として、以下の4点をあげた。以後、現在まで、この4項目が日本の核の基本政策とされている。

1. 非核三原則/2. 核軍縮への努力/3. 米国の「核の傘」への依存/4. 核エネルギーの平和利用

佐藤榮作首相による答弁

1968年1月30日、第58回衆議院本会議。大平正芳議員(自民)からの質問に対する答弁の抜粋。

御承知のように、わが国の核政策につきましては、大体四本の柱、かように申してもいいかと思えます。

第一は、核兵器の開発、これは行なわない。また核兵器の持ち込み、これも許さない。また、これを保持しない。いわゆる非核三原則*でございます。うそを言うなというやじが飛んでおりますが、さようなことはございません。この点ははっきりしております。(※1967年12月11日、衆・予算委の佐藤首相答弁に発する。)

第二は、核兵器による悲惨な体験を持つ日本国民は、核兵器の廃棄、絶滅を念願しております。しかし、現実問題としてはそれがすぐ実現できないために、当面は実行可能なところから、核軍縮の点にわれわれは力を注ぐつもりでございます。したがって、国際的な規制あるいは管理などについていろいろ意見を述べておる次第でございます。このこともなかなか容易なことではありませんから、粘り強く取り組んでいかねばならないのであります。

第三に、平和憲法のためにもありますが、私どもは、通常兵器による侵略に対しては自主防衛の力を堅持する。国際的な核の脅威に対しましては、わが国の安全保障については、引き続き日米安全保障条約に基づくアメリカの核抑止力に依存する。これが第三の決定であります。

第四に、核エネルギーの平和利用は、最重点国策として全力をあげてこれに取り組む、そして世界の科学技術の進歩に寄与し、みずからその実益を享受しつつ、国民の自信と国の威信を高め、平和への発言権を強める、以上の四つを私は核政策の基本にしておるのであります。

資料1-10 宇宙の平和利用に関する決議

国会決議

「わが国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議」(全文)

1969年5月9日、衆議院、全会一致

「わが国における地球上の大気圏の主要部分を超える宇宙に打上げられる物体及びその打ち上げ用ロケットの開発及び利用は、平和の目的に限り、学術の進歩、国民生活の向上及び人類社会の福祉を図り、あわせて産業技術の発展に寄与するとともに、進んで国際協力に資するためにこれを行うものとする。」

追加説明の議事録(抜粋)

共同提案者の一人石川次夫衆議院議員(社会党)が
参議院における説明者として発言

1969年5月15日、
参議院科学技術対策振興特別委員会

「平和の概念は、国際的に、非侵略という考えと非軍事という考えがございますけれども、これ(衆議院決議における「平和の目的」)ははっきりと非軍事である、非核である、こういうことを明確にしておりますことをつけ加えて御報告にかえる次第でございます。」

資料1-11 核兵器・核軍縮年表(1945年~2007年3月)

1945年 7月16日	米国が世界最初の核実験(アラモゴルド)	2月14日	ラテンアメリカ核兵器禁止条約署名
8月6日	広島に原爆投下	1968年 7月1日	核不拡散条約(NPT)署名
8月9日	長崎に原爆投下	1970年 3月5日	核不拡散条約(NPT)発効
1949年 8月26日	ソ連が最初の核実験	1971年 2月11日	海底核兵器禁止条約署名
1952年 10月3日	英国が最初の核実験	1972年 4月10日	生物兵器禁止条約(BWC)署名
11月1日	米国が最初の水爆実験	5月26日	米ソ、戦略核兵器削減交渉(SALT) I諸条約署名
1953年 8月12日	ソ連が最初の水爆実験	5月26日	米ソ、対弾道弾ミサイルシステム制限条約(ABM条約)に署名
1954年 1月21日	世界最初の原子力潜水艦ノーチラス号進水	1974年 5月18日	インドが地下核実験
3月1日	米国のビキニ環礁水爆実験。第5福竜丸被爆	7月3日	米ソ、ABM条約議定書に署名
1955年 7月9日	ラッセル・アインシュタイン宣言	1974年 7月3日	米ソ、地下核実験制限条約署名
1957年 7月29日	IAEA(国際原子力機関)憲章発効	1976年 5月28日	米ソ、平和目的核爆発条約署名
1957年 8月27日	ソ連、大陸間弾道弾試射に成功	1977年 9月21日	原子力供給国グループ(NSG)設立
1957年 10月4日	ソ連、世界初の人工衛星(スプートニク1号)打ち上げ	1977年 10月3日	SALT I 失効
1959年 6月9日	米、最初のポラリス弾道ミサイル原潜進水	1978年 5月23日~6月30日	第1回国連軍縮特別総会
1959年 12月1日	南極条約署名	1979年 3月28日	米、スリーマイル島の原子力発電所事故
1960年 2月13日	フランスが最初の核実験	6月18日	米ソ、SALT II条約署名
1962年 10月	キューバ危機	1979年 12月5日	月協定署名
1963年 8月5日	部分的核実験禁止条約採択	1980年 3月3日	核物質の防護に関する条約署名
1964年 10月16日	中国が最初の核実験		
1967年 1月27日	宇宙条約署名		

1982年 6月7日~7月10日	第2回国連軍縮特別総会	9月24日	包括的核実験禁止条約(CTBT)署名開始
1983年 3月23日	レーガン米大統領、戦略防衛構想(SDI)発表	1997年 3月21日	米ロ、START IIIの枠組みに合意
1985年 8月6日	南太平洋非核地帯条約署名	5月14日	IAEAモデル議定書採択
1986年 4月26日	チェルノブイリ原発事故	7月2日	米国が初の未臨界核実験
1987年 4月	ミサイル技術管理レジーム(MTCR)発足	9月26日	START II条約議定書署名
1987年 12月8日	米ソ、中距離核戦力(INF)条約署名	9月26日	ABM関係協定署名
7月31日	米ソ、第1次戦略兵器削減条約(START I)署名	12月3日	対人地雷禁止条約署名
1992年 1月20日	朝鮮半島非核化共同宣言署名	1998年 4月6日	英仏、核兵器国ではじめてCTBT批准
1993年 1月3日	米ロ、START II条約署名	5月11・13日	インドが地下核実験を実施
1月13日	化学兵器禁止条約(CWC)署名	5月28・30日	パキスタンが地下核実験を実施
1993年 3月24日	南アフリカ政府、保有核兵器の廃棄を公表	6月9日	新アジェンダ声明
1994年 7月25日	第1回ASEAN地域フォーラム(ARF)開催	1999年 7月25日	東京フォーラム報告書発表
10月21日	米朝枠組み合意	2000年 4月24日~5月19日	第6回NPT再検討会議
1995年 4月11日	非核兵器国の安全保証に関する決議採択	2000年 6月13日	南北朝鮮首脳会談
1995年 4月17日~5月12日	NPT再検討・延長会議開催	2001年 12月13日	米、ABM条約脱退通告
5月11日	NPT無期限延長を決定	2002年 5月4日	モスクワ条約署名
9月5日	フランス、核実験を再開	2002年 6月13日	ABM条約失効
12月15日	東南アジア非核兵器地帯条約署名	2002年 9月17日	日朝平壤宣言
1996年 3月25日	英米仏、南太平洋非核地帯条約議定書署名	2002年 12月17日	米国政府、ミサイル防衛初期配備決定を発表
1996年 4月11日	アフリカ非核兵器地帯条約署名	2003年 1月10日	北朝鮮、NPTからの脱退を宣言
7月8日	核兵器の使用に関するICJ勧告的意見	2005年 4月26日~28日	初の非核地帯加盟国会議が開催
8月14日	キャンベラ委員会、報告書発表	2005年 9月19日	6か国協議、初の共同声明を発表
		2006年 9月8日	中央アジア非核兵器地帯条約調印
		2006年 10月9日	北朝鮮が初の地下核実験を実施
		2007年 1月11日	中国が衛星破壊実験を実施

資料2-1 国連安保理決議1695

国連安全保障理事会決議1695(2006)

2006年7月15日採択

安全保障理事会は、

1993年5月11日の決議825(1993)、及び2004年4月28日の決議1540(2004)を再確認し、朝鮮半島と東北アジア全体の平和と安定を維持することの重要性に留意し、核、化学、生物兵器、またそれらの運搬手段の拡散が国際的平和と安全への脅威を構成することを再確認し、

朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)の弾道ミサイル・システムが核、化学、生物兵器弾頭を運搬する手段として使用される可能性を考え、DPRKの弾道ミサイル発射に重大な懸念を表明し、

DPRKがミサイル発射凍結の約束を破ったことに深い懸念を表明し、

DPRKが適切な事前通告を行わなかったことによって民間航空や航海を危険にさらしたことにさらなる懸念を表明し、

DPRKが近い将来に弾道ミサイルをさらに発射する可能性を示したことに重大な懸念を表明し、

また、この状況を平和的かつ外交的に解決したいという希望を表明するとともに、理事国及び他の国連加盟国による、対話を通じて平和的かつ包括的な解決を促進するための努力を歓迎し、

DPRKが、1998年8月31日、地域の諸国に事前通告することなくミサイルによって推進された物体を発射し、それが日本近海に落下したことを想起し、

DPRKがNPTからの脱退を表明し、NPT(核不拡散条約)及びIAEA(国際原子力機関)保障措置上の義務にもかかわらず核兵器開発を表明したことに遺憾の意を表明し、

2005年9月19日に中国、DPRK、日本、韓国、ロシア、米国によって出された共同声明の履行が重要であることを強調し、

このようなミサイル発射は、とりわけ北朝鮮が核兵器を開発したと主張していることにかんがみれば、その地域のみならずそれを超えて平和と安定と安全を脅かすものであることを確認し、国際的平和と安全の維持に対して安保理がもつ特別の責任の下に行動し、

1. 現地時間2006年7月5日の、DPRKによる弾道ミサイルの複数回の発射を非難する。
2. DPRKが弾道ミサイル計画に関するすべての活動を停止し、その文脈においてミサイル発射凍結という従来からの誓約を再確立することを要求する。
3. すべての国連加盟国に対して、各国の法的権限と法律に基づき、また国際法と合致して、警戒を行い、ミサイル及びミサイル関連の物品、資材、製品、技術がDPRKのミサイル計画やWMD(大量破壊兵器)計画に移転されることを防ぐよう要求する。
4. すべての国連加盟国に対して、各国の法的権限と法律に基づき、また国際法と合致して、警戒を行い、ミサイル及びミサイル関連の物品、資材、製品、技術のDPRKからの調達、ま

たDPRKのミサイル計画やWMD(大量破壊兵器)計画に関係する資金の移転を防ぐよう要求する。

5. とりわけDPRKに対して、抑制をきかし、緊張を悪化させるいかなる行為も控え、不拡散に関する懸念を政治的、外交的努力を通じて解決するよう継続して図る必要性を強調する。
6. DPRKに対し、6か国協議に直ちに無条件に復帰すること、2005年9月19日の共同声明の迅速な履行に向けて努力すること、とりわけすべての核兵器と現存する核計画を放棄すること、そして早期にNPTとIAEA保障措置に復帰すること、を強く要請する。
7. 6か国協議を支持し、その早期の再開を求めるとともに、朝鮮半島の検証を伴う非核化を平和的に達成し、かつ朝鮮半島と東北アジアにおける平和と安定を維持するという展望をもって、全参加国が2005年9月19日の共同声明の完全履行への努力を強化するよう要請する。
8. 本件の推移を注視し続けることを決定する。

www.un.org/Docs/sc/unscl_resolutions06.htm

資料2-2 北朝鮮による核実験実施声明

10月9日の朝鮮中央通信の発表全文(英文からの翻訳)

2006年10月9日

全国の人民が偉大な強力で繁栄する社会主義国家建設に向かって躍動しているこの時期に、朝鮮民主主義人民共和国の科学研究部門は、チュチェ95年(2006年)10月9日、地下核実験を安全な条件下で成功裏に行った。実験は科学的な配慮と綿密な計算の下に行われたものであり、実験の過程で放射能漏れのような危険はなかったことが確認された。核実験は100%独自の英知と技術によって行われたものである。それは強力な自力防衛能力の保有を渴望してきた我が人民軍と人民を鼓舞し歓喜させる歴史的な出来事である。

核実験は朝鮮半島とその周辺の平和と安定を守るのに貢献するであろう。

資料2-3 核実験非難衆議院決議

北朝鮮の核実験に抗議し、全ての核兵器及び核計画の放棄を求める決議

2006年10月10日

衆議院本会議

北朝鮮による核開発は、日本を含む北東アジア地域全体の平和と安全に対する直接の脅威であると同時に国際社会全体の平和と安全に対する重大な挑戦である。このため国連を中心とする国際社会は、北朝鮮の核問題に重大な関心を持ち続けてきた。我が国をはじめ関係各国は、六者会合を中心として、サミット・ARFなどあらゆる機会をとらえ北朝鮮に対し核兵器の開発を断念するよう、最大限の外交努力を重ねてきた。特に、北朝鮮が核実験の予告を行ったことを受け、国際社会は、国連安全保障理事会声明の採択をはじめとした様々な取組みにより、北朝鮮の自制を促してきたところである。このような努力を無視する今回の北朝鮮の核実験は、いかなる理由に基づこうとも正当化の余地はなく、我が国はその無謀な暴挙を絶対に容認することはできない。

本院は、我が国が広島・長崎への原爆投下を経験した唯一の被爆国であることにかんがみ、あらゆる国の核実験に反対するところであり、北朝鮮の核実験に対し厳重に抗議するとともに、北朝鮮が直ちに全ての核兵器及び核計画を放棄することを強く求める。

政府は、本院の趣旨を体し、更なる情報の収集・分析に努めつつ、直ちにあらゆるルートを通じ北朝鮮に対し、我が国の断固たる抗議の意志を伝え、日朝平壤宣言に違反した北朝鮮が関係五カ国の求めに応じ、早期かつ無条件に六者会合に復帰し全ての核兵器及び核計画を放棄するよう促すとともに、今後は、中国・韓国など地域の関係国との協調を強化し、米国など関係各国と連携し国連憲章第七章に基づく措置も含め、国際社会が結束した外交を展開し、平和的な解決を模索すべきである。

右決議する。

資料2-4 核実験非難参議院決議

北朝鮮の核実験に抗議し、すべての核兵器及び核計画の放棄を求める決議

2006年10月11日

参議院本会議

北朝鮮による核開発は、我が国を含む北東アジア地域全体の平和と安全に対する直接の脅威であると同時に、国際社会全体の平和と安全に対する重大な挑戦である。このため、国際連合を中心とする国際社会は、北朝鮮の核開発問題に重大な関心を持ち続け、我が国を始め関係各国は、六者会合を中心に、あらゆる機会をとらえ北朝鮮に対し核兵器の開発を断念するよう最大限の外交努力を続けてきた。

しかるに、北朝鮮は日本人拉致問題についても不誠実な態度をとり続け、拉致問題解決に向けた我が国の要求に何ら応じないばかりか、去る七月の弾道ミサイル発射の強行に続き、核実験の予告を行うに至った。これに対し、国際社会が国際連合安全保障理事会の議長声明の発出を始めとする様々な取組により、北朝鮮の自制を促したにもかかわらず、このような努力を無視して核実験を強行したことは、いかなる理由に基づくといえども全く正当化の余地はなく、我が国はその無謀な暴挙を絶対に容認することはできない。

本院は、我が国が広島・長崎への原爆投下を経験した唯一の被爆国であることにかんがみ、あらゆる国の核実験に反対し、あらためて、核兵器廃絶への断固たる努力を誓うとともに、北朝鮮の核実験に厳重に抗議し、断固として非難し、北朝鮮が直ちにすべての核兵器及び核計画を放棄することを強く求める。

政府は、本院の主旨を体し、更なる情報の収集・分析に努めつつ、直ちにあらゆるルートを通じて北朝鮮に対し、我が国の断固たる抗議の意志を伝え、日朝平壤宣言に違反した北朝鮮が関係五カ国の求めに応じ、早期かつ無条件に六者会合に復帰し、すべての核兵器及び核計画を放棄するよう促すとともに、今後は、中国・韓国など地域の関係国との協調を強化し、米国など関係各国と連携し国際連合憲章第七章に基づく措置も含め、国際社会が結束した外交を展開し、平和的な解決を模索すべきである。

右決議する。

資料2-5 国連安保理決議1718

国連安全保障理事会決議1718(2006)

2006年10月14日採択

安全保障理事会は、

決議825(1993年)、1540(2004年)、とりわけ決議1695(2006年)などの過去の関連諸決議、及び2006年10月6日の安保理議長声明(S/PRST/2006/41)を想起し、

核・化学・生物兵器、及びその運搬手段の拡散は、国際の平和と安全への脅威であることを再確認し、

2006年10月9日に核兵器の実験を行ったという朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の主張、及び、そうした実験が核不拡散条約(NPT)に対して、さらには地球規模の核不拡散体制を強化することを目的とした国際的な努力に対してもたらす試練、さらに実験がこの地域とそれを越えた地域の平和と安定へもたらす危険に対し、最も深刻な懸念を表明し、

国際的な核不拡散体制を維持する必要があるという確固とした確信を表明するとともに、北朝鮮はNPTにそった核兵器国の地位をもつことはできないことを想起し、

北朝鮮によるNPTからの脱退と核兵器の追求の発表に遺憾の意を表明し、

さらに、北朝鮮が6カ国協議への無条件復帰を拒否していることに遺憾の意を表明し、

中国、北朝鮮、日本、韓国、ロシア、米国が05年9月19日に発表した共同声明を支持し、

北朝鮮がその他の安全保障上および人道上の国際社会の懸念にこたえる重要性を強調し、

北朝鮮が主張する実験が、この地域およびそれを越えてさらに緊張を高めたことに深い懸念を表明し、従って、国際の平和と安全への明白な脅威が存在すると決定し、

国連憲章第7章に基づいて行動し、第41条に基づいて措置をとり、

1. 決議1695(06年)および06年10月6日の安保理議長声明(S/PRST/2006/41)をはじめとする関連諸決議一核実験が国際社会全体からの非難を呼び、国際の平和と安全への明確な脅威となるとの言明を含む一を甚だしく無視して、06年10月9日に北朝鮮によって発表された核実験を非難する。
2. 北朝鮮がこれ以上のいかなる核実験あるいは弾道ミサイルの発射も行わないよう要求する。
3. 北朝鮮がNPTからの脱退表明を直ちに撤回するよう要求する。
4. さらに、北朝鮮がNPTおよび国際原子力機関(IAEA)の保障措置に復帰するよう要求し、NPTの全加盟国が条約義務を順守し続ける必要を強調する。
5. 北朝鮮がその弾道ミサイル計画に関連するあらゆる活動を停止し、その関連で、ミサイル発射に関して同国が以前に行っていた一時停止(モラトリアム)の約束を再確立するよう決定する。
6. 北朝鮮が、すべての核兵器と現存する核計画を、完全かつ検証可能で後戻りできない形で放棄すべきこと、NPT加盟国に適用される義務および同国のIAEA保障措置協定(IAEA INFCIRC/403)の条項と条件に厳格に従って行動すること、ならびに、これらの要請

を超えて、IAEAが要求し、および必要と見なす個人、記録文書、装置、施設へのアクセスを含めた透明性措置をIAEAに提供すべきことを決定する。

7. また、北朝鮮がその他のすべての大量破壊兵器および弾道ミサイルを完全かつ検証可能で後戻りできない形で放棄すべきことを決定する。
8. 次のとおり決定する。
 - (a) すべての加盟国は、自国の領域を通ずるか、自国民によるか、もしくは自国籍船舶または航空機の使用による、北朝鮮に対する次のものの直接または間接の供給、販売、移転を防止しなくてはならない。ただし、自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。
 - (i) 国際連合軍備登録制度によって定義されたあらゆる戦車、装甲戦闘車両、大口径火砲システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦艇、ミサイルまたはミサイル・システム、もしくは予備部品を含む関連物資、もしくは安全保障理事会または下記主文12の規定により設置される委員会(以下「委員会」という)により定められる品目
 - (ii) 文書S/2006/814およびS/2006/815の表に定められるすべての物品、資材、機材、製品、技術(文書S/2006/816の表も考慮して、本決議の採択から14日以内に、委員会が規定を修正または完成させない場合に限り)、ならびに、安全保障理事会または委員会により指定される、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連またはその他の大量破壊兵器関連の計画に資するその他の物品、資材、機材、製品、技術
 - (iii) ぜいたく品
 - (b) 北朝鮮は、上記(a)(i)および(a)(ii)の規定の対象となっているすべての物品の輸出を停止し、また、すべての加盟国は、自国民によるもしくは自国籍船舶または航空機の使用による、北朝鮮からのそのような物品(北朝鮮の領域を原産地とするものであるか否かを問わない)の調達をしてはならない。
 - (c) すべての加盟国は、上記(a)(i)および(a)(ii)の規定にある物品の提供、製造、維持、使用に関する技術訓練、助言、サービス、援助の、北朝鮮に対する自国民によるまたは自国の領域からの、もしくは北朝鮮からのその国民によるまたはその領域からの、あらゆる移転を防止しなくてはならない。
 - (d) すべての加盟国は、それぞれの法的手続に従い、この決議の採択の日あるいはその後いつでも、自国の領域内に存在する資金、その他の金融資産および経済資源であって、北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連および弾道ミサイル関連計画に関与しまたは支援を提供している(その他の不正な手段を通じたものも含む)として委員会または安全保障理事会により指定される者または団体により、もしくは、それらの代理としてまたはそれらの指示により行動する者または団体により、直接的または間接的に所有あるいは管理されるものを直ちに凍結しなくてはならない。また、いかなる資金、金融資産または経済資源も、自国の国民またはその領域内にいる者または団体により、そのような者または団体の利益のために利用可能となることのないようにしなくてはならない。
 - (e) すべての加盟国は、委員会または安全保障理事会により、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連およびその他の大量破壊兵器関連の計画に関係のある北朝鮮の政策に責任を有している(北朝鮮の政策を支持しまたは促進することを通じたものを含む)として指定される者およびその家族の構成員が、自国の領域に入国しまたは領域を通過するこ

とを防止するために必要な措置をとらなくてはならない。ただし、この規定のいかなるものも、ある国に対して自国民が自国の領域内に入ることを拒否することを義務付けるものではない。

- (f) すべての加盟国は、この規定の要求を遵守し、これにより、核、化学、生物兵器、その運搬手段および関連する資材の不正な取引を阻止するために、必要に応じ、自国の権限および国内法令に従い、かつ、国際法に適合する範囲内で、協力行動(北朝鮮へのまたは北朝鮮からの貨物の検査によるものを含む)をとることが要請される。
9. 上記主文8(d)の規定は、関係国により次のとおり決定された金融その他の資産、資源には適用しないことを決定する。
 - (a) 食糧、貨料または抵当、医薬品および医療、租税、保険料および公共料金のための支払いを含む基礎的な経費として必要であると決定されたもの、もしくは、法的 役務の提供に関連して生じる妥当な専門手数料および費用の払戻し、もしくは、凍結された資金、その他の金融資産・経済資源の日常の保有または維持のための国内法に基づく手数料・サービス料のためのみに充てられる支払いであると決定されたもの。ただし、関係国より委員会に対し、適当と認められる場合に、そのような資金、その他の金融資産・経済資源へのアクセスを認める意図が通知され、かつ、委員会がそのような通知がなされてから5作業日以内に否定的な決定を行わない場合に限り。
 - (b) 臨時経費として必要であると決定されたものであって、そのような決定が関係国により委員会に対し通知され、かつ、委員会によって承認された場合。
 - (c) 司法、行政・仲裁上の担保または判決の対象であると決定され、当該資金、その他の金融資産・経済資源がその担保または判決を充足させるために使用されるもの。ただし、その担保または判決がこの決議の日よりも前に記録され、上記主文8(d)に規定する者、もしくは安全保障理事会または委員会により指定される個人・団体の利益のためではなく、かつ、関係国により委員会に対し通知された場合に限り。
 10. 委員会が、宗教上の義務を含む人道上の必要性を理由として、そのような移動が正当化されることを個別の案件ごとに決定する場合、もしくは、委員会が、免除がこの決議の目的に資すると結論する場合は、上記主文8(e)の規定により課される措置は適用しないことを決定する。
 11. すべての加盟国に対し、この決議の採択から30日以内に、上記主文8の規定を効果的に実施するために実施した措置につき、安全保障理事会に報告するよう要請する。
 12. 安全保障理事会の仮手続規則の規則28に従って、同理事会のすべての理事国により構成される同理事会の委員会を設置し、次の任務を遂行することを決定する。
 - (a) すべての国(特に上記主文8(a)に規定される物品、資材、機材、製品、技術を生産あるいは保有する国)に対し、この決議の主文8により課された措置を効果的に実施するためにとった行動に関する情報、および、委員会がこの関連で有用と考えるさらなる情報を求めること。
 - (b) この決議の主文8により課される措置に関して申し立てられた違反に関する情報について検討し、適切な行動をとること。
 - (c) 上記主文9および10に定める免除の要請を受けた場合に検討し決定すること。
 - (d) 上記主文8(a)(i)および8(a)(ii)の目的のために特定される追加の物品、資材、機材、

製品、技術について決定すること。

- (e) 上記主文8(d)および8(e)により課される措置の対象となる追加の個人・団体を指定すること。
 - (f) この決議により課される措置の実施を促進するため必要とされる指針を定めること。
 - (g) 安全保障理事会に対し、特に上記主文8の規定により課される措置の効果を強化する方法に関する評価や勧告とともに、委員会の作業について少なくとも90日ごとに報告すること。
13. さらに、朝鮮半島の検証可能な非核化を達成し朝鮮半島および北東アジアの平和と安定を維持するために、2005年9月19日に中国、北朝鮮、日本、韓国、ロシア、米国により発表された共同声明の速やかな履行をめざして、すべての関係国が外交努力を強め、緊張を激化させる可能性があるいかなる行動も慎み、および6カ国協議の早期再開を促進するよう努力することを歓迎し、さらに奨励する。
 14. 北朝鮮に対し、無条件で6カ国協議に直ちに復帰し、2005年9月19日に中国、北朝鮮、日本、韓国、ロシア、米国により発表された共同声明の速やかな履行に向け努力するよう要請する。
 15. 安保理が北朝鮮の行動を継続的な調査の下におくこと、及び北朝鮮による本決議の諸条項の順守に照らして、必要と考えられる時に、諸措置を強化、変更、一時停止または解除することを含め、安保理が上記主文8に含まれる諸措置の妥当性を再検討する用意があることを確認する。
 16. 追加措置が必要な場合は、さらなる決定が必要となることを強調する。
 17. 事態を積極的に掌握し続けることを決定する。

www.un.org/Docs/sc/unsc_resolutions06.htm

資料2-6 6カ国協議「初期行動」合意文書

共同声明実施のための初期行動

2007年2月13日

第5回6カ国協議第3セッションは、北京において、中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国の間で、2007年2月8日から13日まで開催された。武大偉(ウー・ターウェイ)中華人民共和国外交部副部長、金桂寛(または桂冠、キム・ゲグァン)朝鮮民主主義人民共和国外務副相、佐々江賢一郎日本外務省アジア大洋州局長、千英宇(チョン・ヨンウ)大韓民国外交通商部朝鮮半島平和交渉本部長、アレクサンドル・ロシユコフ・ロシア連邦外務次官及びクリストファー・ヒル・アメリカ合衆国東アジア太平洋問題担当国務次官補が、それぞれの代表団の団長として会合に参加した。

武大偉外交部副部長が、会合の議長を務めた。

- I. 参加国は、2005年9月19日の共同声明を実施するために各国が初期段階においてとる行動について、真剣かつ生産的な協議を行った。参加国は、平和的な方法によって朝鮮半島の早期の非核化を実現するという共通の目標及び意思を再確認するとともに、共同声明に

おける誓約を真剣に履行することを改めて述べた。参加国は、「行動対行動」の原則に従い、共同声明を段階的に実施していくために、調整された措置をとることで一致した。

- II. 参加国は、初期段階において、次の行動を並行してとることで一致した。
 1. 朝鮮民主主義人民共和国は、再処理施設を含む寧辺(ヨンピョン)の核施設について、それらを最終的に放棄することを目的として停止及び封印し、IAEAと朝鮮民主主義人民共和国との間の合意に従いすべての必要な監視及び検証を行うために、IAEA要員を復帰させる。
 2. 朝鮮民主主義人民共和国は、共同声明に従って放棄される場所の、共同声明にいうすべての核計画のリスト——使用済燃料棒から抽出されたプルトニウムを含む——について、他の参加国と協議する。
 3. 朝鮮民主主義人民共和国とアメリカ合衆国は、2国間の懸案問題を解決し、完全な外交関係へと移行することを目指す2国間の協議を開始する。アメリカ合衆国は、朝鮮民主主義人民共和国のテロ支援国家指定を解除する作業を開始するとともに、朝鮮民主主義人民共和国に対する対敵通商法の適用を終了する作業を進める。
 4. 朝鮮民主主義人民共和国と日本は、平壤宣言に従って、不幸な過去の諸問題と懸案事項を解決することを基礎として国交を正常化するための措置をとることを目指して、2者間の協議を開始する。
 5. 参加国は、2005年9月19日の共同声明のセクション1及び3を想起し、朝鮮民主主義人民共和国に対する経済、エネルギー及び人道支援について協力することで一致した。この点に関し、参加国は、初期段階における朝鮮民主主義人民共和国に対する緊急エネルギー支援の提供について合意した。5万トンの重油に相当する緊急エネルギー支援の最初の輸送は、今後60日以内に開始される。
参加国は、上記の初期行動が今後60日以内に実施されること、及びこの目標に向かって調整された措置をとることで一致した。

- III. 参加国は、初期行動を実施するため、及び、共同声明を完全に実施することを目的として、次の作業部会を設置することで一致した。

1. 朝鮮半島の非核化
2. 米朝国交正常化
3. 日朝国交正常化
4. 経済及びエネルギー協力
5. 東北アジアの平和及び安全のメカニズム

作業部会は、それぞれの分野における共同声明の実施のための具体的な計画を協議し、策定する。作業部会は、6カ国首席代表者会合に対し、作業の進捗につき報告を行う。原則として、ある作業部会における進展は、他の作業部会における進展に影響を及ぼしてはならない。5つの作業部会で策定された諸計画は、全体として、調整された方法で実施される。

参加国は、すべての作業部会が今後30日以内に会合を開催することで一致した。

- IV. 初期行動の段階及び次の段階——それには朝鮮民主主義人民共和国によるすべての核計画についての完全な申告の提出、及び黒鉛減速炉または再処理工場を含むすべての既存の核施設の無能力化を含む——の期間において、朝鮮民主主義人民共和国に対して、重油5万トン相当の初期輸送を含めて重油100万トン相当を上限とする経済、エネルギー及

び人道支援が提供される。

上記の支援の具体的な様態は、経済及びエネルギー協力のための作業部会における協議と適切な評価を通じて決定される。

V. 初期行動が実施された後、6か国は、共同声明の実施を確認し東北アジア地域における安全保障面での協力を促進するための方法及び手段を探究することを目的として、速やかに閣僚会議を開催する。

VI. 参加国は、相互信頼を高めるために積極的な措置をとることを再確認するとともに、東北アジア地域の永続的な平和と安定のための共同の努力を行う。直接の関係国は、適切な別の会合において、朝鮮半島における恒久的な平和体制について交渉する。

VII. 参加国は、作業部会からの報告を聴取し、次の段階の行動を協議するため、第6回6か国協議を2007年3月19日に開催することで一致した。

(外務省仮訳をベースに英語テキストに照らして改訂した。)

資料2-7 日本政府の非核三原則堅持表明

北朝鮮核実験後に出示された日本政府の「非核三原則」堅持表明

●衆議院予算委員会(06年10月10日)

○東順治議員(公明党)

「(略)それから二点目に、私は伺いたい。それは、我が国の国是でございます非核三原則。我が国は、御承知のように世界で唯一の被爆国であり、あらゆる国の核実験というものに反対をしてきている、これからも反対をしていく。核のない世界を願う国であり国民である。これが我が国の悲願でございます。ところが、こういう北朝鮮のようなことが起こってまいりますと、ともすれば、日本も核を持つべきではないかみたいな、こういう議論というものが起こりかねない、そういう危惧がある。

そこで、この非核三原則を見直そう、こういう議論がもし出てきたときに、総理はどういう立場をおとりになるか。総理は、総理就任前に、たしか中国新聞でしたかインタビューで、非核三原則については堅持をします、こう述べておられます。このお考えに今もいささかも揺るぎがないかどうか、御答弁をいただきたい。」

○安倍内閣総理大臣

「北朝鮮の核実験が事実であるとする、これは北東アジア地域の安全保障の状況に大きな変化をもたらすことになるわけでございます。しかし、その中で、昨日、プッシュ大統領との電話会談におきましても、日米同盟関係が今後揺るぎない関係であり、そして抑止力をしっかりと維持していく、この関係は微動だにしないということで、大統領との間で意見は一致したところであります。

そうしたことを踏まえまして、当然、我が国の核保有という選択肢については、全くその選択肢を持たないということについては、今後変更するということは全く念頭にはございません。非核三原則については一切変更がないということは、はっきり申し上げておきたいと思っております。」

●核不拡散条約(NPT)再検討会議準備委員会

樽井澄夫・軍縮代表部大使の演説(07年5月8日)抜粋訳

「安倍首相が表明しているように、日本は「持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則をこれからも堅持する。これにより、自国の地域を含む、国際的な信頼を維持する努力を続けていく。」

資料2-8 CTBTOの報告書

「基本ファクト・アップデート:IMS構築、北朝鮮核実験、および津波早期警報」 包括的核実験禁止条約機関(CTBTO)準備委員会、2007

(前略)

包括的核実験禁止条約機関(CTBTO)準備委員会ならびに同機関が構築しようとしている世界的な警報システムにとって、今回の出来事(訳注:北朝鮮による核実験)は、現実世界におけるテストケースとなった。CTBTの遵守を検証するべく構築される検証体制は、ひとたび条約が発効すれば、地球上の核爆発を監視していくこととなる。CTBT検証体制は部分的に完成しただけであり、テストモードでの運用であるが、期待に見合う能力を備えていることが証明された。

北朝鮮での核実験で発生した信号波は、10を超える国際監視制度(IMS)の主要地震学的監視観測所で探知された。それから2時間以内に、条約署名国は実験の日時、場所、および規模についての予備データを含む最初の自動解析によるデータ・プロダクトを受領した。ウィーンにある国際データセンター(IDC)は迅速な分析作業を行い、条約が想定するスケジュールに沿ってことを進めた。その結果、2006年10月11日に第一次データ・プロダクトが条約署名国に提供された。そのデータは、実験に関する予備情報を確認し、計測結果の精度を高めたものである。

地震波、水中音波、微気圧振動といういわゆる波形技術によって入手された計測結果は、現地査察を可能とする区域を特定する際に利用される。こうした最終的な検証措置は、いったん条約が発効すれば、将来の執行政事会によって実施されるものである。2006年10月9日の実験の場合、IMSおよびIDCのデータ・プロダクトは、条約に基づき現地査察の最大許容範囲である1000平方kmをはるかに下回る範囲で、現地査察を可能とする区域の特定を可能にした。

大気中の微量の放射性核種や希ガスを測定する放射性核種技術は、核爆発の決定的な証拠を提供するために用いられる。とりわけ大気中の希ガスの測定は、人工的に起こされた爆発が核爆発であったか否かを立証する能力を持つものである。北朝鮮が核爆発を宣言した時点においては、計画されている40の観測所のうち、10か所がこの新技術をすでに備えていたものの、試験的運用のみの稼働であった。このうちの1つの観測所による測定結果は、北朝

鮮の核実験による仮定放出量と一致した。

IMSデータおよびIDCデータ・プロダクトを提供する目的は、条約署名国が自らの判断を下せるようにするためである。出来事真相にアクセスできることは、条約署名国の特権である。世界的な検証体制のおよそ70%しか整備されていなかったものの、暫定技術事務局(PTS)は、2006年10月9日の核実験に関し、信頼性のある、高精度のデータおよびデータ・プロダクトを条約署名国に提供することができた。

北朝鮮による今回の核実験は、CTBT検証体制の信頼性と技術的能力を試すものであった。また、条約署名国に対し、監視制度の潜在価値を示す稀有な機会であった。

資料2-9 南北非核化共同宣言

朝鮮半島の非核化に関する南北共同宣言

1992年1月20日

南と北は、韓半島を非核化することによって核戦争の危険を除去し、わが国の平和と平和統一に有利な条件と環境を醸成し、アジアと世界の平和と安全に貢献するために、次のように宣言する。

1. 南と北は、核兵器の実験、製造、生産、搬入、保有、貯蔵、配備、使用をしない。
2. 南と北は、核エネルギーを平和的目的にだけ利用する。
3. 南と北は、核再処理施設とウラン濃縮施設を保有しない。
4. 南と北は、韓半島の非核化を検証するために、相手側が選定して双方が合意する対象に対して、南北核統制共同委員会が規定する手続きと方法で査察を実施する。
5. 南と北は、この共同宣言の履行のために、共同宣言発効後1カ月以内に、南北核統制共同委員会を構成・運営する。
6. この共同宣言は、南と北がそれぞれ発効に必要な手続きを経て、その文書を交換した日から効力を発生する。

資料2-10 日朝平壤宣言

日朝平壤宣言(抜粋)

2002年9月17日、平壤

(安全保障にかかわる部分)

小泉純一郎日本国総理大臣と金正日朝鮮民主主義人民共和国国防委員長は、2002年9月17日、平壤で出合い会談を行った。

両首脳は、日朝間の不幸な過去を清算し、懸案事項を解決し、実りある政治、経済、文化的関係を樹立することが、双方の基本利益に合致するとともに、地域の平和と安定に大きく寄与

するものとなるとの共通の認識を確認した。

1.2.3(略)

4. 双方は、北東アジア地域の平和と安定を維持、強化するため、互いに協力していくことを確認した。

双方は、この地域の関係各国の間に、相互の信頼に基づく協力関係が構築されることの重要性を確認するとともに、この地域の関係国間の関係が正常化されるにつれ、地域の信頼醸成を図るための枠組みを整備していくことが重要であるとの認識を一にした。

双方は、朝鮮半島の核問題の包括的な解決のため、関連するすべての国際的合意を遵守することを確認した。また、双方は、核問題及びミサイル問題を含む安全保障上の諸問題に関し、関係諸国間の対話を促進し、問題解決を図ることの必要性を確認した。

朝鮮民主主義人民共和国側は、この宣言の精神に従い、ミサイル発射のモラトリアムを2003年以降も更に延長していく意向を表明した。

双方は、安全保障にかかわる問題について協議を行っていくこととした。

資料2-11 6か国協議共同声明

第4回6か国協議における共同声明

2005年9月19日、北京

第4回6者会合は、北京において、中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、日本国、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国の間で、2005年7月26日から8月7日まで及び9月13日から19日まで開催された。

武大偉中華人民共和国外交部副部長、金桂冠朝鮮民主主義人民共和国外務副相、佐々江賢一郎日本国外務省アジア大洋州局長、宋旻淳大韓国外交通商部次官補、アレクサンドル・アレクセーエフ・ロシア連邦外務次官及びクリストファー・ヒル・アメリカ合衆国東アジア太平洋問題担当国務次官補が、それぞれの代表団の団長として会合に参加した。

武大偉外交部副部長が会合の議長を務めた。

朝鮮半島及び東北アジア地域全体の平和と安定のため、6者は、相互尊重及び平等の精神の下、過去三回の会合についての共通の理解に基づいて、朝鮮半島の非核化に関する真剣かつ実務的な協議を行い、この文脈において、以下のとおり合意した。

1. 6者は、6者協議の目標は、平和的な方法による、朝鮮半島の検証可能な非核化であることを一致して再確認した。

朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)は、すべての核兵器及び既存の核計画を放棄すること、並びに、核兵器不拡散条約及びIAEA保障措置に早期に復帰することを誓約した。

アメリカ合衆国は、朝鮮半島において核兵器を持っていないこと、及び、朝鮮民主主義人民共和国に対して核兵器または通常兵器による攻撃または侵略を行う意図を持っていないことを確認した。

大韓民国(南朝鮮)は、その領域内に核兵器が存在しないことを確認するとともに、1992年の朝鮮半島の非核化に関する共同宣言に従って核兵器を受領せず、かつ、配備しないとの誓約を再確認した。

1992年の朝鮮半島の非核化に関する共同宣言は、遵守され、かつ、実施されるべきである。

朝鮮民主主義人民共和国は、原子力の平和的利用の権利を有する旨発言した。他の参加者は、この発言を尊重する旨述べるとともに、適当な時期に、朝鮮民主主義人民共和国への軽水炉提供問題について議論を行うことに合意した。

2.6者は、それらとの関係において、国連憲章の目的及び原則並びに国際関係について認められた規範を遵守することを約束した。

朝鮮民主主義人民共和国及びアメリカ合衆国は、相互の主権を尊重すること、平和的に共存すること、及び二国間関係に関するそれぞれの政策に従って国交を正常化するための措置をとることを約束した。

朝鮮民主主義人民共和国及び日本国は、平壤宣言に従って、不幸な過去及び懸案事項を解決することを基礎として、関係を正常化するための措置をとることを約束した。

3.6者は、エネルギー、貿易及び投資の分野における経済的協力を、二国間又は多数国間で推進することを約束した。

中華人民共和国、日本国、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国は、朝鮮民主主義人民共和国に対してエネルギー支援をする意向があることを述べた。大韓民国は、朝鮮民主主義人民共和国に対する200万キロワットの電力供給に関する2005年7月12日の提案を再確認した。

4.6者は、東北アジア地域の永続的な平和と安定のための共同の努力を誓約した。直接の当事者は、適当な別個の話合いの場で、朝鮮半島における恒久的な平和体制について協議する。

6者は、東北アジア地域における安全保障面の協力を促進するための方策について探求していくことに合意した。

5.6者は、「誓約対誓約、行動対行動」の原則に従い、前記の意見が一致した事項についてこれらを段階的に実施していくために、調整された措置をとることに合意した。

6.6者は、第5回六者会合を、北京において、2005年11月初旬の今後の協議を通じて決定される日に開催することに合意した。

(原文である英文テキストを参照しながら外務省仮訳に一部手を加えた)

資料2-12 日本被団協抗議声明

北朝鮮の核実験実施に抗議する 直ちに6カ国協議を再開せよ

朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)は、9日午前、地下核実験を行なったことを発表した。61年前の戦争で、実際に核戦争の地獄を体験したわれわれ原爆被害者は、核兵器は人類絶滅を目的とした悪魔の兵器以外のなにものでもないことを指摘し、すみやかな核兵器の廃絶を世界に訴え続けてきたものとして、北朝鮮の核兵器の実験実施に、怒りをもって強く抗議する。

北朝鮮からの報道によれば、放射能汚染の危険はない、北東アジアの平和と安全に寄与す

るとしている。しかし、核兵器の開発実験は放射能漏れなど環境破壊の問題ではなく、まさに、人類との共存が許されない、人類絶滅兵器を手にもつ意思の表明にほかならず、北東アジアにさらなる緊張をもたらした。

われわれ原爆被害者は、いかなる理由があろうとも、核兵器を国の安全を保持する兵器として選択することを断じて許すことはできない。地球上には2万発以上の核兵器が実戦配備され、その使用の危機は依然去っていない。核兵器の使用は地球と人類の破滅をもたらすだろう。

北朝鮮の核実験実施に対して、われわれ原爆被害者は強く抗議し、北朝鮮と核保有国、国連総会に以下のことを要求する。

1. 北朝鮮は、核兵器の開発・実験をただちにやめよ。
2. 6カ国協議を直ちに再開し、北東アジアの非核化の協議を開始せよ。
3. アメリカをはじめとする核保有国は、核兵器廃絶にむけての2000年NPT再検討会議の合意を誠実に実行せよ。
4. 国連総会は核実験完全禁止条約(CTBT)の完全実施と核兵器禁止条約の締結をめざせ。

2006年10月10日

日本原水爆被害者団体協議会

www.ne.jp/asahi/hidankyo/nihon/06seimei/10.09.html

3. その他の資料

資料3-1 米国のFMCT草案と委託任務草案

米国による核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)草案と委託任務草案(抜粋)

2006年5月18日

●核兵器あるいはその他の核爆発装置に使用するための核分裂性物質の生産停止に関する条約案

この条約の締約国(以下、「締約国」という)は、次のとおり協定した。

第1条 いずれの締約国も、その締約国に対してこの条約が発効した後は、核兵器あるいはその他の核爆発装置に使用するための核分裂性物質を生産したり、その後生産されたいかなる核分裂性物質をも核兵器あるいはその他の核爆発装置に使用したりしてはならない。

第2条 この条約の目的のために、

1. 「核分裂性物質」とは以下のものを意味する。

- (a) プルトニウム(ただし、その同位体の構成においてプルトニウム238が80%を超えるものをぞく)、
- (b) 同位元素ウラン233あるいはウラン235の濃縮度が、単体あるいは合計において20%を超えるウラン、あるいは、
- (c) 上記の(a)(b)に定義された物質を含むあらゆる物質。

2. 「核分裂性物質を生産する」とは以下のことを意味する。

- (a) 放射性核物質における核分裂性生成物からいかなる核分裂性物質をも分離すること、
- (b) 同位体の分離によって、プルトニウム中においてプルトニウム239を濃縮すること、あるいは、
- (c) 同位体の分離によって、ウラン中においてウラン233あるいはウラン235を単体あるいは合計でそれらの同位元素における含有量が20%以上になるまで濃縮すること。

第3条

1. 各締約国は、その領域において、あるいは、その管轄あるいは管理下にあるいかなる場所においても、すべての人間および主体が核兵器あるいはその他の核爆発装置に使用するための核分裂性物質を生産しないようにし、その締約国に対してこの条約が発効した後に生産された核分裂性物質を核兵器あるいはその他の核爆発装置に使用することがないようにするための必要な措置を取らねばならない。
2. この条約の目的のために、いかなる締約国も、国家主権の尊重を含め、一般的に承認された国際法の原則と両立する形で、各国ごとの方法および手法を用いて得られた情報を利用することを妨げられない。
3. ある締約国によるこの条約の条項適用に関して生じたあらゆる疑問は、当該締約国と、事態の解明を求める締約国との間の協議を通じて解決されなくてはならない。

4. 加えて、いかなる締約国も、その他の締約国によるこの条約の条項遵守に関する懸念について、この条約の締約国の注意を喚起することができる。また、その問題を検討するため、条約の締約国を召集するよう寄託者に要求することができる。
5. いかなる締約国も、この条約の適用に関連して、国際の平和と安全を維持する主な責任を担っている機構としての国連安全保障理事会の法的権限の範囲内にある問題が生じたときにおいては、その問題の検討を安全保障理事会に要求することができる。要求国は、この問題に関連する証拠を提出しなければならない。

第4条 (署名と批准の手続) <略>

第5条 (寄託者) <略>

第6条

1. この条約は、次に掲げるすべての国々が批准書を寄託した日に効力を生ずる：中華人民共和国、フランス共和国、ロシア連邦、グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国、アメリカ合衆国。
2. 条約発効に関して第1項に定めた条件が満たされた後に批准書あるいは加入書を寄託した国家については、条約は、その国家が批准書あるいは加入書を寄託した日をもって発効する。

第7条

1. 各締約国は、この条約の対象である事項に関係する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認める場合には、その主権を行使して、この条約から脱退する権利を有する。締約国は、条約脱退の日から3ヶ月以上前に書面によって寄託者に脱退を通知しなくてはならない。そうした通知には、通知国が自国の至高の利益を危うくしていると考えた異常な事態に関する記述を含まなくてはならない。
2. この条約は、発効の日から15年間効力を有する。締約国は、条約の期限切れから6ヶ月以上前に会合を持ち、条約の効力を延長するか否かを決定しなくてはならない。締約国の総意によって、条約を延長することができる。

第8条 (正文) <略>

●委託任務草案

1. 軍縮会議は、「核兵器あるいはその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産禁止」に関する特別委員会を設置することを決定する。
2. 軍縮会議は、特別委員会に対して、核兵器あるいはその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する非差別的で多国間の条約について交渉を行うことを命じる。
3. この特別委員会は、軍縮会議に対して、(日付)までにその任務の進展について報告する。

geneva.usmission.gov/Press2006/0518DraftFMCT.html

大量破壊兵器委員会(WMD)報告から勧告部分(抜粋)

2006年6月11日

核兵器

核兵器の拡散防止

勧告1

すべてのNPT締約国は、条約で約束し1995年の無期限延長の際に再確認した、原則的かつバランスのとれた不拡散と軍縮に対する誓約に立ち返る必要がある。

勧告2

すべてのNPT締約国は、不拡散と軍縮の「原則と目的」に関する決定、NPT再検討プロセスの強化に関する決定、及び中東を核その他すべての大量破壊兵器のない地帯とする中東決議を履行しなければならない。これらはすべて1995年に採択された。また、2000年に採択された核軍縮のための「13項目の実際措置」の履行を推進しなければならない。

勧告3

不拡散体制の有効性を高めるために、すべてのNPT非核兵器締約国はIAEA追加議定書で強化された包括的保障措施を受け入れるべきである。

勧告4

NPT締約国は締約国のために管理事務を扱う常設事務局を設立すべきである。この常設事務局が条約再検討会議及び準備委員会を組織すべきである。また、締約国の過半数の要請があれば、常設事務局がその他の条約関連の会議も組織すべきである。

勧告5

北朝鮮との交渉においては、北朝鮮によるNPT遵守の明示と1997年追加議定書の受諾、さらに1992年の朝鮮半島非核化共同宣言における誓約への復帰と法的確認を主たる要素として含んだ形で検証可能な合意を目指すべきである。注目すべきことに、非核化共同宣言は、北朝鮮・韓国双方に核兵器およびウラン濃縮・再処理施設の保有を禁じている。燃料サイクル・サービスは、国際的な取り決めによって保証されるべきである。合意は、生物・化学兵器およびCTBT(包括的核実験禁止条約)についても言及すべきである。これをもって朝鮮半島を非大量破壊兵器地帯とすることが可能となる。

勧告6

イランに関しては、緊張拡大を避け、中東非大量破壊兵器地帯設立という共通の目的に向けた展望を高めるために、機微な燃料サイクル関連活動を全て一時停止し、1997年追加議定書を批准し、IAEAへの全面的協力を再開するよう促すための交渉が継続されるべきである。国際社会とイランは、次を含む措置を介して相互信頼を築かなければならない。(1)燃料サイクル・サービスの供給に関する信頼性のある保証、(2)すべての中東諸国による機微な燃料サイクル活動の長期にわたる停止または放棄、(3)体制変化をねらった攻撃や転覆行為を行わない保証、(4)国際貿易と投資の促進。

勧告7

NPT締約核兵器国は、非核兵器国に対し、法的拘束力のある消極的安全保証を供与しな

なければならない。NPT非締約国である核保有国は、それとは別に、同じ保証を供与しなければならない。

勧告8

各国は、核燃料サイクルに関連した拡散の危険を軽減するためのさまざまな方法を模索する協議の場として、IAEAを積極活用すべきである。例として、国際燃料バンクの提案や、国際的な保障措置下で使用済み燃料の貯蔵などの燃料サイクル事業を提供する地域センターの提案、また、いくつかの「燃料サイクル国家」が濃縮・再処理活動を止めた国家に核燃料を貸与するという概念に基づく燃料サイクル体制の創設に関する提案が挙げられる。

勧告9

各国は、現時点で高濃縮ウランを必要としている艦船や研究炉において、低濃縮ウランの使用を進めていかなければならない。高濃縮ウランの製造は段階的に縮小されるべきである。使用済み核燃料の再処理によりプルトニウム分離を行っている国家はその活動を縮小していく可能性を追求しなければならない。

勧告10

すべての国家は、地球規模で核分裂性物質を一掃する取り組みの推進に向けた国際的なイニシアチブを支持しなければならない。このような支持には、研究炉を高濃縮から低濃縮ウランの使用に転換することや、核分裂性物質を中央管理された安全な場所に保管すること、輸出した核物質を安全に処分・廃棄するために供給者に返却することなどが含まれるべきである。

勧告11

NPT締約核兵器国でまだこれを実行していない国々は、地域的な非核兵器地帯を創設する条約の議定書を批准すべきである。こうした地帯内にあるすべての国家は、IAEAとの間で包括的保障措施協定を締結し、追加議定書の批准と履行に合意しなければならない。

勧告12

すべての国家は、全面的な和平プロセスの一環として、中東非大量破壊兵器地帯の設立に向けた継続努力を支持すべきである。現段階においても措置を講じることは可能である。信頼醸成措置として、イランやイスラエルを含む地域のすべての国家は、いかなる濃縮・再処理活動および他の機微な燃料サイクル活動も自国領土内で行わないとする検証可能な取り決めを長期にわたって遵守していかなければならない。このような誓約には、平和目的の核活動に必要とされる燃料サイクル事業に対する信頼性のある保証が伴わなければならない。エジプト、イラン、イスラエルは、他の中東諸国と同様にCTBTを批准しなければならない。

勧告13

インド・パキスタンは、CTBT締結までの間、同条約を批准し、核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアムを宣言している他の核兵器国と足並みをそろえなければならない。両国は、軍事紛争の危険を軽減し、両国の核・ミサイル活動における透明性を高めるとともに、政治的、経済的、軍事的措置を介して二国間の緊張緩和を追求し信頼を醸成し続けなければならない。最終的には、両国は核供給国グループ(NSG)やミサイル技術管理レジーム(MTCR)の参加国、および1997年追加議定書に基づきIAEA保障措置協定の締結国となるべきである。

核テロリズムの防止

勧告14

各国は、核兵器や核分裂性物質がテロリストの手に渡らないようにしなければならない。このため各国は、自国領土に存在する、すべての核分裂性物質や放射性物質の在庫ならびにその他の放射線源に関する完全かつ効果的な計量・管理を維持しなければならない。各国は、核テロ行為又はテロを支持する活動に対しても、個人の法的責任が存在することを確実にしなければならない。各国は、とりわけ不正な核取引に関する情報を含む情報の共有を通じて協力を拡大しなければならない。また、各国は、核テロリズム防止条約や核物質防護条約への普遍的加盟ならびに国連安保理決議1540の履行を推進すべきである。

現存する核兵器の脅威および数の削減

勧告15

すべての核保有国は、核兵器の第一不使用に関する明確な政策を宣言すべきである。それらの国々は、先制攻撃や予防攻撃はもちろん、生物・化学・通常兵器による攻撃に対する報復についてもこの方針が適用されることを具体的に明示しなければならない。

勧告16

すべての核保有国は、自国の軍事計画を見直し、信頼性のある核に依存しない安全保障政策を維持するためには何が必要かを明らかにすべきである。潜水艦発射ミサイル、地上発射大陸間弾道ミサイル、長距離爆撃機搭載ミサイルからなる核戦力の三本柱を配備する国は、余剰核の削減および核軍拡競争の悪化防止のために、このような政策を放棄しなければならない。

勧告17

ロシアと米国は、両者の核の一触即発警戒態勢の解除に向けた相互措置に合意し、目的達成を促進する合同委員会を設置すべきである。両国は、大部分の戦略軍の作戦準備態勢の並行的な低減を管理下で実施しつつ、核戦争計画からの警報即時発射

オプションの撤廃にとり組むべきである。以下の方法がある。

- ・航海中の戦略潜水艦の数を削減するとともに、停泊時における技術的な発射即応性を低減する。
- ・核爆弾および空中発射巡航ミサイルを関係する飛行場以外の場所に保管する。
- ・大部分の大陸間弾道ミサイルのノーズコーンおよび／または弾頭をミサイルと別の場所に保管する、またはミサイルの即応性を下げるために他の技術措置をとる。

勧告18

ロシアと米国は戦略攻撃力削減条約(モスクワ条約)で認められた配備戦略兵器の数を少なくとも半減することを狙った新しい戦略兵器削減条約の交渉を開始すべきである。これには戦略攻撃力削減条約の下で削減された兵器を不可逆的に解体するという法的拘束力のある誓約を含むべきである。新しい条約には、透明性のある計数規定、兵器解体の日程や手順、及び相互の検証措置も盛り込むべきである。

勧告19

これからの軍縮努力の基準として、まずロシアと米国が、現役および退役状態にある核兵器保有量の総量を公表し、他の核保有国もそれに続くべきである。また、それらの国々は、核弾頭

の透明性、不可逆性、検証、及び物理的破壊に関連する具体的な条項を将来の軍縮協定に盛り込むことに合意すべきである。

勧告20

すべての核保有国は核兵器の継続的保有の問題に対処しなければならない。すべてのNPT締約核兵器国は、NPTやその無期限延長に関係した誓約によって要求される通り、核軍縮に向かう措置をとらなければならない。ロシアと米国がこれを先導すべきである。他の核保有国もこのプロセスに対して個々にまたは調整しあってこの過程に加わるべきである。イスラエル、インド、パキスタンがNPT締約国ではないものの、同様に核軍縮プロセスに貢献する責務がある。

勧告21

ロシアと米国は、爆破兵器、砲弾ならびに短距離弾道ミサイルの弾頭といった特定種の非戦略核兵器を撤廃する1991年の誓約の実施を進めるべきである。両国は、最終的な廃棄までのあいだ、すべての非戦略核兵器を自国領土内の中央保管施設に回収することに同意すべきである。また、両国は、検証・透明性・不可逆性を保証する取り決めを前進させることにより、1991年の一方的削減に関する誓約の強化を図るべきである。

勧告22

すべての核保有国は、他国の領土内にいかなる様式の核兵器も配備しないことを誓約すべきである。

勧告23

核兵器システムの代替または近代化を検討している国は、関連条約上のすべての義務および核軍縮に貢献するという責務に照らしてそのような行動を考えなければならない。最低限、新しい軍事能力もったり新たな任務のための核兵器の開発は慎まなければならない。核兵器と通常兵器の区別をあいまいにしたり、核兵器のしきいを下げるようなシステムや教義を採択してはならない。

勧告24

すべての核保有国、とりわけロシアと米国は、軍事計画において不要となった核分裂性物質をIAEA保障措置下に置くべきである。高濃縮ウランの貯蔵量削減を促進するために、それらを保有する国々は、ウランを核燃料に適した濃縮水準にまで調整して他のNPT締約国に売却するか自国の民生用の核エネルギーとして活用すべきである。

勧告25

すべての核保有国は、軍事上の必要性を超えると見なされたり、軍縮活動によって回収された兵器用核分裂性物質の取り扱いに関して厳格な基準をもうけなければならない。米国の保管兵器ならびに使用済み燃料に対する基準は一例である。

勧告26

軍縮会議(CD)は、遅れている兵器用核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ条約)の交渉を無条件で即時に開始すべきである。これらの交渉前に、あるいは少なくとも交渉中に、CDは条約の技術的側面を吟味するために科学専門家グループを設立すべきである。

勧告27

CDにおけるカットオフ条約交渉を円滑にするため、5NPT締約核兵器国は、他の核保有国も加えて、相互の間で兵器用核分裂性物質の生産停止の合意をすべきである。それらの国は、

ユーラトムのフランスや英国における活動を基に、各国の生産施設をIAEAの査察に開放すべきである。これら8カ国は、核兵器に使用可能な核物質の既存の貯蔵量を検証可能な形で制限する問題にも対処していかなければならない。

勧告28

まだ済ませていない国々は、無条件かつ遅滞なく包括的核実験禁止条約(CTBT)に調印、批准しなければならない。未批准の米国は、米国の批准が必要とされるその他の国の批准を誘い条約発効への一歩になるであろうことを認識し、その立場を見直し条約の批准に進むべきである。条約発効まで、すべての核保有国は引き続き核実験を慎むべきである。また、2007年のCTBT調印国会議は条約の暫定発効の可能性を検討すべきである。

勧告29

すべての調印国は、国際監視制度(IMS)、国際データセンター(IDC)、事務局を含めた検証体制の継続的な発展と運営に対して、資金面、政治面、技術面での支援を提供すべきである。これにより、包括的核実験禁止条約機関(CTBTO)を、条約発効の際に、条約遵守状況の監視・検証を即座に開始できる態勢に置くことが可能となる。調印国はそれぞれの施設を整備し、いかなる状況においてもデータ送付を継続することを誓約しなければならない。

核兵器の規制から非合法化へ

勧告30

すべての核保有国は、非核の安全保障に向けた計画策定に着手すべきである。それらの国々は、核軍縮における定義や基準、透明性に関する要求などを含む、実際のかつ漸進的な共同措置を通じて、核兵器の非合法化に備え始めるべきである。

生物及び毒素兵器 勧告31～36(略)

化学兵器 勧告37～42(略)

大量破壊兵器の運搬手段、ミサイル防衛、宇宙における兵器

勧告43

ミサイル関連技術管理体制(MTCR)参加国は、関連物質および技術に関する輸出管理のより効果的な実施および拡大に向けた新たな努力を行うべきである。ハーグ行動規範の署名国は、その対象範囲を巡航ミサイルおよび無人航空機(UAV)を含むところにまで拡大すべきである。各国は、早期警戒システムによるミサイル発射に関するデータ交換についての米ロイニシアティブに基づき、多国間のデータ交換センターを設立すべきである。地域的および国際的な不拡散措置は、情報交換、発射通告、そして特定の品目や能力の制限または禁止を含むものでなければならない。

勧告44

各国は、ミサイルの脅威の除去に関する交渉を第一に試みることなく、いかなるミサイル防衛システムの配備やさらなる配備を検討すべきではない。交渉決裂の場合、当該システムの配備は、軍備競争の発生や激化の危険性といった、国際の平和と安全に対する否定的影響

を低減するために、共同開発計画や信頼醸成措置を伴うものとすべきである。

勧告45

すべての国家は、大気圏外における兵器の配備を放棄すべきである。各国は、宇宙条約の普遍的な支持を促進するとともに、宇宙におけるあらゆる兵器の禁止をうたった議定書をもってその対象範囲を拡大しなければならない。そのような議定書の締結までの間、各国は、宇宙プラットフォームからの宇宙空間の物体または地上の標的に対するあらゆる実験を含む、この目的に反するような行動を慎むべきである。各国は、軍民両面において同じ文脈が適用されるよう、宇宙の問題に関する国際体制や法を受け入れるべきである。また、各国は、宇宙の安全保障体制および行動規範——とりわけ宇宙兵器の実験や配備の禁止をうたったもの——の様々な部分を監視・検証する諸策の開発を行う専門家集団を立ち上げるべきである。

勧告46

2007年には、宇宙条約の発効から40年の節目の再検討会議が開催されるべきである。会議では、条約強化および対象範囲拡大の必要性が議題となるべきである。批准を促すとともに、条約に基づく宇宙安全保障体制の強化について未署名・未批准国とのパイプ役となる特別コーディネーターが任命されるべきである。

輸出管理、国際支援、非政府主体

勧告47

すべての国は、効果的な任務遂行を保証すべく、それぞれの国における輸出管理の執行機関(税関、警察、沿岸警備隊、国境管理、軍隊)に対する監査を行うべきである。各国は、基準の一致、透明性の強化、実施における具体的支援などを提供しつつ、輸出管理の普遍的システムの確立を目指していくべきである。5つの輸出管理体制の参加国は、参加国の拡大促進に努めるとともに、法に則った貿易および経済発展を阻害することなく、現在の安全保障環境における課題を考慮して、実施状況の改善に取り組むべきである。

勧告48

G8グローバル・パートナーシップは、不拡散支援における地理的・機能的対象範囲を拡大していくべきである。G8は、兵器級プルトニウム生産中止(EWGPP)計画に対する全面的な財政支援を行うべきである。支援可能国は、すべての地域の国家が国連安保理決議1540を実施することが可能となるよう、いかなる技術的援助、訓練、設備、財政援助の提供が可能であるかを検討しなければならない。

勧告49

大量破壊兵器に関連した業務に従事している企業は、当該兵器の拡散防止に協力する能力および責任があり、また、国内、国際の義務の完全遵守や公共的透明性といった責任を果たしていることを立証することに利害関係を持っている。貿易協会は、こうした目的に向かった努力を推進すべきである。

勧告50

国家、国際機関、専門団体は、適切な学術および産業団体に対し、大量破壊兵器関連分野における科学・研究に関する実施規範や行動規範を取り入れ、効果的な実施を行うよう奨励すべきである。

勧告51

大量破壊兵器を保有する国家の政府は、当該兵器の保有状況や削減・撤廃に向けた動きについて、完全かつ最新の情報を絶えず議会に報告しなければならない。議会は、そのような情報を積極的に求めていくとともに、大量破壊兵器問題に関する諸政策を立案していく責任を認識すべきである。大量破壊兵器問題において、議会間での協力体制の強化が必要である。

勧告52

各国は、国際的な会合や会議における非政府組織(NGO)の積極的な参加を支援するとともに、情報を提供し、大量破壊兵器の分野におけるキャンペーンを支援すべきである。民間財団は、グローバルな大量破壊兵器の脅威の除去にとり組んでいる組織に対する実質的な支援を拡大すべきである。

勧告53

安全保障関連の課題にとり組んでいる組織は、2002年の「軍縮・不拡散教育に関する国連の研究」を再考するとともに、そのような教育および情報を与えられた市民による広範な議論を促進、支援すべきである。各国政府は、大量破壊兵器問題にとり組んでいる多国間組織での学生インターンシップへの助成を行うべきである。

遵守、検証、執行および国連の役割

勧告54

追加議定書を通して、国際原子力機関(IAEA)が採択した保障措置制度の強化が核不拡散条約(NPT)締約国に対する規範となるべきである。同時に、供給国は、核関連物資を含む契約において、受け入れ側がこの規範を受諾することを契約の条件とすべきである。

勧告55

各国政府は、それぞれの情報機関に対し、検証システムの独立性を阻害することなく関連情報を提供し、国際検証機関を支援するよう指示すべきである。

勧告56

国連安保理は、専門的な技術情報を提供したり、大量破壊兵器に関連する事項について勧告を行う小規模の下部機関を設置すべきである。理事会または事務総長の要求があるとき、その下部機関は訓練を積んだ最新の登録査察官を活用して、特別の現地査察や監視を実行すべきである。

勧告57

大量破壊兵器に関する国際法上の義務は執行されなければならない。国際的な強制執行は、信頼性の高い調査と権限のある調査結果による法的義務不履行の判明があったのちのみ実行される。

勧告58

ジュネーブ軍縮会議の正常化のためには、その場に出席し投票を行う参加国の3分の2の特定多数決をもって作業計画の採択が可能となるべきである、その他の事務および手続き上の事項も、同様の必要条件のもとで決定されるべきである。

勧告59

国連総会は、周到な準備を経て、軍縮、不拡散、テロリストによる大量破壊兵器の使用に関する世界サミットを開催すべきである。この世界サミットは、国連軍縮機構の有効性および効率性の改善を目指した改革に関する議論・決定を行う場ともなるべきである。

勧告60

国連安保理は、大量破壊兵器による脅威の削減や除去に向けて、それが現存の保有兵器、拡散、テロリストのいずれの問題と関連しているにせよ、その潜在能力をいっそう活用していくべきである。大量破壊兵器を取得しないという義務からの離脱や不履行に関しても議論の時間が割かれるべきである。全加盟国に拘束力のある決定を下せるという国連憲章下の権限を活用し、安保理はとりわけ以下の事項を行うことができる。

- 個々の国家に対し、有効かつ包括的な監視、査察、検証の受け入れを要求する。
- 参加国に対し、特定の規則や措置のグローバルな履行を保証していくための法制定を要求する。
- 最後の手段として、経済および軍事的な強制措置に訴えることを決定する。

国連改革によって安保理が今以上に国連加盟国の総意を示すものとなるまでのあいだは、拘束力のある決定に先立ち、その決定が国連加盟国に支持されており、また受け入れられ、尊重されていくであろうことが担保されるような効果的な協議が行われることが極めて重要である。

www.wmdcommission.org/files/Weapons_of_Terror.pdf

資料3-3 アナン国連事務総長(当時)の演説

アナン国連事務総長(当時)のプリンストン大学における核兵器に関する演説(抜粋)

2006年11月28日、プリンストン

(前略)

講演の主要なテーマは、核兵器の危険性、そして核不拡散と核軍縮を同時に進めることで、その危険に立ち向かう差し迫った必要性である。私は、これらの2つの目的——つまり核軍縮と不拡散——は密接不可分に結ばれていること、そして一方で前進するためには他方でも前進をとげなければならないことを主張したい。

おそらく今日の世界においてほとんど誰もが不安を感じているが、誰もが同じものに不安を感じているわけではない。世界の異なった地域においては、異なった脅威がより切実である。おそらく大多数の人は、貧困、環境汚染、伝染病など経済的、社会的な脅威に優先度を置くであろう。

国家間の対立を強調する人もいるだろう。内戦を含む内部的な対立もある。多くの人々が——特に「先進国」においては、しかしそれに限らず——現在彼らのリストの最上位にテロリズムを置かざるを得ない。

実際、これら全ての脅威は相互につながっている。そして、全ては国境を超えている。我々は、それら全てを扱うために共通の世界戦略を必要としている。そして、実際、各国政府は、国連や他の場所で、そのような戦略を実行するために協力しようとしている。中でも最も大きな危

険をもたらすにもかかわらず、対処する共通戦略が完全に欠如しているのが核兵器に関する領域である。

核を最大の危険として捉える理由は3つある。

第1に、核兵器は、全人類の生存に関わる比類のない脅威である。第2に核不拡散体制が現在、信頼性において大きな危機に直面している。北朝鮮が核不拡散条約(以下NPT)から脱退した一方で、インド、イスラエル、パキスタンはNPTに一度も加わったことがない。イランの核計画の性格については少なくとも深刻な疑惑がある。そして、これらは核兵器国がとっている不拡散へのケースバイケースのアプローチの正統性と信頼性への疑問を引き起こしている。第3にテロリストによる核兵器取得の危険がある中で、テロの激化が核兵器が使われるおそれを著しく高めている。

(略)

核兵器に焦点を当てる場合、これまた大量破壊兵器であり、国際条約で禁止されている化学、生物兵器の問題を矮小化するつもりはない。実際、テロリズムに関して最も重要かつ準備が十分にできていない脅威——新たな思考を切実に必要としている脅威——は、おそらく彼らが生物兵器を使う脅威であろう。

しかし、核兵器はもっとも危険である。我々が広島と長崎の惨禍の実例から知っているように、一つの爆弾さえ都市全体を破壊することができる。そして、今日それらの何倍も強力な核爆弾が存在している。これらは、全体として人類に対する無比の脅威をもたらしている。

40年前、核兵器の危険は何としても避けねばならないとの理解の下で、世界のほとんど全ての国が集い、NPTに体现される中心取り引きを成立させた。

その条約は、本質的には、当時の核兵器国と残りの国際社会との契約であった。核兵器国は、非核兵器国を核兵器で脅かすことをしないと別の形で宣言しつつ、核兵器撤廃に誠意をもって交渉すること、核拡散を防ぐこと、原子力エネルギーの平和利用を容易にすることを約束した。それと引き替えに、他の国々は、核兵器を取得、あるいは製造せず、全ての核活動を国際原子力機関(以下、IAEA)の検証の下に置くと約束した。このように、NPTは、原子力エネルギーの平和利用に関するすべての国家の権利を一定の条件下で保障しつつ、核拡散を防ぎ、かつ核軍縮を進めるように設計されていた。

1970年の発効からつい最近まで、NPTは世界的な安全保障の要であると広く認識されてきた。NPTは批評家たちの危機意識に満ちた予言を裏切るものであった。ジョン・F・ケネディらが1960年代に予測したように、核兵器は、幾多の国々に広がることはなかった。実際、核を保有した国より多くの国が、核を保有することでなく、核への野望を放棄した。

とはいえ、近年、南アジア、朝鮮半島と中東での危機に対し、NPTをどう適用すべきかについて国際社会は同意することができず、また少数の条約参加国が核兵器能力を追求していると言われていることで、NPTは批判にさらされている。

2005年には2度、5月のNPT再検討会議と9月の世界サミットにおいて条約の基礎を強化するチャンスがあった。しかし、核不拡散と核軍縮のいずれが先かの問題に合意できず、両方も失敗した。

主には核兵器国やその支持者である<不拡散優先派>は、主たる脅威は核兵器そのものからではなく、核兵器を保有する者の性質から生じるのであって、従って新たな国や非国家主体への核兵器の拡散が脅威の主因だと信じている(いわゆる水平拡散)。核兵器国は、冷戦

終結以来、相当な軍縮を実行してきたが、国際平和や安全保障に対する責任上、彼らは核抑止力を維持することが必要であると主張する。

一方、<軍縮優先派>は、世界は現存する核兵器と、その継続的な改良によって最も危険にさらされるとする(いわゆる「垂直拡散」)。非核兵器国の多くは、核兵器国に対し1995年NPT無期限延長の際の約束と2000年の約束から後退していると批判している。これらの国にとって、NPTの「中心取り引き」はまやかしくなってしまった。<軍縮優先派>の国々は、国連安保理が大量破壊兵器を国際の平和と安全に対する脅威とたびたび表現してきた一方で、核兵器そのものがそういった脅威であると明言したことは一度もないと指摘する。(略)

この論争の両者は、どちらも、NPT枠外の4つの追加的な核保有国が存在することは、彼らの立場を裏書きするものであると感じている。(略)

しかし、双方とも相手の行動を待っている。その結果、「相互確証破壊」は相互確証機能麻痺に取って代わられた。このことは、NPTの権威に対する団結の欠如と敬意の低下という悪いシグナルを送っている。それは、悪用されうる真空をつくりだす。

私は、今年始め、我々は「夢遊病にかかって破滅に向かって歩行している」と発言した。実際にはそれよりさらに悪く、高速で航行する航空機の操縦桿を握ったまま眠っているのである。起きて操縦しない限り、結果は火を見るより明らかである。もちろん、航空機は両翼が使用可能な場合だけ飛行を維持することができる。我々は核不拡散と核軍縮のどちらかを選ぶことはできない。我々は、緊急性を持って両方の仕事に取り組まなければならない。

双方に次のことを言いたい。

まず軍縮優先派に向けて：

核拡散は核保有国だけに対する脅威ではないし、主として核保有国への脅威でもない。核兵器の引き金におかれる指が増えるほど、その中には不安定な国家の指導者や非国家主体の指が増えるだろう。そして人類に対する脅威は拡大する。

核軍縮の進展の欠如は核拡散の脅威に対処しないことの言い訳にはならない。核兵器計画を推し進めながら、NPTの擁護者のふりができると考えてはならない。いわんや他国に軍縮を説得できるはずがない。

NPTを几帳面に遵守する有力国の中に、核兵器国が軍縮義務を果たしていないと強く感じている国があることを私は知っている。しかし、その憤りが拡散者を利することがないように注意すべきである。禁止された兵器を保有することは、決してそれを廃棄せよとの主張には役立たないということを明確に宣言すべきである。拡散は、軍縮をなし逃げることをより難しくするだけである。

私は全ての国に正当な評価を与えるのに吝かであってはならないと促したい。軍縮されたときはいつでもそれを認めよう。核兵器国が、一方的であれ、また交渉によってであれ、核兵器を削減し、拡張を阻止する動きをとったときには拍手しよう。核兵器国が新たな兵器用核分裂性物質の生産を事実上停止したり、核実験のモラトリアムを維持していることを評価しよう。

同様に、大量破壊兵器の製造に必要な商品の輸出管理を改善する国連安全保障理事會決議1540で規定された努力のようなものを、たとえ小さな措置であっても核拡散を防止する措置を支持すべきである。

そして民生用核計画の核燃料及びサービスへのアクセスをすべての国に保証しながらも、

核燃料サイクルのなかの核兵器製造につながる機微な技術の拡散を阻止する方法を見出すとしてIAEA事務局長の努力を支持してほしい。国家は、核計画を通じて、成長するエネルギー需要に対応できることが必要であるとしても、もっと多くの国が、核燃料サイクルの最も機微な段階を自分で開発するような世界を許容することは、我々にはできないであろう。

最後に、核兵器廃絶や核拡散防止のためのイニシアチブの履行を、他の問題における他国の譲歩を条件にするような振る舞いを勇気づけたり許容したりしてはならない。(略)

核不拡散優先派に向けて：

たしかに冷戦後の核軍縮の進展はあった。いくつかの国では、配備されていた核兵器は減ったし、全廃された種類の核兵器もある。米口は戦略核兵器の配備数を制限し、艦船から非戦略核を除去した。米議会は「バンカーバスター」予算を拒否し、大部分の核実験場は閉鎖され、核実験のモトリアムが続いている。フランス、ロシアと英国はCTBTを批准した。

しかし、核備蓄は、驚くほど高いレベルで残っている。まだ2万7千発もの核兵器が使用可能で、うち約1万2千発は実戦配備されていると報告されている。

核兵器の数は減らしてよいが、より小型で使用可能なものが必要であると考えたり、紛争に実際に使用することすら口にした国がある。全ての核兵器国は核兵器及び運搬手段を近代化している。これがNPTと両立するものとして受け入れられていると考えてはならない。(略)

これらの国が、NPTの枠外の4つの核兵器能力を有する国に如何に対処しようとしているのか明らかでない。どれかの国が核兵器能力を獲得することを許したときのドミノ効果を彼らは警戒する。しかし、それをいかに防ぎ、実際に起こった際にいかに対処するかの方法が分からないように見える。彼らは、少なくとも逆ドミノ効果の試みを検討すべきである。つまり、核兵器を系統的かつ継続的に削減し、核兵器の通貨価値を引き下げ、他の国がその例にならうようにしむけるべきである。

逆に、核兵器国は、国家安全保障に明白な脅威がないときにも核兵器に拘泥し、近代化することによって、他の国々、とりわけ自国の地域で本当の脅威に直面する国が、彼らの安全と地位にとって核兵器が必要であると考えようにしむけている。核兵器の存在そのものが危険であり、究極的に不法であると普遍的に認識されているならば、拡散者と向かい合うことは、より簡単であるであろう。

同様に、他国に核実験やミサイル実験を行わせまいと主張する国は、CTBTを発効させ、自国のミサイル実験を停止し、ミサイル規制の強力な多国間条約の交渉を速めるほうが、ずっと説得力がある。そのようなステップは、不拡散の原因を前進させるために他の誰よりも、より多く実行する。

(略)

最後に、多くの国における政府と市民社会は、非国家主体からの脅威が増加している今日において、核抑止という冷戦時代の教義はますます通用しなくなっていると考えている。そうではなくて、我々は核拡散を防ぐ別の共通の戦略を開発する必要があるのではないだろうか。

こうした理由から、私は、核兵器を保有する全ての国に対し、核軍縮の誓約を履行する具体的なタイムテーブルを伴った実行計画を立案するよう呼びかける。そして私は、厳密で効果的な国際管理の下において全ての核兵器の前進的な廃棄を達成する意志を表明する共同宣言を発するよう、すべての核保有国に要請する。

要約すれば、唯一の進むべき道は核不拡散と核軍縮の両面につき同時に進展させることで

ある。これは、テロの脅威に効果的に対処するのみならず、実際のものであれ修辭上のものであれ、特定の国や政府を核兵器の開発や獲得によって安全保障を図ろうとする——それがいかに誤った考えであるにせよ——原因となっている脅威に同時に効果的に対処することなしには達成しないであろう。

これは複雑で気を怯ませる課題である。指導力と信頼の確立、対話と交渉が必要である。しかしまず、気持ちを一新した討論——包括的であり、国際交渉の規範を尊重し、多国間のアプローチを再確認するような討論を開始しなければならない。(後略)

www.un.org/apps/sg/sgstats.asp?nid=2330

資料3-4 中央アジア非核兵器地帯条約

中央アジア非核兵器地帯条約(セミパラチンスク条約)

2006年9月8日署名

本条約の締約国は、

1997年2月28日に中央アジア各国首脳により採択されたアルマトイ宣言、1997年9月15日にタシケントにて採択された地域5か国外相声明、「中央アジア非核兵器地帯の設立」と題された国連総会決議及び決定(1997年12月9日採択の52/38S、1998年12月4日採択の53/77A、2000年12月20日採択の55/33W、2002年11月22日採択の57/69、2003年12月8日採択の58/518、2004年12月3日採択の59/513、2005年12月8日採択の60/516)、ならびに1998年7月9日にピシケクで採択された中央アジア諸国、核兵器国、国連の専門家会議のコミュニケを指針とし、

核兵器廃絶と厳格かつ効果的な国際管理の下での全面完全軍縮を究極的な目標として、世界的に核兵器を削減するための系統的かつ一貫した努力を継続することの必要性を強調し、また、すべての国家がこの目的に貢献する義務を負っていることを確信し、

中央アジア非核兵器地帯が核不拡散体制を強化し、原子力の平和利用における協力を促進し、放射能汚染の影響を受けた領域の環境修復における協力を促進し、そして地域及び国際の平和と安全を強化するための重要な前進となるであろうことを確信し、

中央アジア非核兵器地帯が、とりわけ1968年の核不拡散条約(以下、NPT)の定める5核兵器国が付帯の安全保証の議定書に加盟した場合に、中央アジア諸国の安全保障の促進に資することを信じ、

ラテンアメリカ及びカリブ地域、南太平洋、東南アジア、アフリカを含むいくつもの地域において、核兵器の使用及び使用の威嚇とともに、保有、開発、生産、持ち込み、配備を禁止する非核兵器地帯が創設されていることを認識し、地球上のあらゆるところで、すべての生命体のために、そのような体制を拡大しようとする努力が続けられており、

NPT、1995年NPT延長・再検討会議で採択された核不拡散と核軍縮に関する原則と目標、2000年NPT再検討会議の最終文書に示された義務とともに、1996年の包括的核実験禁止条約(以下、CTBT)に示された原則と目標を再確認し、

中央アジア非核兵器地帯の設立を決定し、以下のとおり協定する。

第1条 用語の定義及び使用

本条約及びその議定書の適用上、

- (a)「中央アジア非核兵器地帯」は、カザフスタン共和国、キルギス共和国、タジキスタン共和国、トルクメニスタン、ウズベキスタン共和国を包含する。
- (b)「核兵器あるいは他の核爆発装置」とは、軍事用、民生用を問わず、核エネルギーを放出することのできる、あらゆる兵器あるいは他の核爆発装置を意味する。その中には、組み立てられていない形及び部分的に組み立てられた形における核兵器あるいは核爆発装置は含まれるが、それらの輸送または運搬手段がそれらと分離可能であり、かつそれらの不可分の一部をなしていない場合は、含まれない。
- (c)「配置」とは、転移、定置、貯蔵、保管、設置、配備を意味する。
- (d)「核物質」とは、国際原子力機関(以下、IAEA)憲章第20条において定義され、IAEAによって折に触れて修正された、あらゆる原料物質、あるいは特殊核分裂性物質を意味する。
- (e)「放射性廃棄物」とは、IAEA勧告の国際基準が規定するイグゼンプション・レベルを超える活量及び活量濃度の放射性物質(放射性核種を含む物質)のうち、今後取り除かれることになっているか既に取り除かれており、かつ既に使用されていないものを意味する。
- (f)「施設」とは、原子炉、臨界施設、転換工場、加工工場、再処理工場、同位体分離工場、分離貯蔵施設または、1キログラム以上の量の核物質を恒常的に使用している施設を意味する。

第2条 条約の適用

- (a)中央アジア非核兵器地帯の適用範囲は、本条約の目的に限り、カザフスタン共和国、キルギス共和国、タジキスタン共和国、トルクメニスタン、ウズベキスタン共和国に属する領土、全ての水域(港湾、湖、河川)、ならびにこれらの上空と定義される。
- (b)本条約は、地帯内に含まれているか否かを問わず、領土及び水域をめぐる領有権や主権に関するいかなる紛争においても、中央アジア諸国の権利を害したり、いかなる形においても影響を与えたりするものではない。

第3条 基本的義務

1. 各締約国は以下を約束する。

- (a)いかなる手段、場所においても、核兵器あるいは他の核爆発装置について研究、生産、貯蔵、もしくは取得、保有、管理権を持つことを行わない。
- (b)いかなる核兵器あるいは他の核爆発装置についても、それらを研究、開発、製造、貯蔵、取得もしくは管理権を持つことについて、いかなる支援を求めたり受けたりしない。
- (c)いかなる核兵器あるいは他の核爆発装置についても、それらを研究、開発、製造、貯蔵、取得、あるいは保有する行為を支援したり、奨励したりするいかなる行動もとらない。
- (d)領域内における以下の行為を容認しない。
 - (i)核兵器あるいは他の核爆発装置の生産、取得、配置、保管、使用。
 - (ii)核兵器あるいは他の核爆発装置の受領、保管、貯蔵、設置、もしくは他の形態にお

ける保有や管理。

- (iii)いかなる核兵器あるいは他の核爆発装置についても、開発、生産、貯蔵、取得、保有または管理に関して支援あるいは奨励を他者から受ける行為。
2. 各締約国は、他国の放射性廃棄物を領域内において処分しないことを約束する。

第4条 外国の船舶、航空機、陸路の輸送

本条約の目的及び目標を害することなく、各締約国は、外国の船舶の寄港や航空機の空港への着陸を含む、領域内の空路、陸路、水路の一時通過について、それぞれの主権の行使において独自に決定することができる。

第5条 核兵器あるいは他の核爆発装置の実験禁止(略)

各締約国は、CTBTに準じ、以下を約束する。

- (a)いかなる核兵器爆発実験あるいは他の核爆発も実施しない。
- (b)各国の支配権や管理権の及ぶ地域において、そのようないかなる核爆発も禁止され、防止される。
- (c)いかなる核爆発実験あるいは他の核爆発の実施においても、それを引き起こしたり、奨励したり、どのような形であれ参加したりするような行為を控える。

第6条 環境の安全

締約国は、とりわけウラン鉱滓貯蔵場や核実験場といった、核兵器あるいは他の核爆発装置の開発、生産、保管に関連する過去の活動により汚染された地域の環境修復に向けたあらゆる努力を支援することを約束する。

第7条 原子力の平和利用

本条約のいかなる条項も、原子力の平和利用に関する締約国の権利を害してはならない。

第8条 IAEA保障措置

各締約国は以下を約束する。

- (a)領域内、あるいは自国の管轄、管理の下にある場所に存在する核物質及び施設を平和的目的に限って使用すること。
- (b)締約国がNPTで定められた保障措置の適用協定(INFCIRC/153(Corr.))及び追加議定書(INFCIRC/540(Corr.))を締結していない場合は、本条約発効後18か月以内にIAEAとの間でこれらを締結し、発効させること。
- (c)本条項の(b)で言及されたIAEA包括的保障措置協定及び追加議定書をIAEAとの間で締結していない場合は、いかなる非核兵器国に対しても、(i)原料及び特殊核分裂性物質、あるいは(ii)特殊核分裂性物質の処理、使用あるいは生産用に設計・準備された設備や物質を提供しないこと。

第9条 核物質及び設備の物理的防護

各締約国は、核物質、施設、設備が承認を受けずに使用されることや取り扱われること、ある

いは盗難されることを防止するために、これらの物理的防護に関する効果的な水準を維持することを約束する。その目的のために、各締約国は、最低でも1987年の核物質防護条約及び物理的防護に関するIAEA勧告及びガイドラインで求められている有効性を持つ物理的防護措置を、国内で使用、移送、保管される核物質、国際的に移送される核物質、領土内の核施設に適用することを約束する。

第10条 協議会合

締約国は、本条約の遵守状況や履行に関するその他の案件を検討するために、持ち回り制で代表者による年次会合を開催すること、及び、締約国からの要請に応じて特別会合を開催することに合意する。

第11条 紛争の解決

本条約の解釈や適用をめぐる締約国間の紛争は、交渉を通じて、または締約国が必要と見なす別の手段を通じて解決されなければならない。

第12条 他の協定

本条約は、本条約の発効日に先立って締結された他の国際条約に基づく権利及び義務に影響を与えない。

締約国は、本条約に含まれている原則にのっとり、本条約の目的と目標の効果的な履行のためのあらゆる必要措置をとらなければならない。

第13条 留保

本条約には留保を付してはならない。

第14条 署名及び批准

- (a) 本条約は、カザフスタン共和国セミパラチンスクにて、中央アジア非核兵器地帯を構成するすべての国家、すなわちカザフスタン共和国、キルギス共和国、タジキスタン共和国、トルクメニスタン、ウズベキスタン共和国による署名のために開放される。
- (b) 本条約は批准されなければならない。

第15条 発効及び有効期間

- (a) 本条約は5番目の批准書の寄託日から30日目に発効する。
- (b) 本条約は無期限に効力を有する。

第16条 条約脱退

締約国は、この条約の対象である事項に関する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認める場合には、寄託国への文書通告をもって条約から脱退できる。脱退の通告には、締約国が自国の至高の利益を危うくしていると認める異常な事態についても記載する。

(b) 脱退は、寄託国が通告を受領した日から12か月後に効力を生じる。寄託国は、このような通告について、すべての条約締約国及び議定書署名国に周知させる。

第17条 改正

- (a) 締約国が提案する本条約のいかなる改正も、全締約国の間で回覧され、協議の少なくとも90日前には諮問会議に提出されなければならない。
- (b) そうした改正の採択は、締約国のコンセンサスによって決定する。
- (c) 採択された改正は、条約寄託国が全締約国からの改正の批准書を受領したのちに発効する。

第18条 寄託

- (a) 本条約は、キルギス共和国に寄託される。キルギス共和国は、これにより本条約の寄託国となる。
- (b) 寄託国は、とりわけ以下を行うこととする。
- (i) 本条約及び議定書への署名の機会を提供し、本条約及び議定書の批准書を受領する。
- (ii) 本条約及び議定書を国連憲章第102条の規定に従って登録する。
- (iii) 本条約及び議定書の認証謄本をすべての締約国及び議定書締約国に送付し、本条約及び議定書への署名及び批准に関する通知を行う。

上記の証として、本条約は正式な署名者によって署名された。
2006年9月8日、カザフスタン共和国セミパラチンスクにて。
英語及びロシア語を正文とする。

議定書

本議定書の締約国は、
1997年2月28日に中央アジア各国首脳により採択されたアルマトイ宣言、1997年9月15日にタシケントにて採択された地域5か国外相声明、「中央アジア非核兵器地帯の設立」と題された国連総会決議及び決定(1997年12月9日採択の52/38S、1998年12月4日採択の53/77A、2000年12月20日採択の55/33W、2002年11月22日採択の57/69、2003年12月8日採択の58/518、2004年12月3日採択の59/513、2005年12月8日採択の60/516)、並びに1998年7月9日にビシケクで採択された中央アジア諸国、核兵器国、国連の専門家会議のコミュニケを想起し、

核兵器の存在しない世界という究極の目標を達成するためにあらゆる措置をとる必要があること、そしてすべての国家がこの目標に貢献する義務を負っていることを確認し、
よって中央アジア非核兵器地帯の設立を支援するために努力し、
以下の通り協定する。

第1条 消極的安全保証

議定書締約国は、条約締約国に対し、核兵器あるいは他の核爆発装置の使用もしくは使用の威嚇を行わないことを約束する。

第2条 違反に寄与しないこと

議定書締約国は、条約及び議定書締約国によるいかなる違反行為にも寄与しないことを約する。

第3条 条約改正の影響

議定書締約国は、条約第17条に基づく条約改正の発効によって生じうる議定書に基づく義務の変更に関し、承認・不承認の意志を寄託国への文書通告にて表明すると約束する。

第4条 署名

本議定書は、フランス共和国、中華人民共和国、ロシア連邦、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国の署名のために開放される。

第5条 批准

本議定書は、批准されなければならない。

第6条 有効期間及び議定書からの脱退

(a) 本議定書は、永久的な性格のものであり、無期限に効力を発する。

(b) 本議定書の締約国は、本議定書の対象である事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認める場合には、寄託国への文書通告をもって議定書から脱退できる。脱退の通告には、自国の至高の利益を危うくしていると認める異常な事態についても記載する。

(c) 脱退は、寄託国が通告を受理した日から12か月後に効力を生じる。寄託国は、このような通告について、すべての条約締約国及び議定書署名国に周知させる。

第7条 発効

本議定書は、議定書締約国が寄託国に批准書を寄託した日、または条約発効日のいずれか遅いほうの日に発効する。

cns.mii.s.u-tokyo.ac.jp/pubs/week/pdf_support/060905_canwiz.pdf

資料3-5 第61回国連総会・日本決議

核兵器完全廃棄に向けた新たな決意

2006年12月6日採択、決議61/74

共同提案国：オーストラリア、ベルギー、チリ、グアテマラ、日本、リトアニア、ネパール、オランダ、スペイン、スイス、アフガニスタン、アンドラ、オーストリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、カナダ、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、ドミニカ共和国、エルサルバドル、フィンランド、ドイツ、ギニア、イラク、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マダガスカル、モンテネグロ、ニカラガア、ノルウェー、パラオ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、セネガル、セルビア、スロベニア、ソロモン諸島、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、東ティモール、ウクライナ、タンザニア連合共和国

総会は、

核兵器のない平和で安全な世界の実現を目指し、すべての国が核兵器の完全廃棄に向け、更なる実際の措置および効果的施策をとる必要性を想起し、そしてまたその実現への決意を新たに、

軍縮の過程における各国の努力の究極の目標は、厳格かつ効果的な国際管理の下に置かれた全面完全軍縮であることに留意し、

2005年12月8日の決議60/65を想起し、

核戦争と核テロリズムを回避するため、あらゆる努力がなされるべきであることを確信し、核不拡散条約(NPT)*が、国際的な核軍縮と不拡散体制の礎として決定的に重要であることを再確認し、

広島・長崎の被爆60周年にあたる2005年のNPT再検討会議における実質的な課題についての合意の欠如、これに加えて2005年9月の国連総会特別首脳会合成果文書*の中から核軍縮及び不拡散に関する言及が削除されたことに遺憾の意を表明し、

1995年NPT再検討・延長会議の決定及び決議*、ならびに2000年NPT再検討会議最終文書*を想起し、

国際の平和と安全の増進と核軍縮の促進とは、相互に補強しあっていることを認識し、

核軍縮の更なる進展は、国際的な核不拡散体制を強固なものにし、それにより国際の平和と安全の確保にも資することを再確認し、

拡散ネットワークなどによる大量破壊兵器、特に核兵器の拡散により増大しつつある危険について深く憂慮し、

朝鮮民主主義人民共和国による2006年10月9日の核実験宣言を非難し、

1. すべてのNPT締約国が、条約の全条文に基づく義務を遵守することの重要性を再確認する。
2. 効果的な条約再検討プロセスの重要性を強調するとともに、2010年NPT再検討会議における成果を促進していくために、2007年の第1回準備委員会を建設的に実施するべく協力していくようすべての締約国に要請する。
3. NPTの普遍性についての重要性を再確認し、また、同条約の未締約国に対し、遅滞なくかつ無条件に同条約に非核兵器国として加入することを要請するとともに、同条約に加入するまでは条約の目標と意図を損なう行動を控え、同条約を支持する実際的な措置をとるよう要請する。
4. すべてのNPT締約国が、同条約第6条の下で誓約したあらゆる種類の核兵器の一層の削減など、核軍縮への更なる措置を奨励し、そしてまた、核兵器廃絶に向けた取組みの過程において、国際の安定を促進し、すべての国にとって安全保障が損なわれない形で、不可逆性、検証可能性、一層の透明性をもたせることの重要性を強調する。
5. ロシアや米国などの核兵器国による核兵器削減の進展を歓迎しつつ、ロシアと米国が、更なる核軍縮への一歩となるよう戦略攻撃力削減条約*を完全に履行し、同条約の規定する幅を超えた核兵器削減に着手するよう奨励する。
6. 各国が、核兵器関連物質の削減に寄与すべく、国際協調の枠組みの中で引き続き努力するよう、さらに奨励する。
7. 核兵器国が、国際の安定と安全を促進する形で、核兵器システムの作戦上の地位を一層

低下させることを要求する。

8. 国際の安定を促進し、かつすべての国にとっての安全保障が損なわれないとの原則に基づく方法で、核兵器使用の危険性を最小化し全面廃棄の過程を促進するために、安全保障政策における核兵器の役割を縮小させる必要性を強調する。
9. CTBT*の早期発効のために、同条約の未署名・未批准国に対し早期に署名・批准するよう要請し、同条約が発効するまでの間、核爆発実験の既存のモラトリアムを維持することの重要性を強調し、CTBTの遵守を保証するために必要となる国際監視システムなど、CTBT検証体制の継続的な整備の重要性を強く訴える。
10. ジュネーブ軍縮会議(CD)に対し、今年度のCDにおける進展を考慮し、実質的な作業を即時に再開するよう要請する。
11. 兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)交渉の即時開始と早期妥結の重要性を強調し、すべての核兵器国及びNPT非締約国に対し、同条約発効までの間、すべての核兵器用核分裂物質の生産モラトリアムを宣言することを要請する。
12. すべての国家に対し、核兵器及びその他の大量破壊兵器、並びにその運搬手段の拡散を防止し抑制するための努力を倍加することを要請する。
13. 国際原子力機関(IAEA)の包括的保障措置協定及び、1997年5月15日にIAEA理事会で承認された、IAEAと各国との間の保障措置適用のための協定のモデル追加議定書*の普遍化、さらに、国連安保理決議1540号(2004年4月28日採択)の完全実施など、不拡散への更なる努力の重要性を強調する。
14. 全ての国家に対し、第57回国連総会に提出された軍縮・不拡散教育に関する国連事務総長報告書*にある勧告を適切に実行に移すための具体的活動に着手すること、またこの目的のために実施されてきた努力に関する情報を自発的に共有することを奨励する。
15. 核不拡散・核軍縮を促進する上で、市民社会が建設的役割を担っていくことを奨励する。

※印には参照すべき原文の題名等が記載されているが省略した。

www.un.org/Depts/dhl/resguide/r61.htm

資料3-6 第61回国連総会・新アジェンダ連合決議

核兵器のない世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を加速する

2006年12月6日採択、決議61/65

共同提案国：ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデン、オーストリア、チリ、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、イラク、マルタ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、東ティモール

総会は、

2005年12月8日の決議60/56を想起し、

核兵器使用の可能性によって人類がさらされている脅威を深く憂慮し、

核軍縮と核不拡散は相互に補強し合う過程であって、両面での緊急かつ不可逆的な前進が求められていることを再確認し、

大量破壊兵器委員会の最終報告による貢献に留意し、*

1995年核不拡散条約(NPT)再検討・延長会議における中東に関する決定と決議*、および、2000年NPT再検討会議の最終文書*を想起し、

NPT第6条に基づく誓約にしたがい、核兵器国が核軍縮へと繋がる保有核兵器の完全廃棄を達成すると明確に約束したことを想起し、

2010年NPT再検討会議に向けた準備プロセスを、成功裏に、かつ生産的に行うために、あらゆる努力を払うよう締約国に要請し、

1. 核軍縮及び不拡散を達成するために、NPTの中心的な役割及びその普遍性の重要性を引き続き強調し、すべての締約国にその責任を尊重するよう強く求める。
2. 2000年NPT再検討会議の成果によって、核軍縮に向けた体系的かつ前進的な努力の枠組みが作られたことを再確認する。
3. 核兵器国に対し、2000年NPT再検討会議で合意された核軍縮に向けた実際の措置の履行を加速するし、それによって、すべてにとってより安全な世界を創ることに貢献することを求める。
4. また、すべての締約国に対し、核軍縮および核不拡散に関する誓約を完全に遵守するよう、また、いかなる場合も新たな核軍備競争を誘発したり、それに結びついたりするような行為を行わないよう求める。
5. さらに、すべての締約国に対し、NPTの普遍性の達成に向けて最大限の努力を払うよう求めるとともに、条約に未だ加盟していないインド、イスラエル、パキスタンの3か国に対して非核兵器国として早急かつ無条件に条約に加盟するよう要求する。
6. 朝鮮民主主義人民共和国が2006年10月9日に発表した核兵器実験を非難するとともに、NPT未加盟国によるあらゆる核兵器実験を非難し、また、今後いかなる国によっても核兵器実験が行われることを非難する。また、北朝鮮に対しNPTからの脱退表明を撤回するよう強く求める。
7. 第62回会合の仮議題に「核兵器のない世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を加速する」と題された項目を含め、本会議の履行状況を同会合で点検することを決定する。

※印には参照すべき原文の題名等が記載されているが省略した。

www.un.org/depts/dhl/resguide/r61.htm

資料3-7 国連軍縮局改組に関する国連総会決議

軍縮アジェンダを前進させるために(国連)組織の能力を強化する

2007年3月15日採択、決議61/257

国連総会は、(略)

軍縮分野における国連の中心的な役割と主要な責任を再確認し、

国連総会の手続き規約、及び財政規則と組織規約に留意し、

軍縮部を設置し、その長として上級代表を任命すると事務総長の意図に留意し、

1. 現在の軍縮局が有する予算上の独立性と現存の構成と機能を維持しつつ軍縮部を設置し、国連事務次長と同じ階級をもつ上級代表を軍縮部の長に任命することを支持する。また、当該上級代表が事務総長に直属し、(国連)事務局の政策決定プロセスに参加する

ことを歓迎する。

2. 軍縮部が、総会の定める関係任務、決定、及び決議を全面的に履行すべきことを強調する。
3. 事務総長が、上級代表を任命した後できるだけ速やかに、確立された手続きに従って作成した報告——上級代表の任命や軍縮部に与えられた任務の実施によって発生する財政的、管理上、また予算上の問題に関する報告を、総会に提出することを要請する。
4. また、事務総長が、第62回総会に対して、軍縮部の活動に関する報告を行うことを要請する。
5. さらにまた、事務総長が、第63回総会の考察に供するため、本決議の履行を点検するための報告書を第63回総会に提出するよう求める。(以上)

www.un.org/depts/dhl/resguide/r61.htm

資料3-8 CD議長による暫定決定(未採択)

議長による暫定決定(未採択)

CD/2007/L.1
2007年3月23日

ジュネーブ軍縮会議は、個々の議題に関する将来的な作業及び交渉に不利益を与えることなく、次の通り決定する。

1. 核軍縮及び核戦争の防止に関する実質議論をとりしきるコーディネーターとして、ストーン大使を任命する。コーディネーターは、今年度第二会期の終了までに、作業の進捗についてジュネーブ軍縮会議に報告書を提示しなければならない。
2. いかなる前提条件も排して、核兵器あるいはその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する非差別的かつ多国間の条約に関する交渉を取り仕切るコーディネーターとして、トレツァ大使を任命する。コーディネーターは、今年度第二会期の終了までに、作業の進捗についてジュネーブ軍縮会議に報告書を提示しなければならない。
3. 大気圏外における軍備競争の防止に関連する諸問題を扱う実質議論をとりしきるコーディネーターとして、マイヤー大使を任命する。コーディネーターは、今年度第二会期の終了までに、作業の進捗についてジュネーブ軍縮会議に報告書を提示しなければならない。
4. 核兵器の使用または使用の威嚇に対して非核兵器国の安全を保証する適切な国際的取り決めを扱う実質議論をとりしきるコーディネーターとして、バランホス大使を任命する。コーディネーターは、今年度第二会期の終了までに、作業の進捗についてジュネーブ軍縮会議に報告書を提示しなければならない。

議長声明への補足

個々の問題における4名のコーディネーターの任命に関するCDでの上記決定に続いて、2007年度CD議長によりあらかじめ任命された個々の議題のコーディネーターは、適切に、また、2007年度CD議長の承認のもと、今年度第二会期中に作業を継続することについてもCD内での理解があるものとする。

www.reachingcriticalwill.org/political/cd/papers07/L1.pdf

資料3-9 未臨界核実験ユニコーンに関する米NNSAの発表

国家核安全保障管理局(NNSA)記者発表

2006年8月30日

06年8月30日午前11時、未臨界実験「ユニコーン」は、ネバダ実験場で成功裏に実施された。ロスアラモス国立研究所は、地下核実験を実施せずとも国家の保有する核兵器の安全性と信頼性の維持に不可欠な情報を与える科学的データを集めるために実験を行った。

ユニコーンは、今日までに行われた23番目の未臨界実験である。前回の未臨界実験「クラカウ」は、2006年2月23日に実施された。未臨界実験とは、高性能火薬の爆発による強い衝撃を受けたときのプルトニウムの挙動を調べるものである。未臨界実験は、備蓄核兵器の安全性と信頼性を維持するのに役立つ不可欠な科学的データと技術的情報を生み出すものである。実験は「未臨界」である。すなわち、臨界質量は形成されないし、自己持続的な核分裂連鎖反応は起こらない。したがって、核爆発は起こらない。

www.nnsa.doe.gov/docs/newsreleases/2006/PR_2006-08_30_NS0-06-27.htm

資料3-10 核兵器複合体の将来(米NNSA)

核兵器複合体の将来

2006年10月

国家核安全保障管理局(NNSA)

議会において「コンプレックス2030」計画の中で概観したように、国家核安全保障管理局(NNSA)の今後の進路は、国家安全保障や地球的な安全保障の変化する課題に応えることのできる、より小さく、より効率的な核兵器複合体を確立することである。

2030年までに、NNSAは、長期にわたって信頼性が保証され、変化する技術的、地政学的、軍事的必要性に対応するために必要な工業的能力、及び設計能力によって下支えされた、より小規模で、より安全で、より確かな備蓄核兵器を使用するであろう。

NNSAの将来計画の目標は、国家の安全保障ニーズと一致する最小の備蓄核兵器という大統領のビジョンを達成することである。2004年に、ブッシュ大統領は核兵器備蓄の規模を2012年までにはほぼ50パーセント減らすよう指示した。その時、核備蓄は、アイゼンハワー政権以来、最も小さなものとなる。

「コンプレックス2030」の枠組みは、核兵器複合体の内部及び周辺で、核物質を集約し重複している能力を除去するという内容を含んでいる。複合体の規模は冷戦の終わり以来40パーセント以上減少してきており、そして、今回の将来計画は、国内8箇所での兵器作業は別として、NNSAが「足跡」、すなわち合計面積をさらに減らすことすら可能にする。

NNSAの「コンプレックス2030」の主要な要素は、以下の通りである。

- 米国が地下核実験を再開する必要すらあるという可能性を減らす一方で、核兵器の長期

にわたる信頼性と安全性を保証し、より即応性のある支援インフラストラクチャーを可能にするため、信頼性代替弾頭(RRW)への取り組みを継続する。

- もはや備蓄核兵器の一部ではない退役弾頭の解体を相当量増やす。
- 核兵器で使われる特殊核物質を複合体内のより少ない施設に、また施設内のより少ない場所に集約することによって、保安を高め保安コストを低減させる。
- 研究、開発、生産と監視活動のための統合プルトニウム・センターを設立する。
- より効果的な活動を達成するよう、技術的業務と事務的業務の統一性を高め、より効果的な危機管理を導入する。

www.nnsa.doe.gov/future_of_the_nuclear_weapons_complex.htm

資料3-11 新しい戦略核削減交渉をプーチン・ロ大統領

ロシア連邦大使・各国代表部職員との会議における
プーチン大統領の演説(抜粋)

2006年6月27日、モスクワ

(前略)

ロシアはいかなる種類の対決も求めていない。また、われわれは、いかなる種類の「聖なる同盟」に参加することもない。

われわれは、文明間の対話を促進するあらゆる試みを支援する。これは、近々モスクワで開催される宗教指導者世界サミットの目的でもある。私はまた次のことを指摘しなければならない。つまり、多くの国々が大量破壊兵器の入手やその他の軍事的計画を追求したいと思う欲求に油を注いでいる大義には、国家的野心だけでなく、国際関係において「軍事力」に過剰な重要性が与えられていることが含まれている。われわれは皆、いやでもこの状況が押し付けられているのである。

この点において、こんにち、軍縮分野で停滞が見られることはとりわけ懸念すべきことである。ロシアはこの状況に責任はない。主要な軍縮課題に関して新規の対話を行うことをわれわれは支持する。なかでも、われわれのパートナー米国に対して、2009年に効力を失うSTART(戦略兵器削減条約)に代わる条約に関する交渉を始めることを、われわれは提案する。

われわれは、政治的、外交的努力と国際法に則った妥協的解決案の探求が、軍縮分野におけるもっとも有効な作業方法であると考え。法的基礎に隙間があるのであれば、改善するためにわれわれはパートナーと協力すべきである。私がここで念頭においているのは、たとえば、国際的なウラン濃縮センター創設のアイデアである。

繰り返して言うが、われわれはいかなる種類の最後通牒に加担する積りはない。そんなことは、状況を行き詰まらせ、国連安保理の権威を傷つけるだけである。危機は国家を対話に引き込むことによるのみ解決できるのであり、孤立化させては解決しないというのがわれわれの確信である。過去の事例が示すように、対話への道は希望をもたらずのみならず、真に前向きな解決策をもたらす。(後略)

演説の英語版テキスト：<http://www.kremlin.ru/eng/>からアクセスできる。

資料3-12 ミュンヘン会議におけるプーチン・ロ大統領の安全保障政策に関する演説(抜粋)

2007年2月10日、ミュンヘン

(前略)

最後の手段としての武力行使に関して決定を下すことのできる唯一のメカニズムは国連憲章であると私は確信している。この点については、イタリア国防相がただ今述べたことを私が理解しなかったのか、それともその内容が正確でなかったかのいずれかだ。いずれにしても、武力の行使は、その決定がNATO、EU、または国連によって下される場合にのみ正当なものだと述べたと私は受け取った。国防相が実際にそう思っているのであれば、私とは見解が異なっている。そうでなければ、私が聞き違っていたことになる。武力の行使はその決定が国連によって承認された場合にのみ正当なものとなることができる。そして、NATOやEUを国連の代わりにする必要はない。国連が国際社会の力を本当に結集して、様々な国々で起こる出来事に対応することができれば、そして今の国際法軽視から脱却するならば、情勢は変化し得る。そうでなければ、情勢が行き詰まるほかはなく、深刻な過ちの数が増えていく。これと同時に、国際法が、概念とその規範の適用の両方において、普遍性を有しているようにすることも必要である。

そして、民主的な政治的行為には必ず、話し合いと手間のかかる意思決定過程が伴うことを忘れてはならない。

皆さん!

国際関係が不安定化する潜在的危険性は軍縮問題の明らかな停滞と関係がある。

ロシアはこの重要な問題に関する対話の再開を支持する。

兵器の廃棄に関する国際的な法的枠組みを保持し、その結果として核兵器削減プロセスが確実に継続するようにすることが大切である。

アメリカ合衆国と共に、我々は2012年12月31日までに、戦略核ミサイル能力を核弾頭1700~2000発まで削減することに同意した。ロシアは引き受けた義務を厳密に果たすつもりである。我々のパートナーも、透明性のある行動をとり、万一の場合に備えて核弾頭を余分に数百発とっておくという事はしないよう望む。そこで、本日、新任の米国国防長官が、米国はこのような余分の兵器を倉庫に、あるいは、言ってみれば枕の下や毛布の下に隠すことはないと言明するならば、みんな立ち上がって、この宣言を起立で歓迎してはどうだろうか。それは非常に重要な宣言になるだろう。

ロシアは核不拡散条約にも、また多国間のミサイル技術管理レジームにも厳密に従っているし、今後も従っていくつもりである。これらの文書に組み入れられている原則は普遍的なものである。

これに関連して、1980年代にソ連と米国が短・中距離ミサイルを全面的に廃棄するという協定に調印したが、これらの文書には普遍性がないことを想起したい。

今日では他にも、朝鮮民主主義人民共和国、韓国、インド、イラン、パキスタン、イスラエルなど、このようなミサイルを保有している国は多い。このようなシステムを検討し、兵器の在庫に組み入れようと計画している国も多い。それなのに、米国とロシアだけがそのような兵器システム

を生産しないことを義務付けられている。

このような状況では、我々も自国の安全を確保することを考えなければならないのは明らかである。

同時に、不安定化要因となる新たなハイテク兵器の出現を承認することは不可能である。新たな対立領域、特に宇宙空間における対立を防止する手段のことを指しているの言うまでもない。スター・ウォーズはもう空想ではない。現実なのだ。1980年代半ばに、米国の我々のパートナーは既に自国の人工衛星を撃墜する能力があった。

ロシアの意見では、宇宙の軍事化が行われれば、国際社会に及ぼす影響は予測不能であり、ほかならぬひとつの核時代の幕開けをもたらす可能性がある。だから、我々は宇宙空間における兵器の使用を防止するためのイニシアティブを一度ならず提出してきた。

本日、我々が宇宙空間への兵器配備の防止に関する協定の計画を作成してきたことをお伝えしたい。これは、近い将来、公式提案としてパートナーに送られることになる。この問題に共に取り組もうではないか。

ミサイル防衛システムの一定の要素を欧州に拡大するという計画は、我々の平安を乱さずにはおかない。次の段階はこの場合軍拡競争となることは必至であり、そんなことを誰が必要とするだろうか。ヨーロッパ諸国みずからが必要としているとは到底思えない。

欧州にとって実際に脅威となるミサイル兵器は射程が約5,000kmから8,000kmのもので、これはいわゆる問題諸国のいずれにも存在しない。しかも、近い将来にはそういうことはないし、見込みもなく、予見可能でさえない。また、例えば北朝鮮のロケットが西ヨーロッパを通過して米国家領土に発射されるという仮定は、明らかに弾道学の法則に反している。ロシア流に言うと、右手を使って左耳をつかむようなものである。

さらにここドイツでは、欧州通常戦力条約の情けない状況に触れずにはいられない。

修正欧州通常戦力条約が1999年に調印された。これは新たな地政学的現実、つまりワルシャワ・ブロックがなくなったことを考慮に入れたものである。7年たつて、この文書を批准しているのはロシア連邦を含めて4カ国だけである。

NATO諸国は、ロシアがグルジアとモルドバから軍事基地を撤去するまでは、(外縁部における一定数の軍隊の配備に関する)外縁制限に関する規定を含めて、この条約を批准しないと公言してはばからない。我々の軍隊はグルジアから撤退しつつあり、その予定を早めてさえいる。我々がグルジアの人々との間にあった問題を解決したことは周知のとおりである。モルドバにはまだ1,500人の兵員がいて、平和維持活動を行うとともに、ソ連時代から残っている武器が保管されている倉庫を防護している。この問題についてはソラナ氏と絶えず話し合いを行っており、同氏は我々の立場を理解している。我々はこの方向でさらに努力する用意がある。

しかし、同時に何が起きているか。米軍のいわゆる柔軟前線基地に各々最高5,000人までの兵員がいる。NATOは前線部隊を我々の国境に配置することになり、我々の方は条約の義務を厳密に履行し続け、このような行為に対抗する措置は全くとっていない。

NATO拡大はこの同盟自体の近代化とも、またヨーロッパの安全保障とも何ら関係がないことは明らかだと思う。それどころか、相互の信頼のレベルを下げるゆゆしい挑発となっている。だから我々は当然問いただしてもいいはずだ。この拡大は誰に対抗するためのものなのか。ワルシャワ条約機構の解体後に西側のパートナーが与えた保証はどうなったのか。あの宣言は今どこにいったしまったのかと。これらを記憶している者さえいない。しかし、私は、どんなこと

が言われたかを、ここの聴衆の皆さんにあらためて注意させてもらおう。1990年5月17日にブリュッセルでNATOのウェルナー事務総長が行った演説を引用したい。同事務総長はそのとき次のように述べた。「我々はNATO軍をドイツ領の外には配備しない覚悟であり、そのことでソ連の安全は確実に保証される」。この保証はどうなったのか。(後略)

www.kremlin.ru/eng/speeches/2007/02/10/

0138_type82912type82914type82917type84779_118135.shtml

資料3-13 英国「核抑止力の未来」

連合王国の核抑止力の未来

英国国防大臣・外務大臣提出

2006年12月

要約(全訳)

英国は国際の平和と安全を守ることに貢献すると誓約している。1956年以来、もっとも困難な状況下においても、核抑止力は、わが国がこの目的を達成する能力の基礎になってきた。この50年以上にわたって、わが国の核抑止力は、わが国の死活的な利益に対する攻撃行為を抑止するためにのみ用いられてきたのであり、他国に何かを強制するために用いられたことは一度もなかった。

●なぜ今決定しなければならないのか

2005年の総選挙において、労働党は、イギリスの独立した核抑止力を保持するとの公約を掲げた。バンガード級の潜水艦は、耐用年数を延長したとしても、2020年代初頭には退役を開始するものとみられる。われわれは、代替型の潜水艦を設計、製造、運用開始するのに、約17年かかると推計している。したがって、長期にわたってこの能力を保持するかどうかの決断はいま下す必要がある。

●なぜ核抑止力を保持すべきなのか

政府の第一の責任は、現在および未来の英国市民の安全を守ることにある。英国の置かれている安全保障環境は冷戦以後変容し、この変容は、1998年の「戦略的国防見直し」(SDR)において提示されたように、わが国の核戦力の規模および準備態勢の大幅な削減の中に反映されている。

脅威の性格はいまや変容した。しかし、グローバルな文脈を見れば、英国の完全核軍縮は正当化できない。

・相当規模の核兵器がまだ存在し、その一部は近代化され拡張されている。

・今年10月の北朝鮮による核実験の試みによって最近にも示されたように、核兵器保有国の数は増え続けている。

弾道ミサイル技術もまた拡散し続け、ほとんどの工業国は、化学・生物兵器を開発する能力

を持っている。

今後20年から50年間にわたるグローバルな安全保障環境について正確に予測することは不可能である。われわれの現在の分析では、英国の死活的な利益に対する直接的で大きな核の脅威が再び現れる危険性、より限定的ではあるがわが国の死活的利益に対して大きな脅威となりうる核能力を持った新しい国が出現する危険性のいずれをも排除することはできない。同様に、自国領土からの核テロリズムを支援しようとする国が将来的に出てくる危険性もある。われわれは、こうした国に対して、わが国の国家安全保障に脅威を与えさせてはならないし、われわれや国際社会が地域およびグローバルな安全保障を維持するのに必要な行動をとることを妨げさせてもいけない。

われわれは、核兵器を保有し続けることによってのみ、将来的にこれらの脅威を押し止める。通常戦力では、これと同じ抑止効果を得ることはできない。したがって、われわれは、英国の核戦力も、核武装した敵によるわが国の死活的利益に対する脅迫や攻撃を抑止するための能力の不可欠の部分として果たし続ける役割があると考え。

よってわれわれは、信頼に足る抑止能力を2020年代以降も保持するために必要な措置をとることを決定した。

●いかにして核抑止力を維持するのか

ありうるオプションを検討した結果、潜水艦を基礎としたシステムが最も効果的な抑止力を提供することがわかった。また、その他の信頼性ある代替案の場合、費用がより高くつく。潜水艦は、探知・追跡がはるかに難しく、その他のオプションに比べて、攻撃に対する脆弱性が低い。弾道ミサイルは、射程範囲が広く、より重い弾頭が搭載でき、また迎撃がはるかに難しいことから、巡航ミサイルよりも効果的なものである。

したがって、われわれは、新型の潜水艦を建造することによって核抑止力を維持することを決めた。現在のところ、継続的なナトリウム体制を維持するために、4隻の潜水艦を必要としており、この態勢を保持することは、抑止力を非脆弱なものにするために不可欠のものである。われわれは、潜水艦3隻体制による抑止のための継続的なナトリウム体制を維持することを可能とする、新型潜水艦の設計、その運用、人的体制、訓練、支援枠組に関して十分に大きな変化をもたらす余地があるかどうかよく検討することになる。潜水艦を3隻にするか4隻にするかについての最終決定は、潜水艦の詳細な設計が出てからなされるであろう。

われわれはまた、トライデントD5ミサイル耐用年数延長を図るための米国の計画に参加することも決めた。これにより、トライデントミサイルを2040年代初頭まで現役のものとして保持し続けることが可能になる。わが国の既存の核弾頭の設計は、2020年代までもつであろう。しかし、いくらかの修繕をした上でその時点以降へと弾頭の耐用年数を延ばすか、代替型弾頭を開発する必要があるのかについては、われわれはまだ十分な情報を持ち合わせていない。それに関する決定は、おそらく、次期政権下においてなされる必要が出てくるだろう。

●コストはいくらかかるか

この計画のコストは、産業界と詰めの議論を行う中で精査されていくことになる。われわれの現在の推計では、新型潜水艦、および、その関連機器・インフラの調達コストは、潜水艦4隻体制の場合、2006/07年の価格で150億～200億ポンドの範囲内に納まる。そのコストは主に、20

12年から2027年にかけて支出されることになろう。わが国の抑止力を維持するために必要な投資は、わが国の軍が必要とする通常戦力を犠牲にしてなされるということはない。核戦力、通常戦力それぞれに対する投資のレベルに関する決定は、「包括的支出見直し」(CSR)の中でなされることになろう。その結果は来年発表される。2020年から2050年の間まで抑止力を維持するためのコストは、大まかに言って、現在のコストとほぼ同じものになろう。

●われわれの国際的義務は何か

わが国の最小限の核抑止力を更新することは、わが国のすべての国際的な義務と完全に一致する。それはまた、核兵器を必要としない安全な世界を目指して努力するという、わが国の継続的な取り組みとも一致している。わが国は、核不拡散条約(NPT)を支援するために、実に様々な多国間の取り組みにおいて主導的な役割を果たしてきた。わが国はまた、わが国の核戦力を削減するための意味ある措置を取ってきた。わが国の保有する核弾頭は、NPTの下で承認された核兵器国の中で最小である。わが国はまた、単一の核抑止システムへと転換を図った唯一の国である。

われわれは今、わが国が作戦上使用可能な弾頭数を160以下に削減できるという決定を下した。これは、1998年の「戦略的国防見直し」(SDR)で提示された数値から20%の削減であり、前政権の計画と比較するとほぼ50%の削減である。

●まとめ

われわれは、可能な場合に、核戦力を削減することによって、また、核軍縮を進め核拡散に對抗するために多国間の取り組みを行うことによって、模範を示しながら、効果的な抑止力を提供するのに必要な最小限の核抑止力を保持し続けることを誓約する。われわれは、このことこそが、核兵器のない世界に向けたわれわれの取り組みと、現在および将来の英国国民を守る責任との間における適切なバランスだと考える。

www.mod.uk/DefenceInternet/AboutDefence/CorporatePublications/PolicyStrategyandPlanning/DefenceWhitePaper2006Cm6994.htm

資料3-14 シラク仏大統領の演説・新核ドクトリン

ランディヴィショー／リール・ロングの戦略空軍・海軍を訪問したときの
シラク仏大統領の演説(抜粋)

2006年1月19日

(前略)

紳士、淑女諸君。諸君は、絶えず変化して行く環境のなかで、この(核抑止)任務を遂行している。

冷戦終結後、現在我々が大国からの直接的な脅威にさらされていないことは事実である。しかし、2極世界の終結によって平和に対する脅威がなくなったわけではない。文明、文化、宗教間の対決を主張する過激な思想が多くの国で広まっている。今日、この対決をもたらそうとする意思が憎むべき攻撃に転化している。このことは、狂信と不寛容があらゆる種類の愚かしさの源泉であることを、常にわれわれに想起させている。明日は、その意思が、国家をも巻き込んで、さらに深刻な形を取るかもしれない。

テロリズムと戦うことはわれわれの優先事項の1つである。(略)

われわれの世界はまた、核・生物・化学兵器の保有に起因する力の誇示が強まっているという特徴を持っている。それ故に、ある国々は核兵器を手に入れようとする誘惑に駆られ、条約を犯そうとしている。射程距離が増大していく弾道ミサイルの実験も全世界で増加している。このような見識の下に、国連安保理は大量破壊兵器とその運搬手段の拡散が国際平和と安全保障にとって真の脅威であるとの認識に到達した。(略)

これ[何が起っても我々の死活的利益は確実に守られるということ]こそ、核抑止力に与えられている役割であり、それは我々の予防戦略から直接に発生し、予防戦略の究極の表現でもある。

なぜならば、現在の懸念と将来の不確実性に直面するなかで、核抑止は常に我々の安全の根本的な保証であるからである。圧力がどこからやってくる、核抑止力は、行動する自由を維持し、政策を制御し、民主主義的価値の継続を確保する能力を我々に与えてくれる。

同時に、全面かつ完全軍縮、とりわけ核分裂物質生産禁止条約(FMCT)を促進する世界的な努力を我々は支持し続けている。しかし、もちろん、我々の世界的な安全保障の条件が維持され、また前進しようという意志で全員が一致してはじめて、我々は軍縮への道を前進することができる。

フランスが、核不拡散条約の精神に従い、かつ厳密な十分性の原則に合致して核抑止戦力を削減しながらも核抑止戦力を維持しているのは、まさにこの精神においてである。(略)

2001年9月11日の攻撃の直後に私が強調したように、核抑止は狂信的なテロリストの抑止を目的としていない。しかし、我々に対してテロリストを手段として使用する国の指導者、同様にいかなる方法であれ大量破壊兵器を使用することを考えている国の指導者は、われわれの側からの確固たる適応した反撃にさらされることを理解しなければならない。そして、この反撃は通常のものであるかもしれないし、またそうではない種類のものかもしれない。

その起源から、精神においても手段においても、抑止力は私が先ほど想起したような環境や脅威分析に常に適応してきた。我々が死活的であるとみなす利益を攻撃しようとするような大国があるとすれば、我々は何のような破壊であれ相手に加える積りである。地域国家に対

しては、我々の選択肢は、行動を起こさないか殲滅するかの二者択一ではない。我々の戦略的戦力が持つ柔軟性と反応力により、我々は、その権力中枢やその行動能力に対して直接的に反撃を加えることができる。我々の核戦力はすべてそのように構成されてきた。例えば、我々の潜水艦のミサイルの一部の核弾頭数が削減されているのは、まさにこの目的のためである。

しかし、核兵器の使用に関する我々の考えは変わっていない。いかなる状況下であれ、紛争時に軍事目的のために核兵器を使用するのは問題外である。この精神において、核戦力は時として「不使用の兵器」と呼ばれているのである。しかし、この不使用の兵器という表現は、核兵器を使用するという我々の決意と能力について疑問が生まれることを許すものではない。我々に対して敵意を抱く指導者の上には、確実に使用される可能性があるという脅威が常にのしかかっているのである。そのような脅威は、彼らに道理を分からせ、彼らの行動の結果により彼ら自身と彼らの国家に科せられる法外なコストを自覚させるために不可欠である。さらに、死活的の国益を保全するという我々の決意を示すために、最後通告に訴える権利を我々が常に留保していることは言うまでもない。(後略)

www.elysee.fr/elysee/root/bank/print/38447.htm

資料3-15 米印共同声明

米印共同声明(抜粋)

2006年3月2日、ニューデリー

本日、ジョージ・W・ブッシュ大統領とマンモハン・シン首相は、21世紀の世界的な課題に因るために米印両国が結んだ戦略的パートナーシップを前進させる点において、両国が大いなる進歩を遂げてきたことについて満足していると表明した。われわれ両国は、次のような深い目標によって結ばれている。すなわち、自由と民主主義、国家の多様性・人間の創造性・革新の称揚、世界中で繁栄と経済的機会を広げることの追求、不寛容・テロリズム・大量破壊兵器の拡散という共通の脅威に対して相互の安全保障を高めることへの希求である。米印関係転換の成功により、この新世紀において発展する将来の国際システムに対して、決定的で建設的な影響がもたらされることになる。

ブッシュ大統領とシン首相は、2005年7月18日に共同声明を発表して以来、米印両国間のグローバル・パートナーシップを深化させるためにどの程度の前進があったのかを再検討し、両国間の深まる関係をさらに強化することを再確認した。ブッシュ、シンの両指導者は、この目的に見合うように、次のような領域において米印両国がともに行うであろう努力に焦点を当てたいと考える。

経済的繁栄と貿易に向けて (略)

エネルギー安全保障とクリーンな環境に向けて

(1) 両国は、インドの[原子力施設の軍民]分離計画に関する協議が無事完了したことを歓迎し、核協力に関する2005年7月18日の共同声明に書かれた誓約を完全実行することを目指す。この歴史的な成果により、印米両国間、および、インドと国際社会全体との間における完全なる民生用原子力協力という共通の目標に向けて、両国はともに前進することができるだろう。

(2) 両国は、核融合エネルギーに関するITER計画へのインドの参加を、完全なる民生用原子力協力という共通目標に向けたさらなる重要な一歩として歓迎する。

(3)～(6) (略)

(以下略)

www.indianembassy.org/newsite/press_release/2006/Mar/4.asp

資料3-16 インドの核施設軍民分離計画

2005年7月18日の米印共同声明の実施
——インドの分離計画(抜粋)

2006年3月7日発表

第2節

エネルギー安全保障と環境保護という二つの課題に対して民生用原子力が果たす中心的役割にかんがみ、両国政府は、2005年7月18日に、この分野における全面的な協力を再開するための枠組みを作るような相互的な誓約と責任分担を行うことに合意した。米国側は、次のことを約束した。

- ・全面的な民生用原子力協力を達成するために、米国の国内法と政策を調整するよう米議会の同意を追求すること。
- ・インドとの全面的な原子力協力や取り引きを可能とするため、国際的取り決めを調整するよう友好国・同盟国とともに努力すること。これは、保障措置を受けているタラプールの原子炉への燃料供給に関する迅速な考慮を含むが、それに限られない。
- ・同じく、タラプールに対して迅速に燃料供給するよう協力国に促すこと。
- ・国際熱核融合実験炉(ITER)へのインドの参加を考慮するよう、協力国と協議すること。
- ・「第4世代国際フォーラム」のその他の参加国と、インドをこれに参加させるとの見通しをもって協議すること。

第3節

インドは、たとえば米国のような進んだ核技術を持ったその他の主導的な国々と同じ責任と行動を果たし、同じ恩恵と利益とを得る用意があることを伝えた。したがって、インドは、次の義務を負うことを約束した。

- ・原子力施設や計画を段階的に軍事用と民生用に指定し分離すること。
- ・その民生用施設に関してIAEAに申告すること。
- ・その民生用施設を、IAEAの保障措置下に自発的におく決定を行うこと。
- ・民生用施設に関して、IAEAの追加議定書に署名し加盟すること。

第4節

インドが約束したその他の誓約は、すでに昨年中に達成されている。それには以下のようなものがある。

- ・米国も認識しているインドの責任ある不拡散の実績が継続し、その政策や行動に反映されていること。
- ・インドはいずれにも参加していないが、インドの輸出管理をNSGやMTCR(ミサイル関連技術管理体制)のガイドラインと調和させること。これらガイドラインと規制リストはすでに通告され、実施されている。
- ・2005年5月の大量破壊兵器法の結果として、インドの不拡散規制や輸出管理は相当にレベルアップした。その他の関連法規を検討したり改正したりすること、および適切な規則や規制を策定するための省庁間協議が進行中である。
- ・濃縮・再処理技術の未保有国に対してそれら技術の移転を自粛し、それらの拡散を制限する国際的努力を支持したこと。このことが我々の不拡散政策を導いてきた。
- ・核実験の自発的モラトリアムを継続したこと。
- ・多国間の核分裂性物質生産禁止条約締結に向けて米国と協働する意志を持ったこと。

第6節

インドは、軍事目的に特化された計画をもって始まったのではない核兵器を持っている唯一の国であるがゆえに、その核計画は特異なものである。インドの戦略的計画は、原子力計画に関する研究から派生したものであり、したがって、より広範な、区分の難しい計画の中に埋め込まれているということが認識されねばならない。戦略的意味合いを持たない純粋に民生用の施設と計画を指定することは、特別の課題をもたらす。したがって、この分離計画によって民生用と指定された施設は、インドの決定した段階に従って保障措置に提供されることになる。関連している施設の性格や、その中で行われる活動、物質の持つ国家安全保障上の重要性、その施設の場所が、分離のプロセスを実行する際に考慮に入れておくべき要素である。これは、インドが専決する事柄である。

第13節

(前略)

・ある施設をIAEAの保障措置下におくことでインドの国家安全保障に悪影響が出るか否かが判断の根本基準となる。

(中略)

・民生用施設とは、したがって、インドがその戦略的計画とは無関係だと判断した施設のことである。

第14節

インドは、前記のことを考慮に入れ、米国の相互的な行為の基礎の上に、次のアプローチを採る。

- i) 熱中性子炉: インドは、2006年から14年の間に14の熱中性子炉を指定し、保障措置に提

供する。これには、現在保障措置下に置かれている4つの原子炉(タラプール1号機・2号機、ラジャスタン1号機・2号機)と、それに加え、現在建設中のクダムラム1号機・2号機が含まれることとなる。それぞれ220メガワットの能力を持ったその他の8つの加圧重水炉もまた、保障措置に提供される。保障措置に提供される特定の熱中性子炉の段階的指定については、インドが別に示すことになる。この提供により、結果として、現在稼働中、建設中の22基の熱中性子炉のうち、14基が保障措置下に置かれることになり、保障措置下に置かれる熱中性子炉の総発電量は、2014年までに、19%から65%にまで引き上げられることになる。

ii) 高速増殖炉: カルパッカムの高速増殖原型炉(PFBR)と高速増殖実験炉(FBTR)に対する保障措置を受け入れる立場にインドはない。高速増殖炉計画は研究開発段階にあり、その技術が進歩し、進んだ開発段階に到達するまでには時間がかかる。

iii) 将来の原子炉: インドは、すべての将来の民生用熱中性子炉と民生用増殖炉を保障措置下におく決定を下した。インド政府は、どの炉が民生用かを専断的に決定する権利を持つ。

iv) 研究炉: インドは、CIRUS炉を2010年に永久閉鎖する。また、フランスから購入したAP SARA炉の炉心をバーバ原子力研究センターの外部に移動し、その炉心を2010年に保障措置下に置く用意がある。

(後略)

第15節

・(前略) インドは、その民生用核施設を、インドにのみ適用される保障措置下に恒久におき、この目的のためにIAEAと適切な保障措置協定に関する交渉を行う。

www.indianembassy.org/newsite/press_release/2006/Mar/sepplan.pdf

資料3-17 国連安保理・イラン決議1696

国連安全保障理事会決議1696(2006)(抜粋)

2006年7月31日採択

安全保障理事会は、

2006年3月29日の安保理議長声明S/PRST/2006/15を想起し、

(中略)

IAEAが要求した濃縮一時停止を義務的なものとするために、国連憲章第7章の第40条の下で行動し、

1. IAEA理事会が決議GOV/2006/14で要求した措置をさらに遅れることなく取るようイランに対して求める。このことは、イランの核計画が完全に平和目的のものであることへの信頼を打ち立て、懸案となっている問題を解決するのに不可欠である。
2. この文脈において、イランが、研究開発を含めた全ての濃縮関連活動、再処理活動を一

時停止し、IAEAによる検証に付すように要求する。

3. そうした一時停止に加え、イランがIAEA理事会の提示した要求に完全かつ検証を伴った形で従えば、イランの核計画が完全に平和目的のものであることを保証するような、外交や交渉を通じた解決に寄与することになるであろうとの確信を表明し、国際社会はそうした解決に向けて前向きに努力する意志があることを強調し、上記の条項に従うことによつて国際社会およびIAEAに再び関与することをイランに促し、そうした関与はイランに利益をもたらすものであることを強調する。
4. これに関連して、欧州連合上級代表の支援を受けて中国・フランス・ドイツ・ロシア連邦・連合王国・アメリカ合衆国が行った提案を是認する(S/2006/521)。この提案は、相互的な尊重と、イラン核計画の完全に平和的な性格に対する国際的な信頼の確立を基礎として、イランとの関係および協力を発展させることになる長期的で包括的な取り決めに向けたものである。
5. 各国の法的権限と法律に従い、国際法と整合性を持つようにしながら、警戒を怠らず、イランの濃縮関連活動、再処理活動、および弾道ミサイル計画に寄与するようなあらゆる物品、資材、製品、技術の移転を防止するよう、全ての加盟国に対して求める。
6. IAEAプロセスの権威を強化する決意を表明し、IAEA理事会の役割を強く支持し、IAEA事務局長と事務局がイランにおいて残っている全ての懸案事項をIAEAの枠組みの範囲内において解決するために行っている専門的で中立的な努力を称賛するとともに推奨し、イランの核計画に関連した全ての懸案事項を明確にする努力をIAEAが継続して行う必要性を強調し、イランに対して、IAEA付属議定書の条項に従って行動すること、IAEAが継続して行っている調査のためにIAEAが要求する全ての透明化措置を速やかに実行することを求める。
7. IAEA事務局長に対して、第一に、この決議に言及された全ての行動の完全かつ継続的な停止をイランが確立したかどうかについて、また、IAEA理事会が要求した全ての措置、およびこの決議の上記の条項に関するイランの遵守プロセスについて、IAEA理事会と、同時に安保理が検討できるように8月31日までに報告を提出することを要求する。
8. イランがその期日までにこの決議を遵守しない場合には、国連決議第7章の第41条の下における適切な措置を取り、この決議およびIAEAの要求に従うようイランを説得する意図を表明し、そうした追加的な措置が必要な場合さらなる決定が要求されるということを強調する。
9. そうした追加的な措置は、イランがこの決議に従った場合には必要とされないことを確認する。
10. 本件の推移を引き続き注視することを決定する。

www.un.org/Docs/sc/unsc_resolutions06.htm

国連安全保障理事会決議1737(2006)(抜粋)

2006年12月23日採択

安全保障理事会は、(略)

国連憲章第7章第41条の下で行動し、

1. イランは、その核計画が完全に平和目的のものであるとの信頼を確立し懸案となっている諸問題を解決するために不可欠である、IAEA理事会が決議GOV/2006/14で要求した措置を、これ以上の遅滞なく取るべきことを確認する。
2. イランは、この文脈において、拡散上機微な次の核活動をこれ以上の遅滞なく一時停止すべきことを決定する。
 - (a) IAEAが検証すべきすべての濃縮関連及び再処理活動。研究・開発を含む。
 - (b) 同じくIAEAが検証すべきすべての重水関連計画に関する作業。重水減速炉の建設を含む。
3. すべての加盟国が、イランの濃縮関連活動、再処理活動、重水関連活動、あるいは、核兵器運搬システムの開発に寄与する可能性のあるあらゆる物品、資材、機器、製品、技術を、直接あるいは間接に、自国領土から、あるいは自国民によって、あるいは自国籍船舶あるいは航空機を用いて、イランに対して、あるいはイランの使用や利益に供する為に供給、販売、移転することを防ぐのに必要な措置を取らねばならないことを決定する。これは、自国領土に起源を持つものであるか否かを問わない。(後略)

4~5. (略)

6. すべての加盟国が、第3、4節で特定された禁止物品、資材、機器、製品、技術を提供、販売、移転、製造、使用することに関連した技術支援あるいは訓練、金融支援、投資、仲介その他のサービスの、金融資源あるいはサービスの移転をイランに対して提供することを防ぐための必要な措置を取るべきことを決定する。

7~8. (略)

9. そうした物品・支援の供給、販売、移転、提供が、拡散上機微な核活動および核兵器運搬システムの開発を支援することになるイランの技術開発に明らかに寄与しないと制裁委員会が事前にかつケースごとに決定する場合には、上記の第3、4、6節で課された措置は適用されない。これには、そうした物品・支援が食糧、農業、医療その他の人道的目的に供される場合を含む。(後略)
10. 拡散上機微なイランの核活動、あるいは核兵器運搬システムの開発に従事し、直接に関連し、支援を提供する個人が自国領土に入り、あるいは通過することに関して注意を払うようすべての加盟国に要請し、またこの点に関連して、この決議の付属書で特定された個人が自国領土に入り、あるいは通過する場合には制裁委員会に告知すべきことを決定する。(後略)
11. (略)
12. 拡散上機微なイランの核活動、あるいは核兵器運搬システムの開発に従事し、直接に関連し、支援を提供しているとして、この決議の付属書で特定された個人・団体、および、安保

理あるいは制裁委員会によって特定された個人・団体によって所有、管理された資金、その他の金融資産、経済資源であって、この決議が採択された日付あるいはそれ以後のいかなる日において自国領土内にあるものをすべての加盟国は凍結すべきことを決定する。また、違法な手法を通じたものを含んで、上記の個人・団体の代理あるいは支持によって行動する個人・団体、それらによって所有・管理された団体による場合も含む。(後略)

13~17. (略)

18. 暫定手続規則の規則28に従って、安保理のすべての加盟国から構成された制裁委員会を安保理内に創設し、次の任務を担わせることを決定する。

- (a) この決議の第3、4、5、6、7、8、10、12節によって課された措置を効果的に実行するために加盟国によって取られた行動に関する情報、およびこの点に関連して制裁委員会が有用だと認めるさらなる情報をすべての加盟国から収集すること。とりわけ、この地域の国々、及び、上記の第3、4節に言及された物品、資材、機器、商品、技術を生産する国々からの情報を収集すること。
- (b) この決議の第16節によって課された措置を効果的に実行するためにIAEAによって取られた行動に関する情報、およびこの点に関連して制裁委員会が有用だと認めるさらなる情報をIAEA事務局から収集すること。
- (c) この決議の第3、4、5、6、7、8、10、12節によって課された措置の違反容疑に関連した情報を調査し、その情報に基づいて適切な行動を取ること。
- (d) 上記の第9、13、15節において提示された例外に関する請求を検討し決定すること。
- (e) 上記の第3節の目的のために特定された追加の物品、資材、機器、商品、技術を必要に応じて決定すること。
- (f) 上記の第10、12節によって課された措置に従って追加の個人・団体を必要に応じて指定すること。

(後略)

19. すべての加盟国は、上記の第3、4、5、6、7、8、10、12、17節を適切に実行する見通しを持って取った措置に関連して、この決議の採択から60日以内に制裁委員会に報告すべきことを決定する。
20. 上記の第2節において提示された一時停止に加え、IAEA理事会の提示した要求にイランが完全かつ検証を伴った形で従えば、イランの核計画が完全に平和目的のものであることを保証するような、外交と交渉を通じた解決に寄与するであろうとの確信を表明し、国際社会はそうした解決に向けて前向きに努力する意志があることを強調し、上記の条項に従うことによって国際社会及びIAEAに再び関与することをイランに促し、そうした関与はイランに利益をもたらすものであることを強調する。
21. (略)
22. IAEAの権威を強化する決意を繰り返し表明し、IAEA理事会の役割を強く支持し、(後略)
23. IAEA事務局長に対して、この決議に言及されたすべての行動の完全かつ継続的な停止をイランが確立したかどうかについて、また、IAEA理事会が要求したすべての措置、およびこの決議のその他の条項に関するイランの遵守プロセスについて、IAEA理事会と、同時に安保理が検討できるように60日以内に報告を提出することを要求する。
24. 60日以内に提出されることになっている上記の第23節に言及された報告に照らして、イラ

ンの行動を再検討することを確認する。また、

(a) (b) 略

(c) 上記の第23節の報告がイラクがこの決議に従っていないことを示している場合には、この決議及びIAEAの要求にイランに従わせるようにするために国連憲章第7章第41条の下においてさらなる適切な措置を取ることを強調する。また、追加の措置が必要な場合にはさらなる決定が要求されることを確認する。

25. (略)

www.un.org/Docs/sc/unsc_resolutions06.htm

資料3-19 国連安保理・イラン制裁決議1747

国連安全保障理事会決議1747(2006)

2007年3月24日採択

安全保障理事会は、(中略)

国連憲章第7章第41条の下で行動し、

1. イランは、その核計画が完全に平和目的のものであることへの信頼を確立し懸念となっている諸問題を解決するために不可欠である。IAEA理事会が決議GOV/2006/14で要求した措置を速やかに取るべきことを再確認し、この文脈において、イランは国連安保理決議1737(2006)の第2節で要求された措置を速やかに取るべきことを確認する。
2. 拡散上機微なイランの核活動、あるいは核兵器運搬システムの開発に従事するか、直接に関与するか、あるいは支援を提供する個人が、加盟各国の領土に入るか、あるいは通過することに関して監視と制止を行うようすべての加盟国に要請する。また、この点に関連して、安保理決議1737(2006)の付属書あるいは本決議の付属書Iにおいて特定されている個人、さらには、安保理決議1737(2006)の第3節および4節における措置によって、またその措置の下で特定された禁止物品、製品、機材、資材、技術の調達に関与することを通じて行う場合を含めて、拡散上機微なイランの核活動、あるいは核兵器運搬システムの開発に従事するか、直接に関与するか、あるいは支援を提供していると安保理あるいは安保理決議1737(2006)の第18節にしたがって創設された委員会(以下、「委員会」と呼ぶ)が特定した個人が、加盟各国の領土に入るか、あるいは通過する場合には、すべての加盟国はそれを委員会に告知すべきことを決定する。ただし、決議1737(2006)の第3節(b)(i)(ii)における物品に直接関連する活動のための移動を除く。
3. (略)
4. 決議1737(2006)の第12、13、14、15節で特定された措置は、本決議付属書IIにおいて示された個人・団体に対しても適用されることを決定する。
5. イランは、自国領土から直接あるいは間接に、自国民によって、あるいは自国籍船舶あるいは航空機を用いて、いかなる兵器あるいは関連資材をも供給、販売、移転してはならず、全ての加盟国は、自国民によって、あるいは自国籍船舶あるいは航空機を用いて、およびイランの領土に由来するか否かを問わず、そうした物品をイランから調達することを禁じられる

ことを決定する。

6. イランに対して、自国領土から直接あるいは間接に、自国民によって、あるいは自国籍船舶あるいは航空機を用いて、国連軍備登録制度によって定義された戦車、装甲戦闘車両、大口徑火砲、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦艇、ミサイルおよびその発射基を供給、販売、移転すること、および、それらの兵器の供給、販売、移転、製造、使用に関連した技術支援あるいは訓練、金融支援、投資、仲介その他のサービス、金融資源あるいはサービスの移転をイランに対して提供することについて、監視と制止を行い、情勢を不安定化させるような兵器の蓄積を防ぐようすべての加盟国に要請する。
7. 全ての加盟国および国際金融機関に対して、人道・開発目的のものを除き、イラン・イスラム共和国政府との間で、贈与、金融支援、特別条件での融資の取り決めを結ばないように要請する。
8. すべての加盟国に対して、上記の第2、4、5、6、7節を適切に実行する見通しを持って取った措置について、本決議の採択から60日以内に委員会に報告するよう要請する。
9. 決議1737(2006)の第2節において提示された一時停止に加え、IAEA理事会の提示した要求にイランが完全かつ検証を伴った形で従えば、イランの核計画が完全に平和目的のものであることを保証するような、外交と交渉を通じた解決に寄与するであろうとの確信を表明し、国際社会はそうした解決に向けて前向きに努力する意志があることを強調し、上記の条項に従うことによって国際社会およびIAEAに再び関与することをイランに促し、そうした関与はイランに利益をもたらすものであることを強調する。
10. 中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国、アメリカ合衆国が、この問題を交渉を通じて解決するという誓約を継続して確認し、欧州連合上級代表もそれを支持していることを歓迎する。また、決議1696(2006)によって安全保障理事会も是認している本決議付属書IIにおさめた2006年6月の6カ国提案(S/2006/521)にイランが取り組むことを奨励する。さらに、イランに対するこの提案がいまだ交渉の対象になっていることを、感謝をもって認識する。この提案は、相互への敬意とイラン核計画は完全に平和的な性格のものであるという国際的な信頼の確立を基礎とした、イランとの関係および協力を発展させることを可能にする長期的な包括的合意を目指すものである。
11. IAEAの権威を強化する決意を繰り返し表明し、IAEA理事会の役割を強く支持し、IAEA事務局長と事務局がイランの全ての懸案事項をIAEAの枠組みの範囲内において解決するために行っている専門的で中立的な努力を称賛するとともに推奨し、IAEA規程にしたがって核物質が非平和目的に転用されていないかどうかを確認することを含め、保障措置協定への遵守を検証する機関として国際的に承認されているIAEAが、イランの核計画に関連した全ての懸案事項を明確にする努力を継続して行う必要性を強調する。
12. IAEA事務局長に対して、決議1737(2006)に言及されたすべての行動の完全かつ継続的な停止をイランが確立したかどうかについて、また、IAEA理事会が要求したすべての措置、および決議1737(2006)と本決議のその他の条項に関するイランの遵守プロセスについて、IAEA理事会と、同時に安保理が検討できるように60日以内にさらなる報告を提出することを要求する。
13. 60日以内に提出されることになっている上記第12節に言及された報告に照らして、イランの行動を再検討すること、および以下のことを確認する。

(a) イランが、早期かつ相互に受け入れ可能な成果を目指して誠実に交渉することを可能にするよう、研究・開発を含めた全ての濃縮関連活動、再処理活動を、IAEAが検証ができるかたちで一時停止する場合、またその限りにおいて、諸措置の適用を一時停止すること。

(b) 上記の第12節に言及された報告の受領の後に、関連する安全保障理事会決議の下での義務にイランが完全に従い、またIAEA理事会の要求を満たしているとIAEA理事会が確認したことを、安全保障理事会が決定し次第、決議1737(2006)の第3、4、5、6、7、12節、また本決議の第2、4、5、6、7節に定められた措置を終了すること。

(c) 上記第12節の報告が、イランが決議1737(2006)および本決議に従っていないことを示している場合には、これらの決議およびIAEAの要求にイランを従うよう説得するため、国連憲章第7章第41条の下においてさらなる適切な措置を取るべきこと。さらに、追加の措置が必要な場合には、さらなる決定が要求されることを強調する。

14. 本件の推移を引き続き注視することを決定する。

www.un.org/Docs/sc/unsc_resolutions07.htm

資料3-20 米国・2007会計年国防認可法

2007会計年国防認可法(公法109-364)(抜粋)

2006年10月17日

空母戦力構成(第1011節)

(a) 法律で要求されている作戦可能な空母の最低数の削減

連邦法規タイトル10第5062(b)節への修正として、「12」を削除し、「11」を挿入する。

(b) USSジョン・F・ケネディ退役前の承認要件

国防長官が上下院それぞれの軍事委員会に対し、以下に関する受領証明を提出しない限り、海軍長官はUSSジョン・F・ケネディ(CV-67)を作戦可能な状態から退役させてはならない。

(1) 国土安全保障省が艦船の維持及び運転を希望していないとの国土安全保障省長官からの正式な通達。

(2) NATOが艦船の維持及び運転を希望していないとのNATOからの正式な通達。

(c) 退役の場合のUSSジョン・F・ケネディの状態に関する諸条件

ジョン・F・ケネディを作戦可能な状態から退役させる場合、海軍長官は以下を行わなければならない。

(1) 艦船が海軍の管理管轄下にあるあいだは、国家非常事態に応じて艦船が必要とされる際に、艦船を再び活動させることのできるような保管状態を維持しなければならない(構成制御、除湿、陰極保護、予備部品の維持を含む)。

(2) 艦船を海軍の管理管轄下から移管させる際は、以下を移管の条件とする。

(A) 国家緊急事態法(50USC1601参照)に従って大統領が国家の緊急事態を宣言した場合、艦船の移管先は、国防長官の求めに応じて艦船を米国に戻さなければならない。

(B)このような場合(国防長官から移管先に異なる通告が出された場合を除き)、艦船の所属は即座に米国に戻されなければならない。

資料3-21 米「国家安全保障戦略」—先制攻撃の部分

2006年3月16日

(第V章「敵が大量破壊兵器をもってわが国、同盟国、および友邦を脅迫することを阻止する」4節「行動の必要性」より)

行動に軍事力が必要とは限らない。我々の強い希望であり通常採る方法は、重要な同盟国や地域のパートナーと協力して、国際的な外交を通して拡散の懸念に対処することである。しかし、必要ならば、長年にわたる自衛原則の下で、たとえ敵の攻撃の時間と場所に関して不確実性が残っていても、我々は攻撃が起こる前に軍事力を行使することを除外しない。大量破壊兵器による攻撃の結果が潜在的に極めて破壊的るとき、我々は重大な危険性が現実化するのを黙って傍観することはできない。これは先制攻撃の原則と論理である。我々の国家安全保障戦略における先制攻撃の位置づけに何の変化もない。我々は常に慎重にことを運び、我々の行動の結果を秤量している。我々の行動の理由は明白であるだろうし、力は計算されたものであろうし、また根拠は正当なものであろう。

www.whitehouse.gov/nsc/nss/2006/

資料3-22 米「国家宇宙政策」

アメリカ合衆国「国家宇宙政策」(抜粋)

2006年8月31日

2006年8月31日、アメリカ合衆国大統領は新しい国家宇宙政策を認可した。この新政策は、アメリカによる宇宙活動の規範を定める包括的な国家政策を確立するものである。この文書は、1996年9月14日付け大統領令NSC-49/NSTC-8、国家宇宙政策に置き換わる。

1. 背景

合衆国は、宇宙開発と利用の分野を50年にわたりリードし、民間、商業、国家安全保障のための確固たる宇宙基盤を作ってきた。宇宙における活動はアメリカと世界の生活を向上させた。安全を高め、生命と自然環境を守り、情報の流通を加速させ、経済成長の原動力となり、そして世界や宇宙における自らの位置を人間が認識する方法を一新した。宇宙は、多くの国、共同機関、企業、事業家にますます利用される場となっている。

今世紀、宇宙を有効に利用する者は、利用しない者と比べていっそうの繁栄と安全を享受し圧倒的な利益を手にするであろう。我が国にとって、宇宙における活動の自由は海軍力や空軍力と等しく重要である。知識や発見を増やし、経済的繁栄を促し、さらに国の安全を高め

るため、我が国は、強力で効果的かつ効率的な宇宙能力を身につけなくてはならない。

2. 原則

合衆国による宇宙プログラムと宇宙活動の遂行は、以下の原則によって導かれる最優先課題でなくてはならない。

※合衆国は、世界各国による平和目的と全人類の利益のための宇宙の探求と利用に全面協力するつもりである。この原則と合致して、「平和目的」の名において、合衆国の国益追求のための国防や情報関連の活動が許される。

※合衆国は、宇宙や天体、またその一部へのいかなる国の主権の主張も拒否する。また、合衆国の宇宙活動や宇宙からのデータ収集の基本的権利へのいかなる制限も拒否する。

※宇宙の恩恵を広げ、宇宙探求を強め、世界の自由を守り促進するため、合衆国は宇宙の平和利用において他国との協力を追求する。

※合衆国は、宇宙システムは干渉なく宇宙を通過する権利、および宇宙において干渉なく活動する権利を持つと考える。この原則と合致して、合衆国は合衆国の宇宙システムへの故意の干渉をわが権利の侵害とみなす。

※合衆国は、地上部分および宇宙部分、またこれらを支持する連結部分を含めた宇宙能力は、国益にとって死活的であると考え。この政策と合致して、合衆国は次のことを行う。すなわち、宇宙における権利、能力、および活動の自由を保持する。他国がこの権利を阻害したり、阻害する意図をもった能力を開発することを思い留まらせたり抑止する。合衆国の宇宙能力を防衛するのに必要な行動をとる。干渉には対応する。必要ならば、合衆国の国益に敵対する宇宙能力を敵に使用させない。

※合衆国は、宇宙へのアクセスや利用を禁止あるいは制限しようとする新たな法体制や他の規制を設けることに反対する。提案される軍備管理の協定や規制は、国益のための宇宙における研究、開発、実験、および作戦などの活動を行う合衆国の権利を害するものであってはならない。

※合衆国は、成長する商業宇宙部門のベンチャー企業を奨励し助成することを約束する。この目的に向けて、合衆国政府は、国家安全保障に合致する限り、商業用宇宙能力を実際可能な最大限に利用する。

3. 合衆国の宇宙政策目標

この政策の基本目標を以下のように定める。

※宇宙における合衆国のリーダーシップを強化し、国家安全保障、国土安全保障および外交政策の目的を前進させるべく宇宙能力を適時に使えることを確実にする。

※我が国の宇宙利益を守るため、宇宙における、また宇宙を通過する作戦を支障なく行うことを可能にする。

※人類の存在を太陽系全域に拡大するため、人間とロボットによる斬新な探求プログラムを遂行し継続する。

※民間探査、科学的発見および環境活動の恩恵を増大させる。

※技術革新を促し、合衆国のリーダーシップを強化し、国家、国土、経済の安全を守るため、ダイナミックで世界と競争するアメリカ国内の商業用宇宙部門を強化する。

※国家安全保障、国土安全保障および民間の宇宙活動を支援する確固たる科学技術基盤を強化する。

※国家安全保障、国土安全保障、外交政策の目的を前進させるのみならず、外国や共同機関との国際協力——相互に利益をもたらし、また宇宙の平和的探求と利用を一段と押し進めるような国際協力を奨励する。

4. 一般的指針(略)

5. 国家安全保障宇宙指針(略)

この政策目標を達成するため国防長官は以下のことを行わなくてはならない。

※宇宙支援、軍事力強化、「制宇宙」、及び軍事力行使の能力を維持する。

※戦術、作戦、あるいは国家レベルでの情報収集能力によって満たされるべき具体的な情報要件を確立する。

※国防および情報部門の打ち上げ責任部局として、信頼でき、経済的に可能であり、適時に実行できる国家安全保障目的の宇宙アクセスを提供する。

※多層的・包括的ミサイル防衛への支援はもちろんのこと、地球規模の戦略的、戦術的な連続警戒活動の支えとなる宇宙能力を提供する。

※宇宙での活動の自由を確保するため、また命令があれば、そのような活動の自由を敵には与えないよう、能力、計画、選択肢を開発する。

※宇宙における状況把握に責任を負う。国防長官は、この資格において、国家情報局長官の宇宙状況把握要件を支援し、以下のために宇宙状況把握を行わなければならない。合衆国政府、国家および国土安全保障目的のために用いられる商業用宇宙能力とサービス、民間の宇宙能力と活動とくに宇宙飛行士活動、また、適切な場合は、商業用や外国の宇宙物体。

※宇宙関係の防衛活動の情報管理、配布および機密解除について、機密情報保護のための政策と手続きを確立し実行する。

(略)

6. 民間宇宙指針(略) / 7. 商業用宇宙指針(略) / 8. 国際宇宙協力(略) / 9. 宇宙での原子力(略) / 10. 無線周波数域および軌道制御、および干渉保護(略) / 11. 軌道上の破片(略) / 12. 効果的な輸出政策(略) / 13. 宇宙関係の安全保障機密指定(略)

www.au.af.mil/au/awc/awcgate/whitehouse/ostp_space_policy06.pdf

日米同盟：2020年へアジアをあるべき姿に(抜粋)

2007年2月16日

(前略)

日本への勧告

日本は、本来的に国内問題である多くの個別の決定事項に直面するであろう。日本が、どのように自らを組織し、憲法問題を解決し、資源を使うかという選択に関する個々の決定は、日本自身が行うべき決定事項である。しかし、米国は、日米協力で高い期待を持つ同盟パートナーとして、日本がそのような問題にどうアプローチするかに強い関心を持っている。客観的なオブザーバーであれば当然にも日本の内部決定事項と考える問題について我々が勧告を行うのは、この精神においてである。

1. 日本は、可能な限り最も効果的な意思決定を容易にできるようにするため、国家安全保障機関と官僚基盤を強化し続けなければならない。現代において直面する諸課題を考えると、日本は、諜報や情報の内部調整と安全を維持しながら、速度と機敏さと柔軟性をもって、外交政策や安全保障政策を適切に実行する能力を持つことが必要となっている。
2. 日本で進行中の憲法に関する論争は、地域的及び世界的な安全保障問題に対する日本人の関心が増大していることを反映するものとして、勇気づけられるものである。その論争は、同盟協力への現存している制約が我々の能力の合力に限界を生み出していることを認識している。2000年に指摘したとおり、我々はこの論争の結果は純粋に日本人によって解決されるべき問題であるけれども、我々の共通の安全保障の関心事が影響を受ける場合には、米国は日本がより幅広い取り組みのできる同盟パートナーであることを歓迎するであろう。
3. (個々のケースで特措法を必要とする現在のシステムではなくて)ある一定の条件に基づいて日本の軍事力の海外配備を認める法律に関して行われている進行中の議論もまた、勇気づけられるものである。米国は、状況が許せば、安全保障のパートナーたるべきものは短い通告でもより柔軟に展開できることを望んでいる。
4. CIAによって公表された数字によると、日本の防衛費は世界でトップ5に入るが、GDP比では世界の134位にランクされる。日本の防衛費それ自身について、妥当な数値が何であるかということに特定の見解はないが、我々は、日本の防衛省と自衛隊が近代化や改革を追求するときに適切な財源を獲得できることが極めて重要であると考えている。日本の予算環境を考えると財源は確かに厳しい。しかし日本の拡大する地域的かつ世界的な責任を考えると、新しい能力と支援が与えられる必要がある。
5. 日本が自らに課している制約に関する論争は、国連安全保障理事会の常任理事国になりたいという願望と密接につながっている。常任理事国として日本は、時には軍事力の行使を含むような安保理決定に従うことを他国に対して強要する責任を負わなければならない意思決定機関の一員となることになる。ありうる全ての範囲の対応に貢献することなくこの意思決定に参加するという不公平は、常任理事国メンバーになることを求める限り、日本が対処しなければならない問題である。米国は、積極的にこの目標を支え続ける

べきである。

日米同盟への勧告

2000年の我々のレポート以来の著しい進展にもかかわらず、二国間関係における投資と努力は、経済環境や安全保障環境の継続的な変化に対処するために強められなければならない。付録の導入部で示すように、我々は、このレポート本体に含まれる勧告の性格に一貫性を持たせようとした。そこで、我々は軍事・安全保障分野の勧告を提出するために付録を作ることにした。多くの場合、この分野の勧告は戦術的で、個別的で、かつ難解だからである。以下に書くものは、より広い見地からの勧告である。

1. 米国と日本は、いくつかの具体的な方策を通して、軍事・安全保障協力を強化し続けるべきである。(付録参照)
2. 日米のグローバルな同盟は、恒常的で積極的な力を持ち続けている。日本を核攻撃から守るという米国の約束を含めて、我々の安全保障についての約束の最も基本的な面が再確認され、最上級の当局者によって明確に強調されるべきである。
3. 米国と日本は、包括的な自由貿易協定(FTA)に関する交渉を始める意向を宣言するべきである。貿易振興権限がやがて失効するので、近い将来にFTAが達成されそうにないが、米国と日本の指導者は、それにもかかわらずこの目標を視野に入れておくべきである。ドーハ・ラウンド協定は米国と日本にとって直接的な経済利益があるし、アジア太平洋コミュニティの全てのメンバーにとって政治的・戦略的利益はさらに大きいであろう。

(中略)

付録：安全保障・軍事協力

我々には、米国と日本の安全保障・軍事協力の質を改善することを目的とするいくつかの非常に具体的な勧告がある。本報告書に含まれる勧告の長いリストを見直したとき、我々は軍事分野での勧告と経済、政治、外交分野での勧告の間に性格的な違いがあることに気がついた。軍事的な勧告が多くの場合、戦術的で、個別的で、かつ難解であるのに対して、他の分野での勧告はより戦略的で一般的である。そこで、レポートの本体に含まれる勧告の間に実質的な一貫性を維持するために、我々は軍事及び安全保障分野における勧告を提出するために付録をつくることにした。

我々は、米国と日本の間の安全保障・軍事協力の質を改善するために以下の施策を勧告する：

- 米国と日本は、緊急の危機に対応する能力を強化すべきである。また、日本は平和維持活動と人道のおよび災害救助任務に対する能力を強化すべきである。日本は人質救出を計画し必要な専門技術を發展させるべきである。日本は、現行法に書かれているこれらの任務分野の優先順位を上げることを考慮すべきである。自衛隊の配備や2020年に向かって直面する安全保障環境を考えると、これらの分野に適切に対処するための日本の防衛能力を上げることが必要である。
- 日本は最近、日米ミサイル防衛計画へのより大きな参加を考慮して、いわゆる武器輸出三原則を改訂した。次のステップとして、日本は残りの禁止事項を解除すべきである。日本政

府は、民間工業基盤の国土安全保障・国防技術開発へのより大きな参画を積極的に奨励すべきであり、国の大きな科学技術予算の資金を防衛関連の技術研究計画に充てることを認めるべきである。特に、最近の出来事を考慮して、日本は、弾道ミサイル防衛のために特別予算を組むことを検討すべきである。

- 米国と日本は、タイコンデロガ級に代わるイージス・ミサイル巡洋艦であるCG(X)のために鍵となるシステム、サブシステムおよび関連技術に関する共同開発の可能性を考えるべきである。CG(X)は、次世代の脅威に対する国土ミサイル防衛や拡大された防空において重要な役割を演ずることが予想されている。
- 米国と日本の政府間そして軍間の関係が改善するにしたがって、我々はより密接な防衛産業間の協力も確立すべきである。米国への武器輸出を許す日本の決定は、ますます高くつく防衛装備の開発、メンテナンス、製造の効率を高める機会を提供し、インターオペラビリティを強めることになる。政府間で共有されている機密情報を守るための包括的な協定を結ぶことは、この方向への重要なステップである。さらに、米国と日本は、情報開示問題に関する議論のためのフォーラムを設けるべきである。
- より良い調整のために、米国は太平洋軍(PACOM)に日本の防衛省代表者を置き、日本の統合幕僚会議に米軍代表者を置くよう奨励すべきである。これは、集団的自衛に関する日本の内部的決定にかかわりなく起こるべき、地域における作戦統合の強化に向けた第一歩と見なされるべきである。
- 「日米防衛協力のための指針」の際に発展された日米調整メカニズムは優れた枠組みである。しかし、二国間調整は、日米共同統合調整センター(BJOCC)を十分活用することによって、作戦レベルにまで拡張すべきである。
- 諜報の共有は急速に改善されてきた。諜報協力は、核兵器やミサイルの拡散、過激主義やテロ活動、その他世界的な偶発事態に対処するために、さらに増やさねばならない。これをより容易にするために、日本は、より多くの諜報の成果を受けとり処理できるよう能力を増やすべきである。米国と日本は、国家宇宙偵察(geospatial)諜報機関の活動において密接に連携すべきである。
- 我々は通信、早期警戒、及び諜報分野における安全保障協力を強化するための宇宙利用に日本が関心をもっていることを歓迎し、この問題を国会が議論しようとしていることを関心を持って注視している。
- 米国は、可能な最も早い時期に日本にF-22の一個中隊を配備すべきである。米国は、航空自衛隊が、F-18E/F、F-22、F-35、既存のF-15のアップグレード機種を含めて、米国の最も先進的な戦闘機システムに確実にアクセスできるよう努めるべきである。
- 安全保障環境が変化し、我々の世界的な関心に対処する方法が変化するにつれ、日米同盟は、二国間協力を強化し、能力を強化しなければならない分野を特定し、二国間の指揮・統制システムを改善するため、役割と任務の見直しを行うべきである。

(後略)

www.csis.org/media/csis/pubs/070216_asia2020.pdf

資料3-24 広島・長崎の2006年平和宣言

■広島平和宣言

放射線、熱線、爆風、そしてその相乗作用が現世の地獄を作り出してから61年——悪魔に魅入られ核兵器の奴隷と化した国の数はいや増し、人類は今、全ての国が奴隷となるか、全ての国が自由となるかの岐路に立たされています。それはまた、都市が、その中でも特に罪のない子どもたちが、核兵器の攻撃目標であり続けて良いのか、と問うことでもあります。一点の曇りもなく答は明らかです。世界を核兵器から解放する道筋も、これまでの61年間で明確に示しています。

被爆者たちは、死を選んだとしても誰も非難できない地獄から、生と未来に向かっての歩みを始めました。心身を苛む傷痛を乗り越えて自らの体験を語り続け、あらゆる差別や誹謗(ひぼう)・中傷を撥ね返して「他の誰にもこんな思いをさせてはならない」と訴え続けてきたのです。その声は、心ある世界の市民に広がり力強い大合唱になりつつあります。

「核兵器の持つ唯一の役割は廃絶されることにある」がその基調です。しかし、世界政治のリーダーたちはその声を無視し続けています。10年前、世界市民の創造力と活動が勝ち取った国際司法裁判所による勧告的意見は、彼らの蒙を啓き真実に目を向けさせるために、極めて有効な手段となるはずでした。

国際司法裁判所は、「核兵器の使用・威嚇は一般的に国際法に反する」との判断を下した上で、「全ての国家には、全ての局面において核軍縮につながる交渉を、誠実に先行し完了させる義務がある」と述べているからです。

核保有国が率先して、誠実にこの義務を果たしていれば、既に核兵器は廃絶されていたはずですが、しかし、この10年間、多くの国々、そして市民もこの義務を真正面からは受け止めませんでした。私たちはそうした反省の上に立って、加盟都市が1403に増えた平和市長会議と共に、核軍縮に向けた「誠実な交渉義務」を果たすよう求めるキャンペーン(Good Faith Challenge)を「2020ビジョン(核兵器廃絶のための緊急行動)」の第二期の出発点として位置付け展開します。さらに核保有国に対して都市を核攻撃の目標にしないよう求める「都市を攻撃目標にするな(Cities Are Not Targets)プロジェクト」に、取り組みます。

核兵器は都市を壊滅させることを目的とした非人道的かつ非法な兵器です。私たちの目的は、これまで都市を人質として利用してきた「核抑止論」そして「核の傘」の虚妄を暴き、人道的・合法的な立場から市民の生存権を守ることにあります。

この取組の先頭を切っているのは、米国の1139都市が加盟する全米市長会議です。本年6月の総会で同会議は、自国を含む核保有国に対して核攻撃の標的から都市を外すことを求める決議を採択しました。

迷える羊たちを核兵器による呪から解き放ち、世界に核兵器からの自由をもたらす責任は今や、私たち世界の市民と都市にあります。岩をも通す固い意志と燃えるような情熱を持って私たちが目覚め起つ時が来たのです。

日本政府には、被爆者や市民の代弁者として、核保有国に対して「核兵器廃絶に向けた誠実な交渉義務を果たせ」と迫る、世界的運動を展開するよう要請します。そのためにも世界に誇るべき平和憲法を遵守し、さらに「黒い雨降地域」や海外の被爆者も含め高齢化した被爆者の実態に即した人間本位の温かい援護策を充実するよう求めます。

未だに氏名さえ分らぬ多くの死没者の霊安かれと、今年改めて、「氏名不詳者多数」の言葉を添えた名簿を慰霊碑に奉納しました。全ての原爆犠牲者の御霊に哀悼の誠を捧げ、人類の未来の安寧を祈って合掌致します。

2006年(平成18年)8月6日
広島市長 秋葉忠利

www.city.hiroshima.jp/www/contents/000000000000/1110537278566/index.html

■長崎平和宣言

「人間は、いったい何をしているのか」

被爆から61年目を迎えた今、ここ長崎では怒りといらだちの音が渦巻いています。

1945年8月9日11時2分、長崎は一発の原子爆弾で壊滅し、一瞬にして、7万4千人の人々が亡くなり、7万5千人が傷つきました。人々は、強烈な熱線に焼かれ、凄まじい爆風で吹き飛ばされ、恐るべき放射線を身体に浴び、現在も多くの被爆者が後障害に苦しんでいます。生活や夢を奪われた方々の無念の叫びを、忘れることはできません。

しかし、未だに世界には、人類を滅亡させる約3万発もの核兵器が存在しています。

10年前、国際司法裁判所は、核兵器による威嚇と使用は一般的に国際法に違反するとして、国際社会に核廃絶の努力を強く促しました。

6年前、国連において、核保有国は核の拡散を防ぐだけでなく、核兵器そのものの廃絶を明確に約束しました。

核兵器は、無差別に多数の人間を殺りくする兵器であり、その廃絶は人間が絶対に実現すべき課題です。

昨年、189か国が加盟する核不拡散条約の再検討会議が、成果もなく閉幕し、その後も進展はありません。

核保有国は、核軍縮に真摯に取り組もうとせず、中でも米国は、インドの核兵器開発を黙認して、原子力技術の協力体制を築きつつあります。一方で、核兵器保有を宣言した北朝鮮は、我が国をはじめ世界の平和と安全を脅かしています。また、すでに保有しているパキスタンや、事実上の保有国と言われているイスラエルや、イランの核開発疑惑など、世界の核不拡散体制は崩壊の危機に直面しています。

核兵器の威力に頼ろうとする国々は、今こそ、被爆者をはじめ、平和を願う人々の声に謙虚に耳を傾け、核兵器の全廃に向けて、核軍縮と核不拡散に誠実に取り組むべきです。

また、核兵器は科学者の協力なしには開発できません。科学者は、自分の国のためだけでなく、人類全体の運命と自らの責任を自覚して、核兵器の開発を拒むべきです。

繰り返して日本政府に訴えます。被爆国の政府として、再び悲惨な戦争が起こることのないよう、歴史の反省のうえにたつて、憲法の平和理念を守り、非核三原則の法制化と北東アジアの非核兵器地帯化に取り組んでください。さらに、高齢化が進む国内外の被爆者の援護の充実に求めます。

61年もの間、被爆者は自らの悲惨な体験を語り伝えてきました。ケロイドが残る皮膚をあえて隠すことなく、思い出したくない悲惨な体験を語り続ける被爆者の姿は、平和を求め取り組

みの原点です。その声は世界に広がり、長崎を最後の被爆地にしようとする活動は、人々の深い共感を呼んでいます。

本年10月、第3回「核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ」が開催されます。過去と未来をつなぐ平和の担い手として、世代と国境を超えて、共に語り合おうではありませんか。しっかりと手を結び、さらに力強い核兵器廃絶と平和のネットワークを、ここ長崎から世界に広げていきましょう。

被爆者の願いを受け継ぐ人々の共感と連帯が、より大きな力となり、必ずや核兵器のない平和な世界を実現させるものと確信しています。

最後に、無念の思いを抱いて亡くなられた方々の御霊の平安を祈り、この2006年を再出発の年とすることを決意し、恒久平和の実現に力を尽くすことを宣言します。

2006年(平成18年)8月9日

長崎市長 伊藤一長

www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/gentai/irei_tuitou/sikiten61/sengen.html

資料3-25 核軍縮日誌 06年1月1日～07年3月31日

核:軍備と軍縮 06年1月～2月	その他の事項
2006年1月	
3日	イラン、9日から核関連の研究開発活動を再開するとIAEAに通知。
3日	6か国協議の米次席代表、デトラン朝鮮半島担当大使が辞任。
9日付	国連安保理常任理事国5か国、核燃料研究を断念し英仏独との交渉再開するよう、イランに個別メッセージを送付。ロイター。
10日	イラン原子力庁のサイディ次官、同国の核研究施設の封印解除、核燃料製造に関する研究をIAEA監視下で再開と発表。
12日	英独仏外相、ベルリンでイラン核問題への対応策を協議。安保理に付託し、制裁を検討すべきという見解で合意と発表。
16日	英独仏米ロ中の外務次官級による6か国会合、ロンドンで開催。IAEA緊急理事会の2月2～3日開催で合意。
18日	IAEA、緊急理事会の2月2日ウィーン開催を発表。英独仏は付託決議案の草案回覧を開始。
19日	シラク仏大統領、テロ攻撃には「通常兵器による反撃もあり得るし、別の方法もあり得る」と核報復の可能性示唆。
20日	イランの反体制組織「国民抵抗評議会」英国支部、テヘラン西方のカラジ付近にある秘密の核兵器関連施設の存在を明らかに。
23日	ジュネーブ軍縮会議(CD)の2006年第一期が開幕。
23日	日本原燃、六ヶ所村の使用済み核燃料再処理工場でのウラン試験終了を発表。
23日付	イランのラリジャニ最高安全保障委員会事務局長、核問題の安保理付託の場合、イランは工業規模でのウラン濃縮を再開すると発言。英FT。
27日	米上院、イラン核問題で、安保理への付託を求める決議案を全会一致で可決。
30日	米英仏ロ中独の6か国外相がイラン核問題で協議。IAEA緊急理事会でイラン問題を安保理に付託すべきと主張する共同声明発表。
2月	
1日	英仏独、イラン問題の安保理付託を求める決議案をIAEAに提出。
2日	イラク核問題を議論するIAEA緊急理事会、ウィーンのIAEA本部で開幕。
3日	DOD、3度目となる「4年期国防戦略見直し」(QDR)を公表。
4日	IAEA緊急理事会、イラン核問題を国連安保理に付託する英仏独提出の決議案を賛成多数で採択。

核:軍備と軍縮 06年2月～3月

その他の事項

4日	拉致問題、国交正常化、核・ミサイルの3分野を議題とする日朝協議が北京で始まる。	
6日	IAEA、IAEAへの自発的査察協力の停止を通告する書簡をイランから受領と発表。	
6日	ボドマンDOE長官、使用済み核燃料再処理再開を柱とする新たな原子力国際協力「核エネルギーパートナーシップ」計画を発表。	
6日	ボルトン米国連大使、IAEAから送られたイラン核問題に関する文書を受け取り理事国に回付、核問題が正式に付託される。	
7日	日朝政府間協議4日目。核・ミサイル問題など安全保障に関する協議を開始。8日、並行協議継続を確認して協議終了。	
12日付	AP通信、IAEAが11日までにイラン国内の核施設に設置されていた監視カメラや機材類の封印の大部分を撤去したと報じる。	8日
13日付	ロイター、イランのウラン濃縮作業開始を報じる。14日、イラン最高安全保障委バイディ事務局長が追認。	沖縄返還協定をめぐる密約問題で、当時対米交渉にあたった元アメリカ局長が密約の存在を認める発言。
16日	イラン原子力庁のアガザテ長官、中部ナタンズのウラン濃縮施設でこれまでに遠心分離機10基に六フッ化ウランを注入したことを発表。	
19日	パキスタン軍、核弾頭搭載可能な地对地ミサイル「ハトフ2」(別名アブダリ)の発射実験を実施、成功と発表。	
20日	仏印、「民生原子力エネルギー開発に関する共同宣言」に合意。	23日
23日	DOE、米英共同未臨界核実験の実施を発表。	宜野湾市基地対策協議会、第2次普天間飛行場返還アクションプログラムを了承。
27日	IAEA、イランが濃縮作業を拡大しと指摘する報告書を理事会各国に配布。	28日
3月		普天間飛行場の前司令官を訴えた普天間爆音訴訟で、最高裁が上告棄却。
1日	ブルックスNNSA局長、「プルトニウム・ピット」の生産に関し今後6年間で年間30～40個の生産体制を確立する方針を表明。	
2日	インド訪問中のブッシュ米大統領、シン首相と会談。民生用原子力技術協力で合意。	
4日	ブッシュ大統領、ムシャラフ・パキスタン大統領と会談。パキスタンへの核技術協力は行わない方針を表明。	
6日	イラン核問題を協議するIAEA定例理事会、ウィーンで開幕。	5日
6日	シン印首相、ハワード豪首相とニューデリーで会談。インドの原子力発電所に向けた核燃料の提供を豪に要請。	沖縄県民大会開催。地域住民ら3万5千人(主催者発表)が沿岸案に抗議。
7日	印首相、1974年の核実験で使ったプルトニウムを取り出したとされる実験用重水炉サイルスを2010年に廃炉にすると議会で発言。	7日
8日	米ミサイル防衛局、日米が進めるMD共同開発で、初の共同飛行実験をハワイ沖で実施。実験に成功と発表。	日米両政府、ハワイで在日米軍再編に関する外務・防衛審議官級協議を開催(～11日)。

8日	IAEA理事会、イランへの理事各国の非難声明をまとめた議長総括を採択し終了。
8日	国連安保理常任理事国5か国、イラン核問題についての協議を開始。
8日	マクレラン米大統領報道官、北朝鮮が2発の短距離ミサイルの発射実験実施と発表。
14日	イラン核問題で国連安保理非公式全体会合開催。
15日	米下院外交委員会、イランに投資する外国企業への制裁発動に関する「イラン自由支援法案」を賛成多数で可決。
16日	米政府、02年9月の政策文書「米国の国家安全保障戦略」の改訂版を公表。イランを単一国家としては最大の脅威と位置付ける。
17日	安保理非公式協議において、英仏両国が議長声明の修正案を提示。
18日	シドニーで行われた「日米豪閣僚級戦略対話」、イランに「重大な懸念」を表明し、安保理の協調行動を支持する共同声明を発表。
21日	北京で中ロ首脳会談(～22日)。イラン核問題の外交的解決に向けた協調などで中ロ共同宣言に調印。
24日	米統合参謀本部、戦略文書「大量破壊兵器と戦うための国家軍事戦略」を発表。
24日	ロイター通信、外交筋の話として、イランが中部ナタンツにウラン濃縮用遠心分離機を新たに164基設置と報道。
26日	古川康佐賀県知事と寺田司玄海町長、九州電力玄海原発3号機のプルサーマル計画に正式同意、九電に事前了解書を交付。
28日	英仏、安保理議長声明案の再修正案を安保理各国に提示。
29日	青森県、六ヶ所村再処理工場のアクティブ試験に向けた安全協定を六ヶ所村と日本原燃との間で締結。
29日	安保理、イラン核問題に関する議長声明案を全会一致で採択。
30日	安保理常任理事国5か国、独やEUとベルリンでイラン核問題に関する外相級会合。
30日	DOD、通常爆薬では最大規模の爆薬700トンを使った爆発実験をネバダ核実験場で6月に実施すると発表。
31日	日本原燃、六ヶ所村の使用済み核燃料再処理工場でアクティブ試験開始。
4月	
2日付	米政権が作戦配備中のオハイオ級戦略原潜12隻に核搭載型と通常型ミサイルを一体配備する計画であることが判明。
4日付	米国防総省の爆破実験が小型核を地下使用した際の破壊力を調べる「模擬実験」であることが国防脅威削減

12日 在日米軍再編に伴う空母艦載機の岩国基地移転案について、受け入れの是非を問う岩国市の住民投票。反対多数。

28日 自民党、自衛目的の宇宙軍事利用を可能とする新法案提出を決定。

30日 青森県知事、「Xバンドレーダー」の空自車力分屯基地への配備の受け入れを表明。

31日 民主党前原執行部、偽メール問題の責任とり総退陣。

5日	局(DTRA)の06会計年度予算から判明。防衛庁、ミサイル防衛システムを構成するレーダーと戦闘指揮システムの高性能化に向け、新たな共同研究開始で日米が合意と発表。	7日	普天間飛行場移設問題で、額賀防衛庁長官と島袋名護市長が協議し、2本の滑走路を設置する新沿岸案を合意。
7日	在日米海軍司令部、横須賀基地に、海上配備型の迎撃ミサイルSM3(スタンダードミサイル3)を発射可能なイージズ巡洋艦シャイローを8月に配備と発表。	17日	米政府、横須賀市長に原子力軍艦の安全性を説明する「ファクトシート」を提出。
8日付	米誌ニューヨーカー(電子版)、ブッシュ政権がイラン空爆作戦の策定作業を加速させ、地中貫通型核の使用も検討していると報道。	21日	政府、テロ特措法に基づく海自インド洋派遣を、11月1日まで半年間延長する基本計画変更を閣議決定。
11日	イランのアハマディネジャド大統領、中部ナタンツの実験用核施設で燃料レベルの濃縮ウランの製造に成功と発表。	23日	在沖米海兵隊のグアム移転費総額の59%、約61億ドルの日本負担を日米が合意。
12日	日本原燃、アクティブ試験中の六ヶ所村使用済み核燃料再処理工場内での放射性物質を含む水約40リットルの漏れを発表。	26日	ローレス米国防副次官、在日米軍再編に伴う日本負担が総額200億ドルになるとの見通しを表明。
22日	韓国と北朝鮮の第18回南北閣僚級会談、平壤で開催。	28日	ライス米国務長官とブルガリアのカルフィン外相、米軍にブルガリア国内での基地使用を認める協定に調印。
25日	イランのラリジャーニ最高安全保障委員会事務局長、核問題で制裁が発動されれば「国際原子力機関(IAEA)との関係を停止する」。	5月	
28日	エルバラダイIAEA事務局長、ウラン濃縮活動を継続するイランを批判する報告書を安保理と国際原子力機関(IAEA)理事会に提出。	2日	イラン原子力庁のアガザデ長官、同国が濃度4.8%の濃縮ウランを製造と表明。
29日	パキスタン軍、核弾頭が搭載可能な中距離弾道ミサイル「ハトF6」の発射実験に成功したと発表。	5日	日米政府、グローバル原子力パートナーシップ(GNEP)計画で日本の高速増殖炉を使った新型燃料の開発など5分野の協力で合意。
		9日	日米、空自車力分屯基地への「Xバンドレーダー」暫定配備のため、同基地の土地と建物を一定期間米側に提供することで合意。
		10日	プーチン・ロ大統領、年次教書演説で、戦略核の増強を軸に軍拡路線を打ち出す。
		12日	原爆症認定集団訴訟で初判決。大阪地裁で原告9人全員勝訴。22日、国が控訴。
		1日	日米安全保障協議委員会(2+2)、在日米軍再編の最終報告で合意。

核:軍備と軍縮 06年5月~6月

- 15日 欧州連合(EU)外相理事会、ブリュッセルで開催。イランのウラン濃縮停止に対する「包括的見返り」案支持で合意。
- 17日 米下院歳出委、07会計年度エネルギー関連歳出法案を審議。グローバル原子力パートナーシップ(GNEP)の関連予算から約33億円を追加削減する修正案を可決。
- 18日 ラドメーカー米国務次官補、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の米国素案をジュネーブ軍縮会議に提出。
- 24日 イラン核開発問題をめぐる国連安保常任理事国とドイツによる6か国外相会合、ロンドンで開催。合意に至らず。
- 31日 朝鮮半島エネルギー開発機構(KEDO)理事会、北朝鮮での軽水炉建設事業廃止を正式決定。
- 6月
- 1日 イラン核開発問題をめぐる国連安保常任理事国とドイツによる6か国外相会合、ウィーンで開催。「包括的見返り案」で合意。
- 1日 ハンス・ブックス委員長率いる「大量破壊兵器委員会」、核軍縮と核不拡散に関する提言をまとめ、アナン事務総長に提出。
- 1日 原子力供給国グループ(NSG)総会、ブラジリアで開催(〜2日)。原子力技協力に関する米印合意の承認を見送る。
- 6日 EU代表、イランのラリジャー最高安全保障委員会事務局長と会談、「包括的見返り案」を正式に提示。
- 7日 60〜70年代、ワルシャワ条約機構が旧西独などに核兵器も投入する攻撃作戦計画を策定していたことが機密解除の文書から判明。
- 8日 エルバラダイ事務局長、イランによるウラン濃縮活動継続を確認した報告書をIAEA理事会に提出。
- 13日 米財務省、イラン・ミサイル開発支援で、中国企業4社らの在米資産の凍結や米企業・米国民との取引停止を発表。
- 15日 国際原子力機関(IAEA)理事会、イランに包括的提案受け入れなど求める議長総括を採択。
- 15日 米英仏独口蘭、ウラン濃縮放棄の見返りに核燃料の供給を輸入に保障する構想をIAEA理事会に提示。
- 21日 中国の温家宝首相、南ア・ムベキ大統領とケープタウンで会談。核の平和利用等に関する13の協定に調印。
- 22日 米ミサイル防衛庁、ハワイ沖でのスタンダードミサイル3(SM3)迎撃実験に成功と発表。実験には海自イージス艦「きりしま」が初参加。
- 22日 「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範」(HCOC)の年次総会がウィーンで開催(〜23日)。
- 22日 米軍、外務省に対し、米軍再編の日米合意に基づき、米

その他の事項

20日 イラク、正式政府が発足。

14日 横須賀の蒲谷市長、市議会全員協議会で、「原子力空母の母港」容認を表明。

20日 政府、安全保障会議で、陸自のイラク撤退を決定。

核:軍備と軍縮 06年6月~7月

- 23日 軍嘉手納基地へハトリオット24基を配備すると通知。移動式早期警戒レーダー「Xバンドレーダー」がつかがる市の空自車力分屯基地の暫定的展開地に搬入。
- 23日 麻生外相とシーファー駐日米大使、スタンダードミサイル3(SM3)共同開発に関する交換公文を締結。
- 27日 米下院外交委員会、米印原子力協力を可能にする「米インド核協力促進法案」を賛成多数で可決、本会議に送付。
- 27日 ブーチン・ロ大統領、09年に失効する戦略兵器削減条約(START)1に代わる新条約の交渉を米ロ間で始めるよう提案。
- 29日 モスクワで開かれたG8外相会合、北朝鮮へのミサイル発射実験中止要求など含む議長声明を採択し終了。
- 7月
- 5日 政府、北朝鮮が弾道ミサイル6発を発射し、「ロシア沿海州南方の日本海」に落下したと発表。1発は「テポドン2号」と確認される。
- 5日 政府、特定船舶入港禁止特別措置法を適用し、北朝鮮の貨客船「万景峰92」の入港を半年間禁止する経済制裁の発動を決定。
- 6日 カナダのハーバー首相、米ミサイル防衛システム(MD)への参加について、「現時点でカナダ政府はMD問題を話し合う用意はない」。
- 7日 海自、日米など8か国参加のリムパック2006で、ハワイ諸島カウアイ島沖で護衛艦3隻によるミサイル発射訓練を実施。
- 9日 インド、核弾頭搭載可能な長距離弾道ミサイル「アグニ3」の発射実験を初めて実施。
- 10日 安倍官房長官、記者会見で敵基地攻撃に関して「常に検討、研究が必要」。
- 11日 韓国と北朝鮮による第19回南北閣僚級会談が開催(〜14日)。
- 12日 米ミサイル防衛庁、ターミナル段階高高度地域防衛システムを使った迎撃実験に成功と発表。
- 13日 ブルックス米国家核安全保障管理局(NNSA)局長、解体した核兵器などから生じた高濃縮ウラン50トンの原発燃料用低濃縮ウランへの転換作業を完了と表明。
- 15日 国連安保理、北朝鮮非難決議案を全会一致で採択。
- 21日 日本原子力研究開発機構と米エネルギー省(DOE)、核不拡散に関する日米間の研究開発協力の拡大で合意、取り決め文書に調印。
- 22日付 海自、スタンダードミサイル3(SM3)を搭載予定の6隻目のイージス艦を佐世保基地に配備することを決定。
- 24日付 米紙ワシントンポスト、パキスタンが年間40〜50個分の核兵器製造が可能なプルトニウムを生産できる大型の重

その他の事項

23日 「世界平和フォーラム」、カナダのバンクーバーで開催(〜28日)。

29日 日米合同委、「在日米軍再編総括部会」新設を決定。

15日 第32回主要国(G8)首脳会議(サントペテルブルク・サミット)が開催(〜17日)。

- 水炉を建設中と報道。
- 25日 米上院本会議、北朝鮮との取引に関与する第三国や企業への制裁発動を強化する「北朝鮮不拡散法案」を可決。
- 26日 米下院本会議、「米インド核協力促進法案」を賛成多数で可決。
- 28日 アセアン地域フォーラム(ARF)、マレーシア・クアラルンプールで開催。北朝鮮も参加。同日、ミサイルへの憂慮を表明した議長声明を発表し閉幕。
- 31日 国連安保理、イランに対し核開発を8月末までに停止するよう求め、停止しない場合は制裁措置を検討すると警告する決議を採択。
- 31日 ジュネーブ軍縮会議の第三会期が始まる(～9月15日)。
- 31日付 ニクソン米政権がベトナム戦争早期終結に核兵器使用を選択肢の一つとして検討していたことを示す米政府文書が明らかに。
- 8月
- 4日 米務省、北朝鮮、ロシアなど4か国の計7社にイランと大量破壊兵器関連で取引を引きした疑いで制裁を加えていると明らかに。
- 4日 原爆症認定集団訴訟、広島地裁で原告全員の勝訴判決。11日、国が控訴。18日、原告41人全員が広島高裁に控訴。
- 6日 61回目の広島「原爆の日」。
- 9日 61回目の長崎「原爆の日」。
- 22日 イラン、米ロ英仏中独が提示した「包括見返り案」に正式回答。6か国と本格協議を行う用意があると表明。
- 22日 民主党「核軍縮促進議員連盟」が設立。
- 25日 警視庁公安部、核開発に転用可能な三次元測定機の不正輸出問題で「ミットヨ」幹部を外為法違反容疑で逮捕。
- 26日 イランのアハマディネジャド大統領、中部アラクの重水炉プロジェクトが新たな段階に入ったと発表。
- 27日 ラムズフェルド長官、テロリストへの先制攻撃に通常兵器搭載の大陸間弾道ミサイル(ICBM)を使用する計画を米国防総省で検討と明らかに。
- 28日 日本・カザフスタン首脳会談。「原子力の平和的利用の分野での協力促進に関する覚書」に署名。「原子力協力に関する協定」締結に向けた交渉開始で一致。
- 30日 米国家核安全保障管理局、未臨界核実験「ユニコーン」の実施を発表。
- 31日 エルバラダイ国際原子力機関(IAEA)事務局長、イラン核問題に関する報告書を発表。
- 9月
- 1日 米ミサイル防衛局(MDA)、地上配備型ミサイル防衛シ

- 15日 小泉首相が靖国神社参拝。
- 16日 神奈川県松沢知事、「原子力空母配備容認を表明」。
- 31日 横須賀市、原子力空母配備のための岸壁周辺の浚渫事前調査に同意。
- 1日 東京都の防災訓練に在日米軍が初参加。

- システムの重要な迎撃実験に成功と発表。
- 5日 財団法人「世界平和研究所」、核武装に関する検討等を含む9項目の提言を発表。
- 5日 05年末時点での日本のプルトニウム保有量が約44.1トンに上ることが明らかに。
- 8日 中央アジア5か国、カザフスタンのセミパラチンスクで、非核地帯条約に署名。
- 11日 宇宙航空研究開発機構、種子島宇宙センターで政府の情報収集衛星第2陣の打ち上げに成功。
- 15日 米ロ、余剰の兵器級プルトニウムを核兵器製造に利用できないように転換する計画の履行手続きに関する合意文書に調印。
- 19日 核燃料の供給安全網構築などを話し合う国際原子力機関(IAEA)特別会合始まる。
- 19日 政府、北朝鮮に対する金融制裁の実施を閣議了解。
- 22日 国際原子力機関(IAEA)総会、北朝鮮に6か国協議への無条件即時復帰や核兵器放棄などを求める決議を全会一致で採択し閉会。
- 26日 Xバンドレーダーが配備されたつがる市の空自車力分屯基地で、レーダーを運用する米軍車力通信所が公式に発足。
- 27日付 文部科学省、米原潜が横須賀港を出港した際に採取した海水から放射性物質が検出されたことを発表。
- 28日 米下院本会議、イランおよび同国と取引した企業に対する制裁を延長・強化する法案を可決。30日、上院が可決。
- 10月
- 2日 韓国と北朝鮮による南北軍事会談が板門店で開催される。
- 3日 北朝鮮外務省、安全が確実に保証される状況下で、将来、核実験を実施するとの声明を発表。朝鮮中央通信。
- 3日 イラン原子力庁サイディ次官、「ウラン濃縮のために、イラン国内で仏原発企業と国際企業体を発足」との提案を表明。
- 3日 日本原燃、六ヶ所村の核燃料再処理工場での「アクティブ試験」で、新しい工程「脱硝試験」を開始。
- 6日 国連安保理、北朝鮮に核実験計画放棄を要請、強行の場合には国連が追加的制裁措置をとるとした議長声明を採択。
- 9日 朝鮮中央通信(KCNA)、北朝鮮の地下核実験実施を報道。
- 9日 米地質調査所(USGS)、平壤の北東でマグニチュード4.2の揺れを観測と明らかに。
- 9日 日韓首脳会談。北朝鮮核実験への断固たる対応と国連安保理決議の速やかな採択に向けた協力で一致。

26日 安倍晋三内閣が発足。

核:軍備と軍縮 06年10月~11月

- 10日 衆院、北朝鮮の核開発を「無謀な暴挙」と非難し、核開発計画の即時断念を求める非難決議を全会一致で採択。
- 11日 改良型パトリオット3(PAC3)ミサイル24発が沖縄・嘉手納基地に搬入される。
- 11日 日本政府、国連総会第一委員会(軍縮)に決議案を提出。
- 13日 政府、北朝鮮籍船舶の全面入港禁止など、北朝鮮に対する追加制裁措置を閣議決定。14日に発効。
- 13日 ネグロポンテ米国家情報長官、北朝鮮上空付近で放射性物質を検知、「核爆発のもの」と一致する」とする書簡を連邦議会に送付。
- 13日 米大統領、大量破壊兵器開発のための物資、技術などを移転した企業、個人に制裁を課す「北朝鮮不拡散法案」に署名。同法は成立。
- 14日 国連安保理、北朝鮮制裁決議を全会一致で採択。
- 15日 自民党の中川昭一政調会長、テレビ討論番組で、「選択肢として核(兵器の保有)ということも議論としてある」と発言。
- 16日 米国家情報長官、北朝鮮の核実験を公式に確認する声明を発表。
- 16日 久間防衛庁長官、衆院テロ防止・イラク復興特別委で、自衛艦の近くにいる米軍艦艇への攻撃は「正当防衛」で反撃可能と答弁。
- 18日 麻生太郎外相、衆院外務委員会で、「(核兵器保有について)議論をしておくのも大事なことだ」と発言。
- 18日 防衛庁、16日の久間防衛庁長官の発言を、「憲法解釈の変更ではない」と表明。
- 19日付 北朝鮮を訪問の唐家セン国務委員、平壤で金正日総書記と会談。
- 19日 日米韓外相会談、ソウルで開催。安保理の北朝鮮制裁決議の実施に向け、3か国の緊密な連携を確認。
- 21日 国際集会「第3回核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ」、長崎市で開催(〜23日)。
- 25日 韓国の科学技術省、大気中からの放射性物質検出などを根拠に、北朝鮮による核実験実施を公式に確認。
- 26日 国連総会第1委員会(軍縮)、日本提出の核軍縮決議案を賛成多数で採択。
- 27日 改正テロ対策特別措置法、参院本会議にて賛成多数で可決、成立。
- 27日 日本政府、「北朝鮮が核実験を行った蓋然性が極めて高いものと判断する」との見解を発表。
- 31日 中国、米国、北朝鮮の6か国協議首席代表による非公式協議、北京で開催。
- 11月
1日 制裁委員会、生物・化学兵器分野の禁輸リストについて

その他の事項

- 20日 韓米定例安保協議会、戦時作戦統制権の韓国移譲作業を09年10月15日から12年3月15日の間で完了すると合意。

核:軍備と軍縮 06年11月~21月

- 合意。核兵器、ミサイル関連とともに3分野のリストを加盟国に通知。
- 8日 ブッシュ米大統領、ホワイトハウスでの記者会見で、ラムズフェルド米国防長官の辞任を発表。
- 9日 フランス国防省、核兵器搭載可能で、射程距離が8000キロを超える新しい弾道ミサイル「M51」の発射実験に成功と発表。
- 13日 韓国政府、拡散防止構想(PSI)について「その目的と原則を支持し、われわれの判断で参加範囲を調整する」と正式参加を留保。
- 14日 政府、国連安保理の北朝鮮制裁決議に基づき、24品目の「ぜいたく品」の輸出禁止を閣議決定。15日、施行。
- 14日 国際原子力機関(IAEA)、イラン核関連施設での新たなプルトニウム検出等を指摘する報告書を国連安保理各国に配布。
- 16日 久間防衛庁長官、非核三原則について「日本をかすめるような状態で潜水艦などが動く分には「持ち込み」にはならない」。
- 16日 米上院、インドに対し、核燃料や原子力技術の輸出を可能にする法案を可決。
- 18日 日米首脳会談。日米同盟のさらなる強化、ミサイル防衛協力強化・加速化、在日米軍再編の着実な実施等で合意。
- 19日 インド、核弾頭搭載可能な短距離弾道ミサイル「プリティ2」の発射実験を実施。
- 19日 ブッシュ米大統領、米中首脳会談で、「北朝鮮が核を放棄すれば、朝鮮戦争の終結を公式に宣言することができる」。
- 12月
6日 国連総会本会議、第一委員会通過の日本提出決議案、新アジェンダ連合(NAC)提出決議案等を採択。
- 6日 米・イラク研究グループ(ISG)、米軍撤退を含めたイラク政策の転換を勧告する報告書を発表。
- 8日 ジュネーブで開催されていた化学兵器禁止条約締約国会合(4日〜)と生物兵器禁止条約第6回運用検討会議(11月20日〜)が閉幕。
- 14日 朝鮮半島エネルギー開発機構(KEDO)と韓国電力公社、琴湖の軽水炉事業の事業終了協定を締結。
- 18日 6か国協議、北京市内の釣魚台迎賓館で1年1か月ぶりに再開される。
- 18日 ブッシュ米大統領、米インド平和原子力協力法に署名。
- 19日 米国と北朝鮮、金融制裁、核の両問題で個別協議。
- 20日 防衛庁幹部、米海軍横須賀基地所属イーゼス駆逐艦2隻にスタンダードミサイル3(SM3)を搭載する改修作業の完了を明らかに。

その他の事項

- 8日 米中間選挙、両院ともに共和党敗北。

- 19日 沖縄県知事に自公擁立の仲井真弘多氏。

- 15日 防衛「省」昇格関連法、参院本会議可決・成立。

核:軍備と軍縮 06年12月~07年1月	
20日	政府臨時閣議、緊急時に米核武装艦の領海内通過を事前協議なしで認めるとした久間防衛庁長官発言を否定する答弁書決定。
22日	6か国協議、休会に。
23日	国連安保理、イランに対する制裁決議を全会一致で採択。
24日	イラン・ラリジャン最高安全保障委員会事務局長、制裁決議への対抗措置として遠心分離機3千基の設置開始を表明。
2007年1月	
2日	イスラエルのリーバーマン戦略問題担当相、潘・国連事務総長に対し、イランの国連除名を求め手紙を送付。
4日	ウォール・ストリート・ジャーナルにキッシンジャーら4人の元米政府高官が、核兵器廃絶を訴える寄稿。
7日	英紙サンデー・タイムズ、イスラエルがイランのウラン濃縮施設に対する戦術核を使った攻撃を計画中と報じる。
9日	米財務省、イラン・ミサイル開発に資金を供給したとしてイラン国営セバ銀行に対し資産凍結等の金融制裁を発動。
9日付	米紙ワシントンポスト、潘基文国連事務総長が国連事務局軍縮局の政治局吸収を含む再編計画案を検討と報道。
10日	ブッシュ米大統領、米軍約2万1500人をイラクに増派する方針など盛り込んだ新イラク政策を発表。
14日	日中韓首脳、北朝鮮に核問題解決への具体的行動を求める共同声明を発表。3か国の局長級協議機関設置で一致。
16日	6か国協議米首席代表のヒル国務次官補と北朝鮮首席代表の金桂冠外務次官がベルリンで会談(~18日)。
17日	航空宇宙専門誌エイビエーション・ウィーク(電子版)、中国が11日に衛星攻撃兵器の実験に成功したと報道。
17日	ブレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティストの「終末時計」が「7分前」から「5分前」に進む。
22日	イラン当局者、国際原子力機関(IAEA)の査察官38人の受け入れ拒否を明らかに。
22日付	韓国の朝鮮日報、米朝協議で北朝鮮がエネルギー援助の見返りに核活動凍結とIAEA査察団の受け入れ再開を提案と報じる。
23日	中国外務省、中国が人工衛星破壊実験を実施したことを公式確認。
27日	米ミサイル防衛局、ハワイ沖の太平洋上で戦域高高度地域防衛(THAAD)システムによるミサイル迎撃実験に成功したと発表。
31日	日本原燃、六ヶ所村使用済み核燃料再処理工場の本格操業開始時期を当初計画の8月中旬から11月中旬に延期と

その他の事項

30日	イラク元大統領サダム・フセインの死刑執行。
1日	韓国の潘基文前外交通商相が第8代国連事務総長に就任。
9日	防衛庁が「防衛省」に昇格。
11日	横浜市、市内米軍施設の跡地利用に関する行動計画案を正式発表。
17日	横須賀市民が蒲谷市長に、原子力空母母港の是非を問う住民投票条例の制定を直接請求。
24日	久間章生防衛相、大量破壊兵器開発を理由に米がイラク戦争に踏み切ったのは判断の誤り、と発言。

核:軍備と軍縮 07年1月~3月

31日	発表。 マカオのバンコ・デルタ・アジアの北朝鮮口座凍結問題などについて話し合う第2回米朝間金融実務者会合、北京で開催。
2月	
5日	米政府、国際原子力パートナーシップ(GNEP)構想関連予算の前年度比約6割増などを要求した08年度予算教書を発表。
8日	第5回6か国協議、北京の釣魚台迎賓館で開幕。13日、合意文書を採択して終了。
16日	政府、安保理制裁決議に基づく措置として、イランの核・ミサイル開発に関与したとされる10団体12個人の資産凍結等を了解。
21日	国連宇宙空間平和利用委員会の科学技術小委員会、宇宙空間での人工衛星破壊を制約するガイドラインを採択。
21日	ニューデリーで印パ外相会談。偶発的な核兵器使用を防止するための協定に調印。
22日	国際原子力機関(IAEA)、イランによるウラン濃縮活動の継続を指摘する報告書を国連安保理に提出。
23日	電気事業連合会、07年度の六ヶ所再処理工場の抽出ブルトニウムを約2.2トン、07年度末の合計保管量を約2.9トンと発表。
23日	パキスタン軍、核弾頭搭載可能な長距離弾道ミサイル「シャヒーン2」の発射実験に成功と発表。
24日	宇宙航空研究開発機構、政府の情報収集衛星を搭載したH2Aロケット12号機の打ち上げに成功。
27日	マコネル米国家情報長官、上院軍事委の公聴会で、イランが2015年までに核兵器を製造する可能性があるとの見通しを述べる。
27日	韓国と北朝鮮による南北閣僚級会談、平壤で開催(~3月2日)。
3月	
5日	6か国協議の合意で設置が決まった米朝国交正常化の作業部会、NYで開催(~6日)
7日	日朝国交正常化に関する作業部会、ハノイの日本大使館で開催(~8日)。
8日	国際原子力機関(IAEA)理事会、イランへの原子力技術支援55件のうち、22件を全面的もしくは一部凍結することを承認。
13日	エルバラダイIAEA事務局長、平壤入り(~14日)。
13日	安倍首相、ハワード豪首相と首相官邸で会談。安全保障協力に関する日豪共同宣言に署名。
14日	英下院、核ミサイル・トライデント搭載潜水艦を更新する

その他の事項

8日	原子力空母の是非を問う住民投票条例案、横須賀市議会で否決。
16日	安倍首相が李肇星中国外相と会談、東シナ海ガス田問題での局長協議再開など合意。
16日	アーミテージ元国務副長官ら、2020年までの対日戦略に関する報告を発表。
22日	クラスター爆弾禁止をめざす国際会議、オスロで開催。23日「オスロ宣言」を採択。
23日	米韓国防相、2012年4月に戦時作戦統制権を韓国に移譲し、韓米連合軍司令部を解体すると発表。

- としたブレア首相の提案を賛成多数で承認。
- 15日 北陸電力、志賀原発1号機で99年に起こした臨界事故の隠蔽事実を公表。
- 15日 経済・エネルギー協力に関する作業部会、北京の韓国大使館で開催。
- 16日 東北アジアの平和及び安全のメカニズムに関する作業部会、北京のロシア大使館で開催。
- 17日 朝鮮半島非核化に関する作業部会、北京の釣魚台迎賓館で開催(～18日)。
- 19日 グレーザー米財務副次官補、バンコ・デルタ・アジアに凍結されていた北朝鮮関連口座の資金の凍結解除を発表。
- 19日 第6回6か国協議、北京の釣魚台迎賓館で開幕。
- 19日 東北電力、女川原発3号機で03年に制御棒5本が原子炉に挿入されるトラブルが起きたと発表。
- 20日 包括的核実験禁止条約機構(CTBTO)のトット事務局長、監視網強化の一環として中国に初の観測拠点を設けることで中国政府と合意したと明らかに。
- 20日 東京電力の柏崎刈羽原発1号機と福島第2原発3号機で2000年に原子炉の制御棒が抜けるトラブルが起きたと発表。
- 21日付 EU加盟各国、北朝鮮核実験に対する制裁措置としてゼいたく品の対北朝鮮輸出の禁止で合意。ロイター通信。
- 22日 東京地裁、東京都と茨城県の被爆者30人が国の原爆認定申請却下処分取り消しなど求めた訴訟で、原告21人を原爆症と認定。
- 22日 英仏、対イラン追加制裁決議修正案を国連安保理の各理事国に提示。
- 22日 6か国協議、具体的成果なく休会へ。
- 23日 政府、他国が突然弾道ミサイルを発射した場合の対応を定めた「緊急対処要領」を閣議決定。
- 23日 原爆症認定集団訴訟で、東京地裁が30人中21人を認定。
- 24日 国連安保理、対イラン追加制裁決議案を全会一致で採択。
- 25日 イラン政府報道官、国営テレビで、イランがIAEAとの協力の一部停止を決定と発言。
- 26日 中ロ、エネルギー分野などでの協力や大量破壊兵器と宇宙での軍拡競争の防止などを盛り込んだ共同声明を発表。
- 30日 防衛省、改良型パトリオット3(PAC3)を入間基地に配備。
- 30日 ジュネーブ軍縮会議、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)交渉開始などを盛り込んだ議長提案を採択できずに第一会期を終了。

23日 岩国市議会、空母艦載機移転を事実上容認する決議を採択。

29日 米上院本会議、イラク撤退法案を賛成多数で可決。

略語集

- ABM 対弾道ミサイル
Anti-Ballistic Missile
- ACM 新型巡航ミサイル
Advanced Cruise Missile
- ACSA 物品役務相互提供協定
Acquisition and Cross-Servicing Agreement
- ALCM 空中発射巡航ミサイル
Air Launched Cruise Missile
- ARF アセアン地域フォーラム
ASEAN Regional Forum
- ASAT 対衛星兵器
Anti-SATellite Weapons
- ASM 空対地ミサイル
Air to Surface Missile
- ASW 対潜活動
Anti-Submarine Warfare
- AU アフリカ連合
African Union
- BDA バンコ・デルタ・アジア
Banco Delta Asia
- BJOCC 日米共同統合調整センター
Bilateral Joint Operations Coordination Center
- BMD 弾道ミサイル防衛
Ballistic Missile Defense
- BWC 生物兵器禁止条約
Biological Weapons Convention
- CASD 継続的航海による抑止
Continuous-at-Sea Deterrence
- CD ジュネーブ軍縮会議
Geneva Conference on Disarmament
- CELM ミサイル試射センター(仏)
Centre d'Essai et de Lancement de Missiles
- CFE 欧州通常戦力
Conventional Forces in Europe
- CIA 米中央情報局
Central Intelligence Agency
- CRS 米議会調査局
Congressional Research Service
- CSR 包括的支出見直し(英)
Comprehensive Spending Review
- CTBT 包括的核実験禁止条約
Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty
- CTBTO 包括的核実験禁止条約機関
Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty Organization
- CWC 化学兵器禁止条約
Chemical Weapons Convention
- DDA 国連軍縮局
Department of Disarmament Affairs
- DFS 国連現地活動支援局
Department of Field Support
- DOD 米国総防省
Department of Defense
- DOE 米エネルギー省
Department of Energy
- DPA 国連政治局
Department of Political Affairs
- DPO 国連平和維持活動局
Department of Peacekeeping Operations
- DPRK 朝鮮民主主義人民共和国
Democratic People's Republic of Korea
- DTRA 米国防脅威削減局
Defense Threat Reduction Agency
- EIS 環境影響評価
Environmental Impact Statement
- EU 欧州連合
European Union
- EWGPP 兵器級プルトニウム生産中止
Elimination of Weapons Grade Plutonium Production
- FBTR 高速増殖実験炉
Fast Breeder Test Reactor
- FMCT 兵器用核分裂性物質生産禁止条約、またはカットオフ条約
Fissile Material Cut-off Treaty
- GAO 米会計検査院
General Accounting Office
- GDP 国内総生産
Gross Domestic Product
- GLCM 地上発射巡航ミサイル
Ground-Launched Cruise Missile
- GMD 地上配備中間飛行段階迎撃
Ground-based Midcourse Defense

GNEP グローバル原子力パートナーシップ
 Global Nuclear Energy Partnership
 GSOMIA 軍事情報包括保護協定
 General Security of Military
 Information Agreement
 HCOG 弾道ミサイルの拡散に立ち向かうため
 のハーグ行動規範
 Hague Code of Conduct against
 Ballistic Missile Proliferation
 HEU 高濃縮ウラン
 Highly Enriched Uranium
 HSV 高速輸送艦
 High Speed Vessel
 IAEA 国際原子力機関
 International Atomic Energy Agency
 ICBM 大陸間弾道ミサイル
 Inter-Continental Ballistic Missile
 ICBUW ウラン兵器禁止を求める国際連合
 International Coalition to Ban
 Uranium Weapons
 ICJ 国際司法裁判所
 International Court of Justice
 IDC 国際データ・センター(CTBT)
 International Data Center
 IMS 国際監視制度
 International Monitoring System
 INF 中距離核戦力
 Intermediate-range Nuclear Forces
 IRBM 中距離弾道ミサイル
 Intermediate-Range Ballistic
 Missile
 ISG イラク研究グループ
 Iraq Study Group
 ISR 諜報・監視・偵察
 Intelligence, Surveillance and
 Reconnaissance
 ITER 国際熱核融合実験炉
 International Thermonuclear
 Experimental Reactor
 JBIC 日本国際協力銀行
 Japan Bank for International
 Cooperation
 KEDO 朝鮮半島エネルギー開発機構
 Korean Peninsula Energy Development
 Organization
 KKV 体当たり迎撃体
 Kinetic Kill Vehicle

LEU 低濃縮ウラン
 Low Enriched Uranium
 MD ミサイル防衛
 Missile Defense
 MDA 米ミサイル防衛庁
 Missile Defense Agency
 MIRV 多弾頭個別誘導再突入体
 Multiple Independently-Targeted
 Reentry Vehicle
 MOX ウラン・プルトニウム混合酸化物
 Mixed (uranium and plutonium)
 Oxide
 MPI 中堅国家構想
 Middle Powers Initiative
 MTCR ミサイル技術管理レジーム
 Missile Technology Control Regime
 NAC 新アジェンダ連合
 New Agenda Coalition
 NAM 非同盟運動(諸国)
 Non-Aligned Movement
 NATO 北大西洋条約機構
 North Atlantic Treaty
 Organization
 NEO 非戦闘員退避活動
 Non-combatant Evacuation
 Operation
 NIE 国家情報評価
 National Intelligence Estimate
 NNSA 国家核安全保障管理局
 National Nuclear Security
 Administration
 NORAD 北米航空宇宙防衛指令部
 North American Aerospace Defense
 Command
 NPR 核態勢見直し
 Nuclear Posture Review
 NPT 核不拡散条約
 Nuclear Non-Proliferation Treaty/
 Treaty on the Non-Proliferation of
 Nuclear Weapons
 NSA 消極的安全保証
 Negative Security Assurances
 NSG 原子力供給国グループ
 Nuclear Suppliers Group
 OAU アフリカ統一機構
 Organization of African Unity
 PAC-3 改良型パトリオットミサイル
 Patriot Advanced Capability 3

PACOM 米太平洋軍
 Pacific Command
 PAROS 大気圏外における軍備競争の防止
 Prohibition of an Arms Race in Outer
 Space
 PFBR 高速増殖原型炉
 Prototype Fast Breeder Reactor
 PKO 平和維持活動
 Peace-Keeping Operation
 PNND 核軍縮議員ネットワーク
 Parliamentary Network for Nuclear
 Disarmament
 PSI 拡散防止構想
 Proliferation Security Initiative
 PTS 暫定技術事務局(CTBT)
 Provisional Technical Secretariat
 QDR 4年ごとの国防見直し
 Quadrennial Defense Review
 RRW 信頼性代替弾頭
 Reliable Replacement Warhead
 SACO 沖縄に関する特別行動委員会
 Special Action Committee on Okinawa
 SALT 戦略兵器制限交渉
 Strategic Arms Limitation Talks
 SAM 地对空ミサイル
 Surface-to-Air Missile
 SCC 日米安全保障協議委員会
 U.S.-Japan Security Consultative
 Committee
 SCM 米韓安全保障年次協議
 Security Consultative Meeting
 SDI 戦略防衛構想
 Strategic Defense Initiative

SDR 戦略的国防見直し(英)
 Strategic Defense Review
 SLBM 潜水艦発射弾道ミサイル
 Submarine-Launched Ballistic
 Missile
 SLCM 海洋発射巡航ミサイル
 Sea-Launched Cruise Missile
 SM-3 スタンダード・ミサイル3
 Standard Missile 3
 SNLE-NG 新世代原潜(仏)
 Sous-marins Nucleaires Lanceurs
 d'Engins - Nouvelle Generation
 SRAM 短距離攻撃ミサイル
 Short Range Attack Missile
 START 戦略兵器削減交渉、または戦略兵
 器削減条約
 Strategic Arms Reduction Treaty
 UAV 無人航空機
 Unmanned Aerial Vehicles
 UNMOVIC 国連監視検証査察委員会
 United Nations Monitoring,
 Verification and Inspection
 Commission
 USGS 米地質調査所
 United States Geological Survey
 WECPNL 加重等価継続感覚騒音レベル
 Weighted Equivalent Continuous
 Perceived Noise Level
 WMD 大量破壊兵器
 Weapons of Mass Destruction
 WTO 世界貿易機構
 World Trade Organization

索引

<凡例>

- ・「特対」「特記」は第2章の対談(被爆者)、特別記事(米印)をそれぞれ指す。
- ・「A特」は第3章(北朝鮮)の特別寄稿を指す。
- ・「自」は第5章(市民と自治体)にできることを指す。
- ・「デ」はデータシートを指す。
- ・太字は主に扱われている記事。

【ア行】

アーミテージ報告(第2次) D10
アイルランド 特記
厚木基地 D5, E11
アフガニスタン B5, D9, デ6
アポリジョン2000 E3
イージス艦 A2, C8, D4, デ7
イギリス 特記, A3, B4, B5, C4, C6, D1, D2, D9, E1, E5, E8, デ5
イスラエル C6, E1, E3, E8, デ5
イタリヤ D9, E8, デ6
イラク B6, C7, D8, E3, E8, デ6
イラン 特記, B1, B4, B5, B7, C6, C7
岩国 D5, E12, E13
インド 特記, B2, B7, C6, D1, E1, デ5, デ6
ウズベキスタン デ6
宇宙利用 B9, D3
エジプト D1
欧州通常兵器(CFE)条約 C3
欧州連合(EU) E8
オーストラリア 特記, デ6
オーストリア 特記
オランダ 特記, D9

【カ行】

核軍縮議員ネットワーク(PNND) E4, 自
核軍縮決議(国連) D1
核軍縮促進議員連盟(日本・民主党) E4, 自
拡散防止構想(PSI) A3, B7
核燃料サイクル B8, D2
核保有論(日本) A7
嘉手納 D4, E10
カナダ B3, D9
韓国 A3, A5, C9, デ6
北大西洋条約機構(NATO) D7
北朝鮮 B7, E1, デ5
核実験 A特, A3, A4, A5, D1, E2, E4, E6, デ1
国際制裁 A3, A6
ミサイル発射実験 A1, A2, A3, A5, D3
キッシンジャーらの提言 B7

キャンプ座間 D5
ギリシャ D9
キルギス デ6
グアム C10, D5, D9, デ6
グローバル原子力パートナーシップ(GNEP) B8
軍事情報包括保護協定(GSOMIA) D3
原子力艦船の寄港 デ9
原子力供給国グループ(NSG) 特記
原子力空母 D7, E13
原子力平和利用 特記, B4, B8
原爆症訴訟 特対, E7
憲法改正 D10
国際原子力機関(IAEA) 特記, A3, B4, B7, B8, D2
国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見 A7, E1
国連軍縮局 B10
国連総会第1委員会 B3, D1, 自
コンプレックス2030 C1

【サ行】

在外被爆者訴訟 E7
自衛隊イラク派遣 D8
自衛隊インド洋派遣 D9, デ10
集団的自衛権 D3, D10
ジュネーブ軍縮会議(CD) B2, B3, B10, D1, 自
消極的安全保証(NSA) B2
使用済み核燃料再処理 B8, D2
シリア C7
新アジェンダ連合(NAC) D1
シンガポール デ6
信頼性代替弾頭(RRW) C1
スウェーデン 特記
スペイン D9
世界平和フォーラム E3
専守防衛 D3
潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM) C4
戦略兵器削減条約(START) C3

【タ行】

対衛星(ASAT)兵器 B9, C11

大気圏外における軍備競争防止(PAROS) B2, B9

大陸間弾頭ミサイル(ICBM) C3
チェコ C3
地球市民集会ナガサキ E2, E6
中央アジア非核兵器地帯 B5, デ2
中距離核戦力(INF)全廃条約 C3
中国 特記, A3, A5, B2, B5, B9, C11, D1, E1, デ5
敵基地攻撃論(日本) A7
デンマーク 特記
ドイツ B4, D9, デ6
東北アジア非核兵器地帯 E2, E3, E4, 自, デ2

【ナ行】

長崎 E2, E6, 自
ニュージーランド D9, E6
ノルウェー 特記

【ハ行】

バキスタン B7, C6, D9, E1, デ5
バンカーバスター C1
非核三原則 A7
非核自治体宣言協議会 E2, 自, デ14, デ16
被団協 特対, B1
広島 A7, B1, E1, E8, 自
ファスレーン365 E5
フィリピン デ6
フィンランド 特記, E8
武器輸出三原則 D3
普天間飛行場 D5, D6, E9
フランス 特記, A3, B4, B5, C5, D1, D2, D9, E1, デ5
ブリクス報告 B6, B8, B9
ブルガリア デ6
米印核協力 特記, E2
兵器用核分裂物質生産禁止条約(FMCT) 特記, B2, B3, D1
米軍再編合意 C10, D4, D5, D6, E10, E11, E12, デ6, デ8
米軍事故 デ12
平和維持活動(PKO) D10
平和市長会議 E1, E3, E4, 自, デ15
辺野古 D5, D6, E9
ベルギー E8
防衛省格上げ D10
包括的核実験禁止条約(CTBT) 特記, A4, B6, B7, D1, E4, デ3

ポーランド C3, デ6

【マ行】

ミサイル防衛(MD) A2, A7, B9, C3, C8, D3, D4, D10
南アフリカ B1
未臨界核実験 C2, E2, デ4
民間港への米軍艦入港 デ11

【ヤ行】

横須賀 A2, D4, D7, E13, デ7

【ラ行】

ルーマニア デ6
劣化ウラン(DU)兵器 E8
ロシア 特記, A3, A5, B5, B8, C3, C6, C8, D1, E1, デ5
6か国協議 A3, A5, E4
六ヶ所村 D2

【アルファベット】

ASAT B9, C11
CD B2, B3, B10, D1, 自
CFE C3
CTBT 特記, A4, B6, B7, D1, E4, デ3
DU E8
FMCT 特記, B2, B3, D1
GNEP B8
GSOMIA D3
IAEA 特記, A3, B4, B7, B8, D2
ICBM C3
INF C3
MD A2, A7, B9, C3, C8, D3, D4, D10
MOX D2
NATO D7
NPT A7, B1, B10, C4, C6, D1
PAC-3 D3, D4, E10
PAROS B2, B9
PNND E4, 自
PSI A3, B7
SLBM C4
SM-3 D3, D4
START C3

イアブック「核軍縮・平和2007」－市民と自治体のために－

2007年8月1日発行

初版第1刷

監修●梅林宏道

企画・執筆●ピースデポ・イアブック刊行委員会

池田佳代／梅林宏道※／大滝正明／嘉指信雄／黒崎 輝／田巻一彦／塚田晋一郎

中村桂子／林 公則／氷熊克哉／藤田明史／山口 響／湯浅一郎（※刊行委員会代表）

執筆協力●勝田忠広／茂垣達也／鈴木達治郎／豊島耕一／横山美奈

編集・製作●田巻一彦（編集長）／中村桂子／氷熊克哉／山口 響

製作協力●今井 明／福井拓也／藪 玲子

発行●NPO法人ピースデポ

〒223-0062 神奈川県横浜市港北区日吉本町一丁目30-27-4 日吉グリーンホ1F

TEL 045-563-5101 FAX 045-563-9907

E-mail office@peacedepot.org HP www.peacedepot.org

郵便振替：00250-1-41182 加入者名：「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座：横浜銀行日吉支店（普）1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

発売元●株式会社 高文研

〒101-0064 東京都千代田区猿樂町2-1-8

TEL 03-3295-3415 郵便振替：00160-6-18956

©Peace Depot 2007, Printed in Japan ISBN978-4-87498-387-4

ピースデポ出版物のご案内

☆ ピースデポ出版物を購入ご希望の方は、事務局までご注文ください。(送料別)
電話:045-563-5101 ファックス:045-563-9907 メール:office@peacedepot.org

【イアブック・バックナンバー】

「核軍縮・平和」は、1998年から毎年発行しています。新聞や他のメディアでは入手できない情報が満載です。
1998～2006年版もぜひお手元に!

●「核軍縮・平和2006」

梅林宏道 監修
田巻一彦 編集長
A5版301ページ
1800円

★特別記事

北朝鮮と6か国協議
NPT再検討会議と
国連/平和主義と米
軍再編/講演録・東
アジアの安全保障

★ 52のキーワード、40点の一次資料



●「核軍縮・平和2005」

梅林宏道 監修、田巻一彦 編集長
A5版382ページ 1800円

★特別記事

米軍再編と在日米軍/韓国人被爆者の証
言ほか

★ 63のキーワード、30点の一次資料

●「核軍縮・平和・自治体2004」

梅林宏道 監修、田巻一彦 編集長
A5版355ページ 1800円

★特別記事

モデル「東北アジア非核兵器地帯条約」/
クロノジー「北朝鮮核危機」ほか

★ 59のキーワード、25点の一次資料

●「核軍縮と非核自治体」

1998～2002年版在庫あり。1500円

【冊子、リーフレットなど】

●パンフレット

『脱軍備で平和と安全を』



ピースデポ「北東ア
ジア安保フォーラム」
500円
2005年 発行

★ 日本・中国・韓
国・カナダのNGO活
動者や研究者による
3年間にわたるプロ
ジェクトの成果。「東

北アジア非核兵器地帯」など非軍事の安全
保障構想を提唱。

●日韓ツインブックレット

『東北アジア非核地帯』(日本語版)



梅林宏道、イサム
ゾン、日韓共同刊
行委員会 編著
300円
2005年 発行

★ ピースデポと韓
国のNPO「平和ネットワーク」が共同で制
作。東北アジア非核地帯への理解を深め
る上で最適な教科書。

●ピースデポ・ブックレット

『米国・核態勢見直し(NPR)』

梅林宏道 暴露部分全訳 300円
A5版、64ページ 2002年 発行

★ ブッシュ政権の核政策を示した「核態
勢見直し(Nuclear Posture Review、
NPR)」の、非公開部分を含む全訳およ
び梅林宏道による解説記事。

「高文研」発行の本

(書店でお求めください。価格は本体価格です。)

●『ミサイル防衛-大いなる幻想』



デービッド・クリーガー、
カラー・オン 編
梅林宏道、黒崎輝 訳
1400円
2002年 発行

★ ジョゼフ・ロートブラッ
ト、リチャード・フォーク、
ダグラス・ロウチ、沈丁
立、李三星、梅林宏道
など、東西の軍事・軍縮専門家20人が、ミ
サイル防衛を検証、批判する。

●『検証「核抑止論」現代の「裸の王様」』



ロバート・D・グリーン 著
梅林宏道、阿部純子 訳
1500円
2000年 発行

★ 核兵器の非合法性、非
道徳性、非現実性を徹底的
に検証し、「核抑止論」の催
眠術的トリックを打ち破る、核
問題の入門書。

●『少女・十四歳の原爆体験記』



橋爪文 著
1500円
2001年 発行

★ 女学校三年生。勤
労動員先で被爆し、奇
跡的に生きのびた少女
は、翌日、死の街を縦
断して一人わが家に向
かう…

それから半世紀、地獄を体験したトラウマを
ようやく克服、今なお生々しいその記憶を
文字に定着した。

●『情報公開法でとらえた在日米軍』

梅林宏道 著 2500円
1992年 発行

★ 在日米軍と基地の実態に
迫り、米国の世界戦略の中心
に組み込まれた在日米軍の全
貌を多くの資料によって明らか
にする。



*このページの書籍は、ピースデポでも
お取り扱いしています。

市民の手による
平和のための
シンクタンク

ピースデポ

ピースデポは、軍事力によらない安全保障体制の構築をめざし、一次情報にもとづく正確で価値ある情報・分析・視点を提供している、平和問題に関するシンクタンクです。政策立案、市民活動、平和教育などをバックアップします。

世界各国のNGO（非政府組織）と密接に連携しながら活動しています。

☆11年に及ぶ情報誌「核兵器・核実験モニター」（月2回）の刊行は、各界から高い評価を受けています。

☆この情報誌の発行のほか、次のような活動をしています。

- イアブック「核軍縮・平和—市民と自治体のために」（毎夏発行）
- 各種セミナー、研究会、ワークショップ、海外NGO行事への活動者派遣
- 非核自治体や国会及び地方議員活動のサポート

★ピースデポは、会の趣旨に賛同する会員の会費で運営されています。ぜひ会員になってください。また、翻訳、資料整理などのボランティアも募集中です。お気軽にご連絡ください。

NPO法人 ピースデポ

（代表：梅林宏道）

〒223-0062 横浜市港北区日吉本町一丁目30-27-4
日吉グリユーネ1F

電話：045-563-5101

FAX：045-563-9907

Eメール：office@peacedepot.org

ウェブ：http://www.peacedepot.org